

秋田市 の あらまし

令和 6 年度



秋田市議会事務局

発刊にあたって

この「秋田市のあらまし」は、中核市として着実に発展を続けている本市の現況をご理解いただくために、秋田市政全般にわたる主要事項を収録し、毎年発行しているものです。

本書の編さんあたりましては、貴重な資料の提供ならびにご協力をいただきました関係各位に対し、深く感謝いたしますとともに、今後ともご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

秋田市議会事務局

秋田市議会ホームページ <https://www.city.akita.lg.jp/shigikai/index.html>



秋田市の市章

昭和3年6月に制定され、的に矢を配し、秋田市の「田」の字と旧藩主佐竹氏の居城の別名「矢留」をあらわしている。（秋田市出身の文様学者、小場恒吉氏考案）

○市のシンボルカラー 若草色

昭和53年7月12日制定

さつ
市 の 花
き



け
市 の 木
や
き



昭和37年6月4日選定
昭和53年7月12日制定

昭和43年3月5日選定
昭和53年7月12日制定

目 次

◎ おいたち -----	1
◎ 位置・地勢 -----	2
◎ 都市宣言 -----	2

第1章 議会

1. 議会構成 -----	4
2. 委員会 -----	5
3. 議会の活動状況 -----	6
4. 報酬・旅費等 -----	9
5. 議会事務局 -----	10
6. 歴代正副議長 -----	13
7. 秋田市議会議員名簿 -----	14

第2章 デジタル化推進本部

1. 秋田市デジタル化推進計画【第2.0版】の推進 -----	16
2. 令和6年度の主な取組 -----	17

第3章 総務部

1. 歴代三役 -----	20
2. 新庁舎の建設 -----	24
3. 職員数 -----	25
4. 給与および報酬 -----	26
5. 職員研修 -----	29
6. 福利厚生 -----	29
7. 防災・その他の危機管理 -----	30
8. 行政改革推進状況 -----	32
9. 公文書管理制度 -----	33
10. 情報公開制度 -----	33
11. 個人情報保護制度 -----	34
12. 契約 -----	34
13. 財産管理・活用 -----	34

14. 庁舎	34
15. 工事検査	35

第4章 企画財政部

1. 第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」の推進	38
2. 第2期秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	38
3. 移住促進事業	38
4. 秋田市シティプロモーション推進事業	38
5. 地域おこし協力隊活用事業	38
6. 秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	38
7. 企業版ふるさと納税推進事業	39
8. 地域資源魅力発信事業	39
9. 文化創造プロジェクト推進経費	39
10. 中核市サミット開催市負担金	39
11. しあわせづくり市民意識調査実施経費	39
12. 友好・姉妹都市交流推進事業	39
13. 国際平和推進事業	39
14. 地域国際化推進事業	40
15. 公立大学法人運営費交付金	40
16. 公立大学法人施設整備費補助金	40
17. 地域情報化の推進	40
18. 事務のOA化	40
19. 番号制度啓発経費	41
20. 統計調査関係業務	41
21. 広報活動	41
22. 広聴事業	42
23. 外旭川地区まちづくり事業の推進	43
24. 東京事務所	43
25. 移住相談の強化	43
26. 財政関係	44
27. 税関係	45
28. 各会計別の集計	46
29. 一般会計歳入款別集計	48

30. 一般会計歳出款別集計 -----	50
31. 一般会計歳入財源別集計 -----	52
32. 一般会計歳出性質別分類 -----	53
33. 市債計画一覧 -----	54
34. 一般会計から他会計への繰出金等調 -----	55
35. 年度別経費の人口、世帯負担額（歳出）-----	56
36. 年度別市税の人口、世帯負担額 -----	57
37. 地方交付税調 -----	58
38. 普通交付税調 -----	58

第5章 観光文化スポーツ部

1. 観光振興の推進 -----	60
2. にぎわいの創出 -----	60
3. 文化振興 -----	61
4. スポーツの振興 -----	65
5. 秋田拠点センターアルヴェ・秋田市民交流プラザ管理室 -----	70
6. 大森山動物園 -----	70

第6章 市民生活部

1. 秋田市斎場 -----	74
2. 平和公園（墓地公園） -----	74
3. 南西墓地 -----	74
4. 河辺墓地 -----	75
5. 北部墓地 -----	75
6. 自治振興 -----	75
7. 市民協働・都市内地域分権の推進 -----	78
8. 男女共生社会の推進 -----	78
9. 女性の活躍推進 -----	79
10. にじいろあきたの推進 -----	79
11. 家族・地域の絆づくりの推進 -----	79
12. 総合窓口業務 -----	79
13. 住民基本台帳、戸籍関係の異動・届出等取扱件数 -----	80
14. 国民年金 -----	83

15. 国民健康保険事業	83
16. 健康診査等	86
17. 後期高齢者医療制度	87
18. 高齢者健康保健事業	87
19. 西部市民サービスセンター	87
20. 新屋ガラス工房	88
21. 北部市民サービスセンター	88
22. 土崎みなと歴史伝承館	88
23. 河辺市民サービスセンター	88
24. 雄和市民サービスセンター	89
25. 南部市民サービスセンター	89
26. 東部市民サービスセンター	89
27. 中央市民サービスセンター	90
28. 駅東サービスセンター	90
29. 市民相談	90
30. 消費生活	91
31. 計量検査所	92

第7章 福祉保健部

1. 福祉保健関係の法定計画	94
2. 生活保護	95
3. 高齢者福祉	96
4. 障がい者福祉	102
5. 医療費の助成	103
6. 民生委員・児童委員	104
7. 介護保険	104
8. 指導監査等	105
9. 地方独立行政法人市立秋田総合病院の支援等	106
10. 生活困窮者自立支援事業	106
11. 参考	107
秋田市保健所	
1. 保健総務	109
2. 健康管理	110

3. 衛生検査	113
4. 保健予防	114
5. 秋田市保健センター	116
秋田市食肉衛生検査所	
1. 食肉に供する獣畜の食肉衛生検査（と畜検査）	117
2. 伝達性海綿状脳症（T S E）のスクリーニング検査	117
3. 残留有害物質モニタリング検査	117
4. 枝肉の微生物検査	117
5. 認定小規模食鳥処理場監視	117

第8章 子ども未来部

1. 次世代育成支援	120
2. 母子福祉	120
3. 子ども福祉医療	121
4. 青少年の非行防止および健全育成	122
5. 児童福祉	122
6. 幼稚園	128
7. 放課後児童対策	128
8. 母子保健	130

第9章 環境部

1. 環境保全対策	132
2. 清掃事業（ごみ、し尿）	135
3. 産業廃棄物	144

第10章 産業振興部

商工業・サービス業の振興

1. 新エネルギー産業の推進	146
2. 企業の活性化の推進	146
3. 企業立地・事業拡大の推進	154
4. 雇用の拡大と質の向上	159
5. 貿易と物流の拡大	161

農林水産業の振興	
1. 戰略的で多様なアグリビジネスの促進	161
2. 農林水産業経営の確立と食料の安定供給	163
3. 農山村地域の活性化と森林整備の推進	166
公設地方卸売市場	168

第 11 章 建設部

1. 道路	172
2. 河川	175
3. 公園緑地	176
4. 都市緑化	180

第 12 章 都市整備部

1. 都市計画	184
2. 景観の創造および保全	186
3. 市街地の開発整備	188
4. 住環境の整備	189
5. 公的住宅の整備	191
6. 交通政策	192
7. 交通安全対策等	192

第 13 章 教育委員会

1. 学校教育	196
2. 社会教育	199

第 14 章 公営企業（上下水道局）

1. 上下水道事業	204
2. 公営企業経営成績の推移	208

第 15 章 行政委員会

1. 選挙管理委員会	212
2. 農業委員会	215
3. 監査委員	218

第 16 章 消防

1. 現有消防力	220
2. 消防団員の報酬	221
3. 令和 5 年中の火災・救急・救助統計	221
4. 緊急消防援助隊	221
5. 國際消防救助隊	222
6. 高度救助隊	222
7. 消防総合通信指令システム	222
8. カメラ機能付携帯電話画像伝送システム	223
9. FAX (ファックス) 119	223
10. Web (ウェブ) 119 緊急通報システム	223
11. 無人航空機	223
12. モバイル映像伝送システム	223
13. 多言語三者通話サービス	223

第 17 章 公社等

1. (公財)秋田市総合振興公社	226
2. (一財)秋田市駐車場公社	227
3. 太平山観光開発(株)	228
4. (一財)秋田市労働者福祉振興協会	228
5. (公財)秋田観光コンベンション協会	229
6. 河辺地域振興(株)	230
7. (株)雄和振興公社	230
8. (一財)秋田市学校給食会	231

第 18 章 統計

1. 人口、世帯の推移 (国勢調査結果)	234
2. 産業別就業人口の推移 (国勢調査結果)	234
3. 令和 2 年国勢調査の結果	235
4. 学校数および生徒数等の推移	235
5. 市立小・中学校校舎面積の推移	236
6. 事業所数・従業者数の推移	237
7. 製造業の推移	237

8. 商店数、従業者数、販売額の推移 -----	238
9. 農家数と耕地面積の推移 -----	238

◎ 秋田市機構等一覧表

◎ おいたち

秋田市の開発は、天平5年（733年）、大和朝廷が北辺守備の拠点として、高清水の丘に出羽柵（秋田城）を設置したことから始まる。

その後、南北朝、室町時代を経て、足利末期の戦国時代には、安東氏（のち秋田氏）が土崎地区に湊城を築城し、政治、経済、文化の中心として繁栄した。

そして慶長7年（1602年）、当時「窪田（くぼた）」と称した寒村に、佐竹氏が水戸から推定1万から1万5千人の人々とともに移り住んだ。

佐竹氏は、神明山（後の千秋公園）に新城を築き、侍町の内町、町人町の外町の町割りを行った。このまちづくりは、当時としてはすぐれた都市計画であり、いわゆる封建諸侯の防御、出撃を主眼とした戦略的なまちづくりであった。

明治4年の廃藩置県後、現秋田市は久保田から秋田と改称され、県庁所在地となった。

秋田町と呼ばれた明治10年ごろは、世帯数約9,700戸、人口約32,000人の町であったが、明治19年の大火と悪疫の流行により、町勢がおとろえ、人口も減少し、明治22年4月の市制施行当時の秋田市は、面積6.9km²、世帯数約6,600戸、人口約29,300人であった。

その後、秋田市は町村合併、雄物川放水路の開通、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、鉱物資源の開発、羽越・奥羽の両本線をはじめとする交通運輸機関の整備等により、市勢はめざましく発展した。

昭和36年には新しい時代の要請に応え、総合かつ計画的な行政の方向を明らかにした初の「秋田市の現状と将来の展望」を策定し、これに基づいて区画整理、公園、上・下水道、学校建築など都市整備が活発に進められ、城下町秋田から近代都市に生まれ変わった。以後、おおむね5年ごとにこの長期計画を見直し、新たな将来展望を策定してきたが、平成3年の第7次から名称を秋田市総合計画と変更した。

その後、平成9年4月1日に中核市となり、平成17年1月11日には河辺郡河辺町、雄和町を編入し、市域が拡大した。

令和3年3月には、令和3年度から7年度までを計画期間とする第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」を策定した。時代の変化に対応するため、5年を計画期間とする「基本構想」と毎年度見直す「推進計画」により構成するとともに、人口減少問題を正面から受け止め、必要な分野において一体的かつ集中的に経営資源を投入して取り組むため、創生戦略を設定し、「秋田市を元気にすること」、「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現を目指している。

◎ 位置・地勢

秋田市は、秋田県のほぼ中心に位置し、日本海に面して、面積は906.07km²で、県の総面積の7.8%を占めている。

東は出羽丘陵が連なり、太平山ろく一帯は秋田杉の美林でおおわれ、自然景観を誇っている。

市の南部を雄物川が西に流れ、また中心市街地を南に貫流する旭川は、太平川と合流し日本海に注いでいる。

海岸線は極めて単調であり、海岸線の1～2kmの内側沿岸域には黒松の砂防林が植栽されている。

南と北には、豊かな秋田平野がひらけ地味が肥え、生産力が高い穀倉地帯となっている。

市庁の位置は、東経140度6分で東京とほぼ同一経線上にあり、緯度は北緯39度43分で、ニューヨークと大体同緯度にある。

市域の変遷

編入年月日	面積(km ²)	人口(人)	世帯(戸)	備考
明治22年4月1日	6.87	29,297	6,598	市制施行
38年8月1日	7.19	29,986	6,735	広山田村（檜山觀音前、長沼、宮田、愛宕下）、寺内村（八橋一里塚）、旭川村（泉馬場、新堰、反町、原ノ町、手形山崎）編入
42年12月21日	7.32			旭川村、手形深田（現秋大敷地）編入
大正13年4月1日	11.48	42,202	6,787	牛島町全域編入
15年4月1日	14.00	46,165	7,520	川尻村全域編入
昭和8年3月14日	75.95	54,756	8,257	旭川村全域編入
16年4月1日	132.09	98,246	17,626	土崎港町、寺内町、新屋町、広山田村編入
29年10月1日	428.88	176,064	29,035	太平村、外旭川村、飯島村、下新城村、上新城村、浜田村、豊岩村、仁井田村、四ツ小屋村、上北手村、下北手村、下浜村編入
30年1月1日	458.92	181,624	29,946	金足村編入
平成17年1月11日	905.67	336,395	133,141	河辺町、雄和町編入
令和6年4月1日現在	906.07	296,828	138,175	

◎ 都市宣言

交通安全都市宣言 昭和37年3月12日

非核平和都市宣言 議会で非核平和都市宣言に関する決議を昭和59年12月24日議決

ゆとり創造都市宣言 平成4年2月7日

環境都市あきた宣言 平成16年7月19日

はずむスポーツ都市宣言 議会でははずむスポーツ都市宣言に関する決議を平成20年12月19日議決

秋田市男女共生推進都市宣言 平成27年10月31日

秋田市ゼロカーボンシティ宣言 令和5年2月14日

秋田市笑顔あふれるこどものまち宣言 令和6年2月14日

第1章 議 会

[議会]

1. 議会構成

(1) 議員定数

条例定数 36人、現員数 36人

※地方自治法の改正により、平成23年5月に議員定数の法定上限が撤廃

任期 令和5年5月2日～令和9年5月1日

[経緯]

○「秋田市議会議員の定数を減少する条例」

- 昭和35年の国勢調査時の人口が20万3,000人であり、法定人口20万人をわずか3,000人超えただけであったので、市長提案により法定による4人増を2人増にとどめ42人とした。(昭和37年12月25日制定、昭和38年4月30日執行一般選挙から施行)
- 平成2年の国勢調査の結果、人口は30万2,000人となり、法定数が48人となったが、市長提案により法定数48人を4人減の44人とした。(平成2年12月26日改正、平成3年4月21日執行一般選挙から施行)
- 「秋田市議会議員の定数を定める条例」の設定に伴い廃止した。(平成13年12月25日)

○「秋田市議会議員の定数を定める条例」

- 地方自治法の改正(平成11年法律第87号)を受け、「秋田市議会議員の定数を定める条例」を制定し、定数を42人とした。(平成13年12月25日公布、平成15年4月27日執行一般選挙から施行)
- 河辺町および雄和町の編入に伴い、法定合併協議会で地方自治法第91条第5項を適用し、定数を法定上限数の46人とすることに決定したことから、「秋田市議会議員の定数を定める条例」を改正し、定数を46人とするとともに、条例施行以後、初めて期日を告示される一般選挙までの間、旧秋田市、旧河辺町、旧雄和町の3つの選挙区を設け、それぞれの選挙区の定数を42人、2人、2人とした。
(平成17年1月13日公布、平成17年2月6日執行増員選挙(旧河辺・雄和町両区域)から施行)
- 市町合併後の定数を決定する過程において、3選挙区、定数46人による選挙は市町合併後1回限りとし、その後は、全市1区の選挙とするとともに、定数についても減ずるべきとの考え方が法定合併協議会に報告されていることを踏まえて検討した結果、定数を市町合併前の42人とした。(平成18年9月13日公布、平成19年4月22日執行一般選挙から施行)
- 全国的な経済不況や雇用状況の悪化など、本市を取り巻く財政状況が非常に厳しいことや、市町村議会において、地域の実情に即し、自らの判断で議員定数を削減する傾向が顕著となっていることを踏まえて検討した結果、定数を39人とした。(平成22年10月5日公布、平成23年4月24日執行一般選挙から施行)
- 全国の市町村議会において、地域の実情に即し、自らの判断により議員定数を削減する状況が続いていることや、本市における将来の人口減や財政状況など厳しい現実に向き合い、議員数の適正化を検討した結果、定数を36人とした。(平成30年6月29日公布、平成31年4月21日執行一般選挙から施行)

(2) 年齢別議員数(令和6年4月1日現在)

年齢	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	平均年齢
人員	2人	4人	7人	15人	8人	60.5歳

(3) 当選回数（令和6年4月1日現在）

回 数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	合計
人 員	6人	6人	6人	6人	7人	2人	3人	36人

(4) 会派および党派別議員数（令和6年4月1日現在）

単位：人

会派名 \ 党派名	自由民主党	公明党	立憲民主党	日本共産党	日本維新の会	無所属	計
秋 水 会	1					7	8
フロンティア秋田			3			5	8
自 民 党	8						8
公明党秋田市議会		4					4
そ う せ い と 維 新					1	3	4
日本 共 産 党 秋田市議会議員団				2			2
市 民 ク ラ ブ						2	2
計	9	4	3	2	1	17	36

2. 委員会（令和6年4月1日現在）

(1) 常任委員会

委 員 会 名	定 数	任 期	所 管 事 項
予算決算委員会	36人	2年	予算および決算に関する事項
総務委員会	9人	2年	総務部、企画財政部、デジタル化推進本部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会および公平委員会の各所管に属する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項
厚生委員会	9人	2年	市民生活部、福祉保健部および子ども未来部の各所管に属する事項
教育産業委員会	9人	2年	観光文化スポーツ部、産業振興部、教育委員会および農業委員会の各所管に属する事項
建設委員会	9人	2年	環境部、建設部、都市整備部および上下水道局の各所管に属する事項

(2) 議会運営委員会

定 数	任 期	選 出 方 法	所 管 事 項
9人	2年	各派交渉団体（4人以上の会派）の所属議員数の比率によって選出する。委員長は議長選出会派から、副委員長は副議長選出会派から選出する例が多い。	議会の運営、議会の会議規則、委員会に関する条例等および議長の諮問に関する事項について調査し、議案、陳情等を審査する。

3. 議会の活動状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(1) 本会議開催状況

会期別 区分	定 例 会				小計	臨 時 会			小計	合計
	6月	9月	11月	2月		5月	8月	1月		
会 期	6月8日 ～ 7月3日	9月4日 ～ 10月10日	11月28日 ～ 12月21日	2月14日 ～ 3月19日		5月23日 ～ 5月24日	8月18日 ～ 8月21日	1月23日 ～ 1月24日		
会期日数	26日	37日	24日	35日	122日	2日	4日	2日	8日	130日
開議日数	5日	6日	6日	5日	22日	2日	2日	2日	6日	28日
会議時間	9時間 10分	12時間 26分	13時間 14分	12時間 28分	47時間 18分	1時間 30分	36分	20分	2時間 26分	49時間 44分

(2) 会期別付議事件数

単位：件

会期別 区分	定 例 会				小計	臨 時 会			小計	合計	
	6月	9月	11月	2月		5月	8月	1月			
市長提出	予 算 案	3	5	15	31	54	2	1	2	5	59
	条 例 案	7	10	21	44	82			1	1	83
	議 決 案	8	7	18	10	43					43
	同 意	19		1	5	25	1		1	2	27
	認 定		4			4					4
	承 認 予 算							1	1	2	2
	承 認 条 例						2			2	2
	諮 問 案		4		5	9					9
	小 計	37	30	55	95	217	5	2	5	12	229
	合 計	39	31	55	95	220	5	2	5	12	232
議員提出	条 例 案		1			1					1
	会 議 規 則 案										
	意 見 書 案	2				2					2
	決 議 案										
	小 計	2	1			3					3

(3) 本会議出席状況

会期別 区分	定 例 会				臨 時 会		
	6月	9月	11月	2月	5月	8月	1月
平均出席議員数	36人	36人	35人	36人	36人	36人	36人

(4) 本会議傍聴人数

会期別 区分	定 例 会				臨 時 会			合計
	6月	9月	11月	2月	5月	8月	1月	
本会議傍聴者数	67人	73人	123人	40人	5人	3人	4人	315人

(5) 代表質問、一般質問および答弁時間

区分	会期別 質問時間等	定例会				合計
		6月	9月	11月	2月	
代 表 質 問	1回目質問者数				5人	5人
	質問時間				3時間8分	3時間8分
	答弁時間				2時間26分	2時間26分
	再質問者数				5人	5人
	質問時間				58分	58分
	答弁時間				45分	45分
	質問時間 計 ①				4時間6分	4時間6分
一 般 質 問	答弁時間 計 ②				3時間11分	3時間11分
	1回目質問者数	8人	9人	9人	3人	29人
	質問時間	3時間40分	3時間58分	4時間12分	1時間25分	13時間15分
	答弁時間	2時間26分	3時間17分	3時間39分	44分	10時間6分
	再質問者数	8人	9人	9人	3人	29人
	質問時間	1時間11分	1時間21分	1時間49分	25分	4時間46分
	答弁時間	47分	1時間4分	1時間19分	14分	3時間24分
	質問時間 計 ③	4時間51分	5時間19分	6時間1分	1時間50分	18時間1分
	答弁時間 計 ④	3時間13分	4時間21分	4時間58分	58分	13時間30分
質問時間合計①+③		4時間51分	5時間19分	6時間1分	5時間56分	22時間7分
答弁時間合計②+④		3時間13分	4時間21分	4時間58分	4時間9分	16時間41分

※平成22年9月定例会から、初回の質問は一括質問・答弁方式で行い、再質問以降は一問一答方式で行うこととした。

(6) 会期別議決状況

単位：件

区分	会期別	定例会				小計	臨時会			小計	合計
		6月	9月	11月	2月		5月	8月	1月		
市 長 提 出	可決・承認	18	22	53	85	178	4	2	4	10	188
	否決			1		1					1
	撤回										
	認定		4			4					4
	継続										
	同意	19	4	1	10	34	1		1	2	36
	小計	37	30	55	95	217	5	2	5	12	229
議 員 提 出	可決	2	1			3					3
	否決										
	継続審査										
	小計	2	1			3					3
合計		39	31	55	95	220	5	2	5	12	232

(7) 委員会およびその他の会議開催回数

会議名	委員会		その他	合計
	会期中	閉会中		
予算決算委員会	21回			21回
総務委員会・予算決算委員会総務分科会	10回	2回		12回
厚生委員会・予算決算委員会厚生分科会	13回	1回		14回
教育産業委員会・予算決算委員会教育産業分科会	11回	3回		14回
建設委員会・予算決算委員会建設分科会	10回			10回
議会運営委員会	24回	6回		30回
全員協議会			2回	2回
各派会長会議			12回	12回
世話人会議			1回	1回
各派代表者会議			4回	4回
正副委員長会議			1回	1回
合計	89回	12回	20回	121回

(8) 請願・陳情審査件数および審査結果

単位：件

審査結果 会期別	審査案件	採択	趣旨採択	不採択	継続審査
請願	6月				
	9月				
	11月				
	2月				
	小計				
陳情	6月	5	2	3	
	9月	1		1	
	11月	4		4	
	2月	3		3	
	小計	13	2	11	
合計	13	2		11	

(9) 委員会別請願・陳情審査件数

単位：件

委員会区分	議会運営	総務	厚生	教育産業	建設	合計
請願						
陳情		3	6	4		13

(10) 議員発議状況

会期別	件名	議決結果
6月定例会	・地方財政の充実・強化に関する意見書提出の件 ・豊かな学びの実現、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担割合引上げに関する意見書提出の件	可決 可決
9月定例会	・秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を設定する件	可決

4. 報酬・旅費等

(1) 議員報酬

単位：円

適用年月日	議長	副議長	議員
平成元年4月1日	580,000	530,000	510,000
〃3年4月1日	630,000	580,000	560,000
〃5年4月1日	670,000	620,000	600,000
〃7年4月1日	700,000	650,000	620,000
〃9年4月1日	720,000	670,000	640,000
〃15年1月1日	714,000	664,000	634,000
〃17年12月1日	704,000	655,000	625,000

(2) 期末手当

報酬月額に1.2を乗じて得た額に、次の支給割合を乗じて得た額（令和6年4月1日適用）

$$6月 \frac{160}{100} \quad 12月 \frac{162.5}{100} \quad \text{合計} \frac{322.5}{100}$$

(3) 政務活動費

1人月額100,000円を4月、7月、10月および1月の4回に分けて会派に交付する。

適用年月日	月額(円)	備考
昭和53年4月1日	20,000	調査研究費(創設)
〃56年4月1日	30,000	調査研究費(改定)
〃60年4月1日	40,000	〃
平成元年4月1日	60,000	〃
〃2年4月1日	75,000	〃
〃3年4月1日	80,000	〃
〃13年4月1日	100,000	政務調査費(条例により制定)
〃25年3月1日	100,000	政務活動費(条例により制定)

※新型コロナウイルス感染症に係る市の支援策等に活用してもらうため、令和2年度は5割減額し、令和3年度は3割減額した。

(4) 一般旅費

単位：円

区分	日 当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1日につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
市長、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者又はこれらに相当する職務にある者	3,000	14,800	13,300	3,000

甲地方…秋田県の地域以外の地域 乙地方…秋田県の地域

乙地方の場合、日当を支払わない

(5) 行政視察旅費(1人年額)

区分	金額(円)	適用年月日
常任委員会視察旅費	140,000	平成18年4月1日
議会運営委員会視察旅費	70,000	平成18年4月1日
特別委員会視察旅費	実費支給	

5. 議会事務局

(1) 議会刊行物

ア 市議会報

- (ア) 名 称 「あきた市議会だより」昭和51年2月創刊
- (イ) 発行部数・回数 1回当たり139,500部(令和6年度予算)・年4回(定例会ごと)発行
- (ウ) 判型・ページ数 A4判・10ページ(代表質問を実施した定例会のみ14ページ)
- (エ) 組 字 1段12字×34行・5段組
- (オ) 活 字 ・ 色 10~12ポイント(オフセット印刷)・黒と特色
- (カ) 編 集 あきた市議会だより編集委員会
- (キ) 配 布 先 市内全戸および指定する箇所
- (ク) 配 布 部 数 1回当たり139,000部(令和6年度予算)
- (ケ) 声 の 議 会 報 視覚障がい者を対象に「あきた市議会だより」の内容を記録媒体に録音し、郵送する。
- (コ) 令和6年度予算 印刷製本費 13,512千円(PDFファイル含む)
配布委託料 4,526千円

イ 会議録

- (ア) 判 型 A4判・横書・1段(47字、41行)
- (イ) 発 行 部 数 定例会、臨時会ごと107部(令和6年度予算)
- (ウ) 活 字 ・ 色 10ポイント(オフセット印刷)・黒
- (エ) 配 付 先 議員、当局、図書館等
- (オ) 令和6年度予算 2,340千円(会議録印刷製本費、データ反訳業務委託料)

ウ 秋田市のあらまし

議員に電子データで配付

平成27年度版より市議会ホームページで公開

エ 秋田市議会関係例規・事例集

議員・事務局職員に例規・事例集を電子データ等で配付

府内 LAN上で事例集のデータベースを公開

(2) 行政視察来市状況（令和5年度）

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ団体数	1	0	0	-	-	0	1	3	0	0	1	0	6
延べ人数	5	0	0	-	-	0	1	11	0	0	1	0	18

※令和5年7月の豪雨災害への対応のため、7月および8月の視察の受入れは全て中止した。

(3) 他市からの調査依頼受理件数（令和5年度） 151件

※令和5年7月の豪雨災害への対応のため、7月19日から8月31日までの間に送付のあった、調査依頼に対する回答を中止した。

(4) 議会図書

ア 藏書数（令和6年4月1日現在）

単位：冊

分類	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	加除法令等	合計
冊数	95	15	456	697	22	22	22	28	19	6	176	1,558

イ 議員図書費（令和6年度予算額） 20千円

(5) 会議録閲覧検索システム

ア 導入年月 平成7年4月（令和3年6月から新システム稼働）

イ 目的 本会議における議案の審議状況、代表・一般質問の状況、請願・陳情の採択状況および常任委員会・決算特別委員会の審査状況等の議会情報について、閲覧・検索を行う。

ウ 概要 会議録および委員会記録の全文が検索対象であり、議会名、質問者名、固有名詞等様々な角度からのアクセスが可能である。また、会議録は平成14年8月から、委員会記録は平成23年7月から市議会のホームページ上で公開し、インターネットでの検索が可能となっている。

エ 対象 本会議の会議録は平成2年度以降、委員会記録は平成23年度以降について閲覧・検索が可能である。

(6) 本会議におけるケーブルテレビでの放映およびインターネット録画配信

平成13年6月から、定例会の本会議における市長説明、代表質問および答弁、一般質問および答弁をケーブルテレビで生中継している。また、平成19年6月からケーブルテレビの録画映像を利用したインターネット録画配信を実施している。

平成24年6月からは、定例会および臨時会について、原則全ての日程をケーブルテレビおよびインターネットで生中継している。

(7) 議事運営等におけるタブレット端末の活用

平成30年6月定例会から、議案をはじめとした各種議会資料については、紙媒体から電子媒体に変えて提供し（一部紙資料併用）、議会における各会議においてタブレット端末を活用したペーパーレス会議を行っている。令和元年6月定例会からペーパーレス会議に完全移行した。

ア タブレット アップル i Pad Pro 12.9インチ

イ 貸与先 議員、議会事務局職員（54台）

ウ 予算額 令和6年度

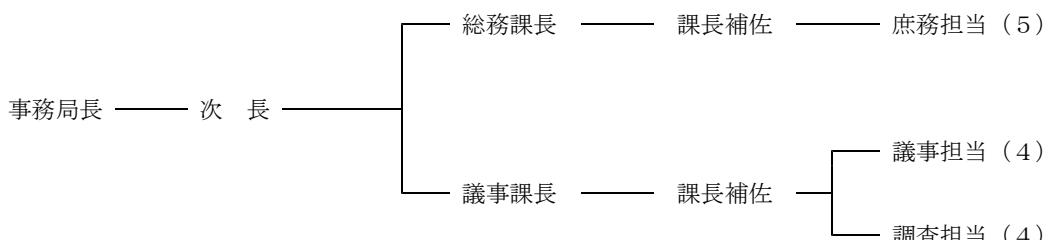
4,031千円（端末通信費用、クラウド使用料等）

(8) 委員会のオンライン開催

重大な感染症のまん延防止や大規模災害の発生もしくは育児、介護その他のやむを得ない事由により、委員会の開会場所に参集することが困難な場合に、オンラインによる方法で委員会を開催するため、令和4年6月定例会において会議規則および委員会条例の一部改正を行った。

(9) 議会事務局機構（令和6年4月1日現在）

定数20人・現員19人



6. 歴代正副議長

議 長			副 議 長	
代	氏 名	在 任 期 間	氏 名	在 任 期 間
初代	泉田政成	明治22・5・10～明治24・1・5	大貫敏藏	明治22・5・10～明治24・1・5
2	大貫敏藏	明治24・1・13～明治25・3・26	鈴木常吉	明治24・1・23～明治25・3・26
3	渡辺新一	明治25・4・1～明治29・12・10	井上廣居	明治25・4・4～明治29・12・10
4	井上廣居	明治30・1・1～明治31・3・25	高堂兵右衛門	明治30・1・1～明治30・12・25
5	渡辺新一	明治31・4・8～明治31・12・10	石井正太郎	明治31・1・8～明治31・12・10
6	井上廣居	明治32・1・11～明治33・1・15	市川護久	明治32・2・21～明治38・1・5
7	平野直治	明治33・1・17～明治34・7・25	村山三之助	明治38・1・13～明治40・3・27
8	市川護久	明治34・8・11～明治35・9・10	館岡忠吉	明治40・4・6～大正6・3・27
9	船山忠定	明治35・9・17～明治38・1・13	佐野八五郎	大正6・4・9～大正8・1・28
10	長谷川勝太郎	明治38・6・24～明治40・1・15	湊鶴吉	大正8・1・29～大正10・3・27
11	村山三之助	明治40・4・6～大正6・3・26	稻見春之助	大正10・4・11～大正12・5・10
12	館岡忠吉	大正6・4・9～大正10・3・26	佐藤小太郎	大正12・5・26～大正14・3・20
13	山崎城	大正10・4・2～大正12・4・10	長谷川勝太郎	大正14・4・20～昭和3・8・20
14	加賀谷長兵衛	大正12・5・6～大正13・1・4	根田忠党	昭和3・9・12～昭和4・3・20
15	湊鶴吉	大正13・1・15～昭和7・10・5	戸崎順治	昭和4・4・9～昭和8・4・30
16	片屋永之助	昭和7・10・20～昭和8・3・26	筒井英次郎	昭和8・5・9～昭和12・5・15
17	田口松太郎	昭和8・5・9～昭和10・11・4	野口周治郎	昭和12・5・5～昭和17・6・30
18	片屋永之助	昭和10・11・13～昭和17・5・20	辻兵太郎	昭和17・7・13～昭和20・3・10
19	加藤助吉	昭和17・7・13～昭和20・9・22	梅津忠尚	昭和20・5・30～昭和22・5・30
20	小西傳助	昭和20・10・1～昭和22・4・29	石井直茂	昭和22・5・22～昭和26・4・29
21	田口長太郎	昭和22・5・22～昭和26・4・29	川原田理七	昭和26・5・17～昭和27・5・27
22	田口長太郎	昭和26・5・17～昭和30・4・29	佐藤末松	昭和27・5・30～昭和28・5・27
23	田口長太郎	昭和30・5・17～昭和31・1・21	白滝末紀	昭和28・5・30～昭和29・5・31
24	鈴木傳八	昭和31・2・21～昭和34・5・1	三宅藤吉	昭和29・5・31～昭和30・4・29
25	鈴木傳八	昭和34・5・21～昭和38・4・29	鈴木傳八	昭和30・5・17～昭和31・2・21
26	鈴木傳八	昭和38・5・21～昭和40・9・29	林次郎	昭和31・2・21～昭和32・5・31
27	小玉賢次郎	昭和40・9・29～昭和42・5・1	林次郎	昭和32・5・31～昭和34・5・1
28	浅野正三	昭和42・5・16～昭和44・6・23	長浜谷久助	昭和34・5・21～昭和36・5・25
29	神田常治	昭和44・6・23～昭和46・5・1	浅野正三	昭和36・5・25～昭和38・5・1
30	丸山清	昭和46・5・19～昭和48・6・25	錢谷小太郎	昭和38・5・21～昭和40・9・29
31	渡部啓悦	昭和48・6・25～昭和50・5・1	泉鎌一郎	昭和40・9・29～昭和42・4・18
32	鎌田喜右衛門	昭和50・5・19～昭和54・5・1	佐藤民治	昭和42・5・16～昭和46・5・1
33	伊藤秀男	昭和54・5・14～昭和55・8・26	鎌田喜右衛門	昭和46・5・19～昭和50・5・1
34	藤田禧逸	昭和55・9・10～昭和58・5・1	橋本金一	昭和50・5・19～昭和54・5・1
35	長谷川清美	昭和58・5・16～昭和59・12・6	加藤茂	昭和54・5・14～昭和56・6・15
36	藤田禧逸	昭和59・12・6～昭和60・5・31	荻原長雄	昭和56・6・15～昭和58・5・1
37	三浦茂彦	昭和60・6・11～昭和62・5・1	保坂直一	昭和58・5・16～昭和60・6・11
38	淡路定一	昭和62・5・20～平成元・6・15	保坂惣五郎	昭和60・6・11～昭和62・5・1
39	加藤茂	平成元・6・15～平成2・2・18	新岡雅	昭和62・5・20～平成元・6・15
40	古谷英雄	平成2・3・5～平成3・5・1	古谷英雄	平成元・6・15～平成2・3・5
41	熊谷国太郎	平成3・5・20～平成5・6・10	加賀屋三郎	平成2・3・5～平成3・5・1
42	相原政志	平成5・6・10～平成7・5・1	菊地達雄	平成3・5・20～平成5・6・10
43	鈴木孝雄	平成7・5・19～平成9・6・6	古谷隆一	平成5・6・10～平成7・5・1
44	大塚隆一	平成9・6・6～平成11・5・1	前田喜蔵	平成7・5・19～平成9・6・6
45	芦田晃敏	平成11・5・21～平成13・6・6	藤原敬介	平成9・6・6～平成11・5・1
46	高橋智徳	平成13・6・6～平成15・5・1	榎清	平成11・5・21～平成13・6・6
47	佐々木晃二	平成15・5・23～平成17・7・4	渡辺一男	平成13・6・6～平成15・5・1
48	赤坂光一	平成17・7・4～平成19・5・1	安井貞三	平成15・5・23～平成17・7・4
49	加賀谷正美	平成19・5・18～平成21・6・1	渡辺良雄	平成17・7・4～平成19・5・1
50	加賀谷正美	平成21・6・1～平成23・5・1	宇佐美洋二朗	平成19・5・18～平成21・6・1
51	小木田喜美雄	平成23・5・24～平成25・6・4	鈴木忠夫	平成21・6・1～平成23・5・1

議長			副議長		
代	氏名	在任期間	氏名	在任期間	
52	鎌田修悦	平成25・6・4～平成27・5・1	成沢淳子	平成23・5・24～平成25・6・4	
53	渡辺正宏	平成27・5・22～平成29・6・8	相場金二	平成25・6・4～平成27・5・1	
54	小林一夫	平成29・6・8～令和元・5・1	石塚秀博	平成27・5・22～平成29・6・8	
55	岩谷政良	令和元・5・21～令和5・5・1	花田清美	平成29・6・8～令和元・5・1	
56	菅原琢哉	令和5・5・23～	小野寺誠	令和元・5・21～令和3・6・3	
57			熊谷重隆	令和3・6・3～令和5・5・1	
58			小松健	令和5・5・23～	

7. 秋田市議会議員名簿（令和5年4月23日選挙）

令和5年5月23日現在

議席番号	氏名	郵便番号	住所	会派	党籍	委員会※	自宅電話番号
1	奈良順子	011-0946	土崎港中央一丁目8番27号	共産	共産	教産	845-0477
2	後藤良	010-0845	手形山南町3番25号	フ秋	無	厚生・議運	090-1546-8774
3	船木純	011-0941	土崎港北一丁目6番13号	フ秋	立民	教産	090-5493-0459
4	藤井翼	010-0802	外旭川字水口92番地5	そ維	無	建設	868-3723
5	菊地格夫	010-1618	新屋松美ガ丘北町8番30号	そ維	無	厚生・議運	070-2650-3943
6	若松尚利	010-0851	手形字大沢44番地13	そ維	維新	教産	807-7091
7	佐藤佳人	011-0141	下新城長岡字毛無谷地316番地9	公明	公明	教産	873-6407
8	牧野守	011-0902	寺内堂ノ沢一丁目8番38-201号	公明	公明	厚生・議運	853-0585
9	荻原貴幸	011-0902	寺内堂ノ沢二丁目10番12号	秋水	無	総務	802-0513
10	飯牟礼克年	010-0062	牛島東四丁目5番32号	自民	自民	厚生	080-3956-1701
11	工藤潤平	010-1637	新屋扇町13番8号	自民	自民	総務	874-8058
12	工藤知彦	010-1341	雄和新波字竹ノ花37番地1	自民	自民	建設	839-3618
13	佐藤純子	010-1211	雄和椿川字方福97番地	共産	共産	厚生	886-3378
14	藤田信	010-0003	東通五丁目2番10号	フ秋	無	総務	811-2738
15	藤枝隆博	010-1632	新屋大川町16番1号	フ秋	立民	教産	828-1871
16	工藤新一	010-1424	御野場四丁目10番9号	フ秋	立民	総務・議運	839-0177
17	佐藤哲治	019-2741	河辺岩見字萱森29番地1	フ秋	無	建設	883-2635
18	武田正子	010-0043	桜ガ丘一丁目8番地2	公明	公明	総務	832-1053
19	安井誠悦	010-0001	中通四丁目1番52-406号	市ク	無	総務	837-7768
20	細川信二	011-0946	土崎港中央一丁目15番7号	秋水	無	教産・議運	893-5916
21	川口雅丈	010-0001	中通六丁目15番13号	秋水	無	厚生	833-9267
22	見上万里子	010-0844	手形山中町10番16号	秋水	無	総務	835-4693
23	佐藤宏悦	010-1408	上北手大戸字閑上218番地1	秋水	無	建設	835-5166
24	伊藤一榮	010-1417	四ツ小屋字笹葉9番地	秋水	無	建設・議運	839-4191
25	安井正浩	010-0917	泉中央五丁目1番3-903号	自民	自民	厚生・議運	863-4407
26	倉田芳浩	011-0946	土崎港中央一丁目12番18号	フ秋	無	厚生	845-4038
27	小林一夫	010-1503	下浜羽川字二十町73番地	フ秋	無	建設	879-2428
○	小松健	010-0963	八橋大沼町15番30号	そ維	無	総務	865-6147
29	石塚秀博	010-1423	仁井田字大野143番地3	公明	公明	建設	839-1564
30	花田清美	010-1421	仁井田本町一丁目15番3号	市ク	無	建設	839-4342
31	渡辺正宏	010-0953	山王中園町11番40号	秋水	自民	教産・議運	864-0658
32	小木田喜美雄	010-0066	牛島南二丁目1番13号	秋水	無	厚生	839-7075
33	伊藤巧一	010-1224	雄和種沢字沼田47番地	自民	自民	教産・議運	886-2775
34	熊谷重隆	019-2625	河辺北野田高屋字雷谷地47番地2	自民	自民	建設	882-2851
◎	菅原琢哉	011-0913	飯島鼠田三丁目5番19号	自民	自民	一	845-6068
36	小野寺誠	019-2741	河辺岩見字萱森留見瀬24番地6	自民	自民	総務	883-2725

備考 ○は議長、○は副議長、秋水は秋水会、フ秋はフロンティア秋田、自民は自民党、公明は公明党秋田市議会、そ

維はそうせいと維新、共産は日本共産党秋田市議会議員団、市クは市民クラブである。

議運は議会運営委員会で、総務・厚生・教産（教育産業）・建設は各常任委員会である。

※ 議長を除く全議員が予算決算委員会に所属

第2章 デジタル化推進本部

[デジタル化推進本部]

人口減少と少子高齢化が進む中、安定した質の高い公共サービスを提供・維持していくためには、行政の各分野において、ＩＣＴやＡＩをはじめとしたデジタル技術の活用が不可欠であり、手続を行う市民の利便性の向上と、行政事務の効率化を図ることで、コロナ禍などの社会変容へも対応する「デジタル市役所」の実現を目指す必要がある。

デジタル化推進本部は、「秋田市部設置条例」に基づき、重要かつ緊急的な行政課題に対応するために設置された組織であり、令和3年6月に本市のデジタル化の推進に関する施策の基本的な方針を定めた「秋田市デジタル化推進計画」を策定し、令和6年4月に「秋田市デジタル化推進計画【第2.0版】」への改定を行った。

1. 秋田市デジタル化推進計画【第2.0版】の推進

前計画における基本方針を整理し、全て取り込む形で改定を行った。取組事項として、「デジタル化の基礎条件整備」を土台として、第14次秋田市総合計画における創生戦略と連動するよう「デジタルを活用した創生戦略」を位置付けた。この計画に基づき、デジタル化推進本部では、デジタル化に係る取組を企画・調整するとともに、業務所管課へ技術的な指導・支援を行うなど、市全体のデジタル化を部局横断的に推進することとしている。

デジタル化推進計画【第2.0版】の概要

- (1) 計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間）
- (2) 目指す将来像：「行政の各分野でデジタル技術を活用し、行政手続の簡素化や行政運営の効率化を図ることで、市民の利便性の向上に努めるとともに、市役所に行かなくても全ての手続ができる「デジタル市役所」の実現を目指す。」「市民一人ひとりがデジタル技術を使いこなしながら、生活の質を高めることで、「心豊かな暮らし」を実現するとともに、誰一人取り残されない社会を目指す。」
- (3) 重要な視点：
 - 視点① 利用者ファースト、デジタルファースト、スマホファースト
 - 視点② 情報の共有と価値の創出
 - 視点③ BPRを伴う改善と見直しの継続
 - 視点④ デジタル人材の育成
- (4) 取組事項：
 - 1 デジタル化の基礎条件整備
 - (1) デジタル基盤の整備
 - (2) デジタル人材の育成
 - (3) 誰一人取り残されないための仕組み
 - 2 デジタルを活用した創生戦略
 - (1) 先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり
 - (2) 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上
 - (3) 未来につなぐ環境立市あきたの推進
 - (4) 子どもを生み育てやすい社会づくり
 - (5) いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり
 - (6) 分野を超えた取組等
 - 3 情報セキュリティ対策の徹底

2. 令和6年度の主な取組

- (1) オープンデータ活用推進事業 (予算額 79千円)
行政の所有するデータについて、データの公開希望やデータを活用した取組等について話し合う、オープンデータ意見交換会（官民データラウンドテーブル）を実施し、オープンデータの二次利用による地域課題の解決を目指す。
- (2) 秋田市公式LINE運用経費【令和6年度新規事業】 (予算額 2,278千円)
対象者に応じたプッシュ型情報発信や、各種手続等に関する問合せへの自動応答など、市民との「双方向」による情報発信・受信が可能となる「秋田市公式LINE」を全庁的に運用し、デジタル市役所の実現を進める。
- (3) 庁内定型業務RPA運用経費 (予算額 1,452千円)
デジタル市役所の実現に向けて、業務改革の機運・意識を醸成するため、全庁共通定型業務へRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を導入・運用し、事務の効率化、業務時間の削減を行う。
- (4) 生成AIの全庁的利活用【令和6年度新規事業】 (予算額 0円)
生成AIの利用を全庁へ展開し、全職員を対象に更なる行政事務の効率化を図るとともに、今後も継続して生成AIのより効果的な活用研究および情報共有を進める。
- (5) 議事録作成機器運用経費 (予算額 449千円)
議事録作成事務の効率化および業務時間の削減を図るため、自動で文字起こしを行う議事録作成機器を運用する。
- (6) 動画自動作成システム運用経費 (予算額 1,318千円)
字幕・音声入りの動画による市民への情報発信および府内のデジタル人材の育成に向けた動画研修体制を整備するため、簡易な手法で動画作成が可能となるシステムを運用する。
- (7) 高齢者等デジタル活用支援事業 (予算額 3,368千円)
民間企業との共同事業により、スマートフォン相談窓口を設置するとともに、出前講座「はじめてのスマートフォン教室」を開催し、高齢者をはじめとする市民のデジタル活用を継続的に支援する。

第3章 総務部

[総務部]

1. 歴代三役

(1) 市長

歴代	氏名	在任期間
1	小泉吉太郎	明治 22・5・27～明治 28・6・22
2	羽生氏熟	明治 28・7・16～明治 28・11・22
3	御代弦	明治 29・2・22～明治 38・3・28
4	野口能毅	明治 38・4・4～明治 39・7・5
5	大久保鉄作	明治 39・8・15～大正 5・8・14
6	井上廣居	大正 5・8・18～昭和 7・9・3
7	湊鶴吉	昭和 7・10・5～昭和 9・9・5
8	鈴木安孝	昭和 9・10・28～昭和 13・10・27
9	村地信夫	昭和 14・2・11～昭和 16・10・22
10	加賀谷朝蔵	昭和 17・9・23～昭和 20・9・22
11	児玉政介	昭和 20・12・5～昭和 22・3・24
	児玉政介	昭和 22・4・5～昭和 26・4・4
12	武塙祐吉	昭和 26・4・25～昭和 30・4・13
	武塙祐吉	昭和 30・4・30～昭和 34・4・29
13	川口大助	昭和 34・4・30～昭和 38・4・29
	川口大助	昭和 38・4・30～昭和 42・4・29
	川口大助	昭和 42・4・30～昭和 46・4・29
14	荻原麟次郎	昭和 46・4・30～昭和 47・12・24
15	高田景次	昭和 48・2・11～昭和 52・2・10
	高田景次	昭和 52・2・11～昭和 56・2・10
	高田景次	昭和 56・2・11～昭和 60・2・10
	高田景次	昭和 60・2・11～平成 元・2・10
	高田景次	平成 元・2・11～平成 2・4・10
16	石川鍊治郎	平成 2・5・27～平成 6・5・26
	石川鍊治郎	平成 6・5・27～平成 10・5・26
	石川鍊治郎	平成 10・5・27～平成 13・6・6
17	佐竹敬久	平成 13・7・8～平成 17・7・7
	佐竹敬久	平成 17・7・8～平成 21・2・24
18	穂積志	平成 21・4・12～平成 25・4・11
	穂積志	平成 25・4・12～平成 29・4・11
	穂積志	平成 29・4・12～令和 3・4・11
	穂積志	令和 3・4・12～

(2) 助役（平成19年3月31日をもって、助役制度を廃止）

歴代	氏名		在任期間
1	根田忠正		明治 22・6・5～明治 26・10・30
	根田忠正		明治 26・11・27～明治 29・8・11
2	平野貞幹		明治 29・8・22～明治 35・8・21
3	市川護久		明治 35・9・12～明治 38・7・15
4	大槻俊綱		明治 38・8・19～明治 43・5・2
5	高根為吉		明治 43・6・3～大正 5・6・2
	高根為吉		大正 5・7・30～大正 9・7・30
6	戸崎順治		大正 9・11・11～大正 13・11・10
	戸崎順治		大正 13・11・11～昭和 3・11・10
7	長谷部順治		昭和 4・1・15～昭和 8・1・14
	長谷部順治		昭和 8・2・5～昭和 12・2・2
8	小貫太郎		昭和 14・6・29～昭和 18・6・28
9	藤井喜太郎		昭和 18・7・28～昭和 22・4・7
10	佐藤儀助		昭和 22・4・18～昭和 26・4・17
11	小畠勇二郎	第一	昭和 26・6・21～昭和 30・3・16
12	藤井喜太郎	第二	昭和 26・6・21～昭和 30・6・20
	藤井喜太郎	〃	昭和 30・6・21～昭和 34・4・29
13	塩谷末吉	第一	昭和 30・6・20～昭和 34・3・20
14	小島政見	第一	昭和 34・5・24～昭和 38・5・23
	小島政見	〃	昭和 38・5・24～昭和 42・5・23
	小島政見	〃	昭和 42・5・24～昭和 46・5・23
15	斎藤石雄	〃	昭和 42・8・9～昭和 46・8・8
16	船山忠重	第一	昭和 48・3・5～昭和 52・3・4
	船山忠重	〃	昭和 52・3・5～昭和 56・3・4
	船山忠重	〃	昭和 56・3・5～昭和 60・3・4
17	小林義七郎	第二	昭和 48・3・5～昭和 52・3・4
18	柏谷廉	第二	昭和 52・3・5～昭和 56・3・4
	柏谷廉	〃	昭和 56・3・5～昭和 58・12・5
19	佐藤博之	第二	昭和 58・12・6～昭和 60・3・31
20	田村君夫	第二	昭和 60・4・1～平成元・3・31
	田村君夫	〃	平成元・4・1～平成3・12・5
21	照井清司	第一	昭和 60・5・1～平成元・4・30
	照井清司	〃	平成元・5・4～平成2・4・28
22	土田康雄	第一	平成3・2・1～平成7・1・31
	土田康雄	〃	平成7・2・1～平成11・1・31
	土田康雄	〃	平成11・2・1～平成13・3・26
23	工藤昇	第二	平成4・1・27～平成8・1・26
24	鈴木忠	第二	平成8・1・27～平成12・1・26
25	相場道也	第二※1	平成12・1・27～平成16・1・26
	相場道也		平成16・1・27～平成18・6・30
26	松葉谷温子		平成14・2・1～平成18・1・31
27※2	飯塚明		平成18・2・1～平成19・3・31
28※2	大山幹弥		平成18・7・1～平成19・3・31

※1 平成14年1月31日をもって第一助役、第二助役制度を廃止

※2 平成19年4月1日から副市長

(3) 副市長

歴代	氏名	在任期間
1	飯塚 明	平成 19・4・1～平成 21・7・28
1	大山 幹 弥	平成 19・4・1～平成 22・3・31
3	石井 周 悅	平成 22・2・1～平成 26・1・31
	石井 周 悅	平成 26・2・1～平成 30・1・31
	石井 周 悅	平成 30・2・1～令和 4・1・31
4	中川 康 行	平成 22・4・1～平成 23・12・31
5	鎌田 潔	平成 24・1・28～平成 28・1・27
	鎌田 潔	平成 28・1・28～令和 2・1・27
	鎌田 潔	令和 2・1・28～令和 6・1・27
	鎌田 潔	令和 6・1・28～
6	柿崎 武 彦	令和 4・4・1～

(4) 収入役（平成20年1月29日をもって、収入役制度を廃止）

歴代	氏名	在任期間
1	大山 泰藏	明治 22・6・29～明治 28・6・28
	大山 泰藏	明治 28・6・29～明治 32・2・23
	大山 泰藏	明治 32・2・28～明治 38・3・27
	大山 泰藏	明治 38・2・28～明治 41・3・28
2	神尾 重信	明治 41・5・4～大正 3・5・3
	神尾 重信	大正 3・5・4～大正 7・5・3
	神尾 重信	大正 7・5・4～大正 11・5・6
3	佐藤 信三郎	大正 11・5・17～大正 15・5・16
	佐藤 信三郎	大正 15・5・17～昭和 5・5・16
	佐藤 信三郎	昭和 5・5・17～昭和 10・2・20
4	坂本 武治	昭和 10・2・21～昭和 14・2・20
	坂本 武治	昭和 14・2・27～昭和 16・11・6
5	豊田 得三	昭和 18・8・1～昭和 19・10・4
6	池田 善藏	昭和 19・11・22～昭和 23・11・21
	池田 善藏	昭和 23・11・25～昭和 27・11・24
	池田 善藏	昭和 27・11・25～昭和 31・11・24
7	奈良恭三郎	昭和 31・12・20～昭和 35・12・19
	奈良恭三郎	昭和 35・12・20～昭和 36・12・20
8	館山 輿一	昭和 36・12・21～昭和 40・12・20
	館山 輿一	昭和 40・12・21～昭和 44・12・20
9	富樫重次郎	昭和 44・12・21～昭和 48・12・20
10	神成福治	昭和 48・12・25～昭和 52・12・24
	神成福治	昭和 52・12・25～昭和 56・12・24
11	佐藤 博之	昭和 56・12・25～昭和 58・12・6
12	宮越孝二	昭和 58・12・6～昭和 60・3・31
13	遠藤 進	昭和 60・4・1～平成 元・3・31
	遠藤 進	平成 元・4・1～平成 3・12・5
14	佐々木 鍊治	平成 4・1・30～平成 8・1・29
15	佐藤 義則	平成 8・1・30～平成 12・1・29

歴代	氏名	在任期間
16	保坂五郎	平成 12・1・30 ~ 平成 16・1・29
17	佐々木敏雄	平成 16・1・30 ~ 平成 20・1・29

2. 新庁舎の建設

旧庁舎は、昭和39年の完成から約50年が経過し、老朽化や耐震性の問題、また、庁舎分散による市民サービスの低下などの課題が顕著となっていた。このため、平成22年度に策定した新庁舎建設基本構想に基づき、平成25年12月「市民に親しまれ、市民サービスの向上を実現する、人に優しい庁舎」など、5つの基本コンセプトの実現に向けて建設工事に着手した。平成28年4月に工事が完成し、同年5月6日から新庁舎における業務を全面的に開始している。

平成28年度には、旧庁舎の解体、分館改修工事および駐輪場整備工事が完了した。また、平成29年12月に駐車場整備および植栽工事が完了したことにより、新庁舎建設に係る全ての事業が終了した。

【新庁舎概要】

工 事 名 :	秋田市新庁舎建設工事
工 事 場 所 :	秋田市山王一丁目1番1号
敷 地 面 積 :	25,851.40m ²
延 ベ 面 積 :	31,132.96m ²
構 造 :	鉄筋コンクリート造(免震構造)
階 数 :	地上6階 塔屋1階 地下1階
高 さ :	29.5m
工 期 :	平成25年12月24日～平成28年4月28日
設計・監理 :	日本設計・渡辺佐文建築設計・コスマス設計秋田市新庁舎建設設計共同企業体
施 工 :	清水・千代田・シブヤ・田村建設工事共同企業体

【新庁舎建設経緯】

- 昭和63年5月 庁舎建設準備委員会を設置(庁舎の狭隘化解消のため検討を開始)
平成元年8月 第二庁舎建設設計画案作成業務を委託
3年3月 庁舎建設基金条例を設定
4年11月 庁舎建設検討委員会を設置(狭隘化解消策について検討)
5年4月 山王21ビルを借り上げ、教育委員会を移転
7年9月 阪神淡路大震災の発生を受け、建設計画の抜本的な見直しを表明
8年3月 平成19年国体開催までに新庁舎を建設する方針を表明
8年6月 新庁舎建設検討委員会を設置
平成9年度 基本構想素案資料作成業務を委託(想定事業費:約200億円)
平成11年12月 建設方針の見直しを表明
12年2月 平成26年度を建設完了の目安とする旨を表明
平成13年度 当面の措置として福祉棟を建設
平成13～17年度 庁舎の延命化工事に着手(事業費:約4億6千万円)
平成20年4月 建設準備室を設置し、基本構想の策定に着手
21年6月 建設の再検討を表明
21年8月 市庁舎耐震診断および整備計画検討等業務を委託
22年6月 庁舎整備の方針として、分館を有効に活用しつつ、新庁舎を建設することを決定
23年3月 基本構想を策定
23年7月 基本設計における技術提案の公開ヒアリングを実施
24年3月 基本設計を策定
25年3月 実施設計を策定
25年11月 建設工事の落札者を決定
25年12月 建設工事契約、着手

平成28年3月 本体部分の工事完成
 28年4月 建設工事完成
 28年5月 開庁
 29年1月 分館改修工事完成・業務開始
 29年3月 旧庁舎解体・駐輪場完成
 29年12月 駐車場整備・植栽工事完成
 新庁舎建設事業終了
 30年4月 庁舎建設基金条例を廃止

【庁舎建設基金積立状況】※平成3年3月秋田市庁舎建設基金条例を設定

単位：千円

年 度	積 立 額				
	一般財源	特財（運用益）	取り崩し額	計	累計額
2～22	8,075,306	242,969	0	8,318,275	8,318,275
23	0	6,321	-117,150	-110,829	8,207,446
24	0	5,872	-116,085	-110,213	8,097,233
25	0	6,385	-182,359	-175,974	7,921,259
26	0	4,442	-205,630	-201,188	7,720,071
27	0	3,753	-6,316,184	-6,312,431	1,407,640
28	0	505	-1,370,188	-1,369,683	37,957
29	0	17	-37,974	-37,957	0
合計	8,075,306	270,264	-8,345,570	0	

3. 職員数（令和6年4月3日現在※）

単位：人

部 局 名	職 員 数	
	定 数	現 員
市長の補助機関	1,740	1,678
公平委員会	3	(兼5)
議会事務局	20	19
選挙管理委員会事務局	7	7
監査委員事務局	9	8
農業委員会事務局	14	13
教育委員会	330	284
上下水道局	203	185
消防	445	416
計	2,771	2,610

※令和6年4月3日付け 卸売市場再整備担当部長採用

4. 給与および報酬

(1) 市長等の給料月額（平成17年12月1日適用）

単位：円

市長	副市長	常勤の監査委員	教育長	企業管理者
1,173,000	899,000	594,000	708,000	703,000

※平成21年12月1日より上記給料月額から市長については10%、市長以外については5%を減額する措置を講じている。

(2) 一般職の給与

ア 初任給

単位：円

高卒	短大卒	大卒
171,882	185,661	203,563

イ 一般行政職平均給料月額（令和6年4月1日現在）

314,500円（平均年齢42.3歳）

ウ ラスパイレス指数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
98.3	98.0	97.9	97.8	98.0

(3) 非常勤職員の報酬額

種別		報酬額		適用年月日
市議会議員	議長	月額	704,000円	H17. 12. 1
	副議長	月額	655,000円	〃
	議員	月額	625,000円	〃
教育委員	委員	月額	67,000円	H24. 4. 1
		日額	10,000円	〃
選挙管理委員	委員長	月額	49,000円	〃
		日額	10,000円	〃
	委員	月額	36,000円	〃
		日額	10,000円	〃
公平委員	委員長	月額	5,000円	〃
		日額	10,000円	〃
	委員	月額	3,000円	〃
		日額	10,000円	〃
農業委員	会長	月額	34,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	H24. 4. 1
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1
	会長代理	月額	32,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	H24. 4. 1
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1
	委員	月額	31,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	H24. 4. 1
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1

種 別		報 酬 額		適用年月日
固定資産評価審査委員	委員長	日額	11,000円	H10. 4. 1
	委員	日額	9,000円	〃
識見を有する者の中から選任された監査委員		月額	198,000円	H24. 4. 1
		日額	10,000円	〃
市議会議員の中から選任された監査委員		月額	27,000円	〃
		日額	10,000円	〃
民生委員推薦会委員		日額	7,000円	H 9. 4. 1
建築審査会委員		日額	7,300円	
社会福祉審議会	委員	日額	7,000円	H10. 4. 1
	審査部会委員	年額	36,000円	〃
土地区画整理審議会委員		日額	7,300円	H 8. 4. 1
国民健康保険運営協議会委員		日額	8,800円	H10. 4. 1
防災会議	委員	日額	7,300円	H 4. 4. 1
	専門委員	日額	20,000円	
開発審査会委員		日額	7,300円	
介護認定審査会委員		日額	20,000円	H11. 10. 1
感染症の診査に関する協議会委員		日額	10,000円	H17. 4. 1
国民保護協議会委員		日額	7,000円	H18. 4. 1
介護給付費等の支給に関する審査会委員		日額	19,700円	〃
公立大学法人評価委員会委員		日額	10,000円	H24. 10. 3
地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会委員		日額	10,000円	H25. 6. 27
小児慢性特定疾病審査会委員		日額	10,000円	H26. 12. 22
農地利用最適化推進委員		月額	31,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	〃
		年額	485,400円以内で市 長が定める額	H31. 4. 1
青少年問題協議会委員		日額	7,300円	H 4. 4. 1
功労者審査会委員		日額	7,300円	
文化財保護審議会委員		日額	7,300円	H 4. 4. 1
特別職の議員報酬等の額に関する審議会委員		日額	7,300円	H 9. 4. 1
都市計画審議会委員		日額	7,300円	
図書館協議会委員		日額	7,300円	H 4. 4. 1
文化振興審議会委員		日額	7,300円	
赤れんが郷土館協議会委員		日額	7,300円	
千秋美術館協議会委員		日額	7,300円	H17. 4. 1
廃棄物減量等推進審議会委員		日額	7,000円	H10. 4. 1
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	10,000円	H17. 4. 1
消費生活審議会委員		日額	7,000円	H10. 4. 1
環境審議会委員		日額	7,000円	H11. 4. 1
建築紛争調停委員会委員		日額	7,300円	
チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会委員		日額	7,000円	R 2. 4. 1

種 別		報 酬 額		適用年月日
都市環境の創造および保全に関する審議会	委員	日額	7,300円	
	専門委員	日額	7,300円	
太平山自然学習センター運営協議会委員		日額	7,300円	H15. 8. 22
退職手当審査会委員		日額	10,000円	H22. 4. 1
公設地方卸売市場運営協議会委員		日額	7,000円	H24. 4. 1
公設地方卸売市場取引委員会委員		日額	7,000円	〃
公文書管理委員会委員		日額	10,000円	H25. 4. 1
行政不服審査会委員		日額	10,000円	H28. 4. 1
秋田城跡歴史資料館協議会委員		日額	7,300円	H28. 4. 16
農業委員会委員候補者選考委員会委員		日額	7,300円	H29. 1. 1
生活環境保全審議会委員		日額	7,000円	H29. 4. 1
障がい者差別解消調整委員会委員		日額	7,000円	H30. 4. 1
障がい者差別解消支援地域協議会委員		日額	7,000円	H30. 4. 1
中小企業振興推進会議委員		日額	7,000円	H31. 2. 1
災害弔慰金等支給審査委員会委員		日額	20,000円	R 6. 3. 19
選挙長		日額	10,800円	R 元. 6. 28
投票所の投票管理者		日額	12,800円	〃
期日前投票所の投票管理者		日額	11,300円	〃
開票管理者		日額	10,800円	〃
投票所の投票立会人		日額	10,900円	〃
期日前投票所の投票立会人		日額	9,600円	〃
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額10,900円以内において従事する時間に応じ任命権者が定める額			〃
開票および選挙立会人	日額	8,900円		〃
土地区画整理事業評価員	日額	7,300円		
社会教育委員（会議に出席した場合に限る。）	日額	7,300円		H 4. 4. 1
その他の非常勤の職員	日額8,800円以内又は月額302,000円以内において市長が定める額。ただし、特に高度の専門的な知識経験等を必要とする職務にある職員として市長が認めるものにあっては、日額105,000円以内又は月額622,000円以内			H24. 4. 1

5. 職員研修

(1) 基本方針

秋田市人材育成基本方針では、めざす職員像として「市民・地域・組織にとって価値ある職員」を掲げており、「人事」・「研修」・「職場」での取組と、人事評価制度の連携による効果的な人材育成を進めている。

この方針の中で、職員研修は、職員としての使命と責任の自覚を促し、職務遂行に必要な知識・技能を習得させ、職員の資質向上を図る役割を担う。

今後、県都『あきた』創生プランに掲げる「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし」のもと、市民サービスの更なる向上に向けて、職員一人ひとりがその能力や意欲を存分に発揮することが求められ、組織においては、職員の力を育て、引き出し、職場の推進力としてまとめ上げることが重要となる。

これらのことから、職員研修においては、「秋田市人材育成基本方針」（令和4年3月策定）および「秋田市職員研修実施計画」（令和4年3月策定）に基づき、職員のキャリアや担当業務に応じた多様な研修機会の提供などによる能力開発と活力ある職場づくりを進める。

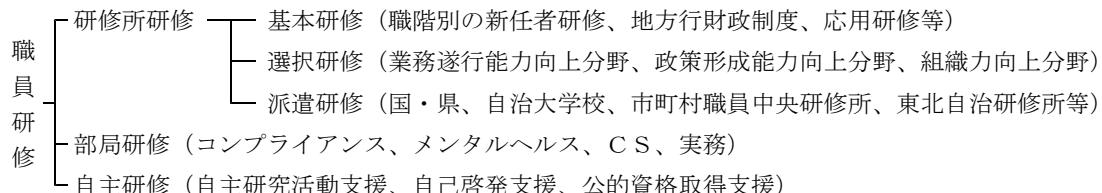
【めざす職員像：市民・地域・組織にとって価値ある職員

～寄り添う心・シビックプライド・変革する勇気を胸に～】

6つの行動指針

- 『喜働』…組織の一員として互いに尊重し合い、仕事や問題などを抱え込まずに協力して解決する。
- 『市民視点』…常に市民の感覚や立場で考え、市民に寄り添うように行動する。
- 『シビックプライド』…職員自らがまちに誇りと愛着を持ち、当事者意識と市民協働意識を持つ。
- 『チャレンジ』…自ら進んで知識・技術等の習得に励み、デジタル技術の活用などにより、前例にとらわれず困難な課題に挑戦する。
- 『スピード感・コスト意識』…経営感覚を磨き、中長期的な視点や直面する仕事の有益性や緊急性を正しく見極め、デジタル技術を活用し、迅速・的確に決断・行動する。
- 『信頼・感動』…高い倫理観と品格等を備え、プラスアルファの感動を与えるサービスを追求する。

(2) 職員研修事業の体系



6. 福利厚生

(1) 健康管理

- ア 定期健康診断（全職員）
- イ 腹部超音波検診（35歳以上の職員のうち、受診希望者）
- ウ 胃部がん検診（35歳以上の職員のうち、受診希望者）
- エ 婦人科検診
 - 子宮頸部がん・卵巣腫瘍検診（20歳以上の職員のうち、受診希望者）
 - 乳がん検診（30歳以上の職員のうち、受診希望者）
- オ 情報機器作業健康診断（ほぼ毎日情報機器作業に従事し、1日の作業が3時間以上の職員のうち、受診希望者）
- カ じん肺健診（関係業務に常時従事している職員のうち、受診希望者）
- キ アスベスト健診（関係業務に従事しているか過去に従事していたことがある職員のうち、受診希望者）
- ク B型肝炎検診（関係業務に従事する職員）
- ケ ストレスチェックの実施

- (2) 労働安全衛生
労働安全衛生組織の設置による危険および健康障害の防止
- (3) 被服貸与
災害対策業務用被服の貸与

7. 防災・その他の危機管理

(防災安全関係予算額 153,611千円)

(1) 秋田市地域防災計画

本市では、災害対策基本法に基づき昭和39年に「秋田市地域防災計画」を策定し、以来、社会経済情勢の変化、大規模災害発生時における教訓を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行いながら、より実効性のある計画となるよう努めている。

見直しの主なポイント

平成10年 阪神・淡路大震災の教訓を反映

平成20年 合併による市域拡大を反映

平成25年 東日本大震災を踏まえた被害想定の見直しを反映

平成30年 国、県計画との整合や豪雨災害の教訓を反映

令和6年 令和5年7月豪雨災害を含む最近の自然災害の課題等を踏まえた見直しを反映予定

(2) 危機管理体制の構築

危機管理計画および危機管理マニュアルの運用を平成22年4月1日から開始しており、必要に応じて修正を行うなど、各部局における危機管理マニュアルの適正管理に努めている。

また、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの防災情報や弾道ミサイル発射等の国民保護に関する有事情報を受信することができるJアラート（全国瞬時警報システム）を整備し、危機管理体制の強化を図っている。

さらに、大規模災害を想定した業務継続計画（BCP）を平成24年度に策定しており、必要に応じて修正を行っている。

(3) 避難標識の設置・整備

ア 地震等の災害発生時における指定緊急避難場所を市民に周知するため、避難標識を設置している。

(令和6年4月1日現在)

指定緊急避難場所	317か所
指定緊急避難場所標識設置箇所	99か所
指定緊急避難場所案内板設置箇所	35か所
指定緊急避難場所誘導標識設置箇所	13か所

イ 地震による津波発生時における指定緊急避難場所（津波）を市民に周知するため、避難標識を設置している。

(令和6年4月1日現在)

指定緊急避難場所（津波）	85か所
指定緊急避難場所（津波）標識設置箇所	27か所
津波注意標識設置箇所	6か所
津波避難誘導標識設置箇所	5か所
津波避難誘導標識（巻型）	48か所
津波避難ビル等案内標識	13か所

(4) 自主防災組織の結成・育成

災害時には、自治会の隣保協同の精神に基づき、相互に力を合わせて火災の防止、被害者の救出、救護、避難等の活動を組織的に行い、被害の軽減に努めることが大切であり、このような観点から未組織町内会に対し、組織結成の働き掛けを行うほか、地区や小学校区といった単位の協議会の結成を促進し、未組織町内会についても、広範囲にカバーできるような体制づくりを推進する。また、新規結成組織および結成から一定期間経過し積極的な活動をしている組織に対する防災資機材助成を行うほか、訓練および研修会等を通じて自主防災組織の育成強化に努めている。

(令和6年3月31日現在)

町内会総数	1,011	結成済町内会数	760	未結成町内会数	251	組織率	75.2%
-------	-------	---------	-----	---------	-----	-----	-------

(5) 防災の啓発

防災に対する基礎知識の習得と、防災意識の高揚を図るため、防災の日等あらゆる機会を捉え、積極的に防災に関するPRに努めている。

また、東日本大震災などの地震による大規模災害や、局地的豪雨による浸水や土砂災害などが全国的に発生しているとともに、本市でも水害被害が生じていることから、地域における防災力を強化するため、各地域を対象に避難訓練等の実施を支援している。

(6) 総合防災訓練の実施

災害時における本市の防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図るため、毎年人命に関わる負傷者等の救出、ライフライン復旧等の防災訓練を実施している。令和6年度は、中央地区と東部地区（予定）において訓練を実施する。

(7) 緊急救援物資の備蓄等

災害時の応急対策として、避難所において安全で安心な避難生活を確保するため、秋田県と県内各市町村との共同備蓄計画に基づき、食糧、飲料水などを計画的に備蓄（入替更新含む）するとともに、冬期の災害に備えた備蓄品を新たに購入する。

(8) 防災ネットあきた（災害時情報提供システム）の運用

災害発生時における避難情報などを電話やメール、ファックスで一斉に配信する「防災ネットあきた」を運用し、情報伝達体制の強化を図っている。

(9) 津波避難計画

「津波対策の推進に関する法律」を受け、平成30年度に策定した秋田市津波避難計画に基づき、住民の迅速かつ的確な避難行動による人的被害の低減に努めている。

(10) 国民保護のこと

武力攻撃事態等において、国・県による警報・避難指示の市民への伝達や市民の避難誘導、救援等の国民保護措置における市の役割を迅速かつ的確に実施するため、平成18年度に秋田市国民保護計画を策定し、平成26年度および平成28年度には国の「国民の保護に関する基本指針」の変更等を踏まえた変更を行っている。

(11) 水防訓練の実施

消防団員の士気高揚と水防技術の向上を図り、水防体制を強化することを目的として水防訓練を実施している。

(12) 災害等への対応

大雨や暴風などの自然災害や遭難、油流出等の事案発生時には、関係機関と連携し警戒体制を整えるとともに、避難情報の提供や被害状況の把握に努めている。

(13) 災害時応援協定

災害時における応急生活物資の確保や応急対策活動の協力を得るため、民間事業者との協定締結を推進している。

(14) 災害情報の収集や伝達

デジタル式移動系防災行政無線について、通信可能なエリアを市域の約7割、住家のある地域は全域カバーするように拡大し、災害時の情報収集と津波警報サイレンによる情報伝達を行うほか、災害対策本部情報システムを本庁舎内の災害対策本部室に設置し、被災状況の分析・表示、被災者支援など迅速かつ的確な災害対応を可能としている。

また、災害時に自動起動する緊急告知ラジオは、平成29年度は要配慮者利用施設および小中学校に、平成30年度からは各地区の自主防災組織の代表者等へ貸与している。令和6年度は、令和4年4月に発行した水害ハザードマップにより新たに指定された浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に貸与を行う予定であり、引き続き迅速な情報伝達を推進する。

8. 行政改革推進状況

(1) 第8次秋田市行政改革大綱（第4期・県都『あきた』改革プラン）の推進

令和5年1月に策定した第8次秋田市行政改革大綱では、前大綱に引き続き「公共サービスの改革」「財政運営の改革」「組織・執行体制の改革」の3つの視点により行財政改革を進めいくこととしている。

「公共サービスの改革」では、多様な主体によるまちづくりを推進するほか、デジタル技術や民間活力・ノウハウの活用など、サービスのあり方を見直すことで、安定した質の高い公共サービスの提供を目指す。

「財政運営の改革」では、選択と集中による経営資源の最適配分を図るほか、新規財源の開拓による歳入の確保や、公共施設に係るコスト縮減等による歳出の見直しを進めることで、将来にわたって安定的な財政基盤の確立を目指す。

「組織・執行体制の改革」では、多様化する行政需要や新たな行政課題に対応した適時・適切な組織づくりを推進するほか、デジタル技術の導入などにより業務の効率化を図ることで、社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応できる行政組織の構築を目指す。

(2) これまでの主な行政改革の実績

本市では、昭和60年の秋田市行政改革推進本部の設置以降、財政環境の変化や地方分権の進展を踏まえ、地方行財政が直面する厳しい環境に応え得る、簡素で効率的な行財政運営の確立を目指し、7次にわたって改革の推進に努めてきた。

平成27年度を初年度とする「第6次秋田市行政改革大綱」においては、市内全7地域における都市内地域分権の拠点の整備を完了させ、今後の市民協働・都市内地域分権の実践に向け、「秋田市市民協働指針」を策定したほか、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、「秋田市公共施設等総合管理計画」を策定した。また、中・長期財政見通しのもと、歳入規模に見合った歳出構造の堅持に努めるとともに、公共施設等の維持修繕の将来の財政需要に備えるため、公共施設等整備基金を設置した。組織機構については、観光・文化・スポーツによる交流人口の増加とにぎわい創出を図るために、観光文化スポーツ部を設置したほか、産業経済基盤の強化による地域の活力向上を図るため、産業振興部を設置した。

平成31年度を初年度とする「第7次秋田市行政改革大綱」においては、指定管理者制度や包括的民間委託の導入により、公共サービスの向上や財政負担の軽減に取り組むとともに、歳入の確保を図るため、ガバメントクラウドファンディングやネーミングライツをはじめとする新規財源の開拓を行った。また、誰もが安心して利用できる公共交通の実現に向け、将来の財政需要を見通し、公共交通活性化基金を新たに設置した。また、ICTの利活用による市民サービスの向上や、行政手続のオンライン化など、行政のデジタル化を部局横断的に推進するため、デジタル化推進本部を設置した。

9. 公文書管理制度

秋田市公文書管理条例による公文書管理制度は、実施機関および地方独立行政法人を対象とし、公文書等を市民が主体的に利用できる共有の知的資源と捉え、市民の知る権利を尊重し、市の有するその諸活動を現在および将来の市民に説明する責務を全うすることを目的としている。

この条例に基づき、公文書等を適正に管理するとともに、明治時代以降の議会関係文書などの特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図ることとしている。

なお、平成29年1月には本庁舎分館1階に歴史資料閲覧室を開設し、特定歴史公文書等の利用（閲覧、写しの交付、カメラの撮影等）を促進するための環境整備を行っている。

- ・「秋田市公文書管理条例」の施行および改正経緯

平成24年12月27日 公布

平成25年4月1日 一部施行

規則等を設定又は改廃するための公文書管理委員会に係る規定のみ

平成26年2月12日 条例の施行に必要となる「秋田市公文書管理条例施行規則」、「秋田市特定歴史公文書等利用等規則」および「秋田市公文書管理規程」を公文書管理委員会からの答申を受けて設定

「秋田市文書取扱規程」の全部改正

平成26年4月1日 施行（関係規則等を含む。）

平成28年4月1日 一部改正条例施行

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定およびこれに伴う秋田市情報公開条例の改正ならびに行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備をした。

令和5年4月1日 一部改正条例施行

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、特定歴史公文書等に係る個人情報の定義を改めるとともに、規定の整備をした。

10. 情報公開制度

情報公開制度は、実施機関（地方独立行政法人を含む。）が保有している情報を市民が知りたいと思うときに、それを入手し、利用できるよう、市民に対して情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関に対して情報を開示することを義務付けている。

本市における情報公開は、原則公開の確立、プライバシーの保護、市民の利用しやすい制度の確立および公正で迅速な救済制度の確立を基本原則として制度化している。

また、より開かれた市政を推進するため、情報公開制度と併せて、資料閲覧コーナーを設置し、市政に関する資料等の提供を行っている。

- ・「秋田市情報公開条例」の主な改正経緯

平成9年12月18日 公布

平成10年7月1日 施行

平成10年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了した公文書について適用

平成17年7月1日 一部改正条例施行

公文書の範囲に電磁的記録を含め、「職員が組織的に用いるもの（組織共用文書）」とするなど、旧条例18条のうち11条を一部改正し、16条を新設した。

平成25年4月1日 一部改正条例施行

実施機関に「市が設立した地方独立行政法人」を加える改正のほか、規定の整備をした。

平成26年4月1日 一部改正条例施行

平成10年4月1日前の公文書も開示の対象とするとともに、公文書の定義から特定歴史公文書等を除く等の改正のほか、規定の整備をした。

平成28年4月1日 一部改正条例施行

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定に伴う改正および行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備をした。

(1) 公文書開示請求等の状況

単位：件

年度	処理状況						取下げ	却下	合計
	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	小計			
5	144	87	2	22	0	255	1	0	256

(2) 公文書開示請求等に対する審査請求 3件

(3) 資料閲覧コーナー配架数 1,770冊

11. 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、個人情報の適切な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が適用となっている。

本市においても、法に基づき個人情報を適正に取り扱うとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する個人の権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護している。

(1) 保有個人情報開示請求等の状況

単位：件

年度	処理状況						取下げ	却下	合計
	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	小計			
5	32	7	0	4	0	43	0	0	43

(2) 保有個人情報利用停止請求 0件

(3) 保有個人情報訂正請求 0件

(4) 保有個人情報開示請求等に対する審査請求 0件

12. 契約

秋田市が発注する工事の請負や物品の購入および修繕、さらに測量等の業務委託に係る契約締結事務を行い、事務執行の効率化に資する。

13. 財産管理・活用

市の所有する普通財産の適切な管理を行うとともに、未利用地、未利用建物については、売却・貸付等の利活用の推進に努める。

14. 庁舎

昭和39年に旧本庁舎を建設以来、行政需要が毎年増大し、これに伴う職員の増加、組織機構の改革拡大、事務機械の導入等により年々狭あいになり、日常の効率的な事務の執行に支障を來したため、昭和52年に庁舎分館、昭和60年には消防庁舎を建設した。

また、地方分権の進展等を背景に、より一層充実した職員研修を実施するため、平成10年に職員研修棟を建設した。

平成13年には、来庁者の利便性向上と庁舎狭いの解消を目的に福祉棟を建設したほか、平成16年には職員会館を山王別館に改め、庁舎として行政利用した。

旧本庁舎の老朽化に伴い、平成25年度から新庁舎の建設工事に着手し、平成28年度の新庁舎の完成に伴い、旧庁舎（本庁舎、議場棟、福祉棟）を解体し、新たに「市民の広場」「駐車場」の整備を進め、平成29年12月に整備が終了した。分館については、平成28年度に耐震改修を行い、総合書庫等として活用を開始した。山王別館については、老朽化のため平成29年度に解体が完了した。

また、消防庁舎については、新庁舎の開庁に伴い、主たる使用者が消防本部となったため、平成29年度に同本部へ移管した。

(1) 本庁舎の現況

ア 落成年月日	平成28年 4月28日
イ 工 期	平成25年12月24日～平成28年 4月28日
ウ 敷 地 面 積	25,851.40m ²
エ 建 築 面 積	5,676.37m ²
オ 延 ベ 面 積	31,132.96m ²
カ 構 造	鉄筋コンクリート造（免震構造）
キ 規 模	地上6階、塔屋1階、地下1階
ク 事 業 費	14,580,836千円
ケ 財 源 内 訳	社会資本整備総合交付金 347,692千円 庁舎建設基金 8,108,867千円 合併特例債 5,318,400千円 その他起債 428,800千円 一般財源 377,077千円 計 14,580,836千円

(2) 庁舎分館

ア 落成年月日	昭和52年 5月30日
イ 建 築 面 積	542m ² 延べ面積 2,582.86m ²
ウ 構 造	鉄骨造 地上4階、地下1階
エ 建 築 工 事 費	311,900千円
オ 財 源 内 訳	一般財源 251,900千円 都市建設公社納付金 60,000千円 計 311,900千円
カ 耐 震 改 修	平成28年 7月 1日～平成29年 1月11日（改修工事費 73,039千円）

(3) 職員研修棟

ア 落成年月日	平成10年12月22日
イ 建 築 面 積	399.97m ² 延べ面積 798.81m ²
ウ 構 造	鉄骨プレハブ造 地上2階
エ 建 築 工 事 費	123,764千円
オ 財 源 内 訳	一般財源

15. 工事検査

建設工事の検査および実地指導を行い、公共施設の品質および耐久性の向上に資する。

第4章 企画財政部

[企画財政部]

1. 第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」の推進

前計画の基本理念や将来都市像など、その根幹となる考え方を土台としつつ、人口減少・少子高齢化や厳しい財政状況といった本市を取り巻く課題、新型コロナウイルス感染症による社会の変化などを踏まえて策定した第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」の推進を図る。

「県都『あきた』創生プラン」の概要

- (1) 計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）
- (2) 基本理念：「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし ～元気と豊かさを次世代に
人口減少を乗り越えて～」
- (3) 将来都市像：「豊かで活力に満ちたまち」
 - 「緑あふれる環境を備えた快適なまち」
 - 「健康で安全安心に暮らせるまち」
 - 「家族と地域が支えあう元気なまち」
 - 「人と文化をはぐくむ誇れるまち」

2. 第2期秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

まち・ひと・しごと創生法に基づき、目指すべき将来人口等を定めた「秋田市人口ビジョン」を踏まえ、地方創生・人口減少対策に係る政策目標や具体的な施策等を盛り込んで策定した「第2期秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に努める。

- (1) 期間：令和3年度～令和7年度（5年間）
- (2) 基本目標：
 - 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
 - 「魅力的で安定したしごとの場をつくる」
 - 「多様なつながりを築き、秋田市への新しいひとの流れをつくる」
 - 「高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進める」
 - 「持続可能な魅力ある地域をつくり、安全安心なくらしを守る」

3. 移住促進事業

（予算額 115,622千円）

移住希望者等への情報発信、移住相談ツアーの実施、移住体験住宅の運用および首都圏等における移住相談体制の強化等を通じて、本市への移住を促進する。

4. 秋田市シティプロモーション推進事業

（予算額 15,434千円）

本市の未来を創造する若い世代が地域資源の魅力に触れる機会を通して、本市への誇りや愛着を育むとともに、「若者にとって魅力あるまち」として発信することにより、市内外における本市の認知度・魅力度向上を図る。

5. 地域おこし協力隊活用事業

（予算額 15,036千円）

地域おこし協力隊を活用し、本市の暮らしの良さや魅力などを発信するほか、移住・定住コーディネーターとして移住者のフォローや移住希望者の相談にきめ細かに対応し、本市への移住定住の流れを生み出す。

6. 秋田市ふるさと応援寄附金推進事業

（予算額 228,386千円）

本市特産品を返礼品として寄附者へ提供することにより、地域経済の活性化を図るとともに、本市の魅力を発信し、寄附の拡大と関係人口の創出につなげる。

- 7. 企業版ふるさと納税推進事業** (予算額 3,135千円)
 企業版ふるさと納税の推進を通じて、地域再生計画に基づく地方創生事業の取組の推進を図るため、企業とのマッチング支援やPRを強化し、さらなる寄附の受入拡大につなげる。
- 8. 地域資源魅力発信事業** (予算額 4,815千円)
 歴史・文化などの地域資源を活用して本市の魅力を発信し、本市の認知度とイメージの向上を図ることにより、秋田市ふるさと応援寄附金などを通じた関係人口の創出・拡大につなげる。
- 9. 文化創造プロジェクト推進経費** (予算額 15,065千円)
 「文化創造のまち」の実現に向け、芸術文化を切り口に市民が主体的にまちづくりに関わる活動を創出するためのソフト事業やネットワークづくり等を推進する。
- 10. 中核市サミット開催市負担金** (予算額 7,882千円)
 地方分権の推進と地域の更なる発展に向け、都市共通の課題について議論を深め、将来へつながる政策を発信する「中核市サミット2024 in 秋田」を開催する。
- 11. しあわせづくり市民意識調査実施経費** (予算額 5,064千円)
 次期総合計画の策定に向けて、市民ニーズや施策への評価等を把握するため、「秋田市しあわせづくり市民意識調査V」を実施する。
- 12. 友好・姉妹都市交流推進事業** (予算額 14,698千円)
- (1) 海外友好・姉妹都市等
- | 都市名 | 提携形態 | 提携年月日 |
|------------------------|--------|---------------------|
| 蘭州市（中華人民共和国甘粛省） | 友好都市 | 昭和57年（1982年）8月5日提携 |
| パッサウ市（ドイツ連邦共和国バイエルン州） | 姉妹都市 | 昭和59年（1984年）4月8日提携 |
| キナイ半島郡（アメリカ合衆国アラスカ州） | 交流合意都市 | 平成4年（1992年）1月22日提携 |
| ウラジオストク市（ロシア連邦沿海地方） | 姉妹都市 | 平成4年（1992年）6月29日提携 |
| セントクラウド市（アメリカ合衆国ミネソタ州） | 姉妹都市 | 平成18年（2006年）6月28日提携 |
| 南寧市（中華人民共和国広西チワン族自治区） | 友好都市 | 令和3年（2021年）11月22日提携 |
- (2) 国内姉妹都市等
- | 都市名 | 提携形態 | 提携年月日 |
|------------|--------|---------------------|
| 常陸太田市（茨城県） | 姉妹都市 | 昭和52年（1977年）7月12日提携 |
| 大子町（茨城県） | 有縁町村 | 昭和57年（1982年）7月15日提携 |
| 仙北市（秋田県） | 連携交流都市 | 平成19年（2007年）8月4日提携 |
- ・令和6年度の主な事業
 提携40周年記念事業として、ドイツ・パッサウ市から代表団および市民訪問団を受け入れるほか、中国・蘭州市から研修員を受け入れるなど、幅広い分野において、各都市の特性や地域性を生かした交流を行い、友好・姉妹都市交流を推進する。
- 13. 國際平和推進事業** (予算額 2,387千円)
 小学生を対象とした国際平和に関する授業や被爆証言者を招いた講話会など、戦争の恐ろしさや平和の大切さについて理解を深める事業を実施し、市民の平和意識の醸成を図る。

14. 地域国際化推進事業

(予算額 2,999千円)

外国人住民に必要な情報をやさしい日本語や多言語で提供するとともに、日常生活で必要な日本語を学習できる日本語教室を無料で開催し、安心して地域で生活できるよう支援する。

また、秋田市国際フェスタを開催し、市民が国際的な視野を広げ、多文化共生への理解を深める機会の提供に努める。

15. 公立大学法人運営費交付金

(予算額 1,195,809千円)

公立大学法人秋田公立美術大学の安定した運営に資するため、運営費交付金を交付する。

16. 公立大学法人施設整備費補助金

(予算額 140,163千円)

公立大学法人秋田公立美術大学の施設整備事業および設備・備品整備事業を対象とした補助金を交付する。

17. 地域情報化の推進

(予算額 21,724千円)

情報通信技術の急激な進展や市民ニーズの変化に的確に対応した情報化施策を総合的に展開するとともに、インターネットを活用した各種サービスの提供や情報通信基盤の整備促進を図る。

(1) 公共施設案内・予約システムの運用

平成9年より、公共施設案内・予約システムを導入し、インターネットを通じ、公共施設の空き状況の照会、利用予約および抽選申込みができるサービスを開始した。平成18年度には、新システムに更新し、対象施設を増やすとともに、携帯電話からの利用や24時間対応など利便性の向上を図っている。

ア 文化施設 農山村地域活性化センター、下新城交流センター、北部市民サービスセンター、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館、東部市民サービスセンター、中央市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、旧松倉家住宅

イ 体育施設 八橋多目的グラウンド、八橋テニスコート、八橋公園第2球技場、市立体育館、茨島体育館、北部市民サービスセンター体育館、土崎市民グラウンド、西部体育館、河辺体育館、雄和体育館、雄和南体育館、浜田森林総合公園、太平山リゾート公園テニスコート、雄物川河川緑地施設、御所野総合公園テニスコート、御所野近隣公園、秋操近隣公園テニスコート、光沼アリーナ、光沼近隣公園テニスコート、一つ森公園体育館、一つ森公園テニスコート、雄和花の森テニスコート、北野田公園テニスコート、北野田公園アリーナ

ウ 宿泊施設 太平山リゾート公園森林学習館、太平山リゾート公園トレーラーハウス

(2) 電子申請サービスの運用

自宅や職場等のパソコンやスマートフォンのインターネットから、窓口に出向くことなく、いつでも申請・届出を行うことができる電子申請サービスを運用しながら、市民の利便性の向上を図っている。

(3) 行政手続案内システムの運用

行政手続の案内機能および申請書の作成支援機能を持つ行政手続案内システムを運用し、繁忙期の窓口待ち時間の緩和を図る。

18. 事務のOA化

(1) 基幹系システムの運用

(予算額 488,418千円)

令和3年9月に、市の基幹業務（住民登録、福祉等17業務）を、仕様が公開された製品で、地域情報プラットホームに準拠したパッケージ製品へ移行し、窓口業務の品質向上、事務の効率化を図っている。

(2) 「社会保障・税番号制度」への対応

(予算額 18,451千円)

国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、国が導入を進め、平成29

年11月に情報連携の本格運用が開始された「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」において、他団体と情報連携するための機器等を保守・運用している。

- (3) 行政情報ネットワークシステムの運用 (予算額 412,911千円)
パソコン等の全庁配布およびそれらのネットワーク接続を行い、業務の電子化を進めて事務の効率化を図っている。
- (4) 総合行政ネットワーク（LGWAN）との接続 (予算額 1,342千円)
総務省を中心に国と全国の自治体をコンピュータネットワークで接続する総合行政ネットワーク（LGWAN）と本市の内部情報系ネットワークを接続し、電子公文書の送受信の安全性の確保を図っている。
- (5) グループウェアの運用 (予算額 30,409千円)
令和6年10月にグループウェアを更新し、組織内の情報共有の円滑化、内部事務の効率化を図る。
- (6) 基幹系システムの標準化 (予算額 20,978千円)
基幹系システムを、ガバメントクラウド上に構築された国の標準仕様のシステムに移行する。

19. 番号制度啓発経費 (予算額 323千円)

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の周知のために、次の事業を行う。

- (1) 制度改正が随時行われる番号利用法に対し、必要な知識や情報を取得するため、国の研修会等に参加するとともに職員研修を実施する。
- (2) 市民に説明会・出前講座を開催するなど、制度の周知を行う。

20. 統計調査関係業務 (予算額 22,556千円)

令和6年度の国委託統計調査については、毎年5月に行われる学校基本調査、10月には全国家計構造調査、2月には農林業センサスを実施する。

また、各種統計調査の結果公表に伴い、秋田市分を独自集計した「統計から見た秋田市」、「秋田市年齢別・地区別人口」などの統計書を作成し公表する。

21. 広報活動

- (1) 広報の発行
ア 広報あきた (予算額 131,338千円)
毎月2回（第1・第3金曜日）A4判の広報紙を市内全世帯に配布する。
イ 声の広報 (予算額 391千円)
視覚障がい者を対象に、「広報あきた」（毎月2回）、「あきた市議会だより」（年4回）を朗読した内容をCD又はカセットテープに収録し、郵送する。（対象者43人、R 6.4.1現在）
ウ 秋田市広報板 (予算額 1,007千円)
秋田魁新報に市からのお知らせを毎日掲載する。
エ X（旧ツイッター）、フェイスブック、インスタグラム (予算額 7千円)
秋田市公式X、フェイスブック、インスタグラムへの投稿を管理する。
オ スマートフォン・タブレット向け無料アプリ「マチイロ」「わが街事典」の配信
スマートフォンやタブレット向けの無料アプリ「マチイロ」又は「わが街事典」を活用し、同アプリをダウンロードした人へ、広報あきたの紙面データを発行日に合わせて配信する。
- (2) テレビ放送
市政に関する事業や情報などの番組を制作し、テレビ放送する。
ア 株式会社秋田放送
(イ) こんなにちは秋田市から (予算額 5,148千円)

毎週土曜日午前11時40分から5分間、毎週日曜日午前11時55分から5分間

(1) わがまち大好き秋田市長です (予算額 4,554千円)

毎月第3日曜日午前11時40分から15分間

イ 秋田テレビ㈱

こんばんは秋田市から

(予算額 8,066千円)

毎週水曜日午後10時54分から5分間

ウ 秋田朝日放送㈱

いきいき秋田市から

(予算額 4,488千円)

毎週木・金曜日午後3時45分から5分間

エ 秋田市公式Y o u T u b eチャンネル

秋田市公式Y o u T u b eチャンネルへの投稿を管理する。

(3) ラジオ放送

市政に関する情報や旬な話題などをラジオ放送する。

ア 株秋田放送

秋田市今週のいちネタ

(予算額 1,004千円)

毎週火曜日午前10時25分から5分間

イ 株エフエム秋田

秋田市マンデー555

(予算額 1,004千円)

毎週月曜日午後5時55分から5分間

22. 広聴事業

(予算額 1,466千円)

(1) 市政に対する意見、要望

市政に対する意見や要望について受付し、所管する部局に対応を依頼した後、文書等で回答するなどしている。

・令和5年度	意 見 ・ 要 望	受付件数	200件 (市民サービスセンター受付分含む)
	市長への手紙等	受付件数	175件
	市民の声システム※	受付件数	149件
	そ の 他	受付件数	6 件

※ホームページ上で市政に対する意見、要望、提言等を書き込みできるようにしたシステム。

携帯電話・スマートフォンからも利用可能。

(2) 市長ふれあいトーク

市政について市長自ら直接市民と意見交換するとともに、市政の現状や施策等に関する情報を積極的に提供するなど、市政PRを行う。

・令和5年度	開催回数	3回
	参加人数	83人

(3) 対話集会

地域や団体等からの要望等への回答に関する説明会を開催する。

・令和5年度	開催回数	3回 (市民サービスセンター開催分含む)
	参加人数	23人

(4) 施設見学会等

公共施設等を案内し、市民の市政への関心と理解を深めてもらうため、各種団体を対象とする団体向け施設見学会と一般公募による個人向け施設見学会を実施する。また、社会科の授業で市役所を訪れる小中学生等に対して、庁舎を案内し、市役所の仕事を説明する。

・令和5年度	団体向け施設見学会実施回数	9回
	参加人数	123人
個人向け施設見学会実施回数	9回	
	参加人数	297人
序 内 見 学 実 施 回 数	2回	
	参加人数	73人

(5) しあわせづくり秋田市民公聴条例の運用

市民の多様な意見を、市が策定する計画等の企画立案過程に反映させることを目的とする「しあわせづくり秋田市民公聴条例」を運用する。

(6) 市民100人会

市政に対する市民からの意見を聴取するため、無作為に抽出した市民で構成される「市民100人会」(任期2年)を設置し、市が設定するテーマについて意見聴取を行う。

会員数 100人 (R 6. 4. 1現在)

・令和5年度 意見聴取回数 14回

(7) 市長ランチトーク

若者の建設的な意見や考えを市政運営の参考とするとともに、市長と直接話す機会を通じて若者の市政への関心と理解を深め、市政参加の促進につなげる。

・令和5年度 開催回数 1回

参加人数 6人

23. 外旭川地区まちづくり事業の推進

(予算額 9,684千円)

将来を見据えた官民連携によるまちづくりのモデル地区整備に向け、令和5年度に策定した基本計画を踏まえ、モデル地区における施設や取組内容の具体について検討を深める。

まちづくりの目的

- (1) 人口減少下にあっても持続可能な社会基盤の構築
- (2) 交流人口の拡大による新しい活力や魅力づくり

24. 東京事務所

(予算額 16,645千円)

中央省庁、全国市長会等関係団体との連絡調整を通じて市政に関する情報や資料の収集・提供を行うとともに、在京秋田市出身者との交流や企業誘致情報の収集・提供、観光物産PR等を推進する。

- (1) 場所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号 日本都市センター会館11階
- (2) 職員 所長ほか3人 (省庁等への派遣職員2人含む) R 6. 4. 1現在

25. 移住相談の強化

(予算額 21,010千円)

移住相談の拠点である移住相談八重洲センターに専門相談員2名を配置し、移住希望者へのきめ細かな対応を行うほか、無料の職業紹介事業を実施する。また、移住希望者の新規開拓を図るため、首都圏での移住関連イベントへの参加やセミナー等を開催する。

- (1) 移住希望者への相談対応
- (2) 無料職業紹介事業の実施
- (3) 移住希望者の新規開拓のためのセミナー等の開催
- (4) 採用面接に係る交通費、大学生の就職活動に係る交通費などの助成金交付事業の実施

26. 財政関係

(1) 予算の編成

秋田市一般会計、12特別会計および3企業会計の編成・調製を行う。

(2) 基金の管理

財政調整基金・減債基金・地域振興基金・公共施設等整備基金の管理を行う。

単位：千円

年 度 基 金	令和4年度末 現 在 高	令和5年度(決算額)		令和5年度末 現 在 高	令和6年度(当初予算額)		令和6年度末 現 在 高見込
		積立額	取崩額		積立額	取崩額	
財 政 調 整 基 金	4,127,482	732,444	1,905,008	2,954,918	1,376	1,000,000	1,956,294
減 債 基 金	1,310,678	375,520	477,000	1,209,198	502	441,000	768,700
地 域 振 興 基 金	392,688	423	24,899	368,212	218	34,133	334,297
文 化 振 興 基 金	197,552		22,766	174,786		18,954	155,832
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	68,487	33	4,293	64,227	37	12,493	51,771
美 術 作 品 等 取 得 基 金	226,065	108	14,752	211,421	127	18,591	192,957
一 般 廃 物 处 理 施 設 整 備 基 金	1,362,454	223,274	283,000	1,302,728	234,217	80,720	1,456,225
公 立 大 学 法 人 支 援 基 金	422,137		21,291	400,846		140,163	260,683
子 ど も 福 祉 医 療 基 金	279,410	134	236,884	42,660		42,660	
公 共 施 設 等 整 備 基 金	1,970,952	941	1,027,400	944,493	516	784,100	160,909
公 共 交 通 活 性 化 基 金	455,952	218	63,907	392,263	200	116,139	276,324
森 林 環 境 謙 与 税 基 金	139,163	73,809	73,946	139,026	27	114,710	24,343
新型コロナウイルス感染症 対策特別金融支援基金	1,500,000		353,395	1,146,605		642,859	503,746
職 員 退 職 手 当 基 金		577,784		577,784		577,784	
計	12,453,020	1,984,688	4,508,541	9,929,167	237,220	4,024,306	6,142,081
国 民 健 康 保 険 事 業 財 政 調 整 基 金	1,707,449	815		1,708,264	1,029		1,709,292
介 護 保 険 事 業 財 政 調 整 基 金	5,132,402	599,900		5,732,302	3,094		5,735,395
用 品 調 達 基 金	4,000			4,000			4,000
合 計	19,296,871	2,585,403	4,508,541	17,373,733	241,343	4,024,308	13,590,768

(3) 特別滞納整理課

市税・公課の滞納整理および債権管理に関する指導・助言を行う。

(4) 地籍調査室

河辺・雄和地域において、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施する。また、都市再生街区基本調査により設置された公共基準点の管理および保全を行う。

27. 税関係

(1) 市民税課

市税（固定資産税、特別土地保有税および国民健康保険税を除く。）の賦課および調定、地方譲与税および県税交付金の調定、市税条例等の改正、納税証明書および所得証明書等の交付ならびに固定資産評価審査委員会に関する事務を取り扱う。このほか、ホームページ等各種媒体を活用し、税に対する理解をより深めてもらうための広報活動を行う。

(2) 資産税課

固定資産税の賦課および調定に関する事務を取り扱う。また、令和9年度の評価替えに向け、固定資産土地評価替業務委託を行うほか、固定資産税地理情報システムのデータを加除修正する。

(3) 納税課

市税（国民健康保険税を除く。）およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関する事務を取り扱う。また、市税の納期内納付率向上を図るため、口座振替の加入促進を積極的に行う。

(4) 市税口座振替の状況

税目	年度	納税者数 (人)	振替者数 (人)	口座振替調定額(円)	振替率(%)
市 県 民 税	29	33,648	6,136	1,292,709,187	18.24
	30	33,232	5,681	1,265,396,694	17.09
	元	33,389	5,380	1,209,482,753	16.11
	2	32,640	5,400	1,303,118,068	16.54
	3	31,184	5,758	1,244,354,863	18.46
	4	33,916	7,197	1,381,058,200	21.22
	5	35,994	7,636	1,440,058,761	21.21
固 定 資 産 税	29	123,979	60,240	7,100,111,541	48.59
	30	124,188	59,792	7,018,110,780	48.15
	元	124,540	59,422	7,157,603,393	47.71
	2	124,560	59,232	7,279,358,113	47.55
	3	124,511	58,330	7,260,640,767	46.85
	4	124,849	58,307	7,605,127,700	46.70
	5	124,776	57,549	7,688,933,600	46.12
軽 自 動 車 税	29	101,665	11,410	73,773,100	11.22
	30	101,938	11,408	76,585,900	11.19
	元	102,090	11,149	76,788,800	10.92
	2	102,311	10,478	77,671,000	10.24
	3	102,985	11,453	79,510,500	11.12
	4	103,889	10,891	82,073,100	10.48
	5	105,363	10,718	83,019,500	10.17
市 税 合 計	29	259,292	77,786	8,466,593,828	30.00
	30	259,358	76,881	8,360,093,374	29.64
	元	260,019	75,951	8,443,874,946	29.21
	2	259,511	75,110	8,660,147,181	28.94
	3	258,680	75,541	8,584,506,130	29.20
	4	262,654	76,395	9,068,259,000	29.09
	5	266,133	75,903	9,212,011,861	28.52
国民健康保険税	29	40,147	12,536	2,024,037,300	31.23
	30	39,362	11,942	1,929,321,800	30.34
	元	38,902	11,606	1,830,520,700	29.83
	2	39,011	11,550	1,833,449,200	29.61
	3	38,226	11,179	1,784,634,800	29.24
	4	37,218	10,645	1,699,113,700	28.60
	5	36,197	10,184	1,620,805,200	28.13
合 計	29	299,439	90,322	10,490,631,128	30.16
	30	298,720	88,823	10,289,415,174	29.73
	元	298,921	87,557	10,274,395,646	29.29
	2	298,522	86,660	10,493,596,381	29.03
	3	296,906	86,720	10,369,140,930	29.21
	4	299,872	87,040	10,767,372,700	29.03
	5	302,330	86,087	10,832,817,061	28.47

28. 各会計別の集計

単位：千円

会計別	6年度 当初予算額		5年度 当初予算額		比較増減 (A) - (B)	増減率 %	5年度 最終予算額 (C)	補正額 (C) - (B)	
	(A)	構成比 %	(B)	構成比 %					
総 計	262,216,044	100.0	250,258,510	100.0	11,957,534	4.8	274,285,080	24,026,570	
一般会計	143,990,000	54.9	141,070,000	56.4	2,920,000	2.1	163,399,199	22,329,199	
特別会計合計	73,815,785	28.2	72,744,560	29.1	1,071,225	1.5	74,477,289	1,732,729	
企業会計合計	44,410,259	16.9	36,443,950	14.5	7,966,309	21.9	36,408,592	△ 35,358	
特 別 会 計	土地区画整理会計	2,221,474	3.0	1,898,234	2.6	323,240	17.0	2,219,884	321,650
	市有林会計	241,239	0.3	255,400	0.4	△ 14,161	△ 5.5	263,339	7,939
	市営墓地会計	89,556	0.1	192,146	0.3	△ 102,590	△ 53.4	170,843	△ 21,303
	中央卸売市場会計	-	-	91,152	0.1	△ 91,152	皆減	95,867	4,715
	公設地方卸売市場会計	605,810	0.8	461,791	0.6	144,019	31.2	502,956	41,165
	大森山動物園会計	528,433	0.7	484,540	0.7	43,893	9.1	513,593	29,053
	廃棄物発電会計	347,999	0.5	300,887	0.4	47,112	15.7	495,434	194,547
	病院事業債管理会計	2,117,432	2.9	1,465,854	2.0	651,578	44.5	1,465,854	-
	学校給食費会計	1,444,853	2.0	1,326,754	1.8	118,099	8.9	1,424,757	98,003
	国民健康保険事業会計	29,733,584	40.3	30,620,240	42.1	△ 886,656	△ 2.9	30,603,098	△ 17,142
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	62,493	0.1	66,919	0.1	△ 4,426	△ 6.6	66,919	-
企 業 会 計	介護保険事業会計	31,812,124	43.1	31,314,259	43.0	497,865	1.6	32,365,902	1,051,643
	後期高齢者医療事業会計	4,610,788	6.2	4,266,384	5.9	344,404	8.1	4,288,843	22,459
	水道事業会計	19,200,469	43.2	14,529,115	39.9	4,671,354	32.2	14,560,650	31,535
(3)会計	下水道事業会計	24,442,305	55.1	21,061,525	57.8	3,380,780	16.1	21,031,649	△ 29,876
	農業集落排水事業会計	767,485	1.7	853,310	2.3	△ 85,825	△ 10.1	816,293	△ 37,017

※中央卸売市場会計は、令和5年度末で廃止。

29. 一般会計歳入款別集計

款 別	区 分	6 年 度 当 初		5 年 度 当 初	
		予 算 額(A)	構成比 %	予 算 額(B)	構成比 %
1. 市 税	[100.0] 44,444,513	30.9	[100.0] 43,820,020	31.1	
内 訳	市 民 税	[44.6] 19,806,281	13.8	[45.0] 19,719,551	14.0
	固 定 資 産 税	[44.7] 19,872,601	13.8	[44.4] 19,436,930	13.8
	軽 自 動 車 税	[2.1] 951,932	0.7	[2.1] 923,811	0.7
	市 た ば こ 税	[5.1] 2,247,510	1.6	[5.0] 2,186,206	1.5
	鉱 產 税	[0.0] 4,325	0.0	[0.0] 3,537	0.0
	入 湯 税	[0.1] 46,586	0.0	[0.1] 44,932	0.0
	事 業 所 税	[3.4] 1,515,278	1.0	[3.4] 1,505,053	1.1
2. 地 方 譲 与 税		1,197,507	0.8	1,092,075	0.8
3. 利 子 割 交 付 金		10,036	0.0	12,755	0.0
4. 配 当 割 交 付 金		141,861	0.1	141,861	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		160,374	0.1	160,374	0.1
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		618,015	0.4	583,965	0.4
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		8,935,032	6.2	8,998,019	6.4
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		53,394	0.0	56,162	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		61,463	0.1	53,958	0.0
10. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金		2,911	0.0	3,009	0.0
11. 地 方 特 例 交 付 金		1,584,960	1.1	331,375	0.2
12. 地 方 交 付 税		23,972,000	16.6	21,767,000	15.4
13. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		61,000	0.1	63,000	0.1
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		421,632	0.3	447,021	0.3
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		2,285,452	1.6	2,230,744	1.6
16. 国 庫 支 出 金		23,473,713	16.3	23,487,714	16.7
17. 県 支 出 金		10,366,755	7.2	10,346,158	7.3
18. 財 产 収 入		185,562	0.1	188,179	0.1
19. 寄 附 金		474,913	0.3	602,895	0.4
20. 繰 入 金		4,339,007	3.0	4,358,676	3.1
21. 繰 越 金		700,000	0.5	700,000	0.5
22. 諸 収 入		8,142,300	5.7	8,286,140	5.9
23. 市 債		12,357,600	8.6	13,338,900	9.5
計		143,990,000	100.0	141,070,000	100.0

[] 内は市税総額に対する構成比である。

単位：千円

比較増減 (A) - (B)	増減率 %	5年度最終		補正額 (C) - (B)
		予算額(C)	構成比 %	
624,493	1.4	[100.0]	43,420,222	26.6
86,730	0.4	[44.6]	19,347,974	11.8
435,671	2.2	[44.5]	19,338,362	11.8
28,121	3.0	[2.1]	929,654	0.6
61,304	2.8	[5.1]	2,216,480	1.4
788	22.3	[0.0]	3,537	0.0
1,654	3.7	[0.1]	46,586	0.0
10,225	0.7	[3.6]	1,537,629	1.0
105,432	9.7		1,108,391	0.7
△ 2,719	△ 21.3		10,036	0.0
0	0.0		103,959	0.1
0	0.0		160,374	0.1
34,050	5.8		581,756	0.4
△ 62,987	△ 0.7		8,998,019	5.5
△ 2,768	△ 4.9		53,394	0.0
7,505	13.9		61,463	0.0
△ 98	△ 3.3		3,009	0.0
1,253,585	378.3		345,345	0.2
2,205,000	10.1		24,070,072	14.7
△ 2,000	△ 3.2		63,000	0.0
△ 25,389	△ 5.7		459,764	0.3
54,708	2.5		2,249,583	1.4
△ 14,001	△ 0.1		35,206,877	21.6
20,597	0.2		12,899,222	7.9
△ 2,617	△ 1.4		237,160	0.1
△ 127,982	△ 21.2		757,483	0.5
△ 19,669	△ 0.5		7,050,867	4.3
0	0.0		1,461,054	0.9
△ 143,840	△ 1.7		8,369,549	5.1
△ 981,300	△ 7.4		15,728,600	9.6
2,920,000	2.1		163,399,199	100.0
				22,329,199

30. 一般会計歳出款別集計

区 分 款 別	6 年 度 当 初		5 年 度 当 初	
	予 算 額(A)	構成比%	予 算 額(B)	構成比%
1. 議 会 費	660,274	0.5	665,151	0.5
2. 総 務 費	15,055,403	10.4	13,706,726	9.7
3. 民 生 費	55,091,211	38.3	53,847,311	38.2
4. 衛 生 費	11,185,687	7.8	12,206,006	8.7
5. 労 働 費	579,599	0.4	607,676	0.4
6. 農 林 水 産 業 費	2,634,092	1.8	2,938,914	2.1
7. 商 工 費	9,246,490	6.4	9,076,525	6.4
8. 土 木 費	16,115,568	11.2	16,273,926	11.5
9. 消 防 費	4,622,876	3.2	4,436,395	3.1
10. 教 育 費	15,402,936	10.7	14,193,262	10.1
11. 災 害 復 旧 費	8,305	0.0	5	0.0
12. 公 債 費	13,287,558	9.2	13,018,102	9.2
13. 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0
14. 予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1
計	143,990,000	100.0	141,070,000	100.0

単位：千円

比較増減 (A) - (B)	増減率 %	5年度最終		補正額 (C) - (B)
		予算額(C)	構成比%	
△ 4,877	△ 0.7	662,297	0.4	△ 2,854
1,348,677	9.8	16,078,762	9.8	2,372,036
1,243,900	2.3	63,385,059	38.8	9,537,748
△ 1,020,319	△ 8.4	17,059,176	10.4	4,853,170
△ 28,077	△ 4.6	603,294	0.4	△ 4,382
△ 304,822	△ 10.4	3,645,850	2.2	706,936
169,965	1.9	9,479,502	5.8	402,977
△ 158,358	△ 1.0	17,738,871	10.9	1,464,945
186,481	4.2	4,410,862	2.7	△ 25,533
1,209,674	8.5	14,705,382	9.0	512,120
8,300	殆増	2,617,765	1.6	2,617,760
269,456	2.1	12,912,378	7.9	△ 105,724
0	0.0	1	0.0	-
0	0.0	100,000	0.1	-
2,920,000	2.1	163,399,199	100.0	22,329,199

31. 一般会計歳入財源別集計

単位：千円

種別	款 別	6 年 度 当 初		5 年 度 当 初		比較増減 (A) - (B)	増減率 %
		予 算 額(A)	構成比 %	予 算 額(B)	構成比 %		
自 主 財 源	市 税	44,444,513	30.9	43,820,020	31.1	624,493	1.4
	分 担 金 及 び 負 担 金	421,632	0.3	447,021	0.3	△ 25,389	△ 5.7
	使 用 料 及 び 手 数 料	2,285,452	1.6	2,230,744	1.6	54,708	2.5
	財 産 収 入	185,562	0.1	188,179	0.1	△ 2,617	△ 1.4
	寄 附 金	474,913	0.3	602,895	0.4	△ 127,982	△ 21.2
	繰 入 金	4,339,007	3.0	4,358,676	3.1	△ 19,669	△ 0.5
	繰 越 金	700,000	0.5	700,000	0.5	0	0.0
	諸 収 入	8,142,300	5.7	8,286,140	5.9	△ 143,840	△ 1.7
	計	60,993,379	42.4	60,633,675	43.0	359,704	0.6
繰入金を除く自主財源		(56,654,372)	(39.3)	(56,274,999)	(39.9)	(379,373)	(0.7)
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	1,197,507	0.8	1,092,075	0.8	105,432	9.7
	利 子 割 交 付 金	10,036	0.0	12,755	0.0	△ 2,719	△ 21.3
	配 当 割 交 付 金	141,861	0.1	141,861	0.1	0	0.0
	株式等譲渡所得割交付金	160,374	0.1	160,374	0.1	0	0.0
	法 人 事 業 税 交 付 金	618,015	0.4	583,965	0.4	34,050	5.8
	地 方 消 費 税 交 付 金	8,935,032	6.2	8,998,019	6.4	△ 62,987	△ 0.7
	ゴルフ場利用税交付金	53,394	0.0	56,162	0.0	△ 2,768	△ 4.9
	環 境 性 能 割 交 付 金	61,463	0.1	53,958	0.0	7,505	13.9
	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	2,911	0.0	3,009	0.0	△ 98	△ 3.3
	地 方 特 例 交 付 金	1,584,960	1.1	331,375	0.2	1,253,585	378.3
	地 方 交 付 税	23,972,000	16.6	21,767,000	15.4	2,205,000	10.1
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	61,000	0.1	63,000	0.1	△ 2,000	△ 3.2
	国 庫 支 出 金	23,473,713	16.3	23,487,714	16.7	△ 14,001	△ 0.1
	県 支 出 金	10,366,755	7.2	10,346,158	7.3	20,597	0.2
	市 債	12,357,600	8.6	13,338,900	9.5	△ 981,300	△ 7.4
	計	82,996,621	57.6	80,436,325	57.0	2,560,296	3.2
合 計		143,990,000	100.0	141,070,000	100.0	2,920,000	2.1

※構成比の端数は財源別の計で端数処理しているため、款ごとの構成比の計と一致しないことがある。

32. 一般会計歳出性質別分類

単位：千円

区分		6年度当初		5年度当初		比較増減 (A) - (B)	増減率 %
		予算額(A)	構成比 %	予算額(B)	構成比 %		
消費的経費	人件費	23,478,932	16.3	22,091,965	15.7	1,386,967	6.3
	物件費	18,660,323	13.0	17,671,693	12.5	988,630	5.6
	維持補修費	1,727,874	1.2	1,815,374	1.3	△ 87,500	△ 4.8
	扶助費	37,640,183	26.2	36,854,674	26.1	785,509	2.1
	補助費等	12,972,116	9.0	12,399,227	8.8	572,889	4.6
	計	94,479,428	65.7	90,832,933	64.4	3,646,495	4.0
投資的経費	補助事業	3,807,009	2.6	4,017,263	2.8	△ 210,254	△ 5.2
	単独事業	9,146,907	6.4	10,954,179	7.8	△ 1,807,272	△ 16.5
	県當事業負担金	319,043	0.2	287,905	0.2	31,138	10.8
	災害復旧事業	8,305	0.0	5	0.0	8,300	殆増
	計	13,281,264	9.2	15,259,352	10.8	△ 1,978,088	△ 13.0
公債費		13,287,558	9.2	13,018,102	9.2	269,456	2.1
積立金		237,220	0.2	238,816	0.2	△ 1,596	△ 0.7
投資及び出資金		1,752,338	1.2	1,030,175	0.7	722,163	70.1
貸付金		6,775,695	4.7	6,855,295	4.9	△ 79,600	△ 1.2
繰出金		14,176,497	9.8	13,835,327	9.8	341,170	2.5
歳出合計		143,990,000	100.0	141,070,000	100.0	2,920,000	2.1

33. 市債計画一覧（6年度当初）

単位：千円

会計別	種目別	金額	市債の目的	金額
一般会計	総務債	1,351,200	コミュニティ施設整備債	11,400
			公用車整備債	4,300
			複合施設整備債	917,400
			防災施設整備債	14,700
			公共施設等除却債	403,400
	民生債	145,000	社会福祉施設建設債	52,000
			児童福祉施設建設債	40,800
			公共施設等除却債	12,600
			児童福祉施設災害復旧債	19,200
			災害援護資金貸付事業債	20,400
	衛生債	1,122,500	斎場整備債	71,200
			保健施設整備債	22,400
			清掃施設整備債	353,900
			上水道出資債	675,000
	労働債	13,700	勤労者福祉施設整備債	13,700
	農林水産業債	374,700	農業基盤整備債	244,400
			農業施設整備債	105,000
			林道整備債	25,300
	商工債	37,900	観光施設整備債	37,900
	土木債	4,276,400	道路橋りょう整備債	2,128,200
			港湾整備債	18,900
			土地区画整理事業債	986,300
			街路事業債	984,400
			公園整備債	116,000
			公営住宅建設債	39,800
			急傾斜地崩壊対策事業債	2,800
	消防債	604,500	消防施設整備債	604,500
	教育債	3,527,000	小学校建設債	1,514,100
			中学校建設債	92,200
			社会教育施設建設債	1,858,100
			体育施設整備債	62,600
	災害復旧債	8,300	衛生施設災害復旧債	8,300
	臨時財政対策債	896,400	臨時財政対策債	896,400
	計	12,357,600		
特別会計	市立秋田総合病院貸付債	518,200	地方独立行政法人市立秋田総合病院貸付債	518,200
	計	518,200		
企業会計	水道事業企業債	6,631,900	水道事業建設改良費	6,631,900
	下水道事業企業債	5,544,100	下水道事業建設改良費等	5,544,100
	農業集落排水事業企業債	56,100	農業集落排水事業建設改良費	56,100
	計	12,232,100		
合計		25,107,900		

34. 一般会計から他会計への繰出金等調（6年度当初）

単位：千円

会 計 名		金 額	備 考
特 別 会 計	土 地 区 画 整 理 会 計	1,098,476	繰 出 金
	市 有 林 会 計	153,648	"
	市 営 墓 地 会 計	30,193	"
	公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	196,474	"
	大 森 山 動 物 園 会 計	415,198	"
	廃 棄 物 発 電 会 計	-	
	病 院 事 業 債 管 理 会 計	-	
	学 校 給 食 費 会 計	188,625	繰 出 金
	國 民 健 康 保 険 事 業 会 計	2,463,581	"
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	7,819	"
企 業 会 計	介 護 保 険 事 業 会 計	4,729,241	"
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	1,063,534	"
	計	10,346,789	
	水 道 事 業 会 計	759,010	負 担 金 等 14,540 出 資 金 744,470
企 業 会 計	下 水 道 事 業 会 計	4,321,453	負 担 金 等 3,426,965 出 資 金 894,488
	農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	360,577	負 担 金 等 297,207 出 資 金 63,370
	計	5,441,040	
合 計		15,787,829	

35. 年度別経費の人口、世帯負担額（歳出）

単位：円、人、世帯

年度別	区分	金額	一世帯当たり	一人当たり	備考	
29 年度 (決算)	一般会計	130,976,976,847	970,171	421,275	人口 世帯	310,906
	特別会計	74,037,964,251	548,413	238,136		135,004
	合計	205,014,941,098	1,518,584	659,411		
30 年度 (決算)	一般会計	130,248,108,708	962,975	422,812	人口 世帯	308,052
	特別会計	70,288,682,514	519,671	228,171		135,256
	合計	200,536,791,222	1,482,646	650,984		
元年 (決算)	一般会計	132,669,048,012	976,786	433,638	人口 世帯	305,944
	特別会計	71,401,851,316	525,702	233,382		135,822
	合計	204,070,899,328	1,502,488	667,020		
2 年度 (決算)	一般会計	178,248,866,923	1,306,800	586,295	人口 世帯	304,026
	特別会計	73,710,087,406	540,393	242,447		136,401
	合計	251,958,954,329	1,847,193	828,741		
3 年度 (決算)	一般会計	159,236,846,063	1,159,604	527,266	人口 世帯	302,005
	特別会計	76,296,366,071	555,610	252,633		137,320
	合計	235,533,212,134	1,715,214	779,898		
4 年度 (決算)	一般会計	147,569,356,066	1,071,650	486,634	人口 世帯	303,245
	特別会計	84,853,235,007	616,205	279,817		137,703
	合計	232,422,591,073	1,687,854	766,452		
5 年度 (最終予算)	一般会計	163,399,199,000	1,183,186	544,198	人口 世帯	300,257
	特別会計	74,477,289,000	539,296	248,045		138,101
	合計	237,876,488,000	1,722,482	792,243		
6 年度 (当初予算)	一般会計	143,990,000,000	1,042,084	485,096	人口 世帯	296,828
	特別会計	73,815,785,000	534,220	248,682		138,175
	合計	217,805,785,000	1,576,304	733,778		

※一世帯当たり、一人当たりの数値は、端数処理しているため、各税目の計と一致しないことがある。

36. 年度別市税の人口、世帯負担額

単位：円、人、世帯

年 度 别	区 分	金 額	一 世 帯 当 た り	一 人 当 た り	備 考
29 年 度 (決 算)	市税総額	43,631,565,392	323,187	140,337	人 口 310,906 世 帯 135,004
	市 民 税	19,551,509,387	144,822	62,886	
	固定資産税	19,765,333,760	146,406	63,573	
	その他の税	4,314,722,245	31,960	13,878	
30 年 度 (決 算)	市税総額	43,736,251,341	323,359	141,977	人 口 308,052 世 帯 135,256
	市 民 税	19,927,169,306	147,329	64,688	
	固定資産税	19,507,366,751	144,226	63,325	
	その他の税	4,301,715,284	31,804	13,964	
元 年 度 (決 算)	市税総額	43,705,006,582	321,781	142,853	人 口 305,944 世 帯 135,822
	市 民 税	19,820,292,792	145,928	64,784	
	固定資産税	19,541,325,429	143,875	63,872	
	その他の税	4,343,388,361	31,979	14,197	
2 年 度 (決 算)	市税総額	42,661,734,064	312,767	140,323	人 口 304,026 世 帯 136,401
	市 民 税	19,013,549,605	139,395	62,539	
	固定資産税	19,357,368,083	141,915	63,670	
	その他の税	4,290,816,376	31,457	14,113	
3 年 度 (決 算)	市税総額	42,810,035,866	311,754	141,753	人 口 302,005 世 帯 137,320
	市 民 税	19,301,515,372	140,559	63,911	
	固定資産税	19,024,720,774	138,543	62,995	
	その他の税	4,483,799,720	32,652	14,847	
4 年 度 (決 算)	市税総額	43,281,790,615	314,313	142,729	人 口 303,245 世 帯 137,703
	市 民 税	19,208,587,429	139,493	63,343	
	固定資産税	19,413,017,966	140,977	64,018	
	その他の税	4,660,185,220	33,842	15,368	
5 年 度 (最終予算)	市税総額	43,420,222,000	314,409	144,610	人 口 300,257 世 帯 138,101
	市 民 税	19,347,974,000	140,100	64,438	
	固定資産税	19,338,362,000	140,031	64,406	
	その他の税	4,733,886,000	34,278	15,766	
6 年 度 (当初予算)	市税総額	44,444,513,000	321,654	149,732	人 口 296,828 世 帯 138,175
	市 民 税	19,806,281,000	143,342	66,726	
	固定資産税	19,872,601,000	143,822	66,950	
	その他の税	4,765,631,000	34,490	16,055	

※一世帯当たり、一人当たりの数値は、端数処理しているため、各税目の計と一致しないことがある。

37. 地方交付税調

単位：千円

区分	5年度(A)	4年度(B)	比較(A)-(B)	3年度	2年度	元年度
普通交付税	21,637,584	20,090,762	1,546,822	20,879,615	18,995,323	19,200,952
特別交付税	3,261,297	1,800,576	1,460,721	2,572,245	2,198,513	1,380,707
計	24,898,881	21,891,338	3,007,543	23,451,860	21,193,836	20,581,659

※各年度の決算額

38. 普通交付税調

単位：千円

区分	5年度(A)	4年度(B)	比較(A)-(B)	3年度	2年度	元年度
基準財政需要額	61,737,292	59,788,001	1,949,291	58,538,941	58,030,910	56,499,001
基準財政収入額	40,099,708	39,697,239	402,469	37,659,326	39,005,940	37,248,290
交付基準額	21,637,584	20,090,762	1,546,822	20,879,615	19,024,970	19,250,711
交付額	21,637,584	20,090,762	1,546,822	20,879,615	18,995,323	19,200,952
財政力指數	0.65	0.66		0.66	0.67	0.67

第5章 観光文化スポーツ部

[観光文化スポーツ部]

1. 観光振興の推進

- (1) 竿燈まつり振興事業 (予算額 20,776千円)
秋田竿燈まつりの保存と振興により、交流人口の増加と地域の活性化を図るため、秋田竿燈まつりの開催に対して補助する。
- (2) インバウンド誘客促進事業 (予算額 12,817千円)
インバウンド誘客を促進するため、県と連携したトップセールス等を行うほか、台湾台南市と観光、文化などの交流を実施する。
- (3) 観光施設維持管理経費 (予算額 76,571千円)
秋田市が所管する観光施設の維持管理・運営等を行う。
ア 河辺ユフォーレ公園施設 河辺地域振興（株）が指定管理
イ 雄和6施設（株）雄和振興公社が指定管理
ウ 雄和高尾山レクリエーション施設 市が直接管理
- (4) 観光施設整備等経費 (予算額 2,228千円)
河辺・雄和地区の観光施設等について、利用者の安全・快適な施設利用のため、計画的な修繕・整備等を行う。
- (5) 観光プロモーション事業 (予算額 49,487千円)
本市の認知度やイメージを高めるため、竿燈を活用した効果的な各種観光プロモーションを実施するほか、関係団体等と連携した観光誘客活動を展開する。
- (6) 秋田の魅力発信素材充実事業 (予算額 1,199千円)
観光素材の画像等をまとめたWEBサイトや観光プロモーション動画を活用することで、秋田の魅力を国内外へ発信し、観光客誘致を図る。
- (7) 秋田市観光振興協働交付金 (予算額 116,725千円)
観光振興およびコンベンション振興に関する事業を実施するため、（公財）秋田観光コンベンション協会に対して交付金を交付する。
- (8) 雄和ふるさと温泉大規模改修事業 (予算額 31,523千円)
老朽化が進んでいる雄和ふるさと温泉の施設機能向上を図るため、大規模改修工事を行うことに伴い、実施設計業務委託等を実施する。
- (9) 冬季誘客コンテンツ充実事業 (予算額 6,000千円)
JR東日本の重点販売地域に指定された期間中に、「酒と発酵」をメインテーマとした飲食イベントを実施し、閑散期となる冬季の誘客を図る。
- (10) オール秋田「食と芸能」大祭典開催経費 (予算額 10,000千円)
県内の伝統芸能や食文化などを集結するイベントを開催し、本市ならびに全県域への誘客や県内周遊観光の拡充を図る。
- (11) 観光客等受入促進事業 (予算額 2,922千円)
秋田市観光マイタクシーを利用した観光客等に対し、費用の一部を補助するほか、観光案内板の修繕等を行う。

2. にぎわいの創出

- (1) 中心市街地等にぎわい創出事業 (予算額 15,370千円)
年間を通じて中心市街地等のにぎわいを継続するため、にぎわい広場を中心にイベントを開催する実行委員会に負担金等を拠出するなど、様々な取組を実施する。

- (2) にぎわい交流館等施設管理費 (予算額 164,162千円)
 にぎわい交流館および中通一丁目自動車駐車場の維持管理・運営等を行う。
 にぎわい交流館および中通一丁目自動車駐車場 あきたまちづくり共同企業体が指定管理
- (3) にぎわい交流館等修繕経費 (予算額 4,900千円)
 にぎわい交流館および中通一丁目自動車駐車場の環境整備を図り、市民・観光客等の快適な施設利用を図る。
- (4) 北前船日本遺産推進事業 (予算額 2,806千円)
 北前船寄港地ゆかりの様々な文化遺産の歴史的魅力を広く発信することにより、寄港地間の交流と地域の活性化、本市観光振興の推進を図る。
- (5) 秋田港大型クルーズ船誘致等事業 (予算額 75,889千円)
 クルーズ船寄港による本市への誘客を図るため、誘致活動を行うほか、秋田港に寄港するクルーズ船の歓迎セレモニー等を実施する。
- (6) 秋田市ポートタワー・秋田港振興センター修繕経費 (予算額 5,423千円)
 秋田市ポートタワーと秋田港振興センターについて、施設等の劣化や機能低下に対して、適切に修繕・更新する。
- (7) 秋田市ポートタワー・秋田港振興センター管理運営経費 (予算額 91,526千円)
 秋田港のシンボル施設である秋田市ポートタワーと秋田港振興センターを適切に管理運営することにより、多くの人が集い、憩い、周辺一帯ににぎわいをもたらす場とし、秋田港本港地区の活性化および秋田港の振興を図る。
 ア 秋田市ポートタワー「セリオン」 (株)秋田東北ダイケンが指定管理
 イ 秋田港振興センター「セリオンプラザ」 (株)秋田東北ダイケンが指定管理

3. 文化振興

- (1) 文化的振興
 秋田市文化振興条例（昭和58年3月）の制定とともに、文化振興基金270,000千円を設置（令和5年度末174,786千円）し、芸術、学術等で広く市民文化の振興に貢献した個人、団体の諸活動に対する顕彰等を行っている。
 また、市民の自主的な文化活動や中学校、高等学校等の文化部活動、特別支援学校における文化活動を支援するとともに、活動の場、鑑賞の機会、情報の提供に努める。
- (2) 芸術文化のまちづくり推進事業 (予算額 13,440千円)
 市民の芸術文化の発表・鑑賞の機会の拡大および担い手の確保・育成による市民文化の振興、秋田ならではの文化芸術事業によるにぎわいの創出の好循環を図り、本市文化の継承・創造による芸術文化のまちづくりを推進する。
- (3) 文化財の保護および活用
 文化財愛護思想の普及を図るとともに、文化財の指定や保存を推進するなど、文化財の保護および活用に努める。

秋田市内の指定文化財一覧

（令和6年4月1日現在）

種別 指定区分	有形文化財								無形文化財	民俗文化財			記念物			計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	古文書	考古資料	歴史資料		有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物		
国	8	—	1	—	1	—	2	1	—	2	3	3	1	1	23	
県	3	13	10	25	13	7	20	11	1	4	2	5	—	1	115	
市	8	16	19	21	8	16	13	21	2	7	11	8	2	11	163	
計	19	29	30	46	22	23	35	33	3	13	16	16	3	13	301	

- (4) 文化財保存事業補助金 (予算額 690千円)
文化財の保護と活用を図るために、重要文化財嵯峨家住宅・天徳寺・三浦家住宅の管理費の一部を補助する。
- (5) カモシカ食害対策事業 (予算額 2,400千円)
特別天然記念物カモシカの保護と農作物への食害を防止するため、農業被害に対して防護網や忌避臭袋を支給する。
- (6) 遺跡事前発掘調査事業 (予算額 3,500千円)
宅地造成などの開発行為から埋蔵文化財を保護するために、発掘調査を行う。
- (7) 地蔵田遺跡公開活用事業 (予算額 1,000千円)
弥生時代前期の集落跡である国指定史跡地蔵田遺跡（平成8年11月6日指定）を、郷土学習の生きた教材として有効活用するとともに、史跡の周知を促進するために情報発信を行う。
- (8) 地蔵田遺跡堅穴住居屋根修繕経費 (予算額 4,840千円)
史跡地蔵田遺跡で復元された堅穴住居の茅葺き屋根のふき替えを行う。
- (9) 重要文化財天徳寺保存修理事業補助金 (予算額 16,501千円)
重要文化財天徳寺（本堂・書院・開山堂）の保存修理に係る事業費の一部を補助する。
- (10) 重要文化財天徳寺・佐竹家霊屋防災施設整備事業 (予算額 2,017千円)
重要文化財天徳寺および佐竹家霊屋の防災施設整備に係る事業費の一部を補助する。
- (11) 文化財保存活用地域計画策定等経費 (予算額 3,131千円)
平成31年4月の文化財保護法改正により、市町村における文化財保護活用の総合的な計画として位置付けられた文化財保存活用地域計画を策定する（令和2年度～5年度）。今年度は、最終案により文化庁へ認定申請を行い、認定次第、印刷製本する。
- (12) 文化創造館管理運営経費 (予算額 115,811千円)
秋田市文化創造館を指定管理者制度により管理運営し、施設の貸出および市民協働による文化創造のまちの実現に資する事業の企画・運営等を行う。
- (13) あきた芸術劇場管理運営費 (予算額 132,487千円)
あきた芸術劇場を指定管理者制度により管理運営し、施設の貸出および文化芸術の振興等に寄与する事業の企画・運営等を行う。
- (14) 旧松倉家住宅管理運営経費 (予算額 25,070千円)
秋田市旧松倉家住宅（県指定有形文化財）を指定管理者制度により管理運営し、文化財の公開、施設の貸出および歴史・文化を生かしたまちづくりを推進する事業の企画・運営を行う。
- (15) 秋田城跡歴史資料館 (予算額 99,679千円)
平成28年4月、国指定史跡秋田城跡（昭和14年9月7日指定）の調査研究成果の公開と活用の総合拠点として開館した。
史跡秋田城跡の発掘調査、環境整備および土地の公有化を長期計画に基づいて継続的に実施するほか、出土遺物の科学保存処理を行う。
ア 令和5年度入館者数 9,167人
イ 利用案内
 - ・休館日 年末年始（12月29日～1月3日）
 - ・開館時間 午前9時～午後4時30分
 - ・観覧料 一般（大学生を含む） 310円（240円）
() は団体20人以上の料金年間観覧券 460円
高校生以下 無料
- (16) 千秋美術館 (予算額 228,098千円)
昭和33年、秋田市美術館として設立。平成元年に市制100周年を記念してアトリオン内に移転、開館した。

市の中心部に位置し、市民が気軽に立ち寄り優れた美術品に親しむことができる都市型美術館である。

秋田蘭画をはじめ、寺崎廣業など郷土ゆかりの作家・作品のほか、洋画家・岡田謙三、写真家・木村伊兵衛などの作品を収蔵する。館蔵品による常設展示、国内外の優れた作品による企画展を開催している。

ア 利用案内

- ・休館日 年末年始（12月29日～1月3日）、アトリオン全館点検日（9月・2月）ほか
- ・開館時間 午前10時～午後6時（入館は午後5時30分まで）
- ・観覧料 常設展 一般 310円（250円）
大学生 210円（160円）
() は団体20人以上および県立美術館との相互割引の料金
高校生以下 無料

企画展は企画ごとに異なるが、常設展も観覧できる。

年間観覧券 一般 3,000円
大学生 1,500円

(17) 赤れんが郷土館 (予算額 48,806千円)

昭和60年、郷土の歴史的および文化的所産の保存と活用を通じ、市民の教育と文化の向上に資するための施設として開館した。建物は明治45年に建築された旧秋田銀行本店本館で、昭和56年に市制施行90周年記念として銀行から市に寄贈されたものであり、平成6年には国の重要文化財（建造物）に指定されている。

郷土の歴史・文化に関わる企画展を開催しているほか、版画家・勝平得之と鍛金家・関谷四郎の作品、本市の伝統工芸品を常設展示している。

また、各種学習講座や文化財を利活用した赤れんが館コンサート等を開催している。

ア 令和5年度入館者数 23,242人

イ 利用案内

- ・休館日 年末年始（12月29日～1月3日）、展示替期間
- ・開館時間 午前9時30分～午後4時30分
- ・観覧料 一般（大学生を含む） 310円（240円）
〃 年間観覧券 770円
〃 民俗芸能伝承館との共通観覧券 370円（290円）
() は団体20人以上の料金

高校生以下 無料

(18) 民俗芸能伝承館「愛称：ねぶり流し館」 (予算額 35,609千円)

平成4年、竿燈・土崎神明社祭の曳山行事・梵天など郷土の民俗行事や秋田万歳・黒川番楽・山谷番楽・羽川剣ばやしなどの民俗芸能の展示と伝承のための施設として開館した。

来館者が気軽に竿燈にチャレンジできる施設として活用されているほか、後継者育成のための練習や発表の場として練習室等の貸出しも行っている。

ア 令和5年度観覧者数 48,958人

イ 令和5年度施設使用者数 6,801人

ウ 利用案内（民俗芸能伝承館・旧金子家住宅）

- ・休館日 年末年始（12月29日～1月3日）
- ・開館時間 民俗芸能伝承館 午前9時～午後9時（練習室等を利用した場合）
旧金子家住宅 午前9時～午後4時30分（土蔵等を利用した場合）
- ・観覧時間 午前9時30分～午後4時30分
- ・観覧料 一般（大学生を含む） 130円（100円）
〃 赤れんが郷土館との共通観覧券 370円（290円）
() は団体20人以上の料金

高校生以下 無料

(19) 旧金子家住宅

江戸時代後期の秋田の町屋の特徴を残した建物として、平成9年に市の有形文化財に指定され、平成16年

度までに主屋と土蔵の復元整備を終えた。平成17年度から商家の店先を再現展示するとともに、土蔵と和室を展示会等の多目的利用が可能なスペースとして貸出しを行っている。

ア 令和5年度観覧者数 48,958人

イ 令和5年度施設使用者数 561人

(20) 佐竹史料館 (予算額 2,074,091千円)

平成2年、秋田藩主佐竹氏関連の歴史資料の収集と展示を目的に開館した。復原した久保田城御隅櫓や、御物頭御番所などの施設と連携して秋田の藩政時代を紹介している。

老朽化や狭隘な課題があったことから、令和4年7月1日から休館し、令和7年10月の開館を目指して建設工事等を進めている。

(21) 久保田城御隅櫓 (くぼたじょうおすみやぐら)

久保田城本丸北西の隅に位置していた櫓を、市制100周年を記念して展望室を加えて復原した。久保田城や佐竹氏の歴史をパネル展示などにより紹介している。

ア 令和5年度入館者数 31,772人

イ 利用案内

・休館日 12月1日～3月31日

・開館時間 午前9時～午後4時30分（市立小・中学校の夏季休業期間は、午前9時～午後7時）

・料金 一般 150円（120円）

（ ）は団体20人以上の料金

佐竹史料館の年間観覧券持参者および高校生以下 無料

(22) 御物頭御番所 (おものがしらごばんしょ)

久保田城内の二ノ門（長坂門）の開閉および管理と城下の警備、火災の消火などを担当していた物頭の詰所であり、城内に唯一残っている藩政時代（18世紀中頃）の建物として、平成2年に市の有形文化財（建造物）に指定されている。

(23) 旧黒澤家住宅

藩政期に建てられた上級武家住宅。主屋をはじめ表門、米蔵、土蔵、木小屋、氏神堂などが当時のまま残っているのは全国でも例がなく、平成元年に国の重要文化財に指定されている。昭和63年に市内中通から一つ森公園内に移築している。

ア 令和5年度入館者数 740人

イ 利用案内

・休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

・開館時間 午前9時30分～午後4時30分

・料金 一般 150円（120円）

（ ）は団体20人以上の料金

高校生以下 無料

(24) 旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園

江戸時代に整備された旧藩主佐竹氏の御休所で、東北地方の大名庭園や庭園文化を知る上で重要である。

平成19年に国の名勝に指定された。平成26年から修復整備を行い、平成29年10月から一般公開を行っている。

ア 令和5年度入園者数 2,510人

イ 利用案内

・休園日 年末年始（12月29日～1月3日）

・開園時間 午前9時～午後4時30分（4月～11月）

午前9時30分～午後4時（12月～3月）

・入園料 一般 310円（240円）

（ ）は団体20人以上の料金

高校生以下 無料

年間入園券 770円

◎文化施設

施設名	開設年	構造	面積(m ²)	備考
秋田城跡歴史資料館	平28	鉄筋コンクリート平屋建	947.00	展示施設 324.0m ² 管理運営施設 623.0m ²
野外音楽堂	昭46	鉄筋コンクリート	69.00	野外ステージ
千秋美術館	昭33	鉄骨鉄筋コンクリート	2,933.63	平元.11アトリオン内に移転
赤れんが郷土館	昭60	煉瓦造一部RC3階建	1,899.99	国指定重要文化財(建造物)
民俗芸能伝承館	平4	鉄骨造5階建	1,340.02	展示室、練習室、会議室
旧金子家住宅	平17	木造2階建	607.92	市指定有形文化財(建造物)
旧黒澤家住宅	平元	木造平屋建	343.39	国指定重要文化財(建造物)
御物頭御番所	昭63	木造中2階建	125.70	市指定有形文化財(建造物)
久保田城御隅櫓	平元	鉄筋コンクリート 三層4階建	430.36	
地蔵田遺跡出土品展示施設	平25	御所野総合公園管理事務所内	139.27	
如斯亭庭園	平29	庭園	4,054.99	国指定名勝
文化創造館	令2	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建	1,748.93	
あきた芸術劇場	令4	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造6階建	8,580.81	
旧松倉家住宅	令4	木造2階建	512.36	県指定有形文化財(建造物)

4. スポーツの振興

(1) ジュニアアスリート支援事業

(予算額 5,813千円)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の確立を図るため、トップアスリート講演会などの各種講座を開催するほか、東北、全国大会に出場する小中学生、国際大会に出場する選手、団体に激励金を支給する。

(2) 市民スポーツ活動振興事業

(予算額 17,412千円)

全市一斉スポーツレクリエーション大会・ラジオ体操のつどいなどの開催や地区スポーツ大会・教室への助成事業および競技団体やスポーツ少年団の育成事業を(一財)秋田市スポーツ協会に委託する。

また、同協会が実施する90周年記念事業に係る一部経費を支援する。

(3) はづむスポーツ都市推進事業

(予算額 5,471千円)

はづむスポーツ都市のPRに努めるとともに、幅広い世代が健康づくりに取り組めるイベントや各種スポーツ教室等を実施する。

ア 健康のつどい

イ はづむ!スポーツ教室

ウ ラジオ体操・みんなの体操講習会

(4) 生涯スポーツの振興

(予算額 5,941千円)

ア 学校体育施設開放事業

地域の身近なスポーツ施設である学校体育施設を開放し、気軽にスポーツに親しむことができる環境を提供する。

(ア) 指定開放日 4月から11月までの毎週水曜日に、個人および10人未満のグループを対象に、施設を開放。開放時間は、グラウンドが午前6時から午前7時30分、体育館が午後7時から午後9時まで。

(イ) 団体使用 学校区内の住民10人以上で構成された団体は、「学校体育施設使用団体」として各学校単位で登録し、学校教育に支障のない範囲で施設を使用。

イ スポーツ推進委員の育成

ウ 学校開放スポーツ教室の開催

エ ニュースポーツの普及・貸出用具の整備

(5) スポーツホームタウン推進事業 (予算額 31,490千円)

トップスポーツクラブの本市PR活動に対する支援、バナーやのぼり等の掲出によるホームゲームのPRなどを行い、市民が地元クラブを応援する気運を高めるほか、日本のトップレベルの選手が集う本市開催の全国大会等に支援し、交流人口の拡大を図る。

(6) 体育施設整備補修等経費 (予算額 62,998千円)

・勝平市民グラウンド用具庫改修工事

・八橋陸上競技場屋外トイレ改修工事

(7) 障がい児者スポーツ活動応援事業 (予算額 2,410千円)

東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機に市民の障がい者スポーツに対する関心が高まる中、障がい者がよりスポーツに親しむことができる支援体制やアスリートを育成するための環境を整備する。

ア 障がい者スポーツ指導員養成講習会参加者への受講料助成

イ 障がい児者スポーツセミナー（パラスポーツフェスタ）の開催

ウ 障がい者スポーツチームの合宿支援

(8) 第51回東北総合スポーツ大会秋田市開催経費 (予算額 7,360千円)

本市で開催される17競技の円滑な運営と成功を期するため、秋田市実行委員会を設置し、競技運営等に要する一部経費を負担する。

◎市体育施設の概要

施設名	所在地	収容人員(人)	電話	規模(m ²)	施設の内容
八橋運動公園 陸上競技場 (ソユースタジアム)	八橋運動公園1-10	19,845	823-1472	29,458	第2種公認陸上競技場 1周400m (8コース) 全天候型 LED投光器 (45灯×4基) 大型映像装置 両翼100m、中堅122m マットフェンス張 LED付磁気反転表示スコアボード メインスタンド 鉄筋コンクリート造PC造 一部鉄骨造3階建 延床面積 1,493.73m ² 電光得点盤 夜間照明柱8基、 メタルハライド灯 1.0KW 128個 天然芝 (寒冷型西洋芝)
硬式野球場 (さきがけ八橋球場)	八橋運動公園1-7	16,421	867-1000	17,631	両翼100m、中堅122m マットフェンス張 LED付磁気反転表示スコアボード メインスタンド 鉄筋コンクリート造PC造 一部鉄骨造3階建 延床面積 1,493.73m ² 電光得点盤 夜間照明柱8基、 メタルハライド灯 1.0KW 128個 天然芝 (寒冷型西洋芝)
球技場 (秋田スポーツPLUS・ASPスタジアム)	八橋運動公園1-1	4,992	883-1870	16,268	メインスタンド 鉄筋コンクリート造PC造 一部鉄骨造3階建 延床面積 1,493.73m ² 電光得点盤 夜間照明柱8基、 メタルハライド灯 1.0KW 128個 天然芝 (寒冷型西洋芝)
第2球技場 (スペースプロジェクト・ドリームフィールド)	八橋運動公園内	730		10,900	観覧席 倉庫、夜間照明設備 メタルハライド灯 1.5KW 60個 人工芝
健康新聞場	八橋運動公園内			11,100	倉庫、夜間照明設備 メタルハライド灯 1.5KW 60個 改良野芝ひめの 盛土芝張、土俵上屋付 (4本柱)
相撲場	八橋運動公園内	2,000		3,362	砂入人工芝コート6面 本部席、夜間照明柱6基 メタルハライド灯 1.0KW 16個 グリーンサンドコート4面、 用具庫
テニスコート	八橋運動公園内	2,000		7,644	管理倉庫、ダッガーアウト 四阿、夜間照明設備 コンクリート柱6基、 メタルハライド灯 1.5KW 90個 鉄筋コンクリート2階建
"	八橋運動公園内			3,854	競技場面積 メインアリーナ 2,540m ² サブアリーナ 836m ² 卓球室 324m ² ジョギングコース 250m 固定観覧席 メインアリーナ 2,468人 ロールバックスタンド 900人 サブアリーナ 300人 計 3,668人
多目的グラウンド	八橋本町六丁目	12-20	866-2600	12,285	更衣室、シャワー室、会議室、 多目的ホール
市立体育馆 (CNAアリーナ★あきた)	八橋本町六丁目	12-20			

施設名	所在地	収容人員 (人)	電話	規模 (m ²)	施設の内容
茨島体育館	茨島一丁目4-71		865-1417	2,323	鉄骨・鉄筋コンクリート造 3階建 体育館 923.40m ² 武道場 399.33m ² トレーニング室 145.35m ² ミーティングルーム、更衣室、 シャワー室
河辺体育館	河辺和田字上中野 186	240	882-3654	2,205	鉄骨一部鉄筋コンクリート造 2階建 事務室、ホール、更衣室、器具 室、放送室、電気室
雄和体育館	雄和妙法字上大部 95-1	384	886-2844	2,571	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2階建 事務室、ホール、小ホール 更衣室、ミーティングルーム
雄和南体育館	雄和神ヶ村字陳笠 259		887-2318	1,121	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2階建 事務室、更衣室、 ミーティングルーム
河辺岩見三内野球場	河辺三内字上野 58-2		882-3654 (河辺体育館)	26,873	両翼91m、中堅120m、 用具室、器具室、屋外便所
河辺和野球場	河辺和田字和田224		882-3654 (河辺体育館)	14,733	両翼91m、中堅120m、 審判控室、用具室、 カウント表示盤
河辺戸島野球場	河辺戸島字上野 50-1		882-3654 (河辺体育館)	12,000	両翼91m、中堅110m、 審判室、用具室、屋外便所
スポーツパークかわべ	河辺岩見字萱森 上野17-2		881-2411	65,171	管理棟 168.37m ² 木造平屋建 サッカー場 9,750m ² 多目的広場 11,952m ² グラウンド・ゴルフ場 19,253m ²
北野田公園 アリーナ・テニスコ ート	河辺北野田高屋 字小高37-1	400	881-1950	56,000	アリーナ 砂人工芝 (テニスコート2面分) 事務室、会議室、ロッカー・ シャワー室 テニスコート 砂人工芝コート(8面) 夜間照明(4灯×8塔)
雄和新波野球場	雄和新波字寺沢 31-1		887-2318 (雄和南 体育館)	11,521	両翼90m、中堅110m、 事務室、更衣室、審判員室、放 送室、便所、バックネット
雄和花の森野球場	雄和石田字蟹沢39	1,300	886-2844 (雄和体育館)	96,182	メインスタンド 鉄筋コンクリート2階建 348.84m ² 両翼100m、中堅122m、 事務室、更衣室、審判員室、放 送室、便所、バックネット バックスクリーン、 スコアボード、屋外トイレ
雄和花の森 テニスコート	雄和石田字蟹沢41		886-2844 (雄和体育館)	1,814	砂人工芝コート(2面) 夜間照明(4灯×4基)

施設名	所在地	収容人員(人)	連絡先	電話	規模(m ²)	施設の内容
古川町街区公園 土崎市民グラウンド	土崎港西四丁目 3-1		北部市民サービスセンター	846-1133	9,400	夜間照明設備 鉄筋コンクリート 高さ20m 6基 メタルハライド灯 1.5KW 60個
勝平市民グラウンド	新屋豊町153-1		勝平屋内 ゲートボール場	866-1055	23,547	野球場1面、多目的広場 1面 夜間照明設備 コンクリート柱高さ21m 7基・20m 4基 メタルハライド灯 1.0KW 76個
勝平屋内 ゲートボール場 光沼近隣公園 テニスコート	新屋豊町1-31 土崎港相染町字 沼端77			866-1055 847-4602	996 1,490	ゲートボールコート2面 休憩室 砂入り人工芝コート2面
屋内多目的運動場 (光沼アリーナ) 一つ森公園弓道場	下北手桜字蛭沢 62-1		一つ森公園 コミュニティ 体育館	831-8300	1,151	砂入り人工芝コート ゲートボール場2面 6人立ち
茨島地域運動広場	茨島一丁目 12-12		茨島体育館	865-1417	4,045	多目的広場
横森地域運動広場	横森三丁目 3-1				8,342	野球場1面
西部地域運動広場	新屋大川町 20-5		西部市民サービス センター	828-4217	9,148	野球場1面
北部地域運動広場	下新城笠岡字 笠岡47		下新城地区コミュニティ センター	873-2112	8,755	野球場1面
手形中台地域 運動広場 飯島地域運動広場	手形字中台 59-2 飯島字古道92				7,102	多目的広場
外旭川地域 運動広場 湯野目地域運動広場	外旭川八幡田 一丁目18 雄和下黒瀬字 湯野目39		飯島地区コミュニティ センター	845-1731	12,911	野球場1面
八田地域 運動広場	下浜八田字餅田 42-2		外旭川地区コミュニティ センター	868-5075	10,170	野球場1面
					1,758	多目的広場
					4,097	多目的広場

5. 秋田拠点センターアルヴェ・秋田市民交流プラザ管理室

秋田拠点センターアルヴェは、秋田駅東西の一体的なまちづくりを実現するため、秋田市と民間事業者が連携して、平成16年7月にオープンした官民複合施設である。

(1) 秋田市民交流プラザ管理室

(予算額 332,052千円)

アルヴェ公共棟である秋田市民交流プラザは、市民交流の場の創出、市民生活の向上、地域の活性化などを目的として、駅東サービスセンター、子育て交流室、自然科学学習館、市民交流サロンにおいて各種行政サービスが行われているほか、きらめき広場や多目的ホール、音楽交流室や洋室などの有料貸出施設も有しております、さまざまなイベントや各種会合に利用されている。

また、秋田駅東西連絡自由通路（ぼぼろーど）および秋田駅東口駅前広場の維持管理業務を行っている。

有料貸出施設

- ・きらめき広場 (600m²)・多目的ホール (410m²)
- ・洋室A (35m²)、洋室B (55m²)、洋室C (120m²)、和室 (44畳)、調理室 (50m²)
- ・音楽交流室A (35m²)、音楽交流室B (25m²)、音楽交流室C (25m²)、音楽交流室D (105m²)

(2) 官民連携秋田駅周辺活性化事業

(予算額 2,756千円)

秋田駅周辺の活性化を図るため、アルヴェ管理組合や民間事業者と連携し、にぎわい創出を目的とした各種集客イベントを開催している。

6. 大森山動物園

昭和48年9月に秋田市中心部の千秋公園内にあった「秋田市児童動物園」を秋田市西部の丘陵地に位置する大森山公園内に移転し、開園した。

各種行事を開催し、にぎわい創出に努めるとともに、ふれあい教室や体験学習などの教育普及活動を実施しているほか、ニホンイヌワシやアムールトラなど希少種の繁殖に取り組んでいる。

[沿革]

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 昭和25年8月1日 | 千秋公園内に「秋田県児童会館付属動物園」を開設 |
| 昭和28年4月1日 | 秋田市に移管され、「秋田市児童動物園」と改称 |
| 昭和48年9月1日 | 大森山公園内に移転し、「秋田市大森山動物園」と改称 |
| 昭和56年4月1日 | 「サル山」オープン |
| 平成3年4月1日 | 「大型動物舎」完成（市制100周年事業）、ゾウ・キリン展示開始 |
| 平成9年4月26日 | 「ふれあいランド」オープン |
| 平成14年3月21日 | 「チンパンジーの森」オープン |
| 平成15年10月4日 | 「王者の森」オープン |
| 平成18年1月1日 | 「秋田市大森山動物園条例」施行 |
| 平成19年3月31日 | 研修ホール・管理棟「ミルヴェ館」オープン |
| 平成20年3月26日 | 動物健康管理センター「森のびょういん」オープン |
| 平成21年3月31日 | 大型遊具「アソヴェの森」オープン（日本宝くじ協会の事業を活用） |
| 平成22年3月31日 | 動物園再整備基本構想策定 |
| 平成23年3月19日 | 「さるっこの森」オープン |
| 平成26年7月24日 | 「ビジターセンター」および「ウエルカム動物舎」オープン |
| 平成28年3月19日 | ネーミングライツ導入 |
| 平成28年8月1日 | 園内に無料の公衆無線LANを整備 |
| 平成29年10月18日 | 高病原性鳥インフルエンザ対策隔離飼養施設およびイヌワシ繁殖保全棟を整備 |
| 令和3年3月20日 | サル舎「天空の楽猿（らくえん）」オープン |

(1) 令和5年度入園者数 240,509人

開園期間：4月1日～11月30日（豪雨の影響により7月16日～20日まで臨時休園）、1月6日～2月25日までの土日・祝日、3月16日～31日

(2) 面積

ア 総面積 150,070m²（うち水面面積 20,100m²）

イ 管理施設面積 建物 6,753.81m² 展示場 11,315.64m²

(3) 飼育展示動物数 合計95種534点（令和6年3月31日現在）

内訳：哺乳類 49種344点 鳥類 26種120点 は虫類 13種 26点
両生類 3種 5点 魚類 3種 16点 無脊椎動物 1種 23点

(4) 入園料 大人 730円

団体 530円

高校生以下無料

年間利用券（動物園パスポート） 1,250円

(5) 公園施設 開設面積69.31ha（動物園15ha含む）

ア 主な施設 グリーン広場：面積14,000m²、かまど、水洗トイレ、四阿

展望台：標高123m

キャンプ場：面積3,000m²、炊事場、テントサイト、トイレ

駐車場：8か所、606台

その他：彫刻の森、散策路

(6) 主な行事

月	名 称	内 容 等	令和5年度
4	飼育の日イベント	キーパーズトーク、車両展示など	262人入園
4~11	3園館連携スタンプラリー	加茂水族館、男鹿水族館と共に	664人参加
4~11	くまくま園連携プレゼントキャンペーン	くまくま園半券でサル山エサなどをプレゼント	44人参加
4~5	ゴールデンウイークリイベント	「今でも記憶に残る動物」写真展など	34,163人入園
5	どうぶつサイエンス	どうぶつの医者さん	32人参加
6	春の動物ふれあいフェスティバル	動物との記念撮影会など	943人入園
7~8	サマースクール	飼育体験など（3日間）	94人参加
7	ナイトキャンプ	夜の動物園ガイドツアーなど	9組32名参加
7~12	大森山アートプロジェクト	「思い出の写真で作るモザイクアート」	5作品
7~8	親と子のふれあい写生大会	50周年記念大会「未来の動物園を描こう」	243点出品
8	夜の動物園	午後5時半から9時まで開園	15,636人入園
9	開園50周年記念式典	表彰式、パネルディスカッションなど（西部SC）	約300名参加
10	秋の動物ふれあいフェスティバル	動物パレードなど	633人入園
〃	どうぶつサイエンス	自然観察会	23人参加
11	いい夫婦の日イベント	夫婦・カップル限定イベント	17組参加
〃	さよなら感謝祭	セレモニー、無料エサやり体験など	1,060人入園
1~2	雪の動物園	カピバラの湯っこなど（19日間）	22,157人入園
3	通常開園	初日（3月16日）	1,680人入園

(7) 教育普及活動実施状況

年 度		令和5年度	
なかよしタイム	一般	222回	15,548人参加
ふれあい教室	団体	48回	1,841人参加
体験学習		49回	824人参加
職場訪問・講話		27回	1,179人参加
その他	他	8回	1,110人参加

※上記は全て延べ数

第6章 市民生活部

[市民生活部]

1. 秋田市斎場

(1) 秋田市斎場

(予算額 127,630千円)

ア 所在地 秋田市外旭川字山崎537番地

イ 現況

(ア) 敷地面積 14,331.05m²

(イ) 建物面積 4,501.17m² (鉄筋コンクリート造、2階建)

(ウ) 開設年月日 昭和31年8月 (平成23年11月1日改築完成)

(エ) 火葬炉 普通炉12基

(オ) 職員数 17人

内訳：斎場長（再任用）1人

管理業務3人（内、再任用1人、会計年度任用職員2人）

火葬業務13人（内、正職員5人、再任用3人、会計年度任用職員5人）

(2) 斎場使用料（平成23年11月1日改正）

区分	13歳以上	13歳未満	死胎 (妊娠4箇月以上)	人体の一部	死胎 (妊娠4箇月未満)	胞衣等
市民	無料	無料	無料	10,000円	10,000円	10,000円
市民以外	61,000円	41,000円	21,000円	10,000円	10,000円	10,000円

(3) 斎場利用数（令和5年度）

区分	市民				市民以外				合計				人体の 一部等
	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	
件数	4,396	5	34	4,435	140	1	6	147	4,536	6	40	4,582	35

(4) 斎場火葬炉維持修繕経費

(予算額 30,690千円)

火葬業務を円滑に行うため、火葬炉の修繕を行う。

(5) 斎場施設保全経費

(予算額 40,600千円)

火葬炉以外の施設設備について、計画保全を実施することで、安定的かつ継続的な運営を図るもの。

2. 平和公園（墓地公園）

(予算額 41,729千円)

市街地の北側約2kmの地点に位置する泉字五庵山（通称天徳寺山）一帯約70ha（21万坪）の丘陵にあり、この公園の中に明るい近代的な墓域を造成している。

墓地の第一期工事は昭和41年度から45年度まで1,617区画、第二期工事は、48年度から52年度まで1,151区画、第三期工事は54年度に用地を取得し、55年度から59年度まで1,625区画を造成した。

さらに平成元年度240区画、4年度320区画、8年度324区画を造成し、総計5,277区画の墓地が完成した。

なお、現在は、墓域内未利用地の造成等により、総区画数は5,284区画となったほか、新たに整備した合葬墓（埋蔵体数1,500体分）について、平成30年度に使用許可を行った。

3. 南西墓地

(予算額 2,936千円)

秋田市の南部・西部地区が、距離的要因により平和公園の利用者が少なく、しかも新興住宅地が増加している状況にあったことから、市民全体の利便性を考慮して、平成11年度豊岩地区に556区画造成したもので、植栽やあずまや、築山などを配置した、平和公園に準じた墓園的な墓地となっている。

平成17年度で全区画の使用許可を終了している。

4. 河辺墓地

(予算額 3,850千円)

市町合併に伴い旧河辺町から引き継ぎした、総区画数684区画の墓地である。

平成18年度に危険箇所の改修や未使用墓域の一部改修工事（区画再編工）を行い157区画を整備、20年度には未使用墓域157区画を整備し、現総区画数の684区画となった。

整備した区画については、平成19年度から使用許可を開始し、26年度で全区画の使用許可を終了した。

5. 北部墓地

(予算額 10,647千円)

市民の墓地需要に対し、計画的に墓地を提供するため平成21年度から事業に着手し、23年度に1期分558区画を整備および供用を開始し、23年度から28年度で558区画を使用許可した。第2期整備分536区画は平成29年度から供用を開始し、29年度は100区画、30年度は63区画、令和元年度は65区画、2年度は81区画、3年度は81区間、4年度は80区画、5年度は73区画を使用許可した。令和5年度に第3期整備が終了し、6年度に第2期整備分と合わせて81区画を募集する。

また、平成30年度に整備した合葬墓（埋蔵体数1,500体分）について、令和元年度は1,075体分、2年度は51体分、3年度は56体分、4年度は97体分、5年度は49体分を使用許可した。6年度は80体分を募集する。

6. 自治振興

(1) コミュニティ施設の整備

(予算額 43,098千円)

地域住民の自主的で健全な自治活動の振興を図るため、活動拠点となるコミュニティセンター等の建設、既存施設の改修等を行う。

・檜山地区コミュニティセンター整備方針検討経費	8,206千円
・明徳地区コミュニティセンター大規模改修事業	15,691千円
・上北手地区コミュニティセンター改築事業	11,773千円
・コミュニティセンター施設整備経費	7,428千円

(2) 町内会等に対する支援

ア まちあかり・ふれあい推進事業

(予算額 224,298千円)

地域自治活動を活発化するため「まちあかり・ふれあい推進事業」として町内会等に対し助成するほか、防犯灯に係る年間電気料（予算の範囲内で80%を限度）を助成する。

また、E S C O事業者終了に伴う防犯灯の交換および修繕等を業務委託により行う。

・町内自治活動助成金	28,299千円
・防犯灯電気料助成金	36,595千円
・灯具交換・補修費助成金	200千円
・防犯灯交換等業務委託料	154,550千円
・町内防犯灯新設等委託料	4,210千円

イ 集会所類似施設整備・建設費助成事業

(予算額 1,200千円)

地域の活動の拠点となる集会所類似施設の建設および整備費の一部を補助する。

20町内会 1,200千円

[集会所類似施設補助金]

補助金の名称 および種類	補助対象事業の種類	補助の要件および補助対象経費	補助金の交付額	補助金の限度額	経費使途区分
建設費等補助金	新築、建替え、増改築（当該部分の床面積の合計が50m ² 以上のもの）、購入	(1) 床面積50m ² 以上99m ² 以内。ただし、これに満たない新築又は購入の場合において、敷地の建ぺい率、町内会等の規模等の理由により、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 (2) 床面積99m ² を超える施設であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの ア 災害時において避難所として地区住民を無償で受け入れる施設であること。 イ 台所又は調理場を有していること。 ウ 浴室、シャワー室等衛生上の配慮がなされていること。 エ 災害用の備蓄倉庫を有していること。 オ 玄関および出入口付近にスロープを有していること。 カ 車椅子使用者および介助者が利用することができるトイレを有していること。 キ 各室およびこれらを結ぶ経路に段差がないこと。 ク 出入口の戸が引戸、折戸等であること。	床面積1m ² 当たり 10,000円 を乗じて 得た額	99万円	新築費、増改築費、購入費（解体費、備品購入費、土地購入費、事務費を除く。）
營繕費等補助金	營繕および附帯施設の整備、修繕等	100,000円以上	60,000円	定額	營繕費（床面積50m ² 未満の増改築費を含む。）、附帯施設整備費
備品購入費補助金	備品の購入	(1) 60,000円以上100,000円未満 (2) 100,000円以上	30,000円 50,000円	定額	備品購入費

(3) 防犯活動推進事業

(予算額 988千円)

防犯に対する市民意識の高揚を図り、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、防犯活動や暴力追放運動を推進する。

(4) 住居表示整備

(予算額 983千円)

住居表示実施区域における建物新改築時の住居番号決定、住居表示実施証明のほか、町名案内板および街区表示板の設置又は更新を行う。

◎コミュニティセンター等施設一覧

- ・コミュニティセンター（31館）

施設名	建設年度	開館年度	構造	面積(m ²)	備考
旭川地区 コミュニティセンター	昭和51	昭和51	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建	754.39	
飯島地区 〃	52	52	〃	999.79	平成3.12増築 平成23.4.1コミセン化
寺内地区 〃	53	53	〃	655.51	平成23.4.1コミセン化
檜山地区 〃	54	53	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建 一部鉄骨造平屋建	1,647.84	昭和61年体育館新設 平成17年会議室棟増設
東地区 〃	54	54	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建	809.50	
勝平地区 〃	平成24	55	鉄骨造2階建	1,299.50	児童センター(369.78m ²) 併設
外旭川地区 〃	昭和58	59	鉄筋コンクリート造2階建	999.95	
将軍野地区 〃	60	60	〃	664.49	平成23.4.1コミセン化
茨島地区 〃	49	63	鉄筋コンクリート造4階建	1,513.38	昭和63.4コミセン開館 1、2階(822.6m ²)をコミセンで使用
泉地区 〃	平成2	平成2	鉄筋コンクリート造2階建	1,107.60	
明徳地区 〃	4	5	〃	944.60	
大住地区 〃	5	6	〃	1,022.25	
浜田地区 〃	6	6	木造平屋建	466.03	平成23.8増築
港北地区 〃	7	8	鉄筋コンクリート造2階建	999.46	
河辺岩見三内地区 〃	8	9	鉄骨造平屋建	779.86	平成17.1.11合併承継 岩見三内連絡所併設
八橋地区 〃	10	11	鉄筋コンクリート造2階建	997.80	
旭北地区 〃	15	16	〃	1,017.76	
保戸野地区 〃	17	17	〃	1,093.46	
川尻地区 〃	18	19	鉄骨造2階建	1,303.64	児童センター(345.08m ²) 併設
下新城地区 〃	5	21	木造平屋建	487.35	平成21.4.1コミセン化
豊岩地区 〃	6	21	〃	487.90	平成21.4.1コミセン化
下浜地区 〃	昭和56	21	〃	507.04	平成4.10増築 平成21.4.1コミセン化
旭南地区 〃	平成21	21	鉄骨造2階建	809.59	児童館(303.60m ²)併設

施設名	建設年度	開館年度	構造	面積(m ²)	備考
上北手地区 〃	令和5	平成25	木造平屋建	533.29	令和5.10.10改築
太平地区 〃	平成8	28	〃	620.23	平成28.4.1コミセン化
下北手地区 〃	令和2	28	〃	524.60	平成28.4.1コミセン化 令和2.12.21改築
桜地区 〃	平成28	28	鉄骨造2階建	726.96	
上新城地区 〃	昭和63	30	木造平屋建	374.77	
飯島南地区 〃	平成30	30	鉄骨造2階建	738.26	平成30.4.1コミセン化
金足地区 〃	令和元	令和元	木造平屋建	546.37	令和2.1.20コミセン化
仁井田地区 〃	2	2	鉄骨造平屋建	792.47	

・コミュニティ類似施設（8館）

施設名	建設年度	構造	面積(m ²)	備考
ふれあい交流館かわべ	平成14	鉄骨造2階建	762.45	平成17.1.11合併承継 和田駅舎併設
雄和基幹集落センター	昭和53	鉄筋コンクリート造2階建	463.82	平成17.1.11合併承継 大正寺連絡所併設
雄和地区北部コミュニティ施設	57	木造平屋建	340.88	平成17.1.11合併承継
雄和農林漁家婦人活動促進施設	平成7	木造平屋建	193.77	平成17.1.11合併承継
雄和山村交流センター	14	木造平屋建	153.19	平成17.1.11合併承継
雄和左手子交流センター	16	木造平屋建	146.24	平成17.1.11合併承継
河辺岩見温泉交流センター	28	木造 一部鉄筋コンクリート造平屋建	602.21	
下新城交流センター	昭和51	鉄筋コンクリート造2階建	1,610.87	旧北部公民館

7. 市民協働・都市内地域分権の推進

(予算額 49,988千円)

(1) 地域支援事業

コミュニティセンター等を巡回し地域の各種相談に対応するとともに、「地域づくり交付金」により、地域課題の解決や地域の活性化等に取り組む団体を支援する。

(2) 市民協働・市民活動支援事業

市民活動団体のアイディアと能力を活用しながら、市と市民活動団体が協働する取組を促進するため、「協働サポート交付金」による支援を行う。また、「市民協働ミーティング」を開催するほか、市民交流サロンにおいて市民活動を支援する講座や相談を行うことで、市民活動を支援する。

(3) 地域まちづくり推進事業

市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを実践する。また、市民協働によるまちづくりの担い手育成支援のため、「まちづくりラボ講座」を実施する。

8. 男女共生社会の推進

(予算額 1,260千円)

誰もが互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会が形成されるよう、家庭や学校、職場、地域など、生活のあらゆる場面において男女共生の理解が浸透し、行動へつながるための取

組を推進する。

(1) 市民行動計画の推進

「秋田市男女共生推進会議」の意見を取り入れながら、「第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画」の推進に努めるとともに、同計画の周知を進め、男女共生の理念の啓発を図る。

(2) 男女共生講座等の実施

身近なテーマから男女共生社会への理解を深める講座や、企業、町内会等を対象に出張講座等を開催し、意識啓発を図る。

9. 女性の活躍推進

(予算額 5,725千円)

女性活躍推進法に基づき、一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境づくりを推進し、女性の活躍を促進する。

(1) キャリアデザインセミナー・キャリアデザインカフェの実施

企業・団体の経営者や管理職および中堅社員対象のセミナーを開催し、女性管理職の登用促進や働きやすい職場環境づくりを支援するとともに、出産や介護等によりキャリアが中断した女性に対し、デジタルスキルの取得と仲間づくりの機会を提供するための講座を実施する。

(2) 女性活躍推進リーフレットの制作

女性がライフィベントを通じて主体的なキャリアを描くことができるよう、多様な職種や立場で活躍する女性ロールモデルを紹介するとともに、広く本市の取組を周知するためリーフレットを制作する。

10. にじいろあきたの推進

(予算額 432千円)

多様性を尊重する社会を実現するため「秋田市パートナーシップ宣誓制度」の認知度を向上させるとともに、多様な性のあり方に対する社会的偏見や差別をなくすための取組を推進する。

(1) にじいろアライキャンペーンの実施

商店街等と連携し、多様な性のあり方について、理解促進を図るとともに「アライ（味方）」の機運を醸成するイベント等を実施する。

(2) L G B T Q 個別相談会の実施

性の多様性についての悩みや不安の解消に向け、L G B T Q の当事者などを対象とした相談会を実施する。

11. 家族・地域の絆づくりの推進

(予算額 339千円)

家族や地域の絆のもと、支えあいの市民共生社会の実現を目指し、人と人とのつながりや思いやりの心を見つめ直す機会を提供して、絆を大切にしようとする気運を醸成する。

(1) 小学校における絆の学習の実施

市内の各小学校に講師を派遣し、命の大切さ、防災を通しての家族や地域の人たちとのつながりの大切さ、多様な性のあり方をテーマに授業を実施する。

(2) 絆の出張講座

防災をテーマに出張講座を開催し、地域の絆づくりを推進する。

12. 総合窓口業務

(予算額 32,459千円)

(1) 総合案内

市役所を訪れる方に、窓口の案内をする。

・令和5年度 案内件数 30,497件

(2) 窓口案内電話

市民からの問合せ等に適切な部署を案内する。

・令和5年度 案内件数 55,536件

13. 住民基本台帳、戸籍関係の異動・届出等取扱件数

(1) 住民基本台帳の異動取扱件数年度別の推移

単位：件

区分	年度	令和元	2	3	4	5
合 計		32,034	30,508	30,454	31,226	31,055
転 入		7,345	6,636	6,662	7,034	6,738
転 出		7,464	6,736	6,830	7,161	7,059
転 居		7,030	7,226	6,819	6,789	6,677
出 生		1,723	1,669	1,713	1,558	1,417
死 亡		3,740	3,811	3,940	4,317	4,482
世 帯 分 離		601	697	645	700	750
世 帯 合 併		233	232	235	271	274
世 帯 主 変 更		2,531	2,564	2,550	2,545	2,558
住 所 修 正		522	6	20	18	35
在 留 記 載		22	19	8	14	14
在 留 消 除		206	100	41	130	160
職 権 回 復		0	0	0	1	1
職 権 消 除		15	17	5	4	15
そ の 他		602	795	986	684	875

(2) 戸籍の届出件数年度別の推移

単位：件

事件の種類		年 度	令和元	2	3	4	5
合 計			13,274	12,360	12,253	12,507	12,208
1	出 生		2,412	2,279	2,240	2,055	1,877
2	国 籍 留 保		24	8	16	11	17
3	認 知		29	37	24	25	28
4	養 子 縁 組		168	154	191	149	127
5	養 子 離 縁		87	53	63	57	69
6	法 69 条 の 2 ・ 73 条 の 2		9	9	4	5	5
7	婚 姻		2,821	2,317	2,368	2,278	2,147
8	離 婚		670	605	513	550	633
9	法 75 条 の 2 ・ 77 条 の 2		274	265	228	264	284
10	親 権 ・ 後 見 ・ 後 見 監 督 ・ 保 佐		21	27	17	13	9
11	死 亡		4,373	4,384	4,480	4,992	5,105
12	失 踪		3	2	4	4	6
13	復 氏		9	4	5	2	4
14	姻 族 関 係 終 了		19	14	8	8	4
15	相 続 人 廃 除		0	2	0	0	0
16	入 籍		527	453	370	415	409
17	分 籍		53	56	51	59	66
18	国 籍 取 得		1	1	0	0	0
19	帰 化		0	9	3	4	2
20	国 籍 喪 失		0	5	2	3	2
21	国 籍 選 択		1	2	5	7	5
22	外 国 国 籍 喪 失		0	0	0	0	0
23	氏 の 変 更		32	21	30	30	15
24	名 の 変 更		8	7	6	5	5
25	転 籍		1,394	1,266	1,164	1,179	1,012
26	就 籍		0	0	1	0	0
27	訂 正 ・ 更 正		249	292	396	323	287
28	追 完		4	1	5	0	1
29	そ の 他		22	17	12	14	30
30	不 受 理 申 出		64	70	47	55	59

(3) 戸籍・住民票関係の証明書等取扱通数（令和5年度）

単位：通

種類 月別	計	月平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合 計	363,438	30,287	30,246	27,665	30,803	31,421	30,649	28,694	30,980	30,191	27,443	27,614	30,089	37,643	
現 戸 簿	賄 本 (全部事項)	36,189	3,016	2,794	2,941	3,145	2,496	2,945	2,849	3,187	3,575	2,895	3,179	3,133	3,050
	抄 本 (個人事項)	5,728	477	442	417	633	445	526	544	487	439	443	482	416	454
	コ ン ビ ニ	16,959	1,413	1,398	1,208	1,178	1,127	1,253	1,227	1,524	1,976	1,337	1,396	1,625	1,710
	一 部 事 項 明 証	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	記 載 事 項 明 証	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	届 書 写 し	57	5	1	5	3	3	5	6	3	5	3	16	6	1
	受 理 (普通)	743	62	43	53	56	54	59	49	71	88	64	60	71	75
	受 理 (上質)	30	3	2	3	1	3	5	1	1	4	3	1	3	3
	計	59,706	4,976	4,680	4,627	5,016	4,128	4,793	4,676	5,273	6,087	4,745	5,134	5,254	5,293
除 簿	賄 本 (全部事項)	43,111	3,593	3,181	3,855	3,581	3,052	3,437	3,266	3,764	4,053	3,673	3,654	3,941	3,654
	抄 本 (個人事項)	459	38	49	27	36	53	31	28	37	23	32	65	43	35
	記 載 事 項 明 証	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	43,570	3,631	3,230	3,882	3,617	3,105	3,468	3,294	3,801	4,076	3,705	3,719	3,984	3,689
広 域 交 付	戸 簿	431	431	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	431
	除 簿	687	687	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	687
	計	1,118	1,118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,118
識 別 符 号	戸 簿	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	除 簿	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	計	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
届 書 等 情 報 容 証 明	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
住 民 基 本 台 帳	住民票・記載事証明	79,940	6,662	7,387	5,821	6,952	8,011	6,916	6,010	6,933	5,964	6,047	5,844	5,784	8,271
	コ ン ビ ニ	62,655	5,221	5,909	4,188	5,378	6,169	4,982	4,823	5,208	4,718	4,403	4,322	5,034	7,521
	広 域 交 付	194	16	14	20	7	11	16	9	7	10	11	11	9	69
	附 票 の し	21,184	1,765	1,453	1,858	2,054	1,596	1,688	1,771	1,782	2,086	1,693	1,656	1,767	1,780
	閲 覧	1,680	140	0	103	211	397	41	356	68	57	307	0	140	0
	計	165,653	13,804	14,763	11,990	14,602	16,184	13,643	12,969	13,998	12,835	12,461	11,833	12,734	17,641
印 鑑	印 鑑 登 錄 証 交 付	8,822	735	772	706	678	749	846	671	711	642	558	654	778	1,057
	印 鑑 登 錄 証 明 書	33,234	2,770	2,750	2,649	2,793	2,776	3,151	2,781	2,868	2,642	2,294	2,493	2,802	3,235
	コ ン ビ ニ	44,106	3,676	3,317	3,120	3,441	3,909	4,222	3,730	3,804	3,291	3,208	3,252	3,941	4,871
	計	86,162	7,180	6,839	6,475	6,912	7,434	8,219	7,182	7,383	6,575	6,060	6,399	7,521	9,163

単位：通

種類 月別	計	月平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自動車臨時運行許可	2,636	220	309	224	237	208	225	254	241	261	186	114	169	208
諸証明ほか	2,993	249	315	235	251	232	197	217	186	221	184	281	285	389
個人番号カード再交付	800	67	55	116	84	65	52	51	49	68	51	67	71	71
電子証明書	800	67	55	116	84	65	52	51	49	68	51	67	71	71

*戸籍の広域交付および電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容証明書の交付は令和6年3月1日開始

14. 国民年金

(予算額 4,640千円)

(1) 加入の状況 (第1号被保険者のみ)

各年度末 単位：人

区 分 年 度	第 1 号 被 保 險 者		
	強 制	任 意	合 計
令和2	28,758	403	29,161
3	28,192	395	28,587
4	27,583	388	27,971
5	27,094	422	27,516

15. 国民健康保険事業

(予算額 29,733,584千円)

(1) 国保加入状況 (令和6年4月1日現在)

被保険者数 51,697人

世帯数 36,401世帯

(2) 保険給付

ア 給付割合 0歳～義務教育就学前 8割

義務教育就学～65歳未満 7割

65歳以上70歳未満の前期高齢者 7割

70歳以上75歳未満の前期高齢者 8割又は7割

イ その他の保険給付

(ア) 出産育児一時金 500,000円 (令和5年4月1日改正)

産科医療補償制度登録分娩機関での出産は一児につき 50万円、それ以外は 48万8千円を支給

(イ) 葬 祭 費 50,000円 (平成9年4月1日改正)

(3) 保険税

ア 賦課方式 3方式 (昭和57年4月1日改正)

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割

イ 算定基準

所得割 前年中の総所得金額－基礎控除 (43万円)

ウ 納付回数 普通徴収 9回 (7月～3月) 特別徴収 6回 (4月～2月)

工 保険税率

年 度	区 分	税 率			課 税 限 度 額 (円)
		所 得 割	均等割(円)	平 等 割(円)	
2	医 療 分	9.22／100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	630,000
	支 援 分	2.51／100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88／100	8,950	8,570	170,000
3	医 療 分	9.22／100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	630,000
	支 援 分	2.51／100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88／100	8,950	8,570	170,000
4	医 療 分	9.22／100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	650,000
	支 援 分	2.51／100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	200,000
	介 護 分	2.88／100	8,950	8,570	170,000
5	医 療 分	9.22／100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	650,000
	支 援 分	2.51／100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	220,000
	介 護 分	2.88／100	8,950	8,570	170,000
6	医 療 分	9.22／100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	650,000
	支 援 分	2.51／100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	240,000
	介 護 分	2.88／100	8,950	8,570	170,000

才 国保事業概要

区 分		年 度	令和4(決 算)	令和6(当 初)
国 保 加 入 (3月～2月平均)	被 保 険 者 数	55,377 人	51,186 人	
	世 帯 数	38,191 世帯	36,435 世帯	
保 険 税 負 担 状 況 (現年度分)	世帯当たり	最 高	1,020,000 円	1,060,000 円
		※最 低	24,800 円	24,800 円
		平 均	128,016 円	125,650 円
	1 人 当 た り 平 均	88,287 円	89,440 円	
保 険 税 収 納 率 (現 年 度 分)		91.80 %	91.99 %	
療 養 諸 費	費 用 額	25,395,465 千円	25,643,337 千円	
	保 険 者 負 担 分	18,778,567 千円	18,961,855 千円	
	1 人 当 た り 費 用 額	458,601 円	500,983 円	
	1 人 当 た り 保 険 者 負 担 分	339,110 円	370,450 円	
その他の保険給付	出産育児一時金 (1件単価)	420,000 円	500,000 円	
	葬 祭 費 (1件単価)	50,000 円	50,000 円	
予 算 額 (R 6)	歳 入	30,505,925 千円	29,733,584 千円	
決 算 額 (R 4)	歳 出	30,286,875 千円	29,733,584 千円	
	差 引	219,050 千円	0 円	
一 般 会 計 繼 入 額		2,527,875 千円	2,463,581 千円	

※ 最低の金額は介護分を含む場合のものを記載

(4) 高額療養費融資斡旋制度 (昭和51年11月10日から実施)

国保に加入している世帯で、医療費の支払いに困っている方に対し資金の融資をあっせんすることにより、その世帯の生活の安定を図ることを目的とした制度である。

- ア 融 資 額 高額療養費として支給される額以内（1万円以上）
- イ 融 資 期 間 高額療養費の支給日まで
- ウ 利 子 市が全額負担（年利3.73%、令和5年4月1日改正）
- エ 返 済 高額療養費支給日に元金および利子を全額一括返済
- オ 取扱金融機関 秋田銀行秋田市役所支店

カ 利 用 状 況 (令和5年度実績)

- (ア) 申 込 件 数 0件
- (イ) 融 資 額 0円
- (ウ) 1 件当たり融資額 0円

(5) 保健事業

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成している。

事業名	対象者	助成内容	令和5年度実績	
はり・きゅう・マッサージ (昭和61年度から実施)	国民健康保険加入者で 55歳以上75歳未満の方	1回800円 (年40回以内)	利用件数 9,456 件 助成額 7,565 千円	
健康診査 (平成9年度から実施)	国民健康保険加入者	大腸がん 胃がん 子宮頸がん 前立腺がん 乳がん	自己負担分 を全額助成	利用件数 13,203 件 助成額 20,615 千円
健康表彰 (平成28年度から実施)	国民健康保険加入世帯 で1年間医療機関を受 診していない等の一定 要件に該当するもの	該当世帯にカタログギフ トを贈呈	表彰世帯数 119 世帯 実績額 482 千円	

16. 健康診査等

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業

(予算額 179,152千円)

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐために、特定健康診査と特定保健指導を実施する。

第3期データヘルス計画に基づき令和6年度は健診受診率40.0%、保健指導実施率20.3%を目標とする。

- 対象者 40～75歳未満の国民健康保険加入者（ただし、妊産婦、長期入院者、施設入所者など告示で定める者、労働安全衛生法に基づく事業者健診等、特定健康診査に相当する健康診査を受けた者を除く。）

(2) 後期高齢者健康診査事業

(予算額 141,399千円)

高齢者の生活の質を確保し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見するために、健康診査を実施する。

- 対象者 後期高齢者医療制度の被保険者

(3) 人間ドック保健事業

(予算額 39,094千円)

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成する。

- 対象者 35歳以上の国民健康保険加入者

(4) 糖尿病・慢性腎臓病重症化予防事業

(予算額 196千円)

秋田市国民健康保険加入者のうち、糖尿病および慢性腎臓病が重症化するリスクの高い未治療者、治療中止者を治療に結びつける。また、糖尿病性腎症等で重症化するリスクの高い通院患者に対し、かかりつけ医の判断により保健指導を行うことで、腎不全、人工透析への移行を予防する。

(5) 高血圧症重症化予防事業

(予算額 641千円)

秋田市国民健康保険特定健康診査を受診した者のうち、高血圧症が重症化するリスクの高い者を医療へ結びつけることで、脳血管疾患等生活習慣病の発症を予防する。

17. 後期高齢者医療制度

(予算額 8,448,796千円)

(1) 加入状況（令和6年4月1日現在）

秋田市の被保険者数 51,794人 (秋田県全体の被保険者数 195,261人)

(2) 保険給付

ア 給付割合 9割、8割又は7割 (自己負担割合 1割、2割又は3割)

イ その他の保険給付

(ア) 高額療養費

(イ) 入院時の食事代

(ウ) 葬祭費 50,000円

(3) 保険料

ア 賦課額の算定

保険料は、所得割額と被保険者均等割額の合計額

所得割額は、前年の総所得額（基礎控除後の額）に所得割率を乗じた額

所得割率	均等割額(円)	賦課限度額(円)
9.02／100 (※1)	45,260	800,000 (※2)

(※1) 前年の所得金額の合計から基礎控除額（最大430,000円）を控除した金額が580,000円を超えない場合は、8.35/100で計算する。

(※2) 昭和24年3月31日以前に生まれた者および令和7年3月31日以前に障害認定により資格取得した者（障害認定後に令和6年度中に75歳となった後、認定を受けた広域内に住所を有さなくなった者を除く）の限度額は730,000円となる。

イ 納付回数

(ア) 普通徴収 8回（7月～2月）

(イ) 特別徴収 6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

(4) 秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金

保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合に対し、保険料納付金、療養給付費および事務費など運営に係る経費を負担する。

18. 高齢者健康保健事業

(予算額 19,637千円)

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、後期高齢者の健康の増進および健康寿命の延伸につなげる。

19. 西部市民サービスセンター

(予算額 179,425千円)

所在地 秋田市新屋扇町13番34号

建築年度	構造	面積(m ²)
平成21	鉄筋コンクリート造（3階建）	3,643.69

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

（西部地域住民自治協議会を指定管理者としている。）

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

20. 新屋ガラス工房

(予算額 104,956千円)

所在地 秋田市新屋表町5番2号

建築年度	構造	面積 (m ²)
平成29	木造一部鉄筋コンクリート造 (平屋一部2階建)	1,373.13

新屋地域の歴史とともにづくりの精神を伝承し、住民主体のまちづくりを推進するため、ガラス作品の展示・販売、ガラス制作体験・講座の実施、展示スペース・工房設備の貸出しのほか、イベントの開催や地域団体との連携等を行う。

21. 北部市民サービスセンター

(予算額 255,673千円)

所在地 秋田市土崎港西五丁目3番1号

建築年度	構造	面積 (m ²)
平成23	鉄筋コンクリート造(3階建)	5,581.54

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・体育館・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(北部地域住民自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

22. 土崎みなど歴史伝承館

(予算額 41,696千円)

所在地 秋田市土崎港西三丁目10番27号

建築年度	構造	面積 (m ²)
平成29	鉄筋コンクリート造(2階建)一部鉄骨造	1,393.98

土崎地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源を生かした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、資料の展示や学習の場の提供などにより、曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等を行う。(土崎みなど街づくり協議会を指定管理者としている。)

23. 河辺市民サービスセンター

(1) 河辺市民サービスセンター

(予算額 1,144,472千円)

所在地 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2

建築年度	構造	面積 (m ²)
昭和63	鉄筋コンクリート造(3階建)	3,362.45

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(河辺の郷自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(2) 河辺岩見温泉交流センター管理運営

(予算額 51,507千円)

河辺岩見温泉交流センターの適切な施設管理・運営を行う。

(河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会を指定管理者としている。)

24. 雄和市民サービスセンター

(予算額 79,759千円)

所在地 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

建築年度	構造	面積(m ²)
昭和63	鉄筋コンクリート造(3階建)	3,724.22

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(雄和市民協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

小規模水道施設を利用している地域の生活水の管理運営を行う。

(対象施設 雄和藤森地区：8戸、雄和中の沢地区：12戸)

25. 南部市民サービスセンター

(予算額 217,238千円)

(1) 南部市民サービスセンター

所在地 秋田市御野場一丁目5番1号

建築年度	構造	面積(m ²)
平成26	鉄筋コンクリート造(2階建)	2,229.44

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(2) 南部市民サービスセンター別館

所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号

建築年度	構造	面積(m ²)
平成30	鉄筋コンクリート造(2階建)	1,632.00

地域の生涯学習を推進する。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

26. 東部市民サービスセンター

(予算額 189,793千円)

所在地 秋田市広面字釣瓶町13番地3

建築年度	構造	面積(m ²)
平成27	鉄筋コンクリート造(2階建)	2,538.98

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス（住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続を除く。）を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(東部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

27. 中央市民サービスセンター

(予算額 248,647千円)

所在地 秋田市山王一丁目1番1号

建築年度	構造	面積 (m ²)
平成28	鉄筋コンクリート造（本庁地上6階、塔屋1階、地下1階）	本庁31,132.96m ² のうち2、3階部分の一部

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス（住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続を除く。）を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

（中央地域づくり協議会を指定管理者としている。）

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

28. 駅東サービスセンター

(予算額 612千円)

所在地 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センター アルヴェ1階

建築年度	構造	面積 (m ²)
平成16	鉄筋鉄骨コンクリート造（5階建）	236.00（事務所部分のみ）

住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、国民年金等の事務を取り扱っている。

29. 市民相談

(予算額 11,776千円)

(1) 職員による相談

市民の個人的な相談や苦情の受付を行い、問題解決に当たる。

・令和5年度 相談総件数 3,625件

(2) 専門相談（無料相談）

弁護士、司法書士、社会保険労務士、公証人、税理士、行政書士、行政相談委員、人権擁護委員および元県警察官による無料相談を実施する。

・令和5年度 相談総件数 736件

法 律	325件
司 法 書 士	285件
年 金 ・ 社 会 保 険 等	29件
公 証 人 ・ 遺 言	29件
税 务	55件
行 政 書 士	5 件
行 政	5 件
人 権 ・ 困 り ご と	3 件
市 民 安 全	0 件

(3) 市民相談主任者

市政に対する相談、要望および苦情に関して、関係各課所室との密接な連絡により、速やかにかつ適切に処理するため、各課所室に市民相談主任者（原則として課長補佐）を設置する。

(4) 犯罪被害者等支援

「犯罪被害者等支援総合窓口」において、犯罪被害者等からの様々な相談に応じ、適切に担当部署や関係機関を紹介するとともに、市役所における各種手続の窓口一元化を図る。

また、「秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例」に基づき、犯罪行為により死亡した市民の遺族又は傷害を受けた市民に対し、見舞金を支給する。

(5) ご遺族支援コーナー

健康保険や市税、福祉など、死亡に伴い遺族が行う各種手続をワンストップで行い遺族の負担を軽減する。

また、相続や金銭問題など遺族が抱える様々な悩みや問題について相談に応じ、弁護士や司法書士などの無料専門相談等を案内する。

30. 消費生活

(予算額 21,720千円)

(1) 消費者支援事業

ア 消費生活相談

消費生活に関する苦情や相談に応じ、助言、情報提供、あっせん等を行う。

・令和5年度 相談件数 1,602件

イ 多重債務相談

多重債務を解決するために、関係課所室との連携強化と相談体制の充実を図る。

(2) 消費者啓発事業

ア 消費生活出前講座

市民が安全で快適な消費生活を営むことができるよう、必要な情報等を提供するため、消費生活相談員が各地域等に出向いて講座を開催する。

イ 消費生活パネル展

消費生活における身近な情報の提供および悪質商法や特殊詐欺などの被害防止を目的に、パネルを展示する。

ウ 金融経済講演会

暮らしに役立つ金融経済情報の提供を目的に、秋田県金融広報委員会、秋田県生活センターおよび本市の3者共催で講演会を開催する。

エ 高齢者等の消費者被害の未然防止

地域の関係機関（地域包括支援センター、警察署等）が行っている見守り活動と連携し、啓発活動を実施する。また、町内会や老人クラブなど、地域で活動している団体等に対し、出前講座を実施する。

オ 若年者等の消費者教育の充実・強化

民法改正による成年年齢引下げに対応するため、教員等に情報提供を行うとともに、小中高生等を対象とした消費者教育を行う。

(3) 消費生活相談員等のレベルアップ

多様化・複雑化する消費者問題について、正確で分かりやすい情報を消費者に提供するため、消費生活相談員等が国の指定する研修会等に参加する。

(4) 消費生活審議会

消費者等からの苦情に関するあっせん又は調停を行うほか、消費生活に関する重要な事項について審議する。

31. 計量検査所

(予算額 2,500千円)

昭和55年4月に計量検査所を設置し、特定計量器の定期検査、事業所や店舗への立入検査等を実施し、適正計量の普及に努める。

[令和5年度実績]

(1) 特定計量器定期検査

商店・スーパー・病院等で取引又は証明に使用される特定計量器を2年に1度検査する。

項目	受検戸数 (戸)	受検器数 (器)	不合格数 (器)	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
集合検査	140	387	8	2.1	316,910
所在場所検査	52	422	3	0.7	506,470
合計	192	809	11	1.4	823,380

(2) 商品量目立入検査

スーパー等のグラム表示で販売されている商品が正しく計量されているか立入検査を行う。

項目	検査日数 (日)	検査戸数 (戸)	検査件数 (件)	不適正件数 (件)	不適正率 (%)
量目	前期	5	6	330	4 1.2
	後期	5	6	270	2 0.7
	計	10	12	600	6 1.0

第7章 福祉保健部

[福祉保健部]

1. 福祉保健関係の法定計画

いわゆる社会福祉基礎構造改革の成果として平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置付けられた。

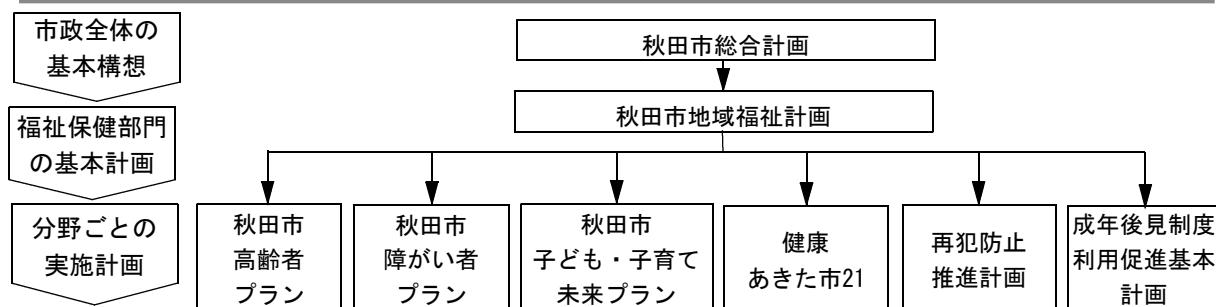
これにより、本市では、個人の尊厳を尊重する視点から、市民一人ひとりの生活全体に着目し、地域での自立した生活を支援するという基本的な考え方に基づいて、利用者主体・市町村中心の福祉サービスの基盤整備を進めている。

一方で、公的な福祉サービスだけでは対応できない様々な生活課題が社会の変化とともに顕在化しており、今後の人ロ減少社会・少子高齢社会においては、更なる増加・多様化が見込まれる福祉ニーズへの対応が大きな課題となっている。

このようなことから、地域での自立した生活を支援するためには、基本的な福祉ニーズについては分野ごとの公的な福祉サービスを地域生活という視点で再編・統合して対応しつつ、公的な支援（公助）と市民による支え合いの取組（共助）、市民一人ひとりの努力（自助）とを連携させ、協働しながら総合的に取り組んでいくことが必要である。

そこで、「秋田市地域福祉計画」を福祉保健部門の基本計画として位置付け、他の法定計画を統合して福祉全體の共通理念と各計画の基本方向を示す計画としている。そして、「秋田市高齢者プラン」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「健康あきた市21」、「秋田市再犯防止推進計画」、「秋田市成年後見制度利用促進基本計画」を分野ごとの実施計画として位置付け、それぞれの分野固有の施策、達成目標などを示す計画としている。

福祉関係の法定計画の位置付け



現行計画の名称	計画年度	策定の根拠
第4次秋田市地域福祉計画	H31～R6	社会福祉法第107条
第11次秋田市高齢者プラン (第9期秋田市介護保険事業計画)	R6～R8	老人福祉法第20条の8 (市町村老人福祉計画)
第6次秋田市障がい者プラン (第7期秋田市障がい福祉計画)		介護保険法第117条 (市町村介護保険事業計画)
第3次秋田市子ども・子育て未来プラン (第2期秋田市子ども・子育て支援事業計画)	R6～R11	障害者基本法第11条第3項 (市町村障害者計画)
第3次秋田市再犯防止推進計画	R6～R8	障害者総合支援法第88条 (市町村障害福祉計画)
第3次秋田市成年後見制度利用促進基本計画	R6～R8	児童福祉法第33条の20 (市町村障害児福祉計画)
秋田市成年後見制度利用促進基本計画	R2～R6	子ども・子育て支援法第61条 (市町村子ども・子育て支援事業計画) 次世代育成支援対策推進法第8条 (市町村行動計画)
秋田市健康あきた市21	R6～R17	健康増進法第8条第2項 (市町村健康増進計画)
秋田市再犯防止推進計画	R3～R6	再犯防止推進法第8条
秋田市成年後見制度利用促進基本計画	R4～R6	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項

2. 生活保護

(1) 生活保護の状況

区分	令和5年3月31日 現在		令和6年3月31日 現在	
	世帯数(世帯)	人員(人)	世帯数(世帯)	人員(人)
生活保護	4,318	5,241	4,333	5,263
生活扶助	3,714	4,543	3,710	4,527
住宅〃	3,345	4,058	3,357	4,069
教育〃	109	170	123	181
介護〃	1,069	1,103	1,105	1,136
医療〃	3,824	4,515	3,857	4,544
葬祭〃	111	111	127	127
生業〃	813	924	761	847
出産〃	0	0	0	0

※葬祭、生業、出産扶助は各年度の適用延べ数

(2) 年度別推移

(年度平均)

年度	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (%)		
			市	県	国
平成29年度	4,286	5,389	1.72	1.46	1.68
平成30年度	4,324	5,397	1.73	1.45	1.66
令和元年度	4,332	5,383	1.75	1.45	1.64
令和2年度	4,293	5,288	1.73	1.42	1.63
令和3年度	4,315	5,306	1.75	1.24	1.63
令和4年度	4,318	5,248	1.74	1.22	1.62
令和5年度	4,342	5,261	1.74	1.21	1.63

※令和3年度以降の県の保護率については、指定都市および中核市が除かれて集計されているもの

※県および国の保護率については、e-Statより引用

3. 高齢者福祉

(1) 高齢社会の状況

ア 65歳以上人口の推移

(各年10月1日現在)

年	総人口 (人)	65歳以上				70歳以上		75歳以上	
		人口 (人)	比率 (%)	県 (%)	全国 (%)	人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)
28	313,668	90,610	29.4	34.7	27.3	63,378	20.6	45,485	14.8
29	311,178	92,321	30.2	35.6	27.7	65,790	21.6	46,570	15.3
30	308,482	93,869	31.0	36.4	28.1	67,939	22.5	47,614	15.7
元	306,178	95,269	31.7	37.2	28.5	70,611	23.1	48,535	15.9
2	304,031	96,325	32.3	37.9	28.8	72,792	24.4	48,652	16.3
3	305,586	96,569	32.3	38.1	28.9	74,033	24.7	48,386	16.2
4	303,048	97,020	32.7	38.6	29.1	75,257	25.3	50,308	16.9
5	300,096	97,174	33.1	39.0	29.1	76,038	25.9	51,611	17.6

※総務省の統計、秋田県年齢別人口統計調査および秋田市年齢別人口による。

※比率については、年齢不詳を除いた人口で算出

イ 65歳以上在宅要援護高齢者の推移

(各年10月1日現在)

年	ひとり暮らし高齢者 (人)	寝たきり高齢者 (人)	その他高齢者 (人)
28	11,369	189	—
29	11,124	—	7,690
30	11,043	—	7,323
元	10,904	—	6,982
2	10,952	—	6,670
3	10,964	—	6,366
4	10,560	—	5,869
5	10,156	—	5,464

※平成29年度から分類区分を変更。

※「その他高齢者」とは、高齢者のみの世帯、日中独居世帯、同居者病弱世帯等で支援が必要な者、認知症のある者のうち単独での避難が困難な者。

(2) エイジフレンドリーシティの推進

市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる「高齢者にやさしい社会」の確立を目指す。

ア エイジフレンドリーシティ推進事業

(予算額 243千円)

秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会を開催し、計画の進捗管理を行う。

イ エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業

(予算額 234千円)

エイジフレンドリーシティの実現を目指した取組を行う事業者・団体等をエイジフレンドリーパートナー

として登録し、連携した取組を推進する。

ウ エイジフレンドリーシティ普及啓発事業 (予算額 1,091千円)

エイジフレンドリーシティ情報の発信と講演会や映画祭の開催等により、市民の意識啓発、市民活動の促進を図る。

エ エイジの日プロモーション事業 (予算額 2,236千円)

第3次行動計画を推進するため、改めてエイジフレンドリーシティを周知啓発し、高齢者の生きがいづくりを支援するほか、あらゆる世代の意識の醸成を図る。

オ 高齢者生活支援情報提供事業 (予算額 1,865千円)

送迎や宅配など、高齢者の暮らしに役立つサービスを掲載した冊子を作成し配布する。

(3) 生きがいと社会参加

ア 高齢者コインバス事業 (予算額 244,705千円)

満65歳以上の方が秋田中央交通株式会社が発行する「シニアアキカ」を使用して、市内の路線バス、マイタウン・バスに100円で乗車できるよう助成する。

(ア) 対象者 満65歳以上

(イ) 助成 「シニアアキカ」を使用すると、市内の路線バス、マイタウン・バスに100円で乗車できるよう助成

(ウ) 所得制限 なし

(エ) 利用区間 秋田市内

(オ) 利用機関 市内の路線バス（リムジンバス、高速バスを除く）、マイタウン・バス

イ 介護支援ボランティア制度 (予算額 6,517千円)

介護保険第1号被保険者で要介護認定を受けていない健康な方が介護保険施設等で行うボランティアについて、活動時間に応じポイントを付与し、年間最大5,000円を交付する。

ウ 老人クラブ補助事業 (予算額 9,548千円)

老人クラブが実施する会員の教養の向上、健康の増進および地域社会との交流等の活動に補助とともに、秋田市老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動や老人スポーツ大会などに対し補助する。

エ 敬老会補助事業 (予算額 40,000千円)

敬老の日を中心に市内各地区において敬老会を主催する地区社会福祉協議会に対し事業費を補助する。

オ いきいき長寿祝い事業 (予算額 1,821千円)

満99歳（白寿）を迎える高齢者に対し、お祝い品付き祝電を贈呈することにより敬老の意を表すとともに、長寿を祝福し、市民の敬老思想の高揚を図る。

カ 老人いこいの家

老人いこいの家2か所と老人と子どもの家（体育館付）を設置し、高齢者の憩いの場などとして提供する（指定管理者：市社会福祉協議会）。

[施設の概要]

区分	八橋老人いこいの家	飯島老人いこいの家	大森山老人と子どもの家
建設年月	昭和47年9月	昭和50年3月	昭和55年1月
構造	鉄筋コンクリート 平屋建	鉄筋コンクリート 平屋建	鉄筋コンクリート 平屋建
面積（m ² ）	533.32	527.40	977.87
5年度利用者数（人）	5,739	15,466	6,947

キ 雄和ふれあいプラザ

高齢者の趣味活動や各種会合の場として提供する（指定管理者：市社会福祉協議会）。

[施設の概要]

建設年月	平成12年1月
構造	木造平屋建
面積（m ² ）	297.30
5年度利用者数（人）	2,226

ク 河辺高齢者健康づくりセンター

高齢者の健康づくりの場として提供する（指定管理者：河辺地域振興株式会社）。

[施設の概要]

建設年月	平成16年3月
構造	鉄骨造平屋建
面積（m ² ）	535.11
5年度利用者数（人）	14,327

(4) 高齢者福祉サービス

ア 地域支援事業

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業

- a 介護予防・生活支援サービス事業 (予算額 505,953千円)

要支援認定者等が要介護状態となることを予防するために訪問型・通所型サービスを提供する。

- b 介護予防ケアマネジメント事業 (予算額 77,184千円)

地域包括支援センターが要支援認定者等に対するアセスメントを行い、本人の状態に応じた目標を設定し、サービス利用についてのケアプランを作成する。

- c 通所型介護予防事業 (予算額 3,682千円)

要支援認定者および事業対象者とされた方に対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各プログラムを提供し、要介護状態になることを予防するとともに、自立した生活を目指す（運動機能向上1コース12回、口腔機能向上および栄養改善1コース各6回）。

- d 訪問型介護予防事業 (予算額 7,042千円)

閉じこもり、うつ等の心身の状況により、通所形態での事業への参加が困難な要支援認定者等や通所型介護予防事業利用者に、保健師等が居宅を訪問して必要な相談・指導を行う。

- e はつらつくらぶ事業 (予算額 7,870千円)

65歳以上の方に対し、介護予防の基礎的な知識の普及・啓発を行うことを目的に、仲間づくりのほか、体力づくりとその習慣化を重視した教室を開催する。

・「クアドーム ザ・ブーン」、「河辺高齢者健康づくりセンターおよびユフォーレ」の2か所で行う水中運動を取り入れた介護予防教室

・地域施設を拠点とした介護予防教室

- f 認知症予防事業 (予算額 1,600千円)

高齢者の認知症予防のための教室を開催するとともに、教室終了後も高齢者自らが認知症予防に継続して取り組むことができるよう支援する。

- g 健康づくり・生きがいづくり支援事業 (予算額 15,790千円)

地区社会福祉協議会が地域の実情に応じて高齢者を対象に実施する軽スポーツ、趣味活動などの健

康づくり・生きがいづくりに対し、支援を行う。また、日頃家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進と、心身機能低下の防止を目的に、老人いこいの家2か所と老人と子どもの家、雄和ふれあいプラザを会場に、レクリエーションや健康教室等の「いきいきサロン」を開催する。

(イ) 包括的支援事業

- a 地域包括支援センター運営事業 (予算額 433,933千円)
高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、地域包括ケアを推進する地域の中核拠点として、①介護予防ケアマネジメント②本人や家族に対する総合的な相談・支援③虐待防止などの権利擁護④包括的・継続的ケアマネジメント支援⑤地域ケア会議の推進⑥認知症地域支援推進員の配置による認知症の人や家族を地域で支える体制づくりなどを実施する。
- b 在宅医療・介護連携推進事業 (予算額 29,248千円)
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護関係者との協力体制を強化し、多職種協働による在宅医療・介護サービスの一体的な提供体制を構築する。
- c 高齢者生活支援体制整備事業 (予算額 69,465千円)
生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」「協議体」を設置し、高齢者を含めた地域住民の自助・互助などを活用した多様なサービスの充実を図る。
- d 認知症対策推進事業 (予算額 10,463千円)
認知症になったとしても、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームの運営や、医療と介護の連携強化など地域における認知症支援体制の構築を図る。

(ウ) 任意事業

- a 成年後見制度利用支援事業 (予算額 9,654千円)
介護保険サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者などのうち、親族等の申立権者からの申立てが期待できない方について、市長が申立人となり後見等開始申立てを行うほか、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬の一部を助成する。
- b 「食」の自立支援事業 (予算額 20,923千円)
ひとり暮らしなどの高齢者および身体障がい者であって、身体の衰えや心身の障がいおよび傷病などの理由により調理が困難な場合、栄養のバランスの取れた食事（昼食又は夕食）を提供（1日1回で、週3回まで）し、安否の確認を行うとともに、健康維持・増進という観点からアセスメントを行う。
- c 認知症サポーター養成事業 (予算額 477千円)
地域や職域において、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り・支援する認知症サポーターを養成する。
- d 緊急通報システム事業 (予算額 6,751千円)
65歳以上のひとり暮らし等の方が急病など緊急事態が発生したとき、緊急ボタンを押すことにより、関係機関や地域の協力員に救助を求めることができる装置を貸与する。また、「お元気コール」により月1回、安否の確認を行う。
- e 家族介護継続支援事業 (予算額 10,771千円)
・家族介護用品支給事業
要介護4・5で生活保護を受給していない非課税世帯の高齢者を在宅で介護する家族および、本人が非課税である第2号被保険者を在宅で介護する家族に対し、月額6,250円を限度に介護用品（紙おむつ等）を支給する。

・家族介護慰労事業

要介護4・5で、1年間介護サービスの利用がない非課税世帯の高齢者を在宅で介護する家族に対し、慰労金10万円を支給する。

f 福祉用具・住宅改修支援事業 (予算額 70千円)

ケアマネジャー等が住宅改修費に関する理由書を作成するにあたり、居宅介護支援の提供を受けていない場合、理由書の作成に支援を行う。(1件 2,000円)

g 介護給付適正化事業 (予算額 11,821千円)

ケアプランの点検や審査、給付実績情報の分析等により、介護給付の適正化を図る。

イ 在宅サービス事業

(ア) 高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業 (予算額 2,841千円)

冬期間の安全確保のため、ひとり暮らし等の高齢者等に対し、シルバー人材センターから援助員を派遣し、玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せを行う(1回1時間以内で週2回まで)。また、豪雪時に自力で雪下ろしが困難な高齢者等の世帯に対し、雪下ろし等に要する費用の一部を助成する。

(イ) 要保護高齢者等シェルター事業 (予算額 11千円)

養護者による虐待等により保護が必要と判断された、要支援・要介護認定を受けていない高齢者等を、特別養護老人ホーム等において一時的に保護する。

(カ) いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費助成事業 (予算額 5,078千円)

後期高齢者医療制度に加入している方に、市が指定した施術所ではり・きゅう・マッサージを受ける場合、1回の受療につき800円の助成が受けられる受療券(年度内15枚)を交付する。

(5) 成年後見制度利用促進体制整備事業 (予算額 22,468千円)

ア 中核機関(秋田市権利擁護センター)の運営

成年後見制度に関わる司法・福祉・医療・地域等の関係団体の連携を行う中核機関(秋田市権利擁護センター)を運営し、制度の普及や制度利用に関する支援、後見人の支援などを行う。

イ 秋田市成年後見制度利用促進協議会の運営

各団体の成年後見制度に関わる取組や課題などの報告、中核機関の運営および評価に関する事項等を協議し、関係機関の連携と情報共有を推進する。

(6) 地域保健・福祉活動推進事業 (予算額 1,821千円)

市民福祉の向上を図るため、民間団体の行う保健・福祉活動に対して、事業費の一部を補助する。(令和5年度助成実績 6団体)

(7) 秋田市老人福祉センター(ふれあいセンター)

高齢者の創作活動や生きがいづくりの場、憩いの場としてはもちろん、障がい者や母子・父子・児童関係の団体、ボランティアグループなど、広く福祉にかかわる人も各種大会、会合などに利用できるほか、福祉に関する各種相談を行うことを目的として平成3年4月に開設した(指定管理者:市社会福祉協議会)。

ア 建設費 712,753千円

内訳	国庫補助金	59,440千円	県補助金	42,007千円
起債	448,900千円	一般財源	162,406千円	

イ 建物概要

鉄筋コンクリート3階建 延床面積 3,169.1m²

内訳	老人福祉センター	2,548.8m ²
	デイサービスセンター	620.3m ²

ウ 業務概要

高齢者の生きがいと健康づくり事業

エ 令和5年度利用状況

総利用者 37,026人
内 訳 個人利用者 20,557人 (男 9,767人 女 10,790人)
団体利用者 8,788人 (987団体)
デイサービス 6,802人
付設作業所 879人

(8) 秋田市御所野交流センター（御所野ふれあいセンター）

世代間の交流を図るとともに、健康に関する相談および教養の向上を目的とする施設として、中央地区老人福祉総合エリア（※）に平成9年4月1日に開設した（指定管理者：秋田けやき会）。

ア 建設費 609,781千円
イ 建物概要 鉄筋コンクリート1階建 延床面積 1,169m²
(多目的ホール、プレイルーム、機能訓練室、会議室)

ウ 業務概要

地域との交流事業、健康相談、育児相談、機能訓練、教養講座の実施

エ 令和5年度利用状況

プレイルーム 371人
多目的ホール 4,506人
会議室等 1,171人

※中央地区老人福祉総合エリア

秋田新都市内に、県と共同で、高齢者の福祉・保健・医療・生きがいづくり等の機能を集約した老人福祉総合エリアの建設を進めたものであり、このうち、市が受け持っている特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ケアハウスおよび御所野交流センターについては平成9年4月に、県が受け持っているコミュニティセンター、総合相談センター、生きがい活動施設、屋内温水プールおよび屋内運動広場については平成9年7月にオープンしている。また、平成31年4月には指定障害者支援施設が、令和3年3月には特別養護老人ホームがオープンしている。

(9) 秋田市河辺総合福祉交流センター

福祉サービスの推進、市民の教養の向上および交流の促進等を図り、保健福祉活動を円滑かつ効果的に実施するとともに、市民に自主的な健康の維持および地域福祉活動の場を提供するために、平成11年8月に開設した。

ア 建設費 995,033千円
イ 建物概要 鉄筋コンクリート一部2階建 延床面積 2,110.69m²
(三世代交流ホール、高齢者カルチャーラーム、調理実習室、健康学習室等)

ウ 業務概要

各種イベント、講演会、予防接種、集団健診

エ 令和5年度利用状況

福祉・保健関係 5,676人
イベント関係等 6,829人

4. 障がい者福祉

(1) 身体障がい児（者）の推移

(各年度末現在)

年度	視覚 (人)	聴覚 (人)	平衡機能 (人)	音声言語 そしゃく(人)	肢體 (人)	内部 (人)	計 (人)
元	795	1,124	12	197	7,233	4,368	13,729
2	791	1,146	12	202	7,148	4,417	13,716
3	782	1,186	17	205	7,097	4,506	13,793
4	771	1,157	18	180	6,692	4,319	13,137
5	780	1,138	21	172	6,457	4,305	12,873

(2) 等級、障がい別の状況

(令和6年3月31日現在)

級	視覚 (人)	聴覚 (人)	平衡機能 (人)	音声言語、 そしゃく(人)	肢體 (人)	内部 (人)	計 (人)
1	259	75	0	3	1,179	2,608	4,124
2	252	215	0	7	1,326	53	1,853
3	59	123	16	92	1,379	814	2,483
4	67	335	0	70	1,511	830	2,813
5	98	3	5	0	705	0	811
6	45	387	0	0	357	0	789
合計	780	1,138	21	172	6,457	4,305	12,873

(3) 知的障がい児（者）の推移

(各年度末現在)

年度	軽度(人)	中度(人)	重度(人)	最重度(人)	合計(人)
元	692	485	644	529	2,350
2	871	350	793	384	2,398
3	845	381	816	391	2,433
4	713	561	711	544	2,529
5	700	576	706	541	2,523

(4) 程度別の状況

(令和6年3月31日現在)

区分		総数(人)	軽度(人)	中度(人)	重度(人)	最重度(人)
総数		障がい児	197	76	78	90
		障がい者	503	500	628	451
内訳	施設利用	障がい児	129	53	68	69
		障がい者	208	354	556	388
内訳	在宅	障がい児	68	23	10	21
		障がい者	295	146	72	63

- (5) バス運賃無料化事業 (予算額 55,889千円)
身体障がい者、知的障がい者に対し、市内の路線バス運賃を無料にすることにより、経済的負担の軽減を図るとともに生活圏を広げ、社会参加を促進する。
- (6) タクシー料金の助成 (予算額 23,576千円)
重度身体障がい児（者）〔内部機能障害1級、下肢、体幹および視覚障害1～3級〕が通院する際に、タクシー料金の一部を助成する。
- (7) 意思疎通支援事業 (予算額 16,814千円)
聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある者に手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図るとともに、手話通訳者等が現地に赴かずにタブレット端末等を利用して手話通訳を行う遠隔手話通訳サービスを実施し、意思疎通の充実を図る。
・令和6年4月1日現在 手話通訳者（設置）4人、手話通訳者（派遣）11人、要約筆記者28人
- (8) 地域活動支援センター運営事業 (予算額 37,138千円)
在宅の障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供を行う地域活動支援センターを運営するため、NPO法人等に運営を委託又は運営費の補助を行う。
・令和6年4月1日現在 民間が設置する地域活動支援センター 2か所
・令和6年4月1日現在 委託する地域活動支援センター 3か所
- (9) 障がい者アート活動支援事業 (予算額 1,705千円)
障がいのある方のアート活動への支援を通じて、芸術性の高い「表現する力」を有する方を発掘し、後の芸術分野における就労等に結びつけるとともに、社会参加に対する市民の理解促進を図り、地域における共生社会の実現を目指す。
- (10) 障がい者等自発的活動支援事業 (予算額 900千円)
「障がい者に対する理解の深化」や、日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁の除去」などに向けた活動を行っている、障がいのある方やその家族、地域住民などからなる団体に補助を行う。
- (11) 障がい者共生社会実現関連事業 (予算額 403千円)
市民一人ひとりが共生社会の理念を理解し、具体的な取組ができるよう条例の周知・啓発を図るほか、障がいのある方の権利擁護に関する相談や障がいを理由とする差別への相談体制の整備や相談従事者等の研修会を開催するなど、共生社会の実現を目指した事業を実施する。
- (12) 障がい児通所施設利用料無償化事業 (予算額 711千円)
障がいのある未就学児が、児童発達支援等を利用した際の利用者負担を無償にする。
- (13) 障がい者保護費 (予算額 7,379,735千円)
障がい者および障がい児が、必要な障害福祉サービスおよび自立支援医療、補装具の提供を受けた場合、利用した障害福祉施設等および提供した事業所等に対し、その支給に要する費用を給付する。
- (14) 障がい児通所給付費 (予算額 1,134,188千円)
在宅障がい児が自立に必要な基礎的知識および技能の習得などを目的に、放課後等デイサービスなどを実施する施設を利用した場合、サービスに要する費用を給付する。

5. 医療費の助成

- 心身障がい児（者）の健康保持と経済負担の軽減を図ることを目的に、国の制度と合わせて県独自の医療給付事業を実施している。
- (1) 福祉医療 (予算額 1,296,797千円)
高齢身体障がい者、重度心身障がい児（者）の医療費を助成
・対象者
ア 身体障害者手帳（1～3級）又は療育手帳A所持者（社保本人所得制限適用）

- イ 65歳以上の身体障害者手帳（4～6級）所持者（社保本人非該当、所得制限適用）
ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、自立支援医療（精神通院）の支給を認定されている者（令和6年8月から）

(2) 医療費の給付状況 (令和5年度実績)

		支給金額(千円)	支給件数(件)	受給者数(人)
福祉医療費	心身障がい児（者）	1,319,209	367,095	11,345

※乳幼児、ひとり親家庭等の児童に対する給付は平成25年度から子ども未来部で実施。

6. 民生委員・児童委員

(予算額 60,686千円)

民生委員・児童委員は民生委員法に基づき社会奉仕の精神をもって、地域福祉の増進に努めている。

各委員は、それぞれの地域で、全ての人が安心してその人らしい自立した生活ができるよう、常に住民の立場に立った相談、支援活動を行っている。

- ・任期3年（現委員任期：R 4. 12. 1～R 7. 11. 30）※R 4. 12. 1に一斉改選を実施
- ・市内39地区に717人（定数・主任児童委員含む）を配置（R 3. 4. 1に飯島南地区民生児童委員協議会を新設）

○民生委員・児童委員の活動状況（令和5年度相談・支援件数）

- ・高齢者に関すること（10,289件）
- ・障がい者に関すること（590件）
- ・子どもに関すること（2,312件）
- ・その他（3,757件）

7. 介護保険

(1) 第1号被保険者（65歳以上）の保険料（年額）

単位：円

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
基準額×0.455	基準額×0.65	基準額×0.69	基準額×0.90	基準額	基準額×1.20
34,027	48,610	51,601	67,306	74,784	89,741
第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
基準額×1.30	基準額×1.50	基準額×1.60	基準額×1.70	基準額×1.75	基準額×1.80
97,220	112,176	119,655	127,133	130,872	134,612
第13段階					
基準額×1.90					
142,090					

※第1段階から第3段階までについては、低所得者の保険料軽減強化により、それぞれ「基準額×0.285（21,314円）」、「基準額×0.45（33,653円）」、「基準額×0.685（51,228円）」に軽減されます。

(2) 要介護認定者数（令和5年度末）

区分	人 数(人)	割 合(%)
要 支 援 1	3,090	15.4
要 支 援 2	2,348	11.7
要 介 護 1	4,937	24.6
要 介 護 2	3,329	16.5
要 介 護 3	2,951	14.7
要 介 護 4	2,196	10.9
要 介 護 5	1,247	6.2
合 計	20,098	100.0

- (3) 介護保険低所得利用者負担軽減事業 (予算額 114千円)
生計困難者に対する利用者負担の軽減を行った社会福祉法人に対し、軽減額の一部を助成する。

8. 指導監査等

福祉関係各法等に基づき、本市の区域内に設置され事業を行う社会福祉法人の設立認可、指導監督等および社会福祉施設、サービス事業所等に対する指導監査等を実施

- (1) 指導監督等（令和5年度実績）

ア 社会福祉法人 19法人

イ 社会福祉施設

種 別	実施件数
児童福祉施設（母子生活支援施設）	3
老人 福祉 施設	15
障害 者 支援 施設	3

- (2) 指導監査等（令和5年度実績）

ア 介護サービス事業所

種 別	実施件数
訪問 介護 事業	2
訪問 看護 事業	1
訪問リハビリテーション事業	2
通所 介護 事業	4
通所リハビリテーション事業	2
短期入所生活介護事業	6
短期入所療養介護事業	3
特定施設入居者生活介護事業	2
介護予防訪問看護事業	1
介護予防訪問リハビリテーション事業	1
介護予防通所リハビリテーション事業	2
介護予防短期入所生活介護事業	5
介護予防短期入所療養介護事業	3
介護予防特定施設入居者生活介護事業	1
地域密着型通所介護事業	4
小規模多機能型居宅介護事業	2
認知症対応型共同生活介護事業	2
介護予防小規模多機能型居宅介護事業	2
介護予防認知症対応型共同生活介護事業	2
居宅介護支援事業	7
介護老人福祉施設	2
介護老人保健施設	5

イ 障害福祉サービス事業所

種 別	実施件数
居 宅 介 護 事 業	2
重 度 訪 問 介 護 事 業	2
生 活 介 護 事 業	6
短 期 入 所 事 業	5
施設入所支援事業（障害者支援施設）	3
自 立 訓 練 事 業（生 活 訓 練）	1
宿 泊 型 自 立 訓 練 事 業	1
就 労 移 行 支 援 事 業	2
就 労 繼 続 支 援 A 型 事 業	1
就 労 繼 続 支 援 B 型 事 業	6
共 同 生 活 支 援 事 業	4
児 童 発 達 支 援 事 業	3
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス 事 業	9
保 育 所 等 訪 問 支 援 事 業	1
地 域 移 行 支 援 事 業	1
地 域 定 着 支 援 事 業	1
計 画 相 談 支 援 事 業	2
障 害 児 相 談 支 援 事 業	2

9. 地方独立行政法人市立秋田総合病院の支援等

平成26年4月1日に設立した地方独立行政法人市立秋田総合病院に対して、設立団体としてその活動を支援するとともに、法人評価委員会の運営等を行う。

- (1) 地方独立行政法人市立秋田総合病院運営費負担金・交付金 (予算額 1,928,064千円)

地方独立行政法人市立秋田総合病院の安定した運営に資するため、運営費負担金および運営費交付金を交付する。

- (2) 病院法人評価・支援経費 (予算額 48千円)

地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会の運営等を行う。

10. 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で自立支援の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

- (1) 自立相談支援事業 (予算額 20,513千円)
 (2) 住居確保給付金支給事業 (予算額 5,952千円)
 (3) 子どもの学習・生活支援事業 (予算額 16,324千円)
 (4) 家計改善支援事業 (予算額 88千円)
 (5) 就労準備支援事業 (予算額 2,310千円)

11. 参考

○秋田市社会福祉協議会

- (1) 所 在 地 秋田市八橋南一丁目8番2号（昭和27年4月法人認可）
- (2) 機関組織 理事15人、評議員24人、監事3人
- (3) 事 務 局 事務局長他職員25人
- (4) 会 員 一般会員（世帯）
特別会員（個人） 地区社協役員、社会福祉事業施設の役員および職員、民生委員・児童委員、社会福祉機関ならびに団体の役員および職員、学識経験者、その他個人
特別会員（団体） 社会福祉事業施設、社会福祉機関および団体、企業、法人等
- (5) 令和5年度の主な事業
- ア 小地域福祉活動の推進
見守りネットワーク事業、安心キット事業（救急医療情報キット事業）、車両・除雪・災害関連用品等の貸出
- イ 介護予防・交流事業の推進
地域元気アップ事業、地域サロン強化事業
- ウ 子育て支援の推進
子育て支援事業（子育て支援おもちゃ貸出事業、子育て講話開催経費助成事業、子育て支援への助成等）
- エ 地域での福祉活動への支援
福祉協力員の設置および活動の推進、地区社協事務担当者研修会、地域福祉活動合同研修会の開催、地区社協の拠点づくり・事務機器整備支援事業、地区社協各種研修会への支援、地区社協活動への支援と協力、個別避難計画の作成
- オ 相談支援活動の充実
ふれあい福祉相談センター事業
- カ 在宅福祉サービス事業
ふれあいさん派遣事業、移送車貸出事業、見守り機器助成、福祉機器貸出事業、秋田市手話通訳者設置事業（市委託）、日用品・介護用品の再利用
- キ 健康・生きがいづくりの促進
秋田市老人福祉センター（市委託）、秋田市老人いこいの家（八橋、飯島、大森山）（市委託）、秋田市雄和ふれあいプラザ（市委託）
- ク ボランティア活動の振興
ボランティアセンター事業（市委託）、介護支援ボランティア制度の運営（市委託）、除雪支援の実施、災害ボランティアセンターの体制整備、ボランティア活動への支援、ボランティア基金の運営、秋田市ボランティア連絡協議会への協力
- ケ 自立生活支援関連事業
秋田市権利擁護センター（成年後見制度利用促進事業（市委託）、法人後見事業、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）（県社協委託））、市民小口資金の貸付および償還指導、生活福祉資金貸付事業（県社協委託）、生活福祉資金特例貸付フォローアップ支援（県社協委託）、生活困窮者への食支援、罹災世帯への見舞金支給、生活用品等支給
- コ 福祉啓発・情報提供の充実
広報活動（社協だよりの発行、ホームページ・SNSによる情報発信）、社会福祉大会の開催、福祉教育の推進

サ 介護保険等事業の充実

　ホームヘルパー事業（介護保険、日常生活介護予防総合事業、障がい）、居宅介護支援事業、通所介護事業（介護保険、日常生活介護予防総合事業）、秋田市地域包括支援センター運営事業（八橋、河辺、川元）（市委託）、秋田市高齢者生活支援体制整備事業（八橋、河辺、川元）（市委託）、業務継続計画（B C P）策定

シ 連携による推進支援

　市民児協との連携、秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会への協力、社会福祉法人・福祉施設等との連携（秋田市地域福祉おむすびネット、秋田市老人福祉施設連絡協議会への協力）

ス 組織運営と財政基盤の強化

　理事会・評議員会等の開催、委員会等の開催、組織運営体制の強化

セ 財源の確保

　会員加入の促進、共同募金への協力、善意銀行の運営、基金および積立金の運用

ソ 役員の資質向上と派遣

　役職員研修、研修会への参加、役職員派遣

タ その他

　秋田市河辺総合福祉交流センター管理事業（市委託）、災害ボランティアセンター設置・運営（市委託）、地域支え合いセンターの運営（市委託）

秋田市保健所

1. 保健総務

(1) 健康あきた市21の推進

令和5年度に策定した「第3次健康あきた市21（計画期間：令和6年度から令和17年度までの12年間）」に基づき、生活習慣の改善や市民の健康づくり運動を支援していくとともに、健康づくりに関する情報提供や健康フォーラムの開催等により、市民の健康意識の向上を図る。

(2) 医務

- ・診療所、助産所、歯科技工所、施術所などの届出、許可
- ・病院、診療所などの立入検査
- ・病院の許可申請などの受付
- ・医療法人の申請などの受付
- ・医療、保健、衛生関係の免許申請の受付
- ・医療に関する相談、苦情等の受付

ア 医療施設数および病床数

（令和5年10月1日現在）

区分 医療施設	施 設 数		病 床 数		全国（人口10万対） (令和4年10月1日)	
	実 数	人口10万対	実 数	人口10万対	施 設 数	病床数
病 院	21	7.0	5,227	1,741.8	6.5	1194.9
医 科 診 療 所	292	97.3	219	73.0	84.2	64.4
歯 科 診 療 所	150	50.0	—	—	54.2	0
合 計	463	154.3	5,446	1,814.8	144.9	1,259.3

イ 医療・保健関係者数（秋田県衛生統計年鑑より）（令和4年12月31日現在・隔年報）

区分 医療・保健関係者	実 数（人）	人口10万対※	全 国（人口10万対）
医 師	1,272	419.7	274.7
歯 科 医 師	230	75.9	84.2
薬 剤 師	907	299.3	259.1
保 健 師	165	54.4	48.3
助 産 師	133	43.9	30.5
看 護 師	5,037	1,662.1	1,049.8
准 看 護 師	617	203.6	203.5
歯 科 衛 生 士	475	156.7	116.2
歯 科 技 工 士	141	46.5	26.4

※秋田市の率の算出に用いた人口は、令和4年10月1日現在の秋田市人口

(3) 薬務

- ・薬局、店舗販売業、医療機器販売業の許可および監視指導
- ・卸売販売業、配置販売業の申請等の受付
- ・毒物劇物販売業の登録および監視指導
- ・麻薬および向精神薬取締法に関する申請等の受付

(4) 厚生統計

- ・人口動態調査、国民生活基礎調査等

(5) 献血推進（令和5年度）単位：人

種 別	200mL	400mL	計
献血者数	105	4,316	4,421

(6) 休日在宅診療当番医制（眼科）単位：人

利用者数（令和5年度）	150
-------------	-----

(7) 奨学金返還助成事業

看護師・准看護師、歯科衛生士を対象に、市内医療機関等に就職することなどを要件とした奨学金返還助成を実施することにより、人材の確保を図る。

2. 健康管理

(1) 感染症予防（令和5年度）

（予算額 19,025千円）

ア 感染症発生届出の受理

- ・結核（潜在性結核感染症を除く） 16件
- ・新型コロナウイルス感染症 666件
- ・腸管出血性大腸菌感染症 5件
- ・E型肝炎 5件
- ・A型肝炎 1件
- ・マラリア 1件
- ・レジオネラ症 8件
- ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 11件
- ・急性脳炎 7件
- ・劇症型溶血性レンサ球菌感染症 3件
- ・侵襲性インフルエンザ菌感染症 4件
- ・侵襲性肺炎球菌感染症 12件
- ・水痘（入院のみ） 2件
- ・梅毒 23件
- ・破傷風 1件
- ・百日咳 1件

イ 感染源の調査

- ・病原体検査件数 34件

(2) 結核予防（令和5年度）

（予算額 7,109千円）

ア 結核患者数（概数）

新登録患者数（令和5年）			登録患者数（令和5年末）	
患者数 (人)	罹患率 (人口10万対)	喀痰塗抹 陽性患者数（再）	患者数 (人)	登録率 (人口10万対)
11	3.7	5	24	8.0

イ 結核医療費公費負担事業

区分	申請件数	承認件数
入院患者の医療（37条）新規	10	10
入院患者の医療（37条）継続	23	23
結核患者の医療（37条2）新規	27	27
結核患者の医療（37条2）継続	13	13

ウ 訪問支援

実数 24件、延数 140件

エ 電話相談

実数 72件、延数 665件

(3) エイズ予防（令和5年度）

（予算額 2,932千円）

ア エイズクリニック（HIV抗原抗体検査など）

区分	回数 (回)	検査相談実施者数（人）	
		HIV	性感染症
エイズクリニック（日中）	21	65	64
エイズクリニック（夜間）	11	40	37
世界エイズデー関連検査	2	11	10
HIV検査普及週間関連検査	1	5	5
計	35	121	116

※性感染症検査はクラミジア抗体検査と梅毒抗体検査を実施

イ 随時健康相談

電話・来所 118人

(4) 肝炎ウイルス検査（令和5年度）

区分	B型肝炎（人）	C型肝炎（人）	回数等
保健所方式	61	61	11回
医療機関方式	115	113	

(5) 難病対策（令和5年度）

（予算額 1,464千円）

ア 難病相談、訪問支援

- ・難病医療相談 3回 22人
- ・来所相談 隨時 461人
- ・電話相談（メール含む） 隨時 1,966人
- ・訪問支援 実数 6人 延数 10人

イ 特定医療費（指定難病）

- ・特定医療費申請受付 申請数 3,436件

(6) 精神保健福祉対策（令和5年度）

（予算額 9,953千円）

ア こころの相談

- ・精神科医による「精神保健福祉相談」 24回 19件
- ・保健師等による「こころの相談」 延数 1,995件
- ・訪問指導 延数 47件

イ 健康教育

- ・職域、地域等の健康教育 6回 387人

ウ	精神障がい者の措置診察		
	・通報対応件数	42件	
	・診察件数	43件	
	・措置入院件数	21件	
エ	精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,306人	
オ	自立支援医療（精神通院）受給者数	5,918人	
カ	バス無料化事業対象者数	524人	
(7)	自殺対策事業（令和5年度）		(予算額 7,931千円)
ア	推進体制の充実		
	・秋田市自殺対策庁内連絡会議	3回開催	
	・秋田市自殺対策ネットワーク会議	3回開催	
イ	普及啓発事業		
	・自殺対策街頭キャンペーン	4回	
	・自殺対策パンフレットの配布	11,700部配布	
	・生活困窮者向けカードの配布	50部配布	
	・若者向け自殺対策ステッカーの公共施設等における掲示		
	・高齢者向け声かけカードの配布	5,330部配布	
	・高齢者のための傾聴パンフレットの作成・配布	4,000部配布	
ウ	相談事業		
	・臨床心理士による「こころのケア相談」	48回	83人
エ	人材育成・心の健康づくり事業		
	・こころのケア相談セミナー	5回	194人
	・高齢者の支援者向け講座	1回	36人
	・ゲートキーパー研修	1回	2,656人
	・仲間づくり支援事業	2回	51人
	・高齢者の傾聴パンフレットの配布		
オ	関係団体補助事業（自殺対策関係団体へ「秋田市地域自殺対策強化事業費補助金」を交付）		
	・地域サロン強化事業	・心といのちのホットライン・サポートライン	
	・緊急食支援事業	・ゲートキーパー養成講座	
	・若者の語り場	・つなぐ相談事業	
	・若者向け無料相談会	・生きづらさを支える研修会	
	・コミュニティスペースつなぎ場	・心といのちの相談会	
(8)	予防接種事業（令和5年度）		(予算額 723,267千円)

区分	接種者（延べ人）
四種混合	6,498
二種混合	1,627
麻しん風しん	3,496
日本脳炎	7,862
B C G	1,476
H i b 感染症	5,905
小児の肺炎球菌感染症	5,913
ヒトパピローマウイルス感染症	5,791

区分	接種者（延べ人）
水痘	3,197
B型肝炎	4,363
ロタウイルス感染症	3,268
高齢者のインフルエンザ	54,145
高齢者の肺炎球菌感染症	3,093

(9) 風しん抗体検査費・予防接種費助成事業（令和5年度） (予算額 11,227千円)

ア 妊娠を希望する女性等

- ・抗体検査費助成 311人
- ・予防接種費助成 103人

イ 第5期定期（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性）

- ・抗体検査費助成 727人
- ・予防接種費助成 165人

(10) 新型コロナウイルスワクチン接種事業（令和5年度） (予算額 17,355千円)

ア 初回接種実績（12歳以上）

- ・1回目接種 接種者数：258,236人 接種率：93.6%
- ・2回目接種 接種者数：257,332人 接種率：93.2%

イ 追加接種実績（12歳以上）

- ・3回目接種 接種者数：227,500人 接種率：82.4%
- ・4回目接種 接種者数：174,297人 接種率：63.1%
- ・5回目接種 接種者数：115,129人 接種率：41.7%
- ・6回目接種 接種者数： 77,159人 接種率：28.0%
- ・7回目接種 接種者数： 51,934人 接種率：18.8%

ウ 小児接種実績（5～11歳）

- ・1回目接種 接種者数：6,750人 接種率：43.4%
- ・2回目接種 接種者数：6,615人 接種率：42.5%
- ・3回目接種 接種者数：3,380人 接種率：21.7%
- ・4回目接種 接種者数：1,292人 接種率： 8.3%
- ・5回目接種 接種者数： 621人 接種率： 4.0%
- ・6回目接種 接種者数： 4人 接種率： 0.0%

エ 乳幼児接種実績（生後6か月～4歳）

- ・1回目接種 接種者数：468人 接種率：5.8%
- ・2回目接種 接種者数：448人 接種率：5.6%
- ・3回目接種 接種者数：411人 接種率：5.1%
- ・4回目接種 接種者数：205人 接種率：2.5%

3. 衛生検査

(予算額 31,975千円)

(1) 環境衛生（令和5年度）

ア 理容、美容、クリーニング、興行場、公衆浴場、旅館の許認可・監視指導（許認可41件・監視89件）

イ 温泉を利用することの許可・監視指導（許可0件・監視2件）

ウ 遊泳用プール、水道施設等の設置届・監視指導（届出18件・監視36件）

(2) 食品衛生（令和5年度）

ア 飲食店や食品の製造・販売など食品営業施設の営業許可・監視指導

（営業許可1,078件・監視指導1,590件）

イ 食中毒事件発生 1件

ウ 食品衛生の苦情相談 82件

(3) 狂犬病予防および動物の愛護・管理（令和5年度）

ア 犬の登録申請頭数 830頭

イ 狂犬病予防注射済票交付 9,540件（再交付を除く）

ウ 放浪犬の捕獲抑留 6頭

エ 捕獲抑留犬の返還 4頭

オ 咬傷事故発生 15件

カ 犬および猫に関する苦情相談受理 624件（犬157件、猫467件）

キ 犬および猫の引取り 犬5頭、猫113匹

ク 負傷動物の収容 犬0頭、猫22匹（犬は放浪犬捕獲数および猫は引取数の内数）

ケ 犬および猫の譲渡 犬4頭、猫69匹

(4) 試験検査（令和5年度）

ア 食中毒関係検査 38検体

イ 食品等の収去検査 185検体

ウ 事業所排水等の検査 80検体

エ 感染症の検査 15検体

オ 免疫血清検査 121検体

4. 保健予防

(1) 各種検診事業

（予算額 229,185千円）

ア 胃がん検診（令和5年度）

受 診 者	要 精 檢 者	要 精 檢 率
3,757人	266人	7.1%

イ 胸部検診（肺がん・結核）（令和5年度）

受 診 者	要 精 檢 者	要 精 檢 率
5,512人	530人	9.6%

ウ 大腸がん検診（令和5年度）

受 診 者	要 精 檢 者	要 精 檢 率
15,895人	907人	5.7%

エ 子宮頸がん検診（令和5年度）

受 診 者	要 精 檢 者	要 精 檢 率
5,969人	140人	2.3%

オ 乳がん検診（令和5年度）

受 診 者	要 精 檢 者	要 精 檢 率
3,681人	296人	8.0%

カ 前立腺がん検診（令和5年度）

受 診 者	要 精 檢 者	要 精 檢 率
4,043人	464人	11.5%

キ 骨粗鬆症検診（令和5年度）

受 診 者	要 精 檢 者	要 精 檢 率
2,253人	331人	14.7%

ク 歯周疾患検診（令和5年度）

受 診 者	要 精 檢 者	要 精 檢 率
1,285人	979人	76.2%

ケ 後期高齢者歯科健診（令和5年度）

受 診 者	要 治 療 者	要 治 療 率
345人	276人	80.0%

(2) がん患者医療用ウイッグ等購入費助成事業（令和5年度）

(予算額 3,494千円)

医療用ウイッグ	乳房補正具	ウイッグ・補正具	合計
118人	16人	4人	138人

(3) 健康教育・健康相談事業

ア 健康づくり推進事業

(予算額 1,521千円)

(ア) 健康教育（令和5年度）

項目	内 容	総 数	主な事業（抜粋）	
			地域健康講話会	女性の健康づくり教室
回 数	50回		3回	7回
参 加 者 数	1,016人		123人	83人

(イ) 健康相談（令和5年度）

開催回数	参加者数
45回	45人

イ 介護予防健康相談教育事業

(予算額 5,888千円)

(ア) 健康教育（令和5年度）

項目	内 容	総 数	主な事業（抜粋）		
			体力づくり教室	いいあんべえ体操普及啓発事業	健康と栄養講話会
回 数	268回		30回	5回	4回
参 加 者 数	4,653人		527人	86人	49人

(イ) 健康相談（令和5年度）

開催回数	参加者数
74回	177人

ウ 歩くべあきた健康づくり事業（令和5年度）

(予算額 2,266千円)

- ・身体活動不足を感じている就業者（118チーム 477人）

- ・運動講習会 1回 65歳以上の市民 34人

エ シニア元気アップ（フレイル予防）事業（令和5年度）

(予算額 6,080千円)

- ・フレイル予防講演会 1回 79人

- ・フレイルサポーター養成講座 1回 16人

- ・フレイルチェック 89回 1,629人

- ・フレイルサポーター研修会 7回 110人

- (4) 地域保健推進員活動支援事業（令和5年度）(予算額 965千円)
地域保健推進員の資質向上と情報交換のための研修会の開催や、活動事業補助金を交付するなど、各地域で自主的な健康づくり活動に取り組めるよう支援する。
・38地区 保健推進員 1,247人
・研修会 1回 41人
- (5) 食の環境づくり推進事業
・ベジランチ協力店の登録
・ベジアップサポート店の登録
- (6) 特定給食施設指導
・特定給食施設に係る各種届出および栄養管理報告書の受理
・特定給食施設への指導助言
・特定給食施設研修会の実施
- (7) 健康増進情報システム(予算額 9,817千円)
市で行う公的健診等から得られた健康に関する多様な情報について、一元管理するもので、端末機による健診結果、保健指導状況などの検索、照会および各種集計帳票等の出力ができるものである。
さらに、単年のデータ管理だけでなく検診結果の年度間推移などが自在に捉えられるよう、過年度における個人の健康に関するデータを蓄積し、住民の健康増進に役立てていくものである。
ア 住民健診（がん検診等）
イ 予防接種
ウ 保健指導（健康教育、健康相談）
エ 母子保健（乳幼児健診、妊娠婦健診）
オ 医療費公費（養育医療、小児慢性疾患、特定・一般不妊治療）

5. 秋田市保健センター

昭和62年4月、保健サービス等を総合的に行うことにより、市民の健康増進を図ることを目的として設置された。健康相談・教育事業、幼児健康診査等の会場として利用されている。

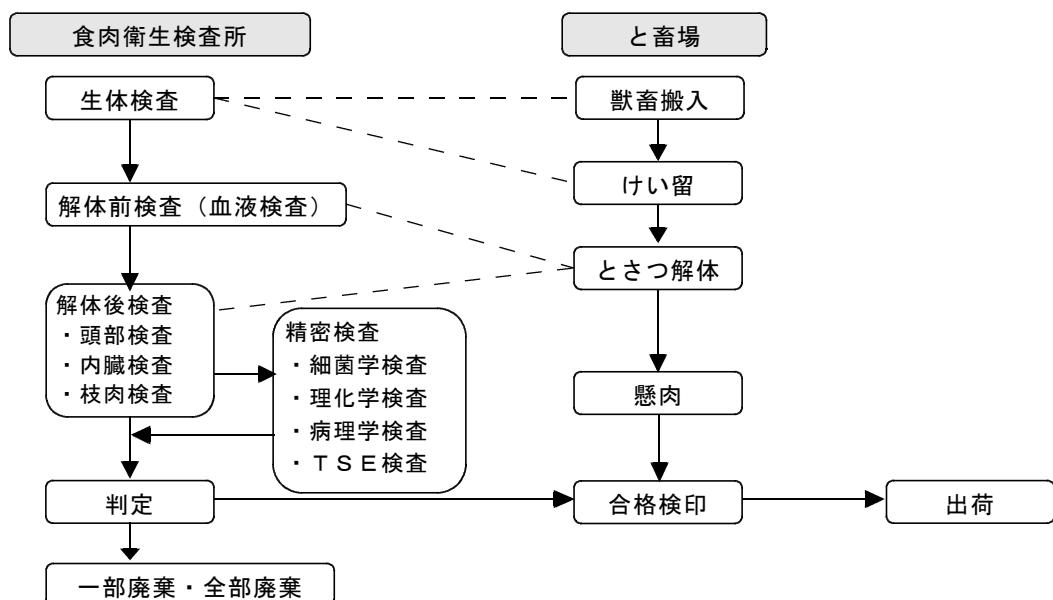
- (1) 建物概要
・鉄筋コンクリート2階建
・延床面積 2,527.80m² (内訳 保健センター部門 1,902.97m² 医師会部門 624.83m²)
- (2) 令和5年度主な利用者の状況
・健康教育：2,556人（離乳食教室・幼児食教室・むし歯予防教室・幼児発達支援事業・両親学級等）
・幼児健康診査：新型コロナウイルス感染症対応のため、医療機関で実施

秋田市食肉衛生検査所

(予算額 35,415千円)

「と畜場法」および「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、獣医師（と畜検査員、食鳥検査員）が、と畜検査および食鳥処理の衛生指導を実施し、安全で衛生的な食肉の供給を図る。

と畜検査フローチャート



1. 食肉に供する獣畜の食肉衛生検査（と畜検査）（令和5年度）

牛	馬	豚	めん羊	山羊	計
4,149頭	146頭	178,089頭	190頭	0頭	182,574頭

2. 伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査（令和5年度）

牛	めん羊	山羊
0頭	0頭	0頭

※平成29年4月より月齢区分による検査は廃止となり、牛およびめん山羊については、生体検査で疑いのあるもののみ検査を行う。

3. 残留有害物質モニタリング検査（令和5年度）

牛 460件、豚 1,680件、鶏 78件

4. 枝肉の微生物検査（令和5年度）

牛 120件、豚 120件

5. 認定小規模食鳥処理場監視（令和5年度）

処理場数 2施設、監視件数 2件

第8章 子ども未来部

[子ども未来部]

1. 次世代育成支援

- (1) 次期秋田市子ども・子育て未来プラン（秋田市子ども・子育て支援事業計画）の策定（予算額 2,872千円）
子ども・子育て支援法および次世代育成支援対策推進法に基づき、令和7年度から5年間を計画期間とする「次期秋田市子ども・子育て未来プラン」を策定する。
- (2) （仮称）秋田市こども計画の策定に向けた調査（予算額 4,535千円）
こども基本法に基づき、「（仮称）秋田市こども計画」の策定に向けた調査を行う。
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進（予算額 574千円）
ア 元気な子どものまちづくり企業認定・表彰事業
仕事と子育ての両立支援や、子育てにやさしい活動に取り組む企業を認定・表彰し、社会全体で子どもを生み育てやすい環境づくりを進める。
イ 秋田市版イクボス宣言プロジェクト
「子育て応援リーダー宣言～秋田市版イクボス宣言～」の更なる普及を図るため、府内や市内企業等へのイクボス宣言の推進を通じて、だれもが働きやすい職場づくりを促進し、子どもを安心して生み育てられる社会の実現を目指す。
- (4) ふたりの出会い応援事業（予算額 1,410千円）
出会いや結婚を希望する方を対象に、あきた結婚支援センター会員登録料の全額を補助し、会員登録を促す。マッチングなどの支援を受けやすくすることで結婚を支援する。
- (5) 結婚新生活支援事業（予算額 21,446千円）
結婚に対する経済的負担の軽減を図るため、要件を満たす新婚世帯に対し、住宅購入費や家賃、引越し費用、リフォーム費用の一部を補助する。
- (6) 若者自立支援事業（予算額 6,002千円）
社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、一人ひとりの課題に寄り添い伴走型で支援する若者のためのしごと塾を開催する。
- (7) 子育て情報発信事業（予算額 167千円）
子育て支援やイベント開催等の情報をホームページや秋田市子育て情報インスタグラムを活用して効果的に発信することで、子育て世帯が必要な情報やサービスを受ける機会を増やし、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図る。

2. 母子福祉

- (1) 災害遭児への援助（予算額 25千円）
交通遭児のほか、労働災害、自然災害で、遭児となった義務教育終了前の子どもたちに対し、年1回12月に1人5,000円の激励金を支給している。
- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付（予算額 4,341千円）
母子父子家庭や寡婦の生活安定を図るため、修学資金などを貸付けしている。
ア 資金の種類 事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・住宅・転宅・就学支度・結婚
イ 貸付金額・据置期間・償還期限・利率は資金の種類によって異なる。
- (3) 児童夜間養護等（トワイライトステイ）事業（予算額 1,081千円）
仕事の都合等で保護者の帰宅が恒常に夜間に及んだり、休日に不在等の際、児童に対する生活指導や家事の面等で支障が生じている場合に、その児童を母子生活支援施設に通所させ、生活指導する。

- ア 実施施設 秋田婦人ホーム、秋田聖徳会若草ハイム
 イ 事業費単価 平日 1,500円、土曜日・日曜日・祝日 2,700円
- (4) 児童短期入所生活援助（ショートステイ）事業 (予算額 2,518千円)
 保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難な場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要である場合に、児童または児童とその保護者を一定期間児童福祉施設等に入所させることにより、子育て支援を進める。
- ア 実施施設 秋田赤十字乳児院、感恩講児童保育院、聖園天使園、秋田わかばハイム
 イ 事業費単価 10,700円（2歳未満児） 5,500円（2歳以上児）
- (5) 母子生活支援施設 (予算額 200,169千円)
 母子世帯において児童の福祉に欠ける場合、当該母子世帯を母子生活支援施設において保護するとともに、自立に向けた支援を行う。

(令和6年4月1日現在)

名 称	経 営 主 体	所 在 地	開 設	定員 (世帯)	職員 (人)	敷 地 (m ²)	建 物 (m ²)
秋 田 婦 人 ホ 一 ム	(福)秋田婦人 ホ 一 ム	檜山古川新町41-2 TEL 831-1467	S 8.11.25	20	14	城南園と共に 3,420.79	1,432.80
秋 田 わかば ハ イ ム	(福)秋田県母子 寡婦福祉連合会	南通築地2-6 TEL 832-3624	S 16.4.1	20	15	1,694.49	1,362.83
秋 田 聖 徳 会 若 草 ハイム	(福)秋田聖徳会	川元小川町1-4 TEL 823-1208	S 11.10.1	20	15	1,382.00	1,394.70

3. 子ども福祉医療 (予算額 930,033千円)

乳幼児、小中学生、高校生等およびひとり親家庭等の児童の健康保持と経済負担の軽減を図ることを目的に、県の制度と合わせて市独自の医療給付事業を実施している。

- (1) 乳幼児の医療費を助成
- ア 小学校入学後最初の7月31日までの間にある児童（所得制限なし）
 イ 0歳児、父母の市（区町村）民税所得割が非課税の乳幼児は保険診療に係る自己負担金額の全額を助成
 ウ 父母ともに又はいずれかの市（区町村）民税所得割が課税の1歳から6歳児は保険診療に係る自己負担金額の半額を助成（受給者は半額を負担するが、その上限額は1レセプト千円まで）
- (2) 小中学生および高校生等の医療費を助成
- ア 小学校入学後最初の8月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（所得制限なし）
 イ 父母の市（区町村）民税所得割が非課税の児童は保険診療に係る自己負担金額の全額を助成
 ウ 父母ともに又はいずれかの市（区町村）民税所得割が課税の児童は保険診療に係る自己負担金額の半額を助成（受給者は半額を負担するが、その上限額は1レセプト千円まで）
- (3) ひとり親家庭、父母のいない児童、父又は母が重度の身体障害者手帳保持者である家庭の児童の医療費を助成
- ア 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（社保本人非該当、所得制限適用）

(4) 医療費の給付状況（令和5年度実績）

		支給金額 (千円)	支給件数 (件)	受給者数 (人)	備 考
福祉医療費 (県制度活 用部分)	乳幼児・小中学生	578,344	402,048	24,384	令和6.3.31現在
	ひとり親 家庭等の児童	94,487	40,713	2,901	〃
福祉医療費（市単独制度部分）		70,112	46,521	5,463	〃

4. 青少年の非行防止および健全育成

(1) 少年指導センター

(予算額 2,045千円)

地域における総合的かつ計画的な少年指導の拠点として、少年の非行防止に関する機関・団体および少年指導委員による街頭巡回、有害環境の浄化、広報活動を通して非行防止活動の推進を図る。

また、少年相談活動として、相談専用電話『わかくさ相談電話』(TEL 884-3868)を設置し、青少年に関する悩みや心配事の相談に応じる（令和5年度街頭巡回指導実施延べ回数80回、活動延べ人数546人、わかくさ相談電話相談件数42件）。開所時間は午前9時～午後5時45分。

(2) 社会教育関係団体等の育成・活性化

社会教育関係団体が行う社会教育事業等に対して補助金を交付し、自主的かつ適切な活動をするための支援を行う。

社会教育関係補助団体等（令和5年度）

名 称	会 員 等	補助額 (千円)
青少年育成秋田市民会議	加入団体 50 個人 87人	100

(3) 青少年の健全育成

青少年健全育成関係団体と連携し、各団体等が行っている青少年健全育成に関する活動や事業の支援に努め、青少年の健全育成を図る。

5. 児童福祉

(1) 延長保育事業

(予算額 62,533千円)

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、保育時間を延長して児童を保育する。

ア 保育時間 実施施設で設定

イ 保育料 実施施設で設定（公立保育所は1回200円、上限 月3,000円）

ウ 実施施設 85施設（私立80施設、公立5施設で実施）

(2) 一時預かり事業

(予算額 202,890千円)

保護者のパート就労や疾病等により、一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する。

ア 保育時間 実施施設で設定

イ 保育料 実施施設で設定（公立保育所は1日1,400円）

ウ 実施施設 77施設（私立72施設、公立5施設で実施）

(3) 障がい児保育事業

(予算額 79,200千円)

障がい児に対し専任の保育士を配置するなどし、障がい児の受け入れを図る。

(4) 病児・病後児保育事業（病後児対応型）

(予算額 19,708千円)

病気回復期で家庭や保育所等での保育が困難な児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

あきた保育園、あおぞら幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園ナーサリーふじで実施。

- (5) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）
児童が保育中に体調不良となった場合の緊急対策として、保護者が迎えに来るまでの間一時的に預かる。
第一ルンビニ園、第二ルンビニ園、やまばと保育園、ごしょの保育園、牛島ルンビニ園、グリーンローズ
てがた保育園、あきた中央こども園、あおぞらなないろ園で実施。
- (6) 病児・病後児保育事業（病児対応型）
病気の回復期に至らず、家庭や保育所等での保育が困難な児童の一時預かりを行うことにより、保護者の
子育てと就労の両立を支援する。
市立秋田総合病院、中通総合病院で実施。
- (7) 医療的ケア児保育支援事業
保育所等において、医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活
支援の向上を図る。
- (8) すこやか子育て支援事業
認定こども園および認可外保育施設等に入園している児童の保育料および副食費を、保護者の市民税所得
割額で判定し、階層に応じて助成することにより、子育ての経済的負担の軽減を図る。
- (9) 第1子保育料無償化事業
第1子が生まれた世帯を対象として、一定の所得制限のもと、当該子どもの保育料を無償化することで、
子育て環境の向上および出生数の増加を図る。
- (10) 幼児園運営委託事業
幼児園1か所の運営を委託する。
- (11) 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業
幼保連携型認定こども園に必要な保育教諭の確保に当たり、特例制度（保育士資格および幼稚園教諭免許
状の取得に必要な試験等が一部免除となる制度）を利用して、職員に当該資格又は免許状を取得させた園に
対し補助を行う。
- (12) 保育士人材確保推進事業
保育士等の就労を支援することで、保育士不足の解消を図り、保育施設における受入枠拡大につなげる。
- (13) 奨学金返還助成事業
保育士・保育教諭を対象に、市内認可保育所等に就職することなどを要件とした奨学金返還助成を行い、
人材確保を図る。
- (14) 子育て支援施設等利用給付
保育の必要性があると認定された子どもの認可外保育施設利用料、一時預かり・病児保育・1号預かり保
育の利用料について無償化する。
- (15) 公立保育所業務効率化推進事業
公立保育所において保育業務支援システムの導入によりICT化を推進することで、保育士等の業務負担
の軽減や保育の質の向上、保育所を利用する保護者の利便性の向上を図る。
- (16) 保育所入所関係事務デジタル化推進事業
申請のオンライン化の導入により、入所手続を簡便にするとともに、AI技術等を活用することにより、
業務の効率化を図る。
- (17) 児童福祉施設等整備費補助金
子どもの安全確保の観点から、老朽化した認定こども園の増改築整備費および防犯カメラの導入等防犯対
策の強化に係る整備費を補助する。

(18) 児童福祉施設等災害復旧費補助金

(予算額 57,919千円)

令和5年9月の大雨により被災した認定こども園に対し、建物等の復旧工事や備品購入等に要する費用の一部を補助する。

(19) 雄和地域公立保育所整備事業

(予算額 4,284千円)

雄和地域の保育環境を整備するため、現在の3施設（川添、雄和中央、新波保育所）を統合し、統合施設を新設する。

(20) 市内特定教育・保育施設および特定地域型保育事業一覧

年齢別入所状況 (令和6年4月1日現在)

公立保育所

施 設 名	定 員 (人)	3歳未満児 (人)	3 歳 児 (人)	4歳以上児 (人)	計(人)	開 所 時 間	一時預かり
寺 内 保 育 所	120	26	13	32	71	7:00～19:00	○
河 辺 保 育 所	150	33	17	41	91	7:00～19:00	○
岩 見 三 内 保 育 所	39	7	5	6	18	7:00～19:00	○
新 波 保 育 所 ※							
川 添 保 育 所	89	10	6	14	30	7:00～19:00	○
雄 和 中 央 保 育 所	33	2	3	8	13	7:00～19:00	○
公 立 計	431	78	44	101	223		

※ 令和6年4月1日以降休所

私立保育所

施設名	定員(人)	3歳未満児(人)	3歳児(人)	4歳以上児(人)	計(人)	開所時間	一時預かり
第一ルンビニ園	140	32	28	50	110	7:00~20:00	○
第二ルンビニ園	150	59	27	57	143	7:00~20:00	○
城南園	60	27	13	19	59	7:00~19:00	○
日新保育園	150	55	28	51	134	7:00~19:00	○
勝平保育園	150	55	30	59	144	7:00~19:00	○
あきた保育園	90	37	18	32	87	7:00~19:00	○
はねかわ保育所	30	15	6	7	28	7:00~19:00	○
白百合保育園	210	74	35	85	194	7:00~20:00	○
こばと保育園	110	45	22	43	110	7:00~19:00	○
大野保育園	140	55	24	50	129	7:00~19:00	○
北保育園	48	17	8	13	38	7:00~19:00	
やまばと保育園	80	38	16	32	86	7:00~19:00	○
ひがし保育園	70	28	14	27	69	7:00~19:00	○
みどり保育園	70	23	15	27	65	7:00~19:00	○
さくら保育園	90	29	14	38	81	7:00~19:00	○
グリーンローズ保育園	50	36	0	0	36	7:00~19:00	○
こひつじ保育園	72	29	14	28	71	7:00~19:00	○
ごしょの保育園	160	53	26	54	133	7:00~20:00	○
こどものくに保育園	60	27	12	21	60	7:00~19:00	○
あさひ保育園	90	39	18	36	93	7:00~20:00	○
上北手保育園	100	33	18	31	82	7:00~19:00	○
みつば保育園	40	16	7	14	37	7:00~19:00	○
わかこま第一保育園	100	40	19	32	91	7:00~20:00	○
わかこま第二保育園	90	32	17	32	81	7:00~20:00	○
秋田駅東保育園	69	59	0	0	59	7:00~19:00	○
南通りすこやか保育園	60	24	11	22	57	7:00~20:00	○
こどものいえ保育園	28	13	5	8	26	7:00~20:00	○
こぐま保育園	30	12	6	11	29	7:00~19:30	○
かわしり保育園	60	22	8	21	51	7:00~20:00	○
ほどの保育園	72	26	14	23	63	7:00~19:30	○
グリーンローズてがた保育園	70	26	13	29	68	7:00~20:00	○
牛島ルンビニ園	70	30	14	30	74	7:00~20:00	○
かわぐち保育園	60	23	12	21	56	7:00~20:00	○
キッズステーションしようぐんの	36	27	0	0	27	7:00~19:00	
くれよんハウス	60	16	8	19	43	7:00~20:00	○
やどめ保育園	70	32	13	28	73	7:00~19:00	○
めぐみ保育園	60	26	11	23	60	7:00~20:00	○
チキッズ秋田ひろおもて保育園	40	13	5	14	32	7:00~19:00	○
ぱんだ保育園	30	13	5	8	26	7:00~20:00	
さくらんぼ保育園	36	18	9	10	37	7:00~20:00	○
ナーサリー小鳥の木	90	33	14	22	69	7:00~19:00	○
私立計	3,291	1,307	577	1,127	3,011		

認定こども園

※定員・児童数は2号、3号認定

施設名	定員(人)	3歳未満児(人)	3歳児(人)	4歳以上児(人)	計(人)	開所時間	預かり保育
のびのびこども園	135	4	6	21	31	7:00~19:00	○
にいだこども園	231	79	46	92	217	7:00~19:00	○
こまどり幼稚園・保育園	170	43	31	72	146	7:30~19:00	○
四ツ小屋	95	30	18	37	85	7:00~19:00	○
外旭川わんわんこども園	150	46	25	60	131	7:00~19:00	○
聖園幼稚園・保育園	160	45	21	46	112	7:30~19:00	○
聖霊幼稚園・保育園	76	23	16	28	67	7:30~18:30	○
土崎幼稚園	30	11	4	19	34	7:30~18:30	○
土崎カトリックこども園	120	34	29	67	130	7:30~18:30	○
山王幼稚園・保育園	207	66	36	72	174	7:00~19:00	○
太陽幼稚園ベビー園	120	58	26	48	132	7:00~19:00	○
けやき平こども園	40	19	11	19	49	7:00~19:00	○
勝平幼稚園ひよこ保育園	123	28	21	56	105	7:30~19:00	○
あさひかわこども園	100	44	18	41	103	7:00~19:00	○
あおぞらこども園	120	49	20	39	108	6:30~19:30	○
認定こども園ひかり幼稚園	71	24	10	29	63	7:30~19:00	○
ルーテル愛児幼稚園	69	0	27	52	79	7:00~19:00	○
ウェルビューアイズみこども園	90	40	15	34	89	7:00~19:00	○
御所野幼稚園	100	16	21	35	72	7:00~19:00	○
あきた風の遊育舎	186	70	32	70	172	7:00~19:00	○
こうほく風の遊育舎	128	46	20	48	114	7:00~20:00	○
あきた中央こども園	110	42	22	33	97	7:00~19:00	○
サン・パティオこども園	90	32	10	35	77	7:00~19:00	○
あおぞらなないろ園	99	37	18	29	84	6:30~19:30	○
秋田認定こども園	70	23	12	26	61	7:00~19:00	○
ならやま認定こども園	90	39	17	34	90	7:00~19:00	○
あきたこどもの森	7	0	1	6	7	8:00~19:00	
いづみ風の遊育舎	90	37	18	37	92	7:00~19:00	○
白百合いづみこども園	144	51	25	41	117	7:00~20:00	○
新屋幼稚園・ほいくえん	90	25	20	42	87	7:00~19:00	○
認定こども園ふじ	120	43	20	41	104	7:00~19:00	○
認定こども園ナーサリーふじ	129	44	22	40	106	7:00~21:00	○
認定こども園秋田幼稚園	20	3	8	10	21	7:30~19:00	○
かんば認定こども園	130	41	21	39	101	7:30~19:00	○
認定こども園ナーサリート崎	129	46	21	47	114	7:00~20:00	○
認定こども園計	3,839	1,238	688	1,445	3,371		

小規模保育事業所

施設名	定員(人)	3歳未満児(人)	3歳児(人)	4歳以上児(人)	計(人)	開所時間
大町子供の家	12	7	0	0	7	7:00~18:00
エンジェルハウスかつひら	12	4	0	0	4	7:30~19:00
秋田みなと園	19	12	0	0	12	7:00~18:30
Kid'sPatio!あきたルーム	16	7	0	0	7	7:30~18:30
豆の木保育園	19	12	0	0	12	7:30~18:30
きらきら保育園	12	5	0	0	5	7:30~18:30
わかばベビー保育園	17	9	0	0	9	7:00~19:00
シェルアンジュ園	18	6	0	0	6	7:00~20:00
広面みなと園	12	8	0	0	8	7:00~18:30
もりのらくえん	19	12	0	0	12	7:00~20:00
チェリッシュ保育園	19	14	0	0	14	7:30~19:00
シェル2号館	18	1	0	0	1	7:00~20:00
こまちベビー園	12	4	0	0	4	7:00~19:00
こまどりリトル園	18	13	0	0	13	7:30~19:00
ごしょのベビー園	18	11	0	0	11	7:00~19:00
小規模保育事業所計	241	125	0	0	125	

事業所内保育事業所

施設名	定員(人)	※定員・児童数は地域枠				開所時間
		3歳未満児(人)	3歳児(人)	4歳以上児(人)	計(人)	
オランジエリー秋田第1保育園	12	16	0	0	16	7:30~19:30
し～な保育園	9	16	0	0	16	7:00~19:00
きらら保育園かんとう通り	15	18	4	3	25	7:00~21:00
事業所内保育事業所計	36	50	4	3	57	

その他

施設名	定員(人)	3歳未満児(人)	3歳児(人)	4歳以上児(人)	計(人)
広域受託	-	14	4	4	22

合計

	定員(人)	3歳未満児(人)	3歳児(人)	4歳以上児(人)	計(人)
総合計	7,838	2,812	1,317	2,680	6,809

(21) 子ども未来センター運営事業

(予算額 3,175千円)

地域や関係機関との連携を強化しながら総合的な子育て支援施策を推進する。

- ・子育てに関する相談
- ・女性の悩み相談
- ・親子のふれあい広場の開催
- ・子育てに関する情報の提供
- ・地域における子育て支援および育児サークルの支援
- ・子育てボランティアの育成
- ・子育て支援ネットワーク事業

(22) 児童虐待防止推進事業

(予算額 29,692千円)

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、子ども家庭センターのうち、児童福祉機能を運営し、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、関係機関との連携強化や支援体制を整備し、子どもとその家庭等に対し、必要な支援を一体的に行う。

また、ヤングケアラー支援コーディネーターを配置し、ヤングケアラーに関する相談、支援を行う。

(23) ファミリー・サポート・センター運営事業

(予算額 16,280千円)

子育てを支援する人（協力会員）と支援してもらいたい人（利用会員）の相互援助活動により一時預かり等を行い、子育て家庭を支援する。また、利用会員の経済的負担を軽減し、働きながら安心して子育てができるよう支援するため、利用料金の1／2の助成を行う。

(24) 子育てサービス利用者支援事業

(予算額 7,355千円)

子育て家庭と多様な教育・保育施設等や子育て支援事業等とのマッチングを行い、子育て家庭が最適な子育て支援サービスを利用できるよう支援する。

(25) 在宅子育てサポート事業

(予算額 37,439千円)

就学前児童を在宅で子育てしている家庭に対し、複数の子育て支援サービスが受けられる①「子育てサポートクーポン券」および大森山動物園年間パスポート引換券を交付する。また、第3子以降の就学前児童を在宅で子育てしている家庭に対し、②「多子世帯サポートクーポン券」を交付する。

- ・支援サービス内容 (①、②共通)
 - ア わんぱくキッズのおでかけプラン
 - イ 在宅ママ・パパのゆっくりプラン
 - ウ 親子の絵本プラン
 - エ なかよし親子でおでかけプラン
 - オ はいポーズ！プラン
 - カ 急な病気でも安心プラン
 - キ いつでもお助けタクシープラン

- (26) 子ども広場運営事業 (予算額 16,337千円)
フォンテAKITA内に、子育てを行う市民の交流および情報交換の場を提供するとともに、託児等を行うことにより子育てを支援する。

6. 幼稚園

- (1) 幼稚園すこやか子育て支援事業 (予算額 21,503千円)
新制度対象の幼稚園、新制度未移行の幼稚園に入所している児童の副食費を、保護者の市民税所得割額で判定し、階層に応じて助成することにより、子育ての経済的負担の軽減を図る。
- (2) 幼稚園一時預かり事業 (予算額 28,164千円)
新制度対象の幼稚園が実施する一時預かり（保護者のパート就労や疾病等により、一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する）について、費用の一部を補助する。
- (3) 私学振興助成事業 (予算額 774千円)
幼稚園教育の振興を図るために、私立幼稚園（新制度未移行）に対し、運営費および事業費の一部を補助する。
- (4) 幼稚園副食費補足給付事業 (予算額 2,144千円)
新制度未移行幼稚園の入園する子どものうち、年収360万円未満相当の世帯の子どもおよび所得に関わらず第3子以降の子どもを対象に、保護者が負担する副食費の一部を補助する。
- (5) 幼稚園利用給付 (予算額 88,776千円)
新制度未移行幼稚園の保育料および保育の必要性があると認定された子どもの預かり保育事業の利用料について無償化する。

7. 放課後児童対策

- (1) 児童館活動の充実
児童館等40施設で、安全な遊び場を提供するとともに、児童厚生員による遊びの指導を行う。
また、秋田市が委嘱した地域の各種団体関係者等で構成する運営委員会や、地域のボランティア組織である児童育成クラブ等を活用し、地域と連携した児童の健全育成を図る。
ア 児童館の利用時間
児童の利用は、月曜日から金曜日までは午後1時30分～午後6時30分。ただし、小学校の長期休業期間や土曜日等は午前8時30分～午後6時30分（児童の利用時間帯以外は一般利用も可能）。
イ 児童館運営体制の強化
各館に児童厚生員を2人配置しているほか、利用児童数が多い12児童館に1人増員し、児童のきめ細かい指導と運営管理の強化を図る。
また、利用児童数が多く、安全管理へ特設の配慮が必要な3児童館等に児童館補助員を配置し、利用児童へのきめ細かい指導体制を整備する。
さらに、児童館等および放課後児童クラブの職員の指導を行うため、コーディネーター4人を配置し、指導体制の強化を図る。
- (2) 放課後児童健全育成事業 (予算額 549,359千円)
国の子ども・子育て支援交付金を活用して、留守家庭児童の親の会などの民間団体に、放課後児童の保育を行う放課後児童クラブ（56クラブ）の運営を委託する。
- (3) 放課後児童クラブ施設整備費補助金 (予算額 66,275千円)
放課後児童クラブの利用者は増加傾向にある中、未設置学区や待機児童が生じていることから、これらの解消を図るため、放課後児童クラブの施設整備費等に対する補助を行う。
- (4) 放課後子ども教室推進事業 (予算額 52,699千円)
放課後子ども教室推進事業を、児童館等において、児童館運営事業と並行して実施し、利用児童の活動を支援する協働活動支援員を各館に配置（児童厚生員と兼務）するとともに、子どもたちへの自主学習を支援

する学習アドバイザーを配置するなどして、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を提供する。

(5) 児童館等整備事業

(予算額 12,683千円)

令和4年度で閉館した旧将軍野児童館の解体を行う。

◎ 児童厚生施設

(令和6年4月1日現在)

施設名	開設年	構造	延床面積(m ²)	備考
浜田児童館	昭45	木造平屋建	105.94	平13増築
旭北児童館	昭52	木造平屋建	184.87	
仁井田児童館	昭54	〃	240.93	
土崎児童館	昭55	〃	345.46	
大住児童館	昭57	木造2階建	250.23	
日新児童館	昭59	〃	257.53	
旭川児童館	昭60	木造一部鉄骨造 2階建	297.00	
泉児童センター	昭62	木造一部鉄骨造 平屋建	303.29	
土崎南児童センター	平元	〃	314.82	
港北児童センター	平2	〃	315.09	
四ツ小屋児童センター	平3	〃	317.99	
飯島南児童センター	平4	〃	317.99	
明徳児童センター	平5	〃	323.79	
寺内児童センター	平6	〃	313.02	
東児童センター	平8	〃	322.34	
飯島児童センター	平8	〃	346.12	
外旭川児童センター	平10	〃	361.88	
高清水児童センター	平11	木造一部鉄骨造 2階建	454.58	
下北手児童センター	平12	木造一部鉄骨造 平屋建	405.29	
築山児童センター	平14	木造一部鉄骨造 2階建	491.06	旧築山児童館 昭48開設
桜児童センター	平15	〃	462.90	
金足西児童館	平16	木造一部鉄骨造 平屋建	219.45	
川尻児童センター	平19	川尻地区コミュニティセンター内	345.66	旧川尻児童館 昭48開設
旭南児童館	平21	旭南地区コミュニティセンター内	303.59	旧旭南児童館 昭50開設
保戸野児童館	平23	木造平屋建	281.55	旧保戸野児童館 昭49開設
中通児童館	平24	〃	252.57	旧中通児童館 昭58開設
勝平児童センター	平24	勝平地区コミュニティセンター内	369.78	旧勝平児童館 昭48開設 昭和63増改築
牛島児童センター	平25	木造一部鉄骨造 2階建	370.19	旧牛島児童館 昭56開設
上北手児童館	平26	木造平屋建	278.65	旧上北手児童室 平17開設
御所野児童センター	平27	木造2階建	498.14	旧御所野児童室 平16開設
雄和児童センター	平28	鉄筋コンクリート 3階建	732.84	雄和農村環境改善センターを利活用
八橋児童館	平29	木造平屋建	293.97	旧八橋児童館 昭51開設
広面児童館	令3	〃	333.00	旧広面児童館 昭55開設

8. 母子保健

- (1) 乳幼児健康診査事業 (予算額 78,239千円)
乳幼児健康診査や2歳児歯科健康診査を行い、乳幼児の発育・発達の確認、疾病の早期発見および保健指導を行う。
- (2) 妊産婦保健事業 (予算額 160,265千円)
医療機関において妊産婦健康診査を行い、疾病の早期発見・早期治療を促進し、健康管理の向上を図るとともに、保健指導を必要とする妊産婦および新生児に対して訪問指導を行う。
- (3) 未熟児養育医療給付事業 (予算額 27,780千円)
入院を必要とする未熟児（1歳未満）に対し、養育に必要な医療の給付を行う。
- (4) 小児慢性特定疾病支援事業 (予算額 86,972千円)
対象疾病に罹患する18歳未満（継続の場合は20歳到達まで）の児童等に対し医療費を給付するとともに、相談等により自立を支援する。また、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付する。
- (5) 不妊治療費助成事業 (予算額 51,118千円)
不妊治療を受けた夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療等に要する費用の一部を助成する。
・特定不妊治療 体外受精および顕微授精等の治療費の一部を助成。男性不妊治療や先進医療も対象。
妻の年齢43歳未満が対象。
・一般不妊治療 1年につき5万円まで、通算2年間助成
・不育症検査 検査費用の7割に相当する額を助成（上限6万円）
- (6) 育児支援事業 (予算額 16,778千円)
育児不安や育児ストレス等を未然に防ぎ、安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問指導や産後ケアを行う。
- (7) 幼児フッ化物塗布事業 (予算額 8,588千円)
幼児のむし歯罹患率の減少およびむし歯予防に対する保護者の意識付けと正しい知識の普及を図るため、フッ化物塗布を行う。
・対象 1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児
・実施方法 協力歯科医療機関で年1回実施
- (8) 幼児発達支援事業 (予算額 2,950千円)
教育・保育施設などの集団生活の中で表面化する発達障がい等行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続的支援を行う。
- (9) 妊娠期からの相談支援事業 (予算額 191,648千円)
妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的支援を提供するとともに、出産・子育て応援給付金を支給する。
- (10) 産前・産後サポート事業 (予算額 1,452千円)
妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦の孤立感の解消を図る。
- (11) 母子保健事業 (予算額 656千円)
乳幼児のいる保護者や妊産婦に対し、妊娠・出産・育児に関する情報提供や保健指導を行う。

第9章 環 境 部

[環境部]

1. 環境保全対策

秋田市環境基本計画に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に実施するほか、秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策を総合的に推進し、市域の温室効果ガス排出量の削減を図る。

また、環境関係法令や主要企業と締結している公害防止協定などの適正な運用により、環境汚染物質や騒音等の削減を図り、市民の健康の保護と生活環境の保全に努めるとともに、自然環境の保全対策を推進する。

(1) 環境基本計画の推進

令和5年3月に改定した秋田市環境基本計画の進捗管理を行い、環境施策の実施状況等を取りまとめ、年次報告書を作成・公表する。

(2) 地球温暖化対策の推進

(予算額 1,007千円)

家庭における環境配慮の取組や、省エネルギー、新エネルギー等について市民に広く情報発信するほか、エコドライブを啓発するイベントおよび事業者との情報交流のための各種説明会等を開催し、日常活動や事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減を図るなど、市民や事業者に対し、地球温暖化防止のための啓発や支援を積極的に行う。

また、「秋田市役所環境配慮行動計画」および「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」に基づく取組を着実に推進し、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減する。

(3) 再生可能エネルギー発電事業

(予算額 73,844千円)

再生可能エネルギー導入の促進と温室効果ガスの削減を図るため、秋田市総合環境センター最終処分場跡地において民間事業者との包括的施設リース契約によるメガソーラー事業を継続して実施する。また、汚泥再生処理センター敷地内において、第三者所有モデルによる無償設置型太陽光発電事業を継続して実施する。

(4) 再生可能エネルギー導入支援事業

(予算額 16,190千円)

再生可能エネルギーの利用促進による地球温暖化の防止および地域経済の活性化等を図るため、市内に市民が設置する太陽光発電システムおよび木質バイオマスストーブに対し設置費の一部を補助する。

(5) 次世代エネルギーパーク運営経費

(予算額 3,675千円)

市内の多様な新エネルギー施設等を気軽に見学できる体制を市が整備し、市内外からの見学者を受け入れることで、地球温暖化対策やエネルギー政策に関する理解と関心を高め、環境意識の醸成などを図る。

(6) 情報統合管理基盤運用経費

(予算額 6,677千円)

「情報統合管理基盤」および「L A P S S」の適切な運用を通じ、市有施設のエネルギー使用の分析等を通じた効果的なエネルギー管理を行う。

(7) 地域E S C O事業

(予算額 8,316千円)

平成24年度に省エネルギー改修等を行った秋田テルサ、サンライフ秋田、保健センターおよび山王中学校の市有4施設についてE S C Oサービスを継続して実施する。

(8) あきエコどんどんプロジェクト事業

(予算額 5,309千円)

市民が気軽に楽しみながら環境配慮行動に取り組むスマートフォン等のアプリを運用することで、家庭部門からの温室効果ガス排出量の削減を図る。

(9) 中小企業等省エネ促進事業

(予算額 30,009千円)

経済産業省等が実施する省エネ診断結果を踏まえて、中小企業者等が行う省エネ設備の導入や、既存設備の運用改善等に必要な経費の一部について補助することにより、中小企業者等の取り組む省エネを促進し、温室効果ガス排出量の効率的な削減を図る。

(10) 有害化学物質対策等の推進

(予算額 9,977千円)

大気、水質、土壤などの環境中のダイオキシン類調査およびダイオキシン類の排出が予想される施設への

立入検査を実施する。また、環境大気中のアスベスト濃度調査および環境基準が定められているベンゼンなどの有害大気汚染物質等のモニタリングを実施する。

(11) 環境保全対策の推進 (予算額 73,838千円)

環境関係法令や公害防止協定等に基づき、工場・事業場に対する指導・立入検査等を行うとともに、大気、水質、騒音等の調査を実施し、ホームページ、年次報告書等により情報の提供に努める。また、大気、水質、騒音等の公害苦情について、発生源への指導や当事者間での話し合いの仲介等により早期解決に努める。

ア 公害防止協定および環境保全協定（ゴルフ場）

(ア) 日本製紙㈱秋田工場	昭和45年5月21日	令和5年8月22日（最終改正）
(イ) 秋田製鍊㈱	昭和45年12月28日	令和2年8月7日（最終改正）
(ウ) 東北電力㈱秋田火力発電所	昭和46年9月1日	令和2年3月11日（最終改正）
(エ) 秋田住友ベーク㈱	昭和49年8月1日	平成26年12月24日（最終改正）
(オ) アルフレッサファインケミカル(株)	昭和52年9月12日	令和5年3月10日（最終改正）
(カ) T i a n m a J a p a n ㈱	平成2年10月19日	令和元年5月16日（最終改正）
(キ) 秋田ジンクリサイクリング㈱	平成21年2月24日	平成30年11月9日（最終改正）
(ク) ㈱ホクエツ	平成7年9月29日	
(ケ) ㈱三井光機製作所秋田工場	平成3年7月1日	平成27年5月26日（最終改正）
(コ) 大成ロテック㈱	平成6年7月28日	
(サ) ㈲BMJ河辺処理センター	平成16年10月26日	
(シ) 秋田観光開発㈱	平成4年9月1日	平成22年3月1日（最終改正）
(ス) ㈱南秋田カントリークラブ	平成4年9月1日	平成22年3月1日（最終改正）
(セ) 太平山総合開発㈱	平成4年9月1日	平成22年3月1日（最終改正）
(ソ) (公財)秋田市総合振興公社	平成5年6月1日	平成22年3月1日（最終改正）
(タ) ㈱松美造園建設工業	平成5年6月1日	平成29年4月1日（地位承継）
(チ) ㈱秋田椿台ゴルフクラブ	平成5年3月30日	平成22年3月1日（最終改正）
(ツ) ノースハントンゴルフ俱楽部㈱	平成3年11月20日	平成22年3月1日（最終改正）

イ 公害関係苦情受付状況

単位：件

年度 種類	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
大 気 汚 染	36	33	22	22	36	51	21	18	17	16
水 質 汚 濁	3	0	3	4	4	3	0	0	2	1
騒 音	23	16	33	24	21	23	29	29	27	14
振 動	3	4	1	2	1	1	3	4	0	2
悪 臭	27	13	19	17	21	21	24	13	13	16
そ の 他	7	14	10	7	4	1	0	3	2	6
計	99	80	88	76	87	100	77	67	61	55

(12) 自然環境保全・環境学習推進経費 (予算額 5,724千円)

自然環境保全を推進するため、市民活動計画の認定団体を支援するほか、市内の自然環境調査を実施する。また、環境学習を推進するため、小学校などでの環境講座や市民向けに環境教室を開催するほか、小学生用環境学習副読本を作成する。

(13) 自然環境保全・体験支援事業 (予算額 1,051千円)

市民団体の行う自然環境の保全活動や自然体験教室等の開催などに対して交付金を交付することで、本市の自然の豊かさについて市民の理解を深めるとともに自然環境保全活動の活性化を図る。

2. 清掃事業（ごみ、し尿）

(1) 一般廃棄物処理計画人口（令和6年3月31日現在 住民基本台帳）

区分	人口(人)	
住民基本台帳人口	295,065	
ごみ計画収集人口	295,065	
し尿処理人口内訳	し尿くみ取り人口	7,589
	公共下水道人口	256,613
	農業集落排水人口	4,838
	浄化槽人口	26,025

(2) ごみ処理事業

市全域を対象に、家庭から町内の集積所に出されたごみの収集運搬・処理を行っており、「粗大ごみ」については、申込みにより戸別収集している。事業所から出るごみは、事業者が市で許可した業者に収集運搬を依頼するか又は自ら処理施設に直接搬入する。

ア ごみの分別区分

(令和6年4月1日現在)

区分	収集回数	収集方法	収集形態
家庭ごみ	週2回	・ステーション方式 6,724か所	・委託51台 秋田協同清掃(株) 11台 大洋ビル管理(株) 9台 (有)協伸産業 9台 秋田清掃事業協同組合 10台 (株)河辺清掃社 3台 (協)秋田クリーン 9台
資源化物	金属性類		・委託 (公財)秋田市総合振興公社 8台
	ペットボトル		・委託 (公財)秋田市総合振興公社 5台
	空きびん		・古紙回収 協同組合秋田古紙回収協会 11台
	ガス・スプレー缶		・直営 (一時保管施設まで) 3台
	空き缶		・委託 (公財)秋田市総合振興公社 3台
	使用済み乾電池		・戸別方式
	古紙		・ステーション方式 6,724か所
	使用済み小型家電		・委託 (公財)秋田市総合振興公社 8台

イ ごみ排出量

単位：t

区分		年度	元	2	3	4	5
家庭 ご み 等	委託	56,840	57,289	56,441	54,722	52,453	
	許可	33,138	30,478	29,964	29,511	29,296	
	直接搬入	4,386	5,036	4,319	4,457	4,670	
	小計	94,364	92,803	90,724	88,690	86,419	
粗 大 ご み	委託	527	588	605	552	496	
	許可	589	586	655	696	696	
	直接搬入	2,671	2,985	2,905	2,931	2,750	
	小計	3,787	4,159	4,165	4,179	3,942	
資源化物	委託	4,604	4,822	4,761	4,632	4,358	
	その他	9,310	8,719	8,588	8,520	7,720	
	許可	538	443	452	490	510	
	直接搬入	43	33	30	29	24	
	小計	14,495	14,017	13,831	13,671	12,612	
水銀	委託	17	16	15	14	13	
公共系ごみ		1,728	1,593	1,349	1,254	1,460	
総 量	委託	61,988	62,715	61,822	59,920	57,320	
	その他	9,310	8,719	8,588	8,520	7,720	
	許可	34,265	31,507	31,071	30,697	30,502	
	直接搬入 (公共系ごみ含む)	8,828	9,647	8,603	8,671	8,904	
	合計	114,391	112,588	110,084	107,808	104,446	

※端数処理により数値が合わない場合がある。

ウ 資源化物処理実績（総合振興公社分）

単位：t

区分		年度	元	2	3	4	5
空きびん		2,200	2,198	2,028	2,004	1,968	
空き缶		824	847	828	806	726	
ペットボトル		964	976	997	1,026	1,042	
使用済み乾電池		13	16	17	15	15	
ガス・スプレー缶		2	2	5	22	22	
計		4,002	4,039	3,875	3,873	3,772	

※端数処理により数値が合わない場合がある。

エ 集団回収実績（1月から12月までの実績）

単位：t

年 品目	元	2	3	4	5
古 紙	3,215.3	2,932.4	2,864.6	2,797.3	2,565.4
空 き 缶	45.9	48.6	50.4	53.1	55.6
空 き び ん	6.42	3.93	2.8	2.8	2.7
古 織 綿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	3,267.6	2,984.9	2,917.8	2,853.3	2,623.7

※びんの重量は、1本の平均重量を0.7kgとして推計した。

※端数処理により数値が合わない場合がある。

オ 集団回収奨励金交付実績

年 項目	元	2	3	4	5
付 団 体 数 (団体)	591	550	548	547	554
延 べ 実 施 回 数 (回)	5,679	5,676	5,718	5,733	5,753
奨励金対象回収量 (t)	3,268	2,985	2,918	2,853	2,623
奨励金交付額 (千円)	13,285	12,752	12,540	12,780	12,188

カ ごみ処理手数料

区 分	单 位	金 額	施 行 期 日
家庭ごみ（おむつ、刈草、落葉 およびせん定枝を除く）	指定袋容量 1リットル	1円	平成24年7月1日～
搬 入 さ れ た 一 般 廃 棉 物	※10キログラム	117円	令和元年10月1日～

※廃棄物が10kg未満であるとき、又は10kg未満の端数があるときは、10kgとして計算するものとする。

キ 主な施策

(ア) 不法投棄対策経費 (予算額 4,813千円)

職員又は不法投棄監視員によるパトロール、監視カメラの活用、「不法投棄ゼロ宣言事業」の実施および関係機関等との連携等により、不法投棄の防止に努めるとともに、早期の原状回復が図られるよう指導を行う。

(イ) ごみ減量対策事業 (予算額 18,122千円)

市民団体等が自主的に実施する資源集団回収の普及促進を図るとともに、集団回収の実施団体および回収業者に対し、奨励金を交付する。また、ごみ減量キャンペーンやごみ減量・分別説明会等を開催し、市民へのごみ減量啓発に努める。

(ウ) 粗大ごみ戸別収集事業 (予算額 61,445千円)

高齢化への対応やごみ減量対策の一環として、申込み（電話又はオンライン）による戸別収集を実施する。

(エ) ごみ集積所巡回事業 (予算額 2,235千円)

ごみ集積所における収集後の排出、資源化物の抜取り、不適正排出などに対処するため、巡回による調査・指導を行う。

(オ) 家庭ごみ処理手数料収納管理関連経費 (予算額 16,365千円)

家庭ごみ用指定袋の小売登録事業者および卸売登録事業者から、指定袋の受注、発注および納品の数量報告を受け、数量の把握、ごみ処理手数料の徴収事務等を行う。

また、製造登録事業者ごとの家庭ごみ用指定袋について、検査機関による規格検査を実施する。

(カ) ごみ集積所設置費補助事業 (予算額 7,116千円)

ごみ集積所の収集箱等の設置や修繕および被せネットの購入等に係る経費を補助し、町内会等の負担軽減を図る。

(キ) 生ごみ減量促進事業 (予算額 7,874千円)

食品ロスの現状を伝える動画を作成し、小学校に配布することで授業に活用してもらうほか、スーパーでの食品ロス削減キャンペーンの実施や、フリーペーパーへの情報掲載、食材の使い切りをテーマにした調理講座などを開催する。また、生ごみ堆肥化容器および電気式生ごみ処理機の購入に補助するほか、引き続き8月をオールあきた水切り月間とし、重点的に啓発を行うなど、家庭での生ごみ減量を推進する。

(ク) 一般廃棄物処理施設整備基金積立金 (予算額 234,217千円)

家庭ごみに係るごみ処理手数料の歳入の総額に相当する額のおおむね2分の1について、処理施設の整備等の関連事業に要する経費へ充てるための基金に積立する。

(ケ) 廃棄物発電事業 (予算額 347,999千円)

廃棄物発電によって生じた余剰電力を電気事業者へ売却する。

(3) し尿処理事業

し尿の収集業務は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている6業者を地域割りし、秋田地域の一般家庭のし尿については原則として月1回の定期収集を行っている。

ア し尿処理実績

単位 : kℓ

項目	年度	30	元	2	3	4	5
し 尿		15,204	14,213	13,664	13,039	12,562	12,161
淨 化 槽 汚 泥		21,620	21,253	20,904	20,715	20,587	19,716
合 計		36,824	35,466	34,568	33,754	33,149	31,877

イ し尿くみ取り料金

(令和3年4月1日から適用)

取 扱 区 分	单 位	し尿くみ取り料金	
		秋 田 地 域	河 边 ・ 雄 和 地 域
定 額 制	一人につき月額（一歳未満を除く）	608円	—
従 量 制	180ℓまで		2,387円
	180ℓを超える180ごとに		238円

※上記料金は「秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱」において行政指導しているもの。秋田地域は一般世帯には定額制を適用し、事業所等又は定額制により難いものには従量制を適用する。河辺・雄和地域は従量制を適用する。定額制における世帯構成員は、前月の初日現在の人員（年齢1歳に満たないものを除く）とする。

(4) 淨化槽

ア 淨化槽保守点検業者登録件数（令和5年度）

単位：件

新規		更新		抹消
申請	登録	申請	登録	
0	0	0	0	1

イ 淨化槽設置届出件数（令和5年度）

単位：件

人槽 合計	～10	11～20	21～50	51～ 100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	501～ 1,000	1,001～ 2,000	2,001～
25	17	4	4	0	0	0	0	0	0	0

(5) 一般廃棄物処理施設一覧表

令和6年4月作成

施設名称	総合環境センター	
分類	ごみ処理施設(溶融施設)	ごみ処理施設(前処理破碎施設)
所在地	河辺豊成字虚空蔵大台淹1番地1	同左
着工	平成10年9月 (増強) 平成21年10月	同左
竣工	平成14年3月 (増強) 平成24年3月	同左
敷地面積	432,000.00m ²	左に含む
建築面積	工場棟他 9,784m ² 管理棟 1,399m ² (増強) 用役棟 310m ²	左に含む
延床面積	工場棟他 25,896m ² 管理棟 2,830m ² (増強) 用役棟 620m ²	左に含む
建物構造	RC・SRC・S 地上6階地下1階 (増強) 用役棟 RC 2階	左に含む
プラントメーカー	新日本製鐵(株) (増強) 日鉄エンジニアリング(株)	同左
処理方式	全連続直接高温溶融炉 (シャフト炉式ガス化溶融炉)	2軸剪断式
公称能力	460 t／日 (230 t／日×2基)	10 t／5 h
建設費	20,462,582千円 (増強) 4,966,500千円	左に含む
財源内訳	国庫補助 (増強) 996,394千円	左に含む
	起債 (増強) 2,976,200千円	左に含む
	一般財源 (増強) 993,906千円	左に含む
	その他 — —	—

※表中の(増強)とは、処理能力増強等工事の略。

施設名称		総合環境センター	
分類		リサイクルプラザ (再資源化施設)	
所在地		秋田市河辺豊成 字虚空蔵大台滝1番地1	
着工		平成9年9月	
竣工		平成11年3月	
敷地面積		総合環境センター敷地に含む	
建築面積		2,551.84m ²	
延床面積		5,062.13m ²	
建物構造		鉄骨造一部鉄筋コンクリート3階建 鉄骨鉄筋コンクリート4階建	
プラントメーカー		三菱重工業(株)	
処理方式		(空きびん) : 手選別 (空き缶) : 磁選機、 アルミ選別機、 圧縮機 (ペットボトル) : 圧縮機 (粗大ごみ、金属類) 二軸剪断破碎 + 堅型回転破碎 + 機械選別	
公称能力		(空きびん) : 36t / 5h (空き缶) : 28t / 5h (ペットボトル) : 10t / 5h	
建設費		1,946,500千円	
財源内訳	国庫補助	973,250千円	
	起債	924,500千円	
	一般財源	48,750千円	
	その他	—	

施設名称		総合環境センター	
分類		最終処分場	
所在地		秋田市河辺豊成字虚空藏大台滝地内	
開設年月		旧埋立地 昭和42年11月 新埋立地 昭和54年4月	
埋立期間		旧埋立地 昭和42年～平成元年 新埋立地 昭和54年～	
埋立地面積		旧埋立地 297,000m ² 新埋立地 191,000m ²	
埋立地有効面積		旧埋立地 150,000m ² 新埋立地 97,000m ²	
埋立容量		旧埋立地 2,270,000m ³ 新埋立地 1,500,000m ³	
処分場の分類		管理型	
浸出水処理方法		旧埋立地 除鉄処理+砂ろ過 新埋立地 Ca除去+標準活性汚泥法+凝集沈殿法+砂ろ過	
浸出水処理能力		旧埋立地 900m ³ /日 新埋立地 1,100m ³ /日	
処理水質		BOD 20mg/l以下 COD 30mg/l以下 SS 10mg/l以下 DXN 10pg-TEQ/l以下	
建設費		一期工事 (S52～S53) 720,082千円 二期工事 (H13～H15) 2,366,250千円	
財源内訳	国庫補助	一期工事 215,746千円 二期工事 239,098千円	
	起債	一期工事 473,800千円 二期工事 1,944,800千円	
	一般財源	一期工事 30,536千円 二期工事 182,352千円	
	その他	—	

※DXNとは、ダイオキシン類を表す。

施設名称	汚泥再生処理センター
分類	し尿処理施設 (175kℓ／日)
所在地	秋田市向浜一丁目13番1号
着工	平成23年9月
竣工	平成25年1月
敷地面積	45,835.55m ²
建築面積	2,752.30m ²
延床面積	4,543.52m ²
建物構造	鉄筋コンクリート3階建地下1階
プラントメーカー	水ing(株)
処理方式	固液分離・希釀放流方式
公称能力	175kℓ／日
建設費	860,710千円
財源内訳	国庫補助 起債 一般財源 その他
	231,605千円 541,200千円 87,905千円 —

3. 産業廃棄物

令和5年度実績 申請件数 38件 許可件数 39件

単位：件

種類	新規		更新		変更		譲受・借受		合併・分割	
	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可
産業廃棄物収集運搬業	0	0	10	10	2	2	—	—	—	—
特別管理産業廃棄物 収集運搬業	0	0	2	2	0	0	—	—	—	—
産業廃棄物処分業	2	2	11	12	3	3	—	—	—	—
特別管理産業廃棄物 処分業	0	0	1	1	0	0	—	—	—	—
産業廃棄物 処理施設設置	7	7	—	—	0	0	0	0	0	0
一般廃棄物 処理施設設置	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0
合計	9	9	24	25	5	5	0	0	0	0

※申請件数と許可件数については、不許可となる場合や審査期間の関係から年度をまたぐ場合があるため、必ずしも一致しない。

第10章 産業振興部

[産業振興部]

I. 商工業・サービス業の振興

1. 新エネルギー産業の推進

本県沖で洋上風力発電事業が全国に先駆けて進められている現状を受け、関連企業の誘致や市内企業のメンテナンス産業等への参入を支援することで地域経済の活性化を図る。

また、クリーン電力を活用したデータセンター等の誘致や市内企業に対して太陽光発電設備等の導入を支援することで市内の新エネルギー活用促進を図る。

- (1) 再生可能エネルギー関連企業誘致推進事業 (予算額 6,535千円)

本県本市沖で洋上風力発電事業が進められていることから、関連企業の誘致や市内企業の事業参入・拡大を促進する。

- (2) 再生可能エネルギー関連人材育成支援事業 (予算額 3,977千円)

今後本市において更なる成長が見込まれる再生可能エネルギー関連産業について、人材の育成を支援するとともに市内高校生を対象に高卒就職フェアの開催や高校生就職支援講座の実施により、本市産業の振興と若者の地元定着を図る。

- (3) 再生可能エネルギー導入事業者支援事業 (予算額 3,005千円)

太陽光発電システムや木質ペレットストーブの導入補助により、再生可能エネルギーの普及拡大を進め、温室効果ガスの削減とエネルギーの地産地活を図る。

- (4) 新エネルギービジョン推進事業 (予算額 1,861千円)

令和6年3月に策定した秋田市新エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーの利用促進と関連産業の振興を図る事業を展開し、経済と環境の好循環による地域産業の活性化を目指す。

- (5) 再生可能エネルギー関連企業進出意向調査 (予算額 7,846千円)

新エネルギー等の製造・研究拠点の形成に向け、再エネ関連企業等のニーズ把握を行い、関連企業の誘致に繋げるとともに、市内企業との協業等により本市新エネルギー産業の振興発展を図る。

2. 企業の活性化の推進

- (1) 商店街振興事業 (予算額 10,498千円)

地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりを促進するため、意欲ある商店街を支援する。

ア 商店街振興事業資金貸付事業

商店街が各種事業を実施する際、「つなぎ資金」として無利子で一時的に貸付けを行い、商店街の資金繰りを支援する。

イ 商店街ソフト事業

商店街の競争力強化を図るため、商店街等が実施する各種ソフト事業に対して補助する。

ウ 商店街街路灯等電気料補助事業

商店街の振興、交通安全、防犯等のため、商店街等が共同で設置した街路灯等の電気料に対して補助する（補助率 電気料の35%以内）。

エ 商店街共同施設設置事業

各商店街に対する要望調査を基に、公共性の高い商店街共同施設整備費用の一部を補助する（街路灯整備事業：補助率 対象経費の30%以内）。

オ I C T 商店街モデル事業

商店街のI C T導入による情報発信や施設整備を行う費用の一部を補助する。

- (2) 商業関係団体助成事業 (予算額 11,400千円)

市内中小企業者の経営の改善発達を支援するため、秋田商工会議所と河辺雄和商工会の経営改善普及事業等に対して補助する。

(3) 中小企業金融対策事業

(予算額 6,158,931千円)

市内中小企業の経営安定と健全な発展を促進するため、信用保証協会の信用保証付きの長期・低利の融資あっせんを行う。

ア 一般事業資金、小口零細企業資金、創業資金、創業資金（無担保・無保証人枠）、産業活力創造資金（緊急経営支援資金枠、新商品等開発資金枠、農商工連携促進資金枠、新分野進出資金枠、設備近代化資金枠、商店街空き店舗等利用資金枠、商業施設整備資金枠）からなる融資制度

- ・各金融機関への預託金 6,000,000千円
- ・信用保証料補助 153,936千円
- ・利子補給金 4,995千円

イ 秋田市中小企業融資あっせん状況（一般事業資金）

種 別	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	
総 数	130	1,463,459	160	1,636,019	211	2,340,670	287	3,078,498	
業 種 別	建 設 業	22	199,300	35	364,690	54	683,610	73	727,110
	製 造 業	20	205,626	14	152,788	17	284,287	29	317,069
	飲 食 業	5	33,966	2	19,835	6	67,200	8	24,940
	卸・小売業	31	321,388	46	465,069	58	504,546	77	832,510
	サ ー ビ ス 業	52	703,179	63	633,637	76	801,027	100	1,176,869

※ 「秋田市中小企業融資あっせん制度」一覧表はP150～153に掲載

(4) 新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援事業 (予算額 642,859千円)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内企業を支援するため、県の「経営安定資金（危機対策枠および危機対策特別枠）」利用者に対し、借入れから4年目以降（最長で7年間）の利子補給を行う。

(5) 中心市街地等空き店舗対策事業 (予算額 69,228千円)

中心市街地および市内商店街等の空き店舗解消を図るため、新規出店する事業者に対し、経費の一部を補助する。

- ・賃借料補助
- ・改装費補助
- ・宣伝広告費補助

(6) 中心市街地出店促進融資あっせん事業 (予算額 166,671千円)

中心市街地において、更なるにぎわいの創出を図るため、空き店舗等への新規出店や設備投資を実施する事業者に対し、融資あっせんを行う。

- ・各金融機関への預託金 160,000千円
- ・信用保証料補助 3,053千円
- ・利子補給金 3,618千円

(7) チャレンジオフィスあきた運営経費 (予算額 17,709千円)

チャレンジオフィスあきたの機能を適切に維持できるよう、施設の維持管理を行う。

(8) ビジネススタートアップ支援事業 (予算額 10,258千円)

チャレンジオフィスあきたに設置している起業家交流室を拠点に、新たな起業家の掘り起こしや育成などに取り組むことにより、多くの起業家を創出する。

(9) 創業支援事業 (予算額 19,081千円)

専門職員によるチャレンジオフィスあきた入居者の育成と経営基盤の強化を行うほか、起業しようとする方などに対して、必要経費の一部を補助し、本市における創業を支援する。

- (10) 起業家成長支援事業 (予算額 300千円)
本市の各種支援制度を利用した起業家のとともに、経営指導の専門家を直接派遣し、経営に関するアドバイス等を行うことにより、経営の安定化を図るとともに、更なる成長を促す。
- (11) 事業承継支援事業 (予算額 1,517千円)
事業主の高齢化や後継者不足に悩む市内中小企業者に対し、事業承継（従業員および第三者承継に限定）に必要な経費の一部を補助することにより、技術・サービスや雇用の喪失を防ぎ、本市経済の活性化を図る。
- (12) 中小企業振興基本条例推進経費 (予算額 500千円)
中小企業の振興を図るため、秋田市中小企業振興推進会議を開催し、中小企業振興に関する各種施策の検証・評価を行う。
- (13) 廃止石油坑井封鎖事業 (予算額 43,441千円)
廃止石油坑井を巡回し、原油をくみ取りするとともに、油水分離槽の油泥運搬処分や廃止石油坑井の封鎖等を行い、河川等への原油流出を防止する。
- (14) 業態転換等支援事業 (予算額 10,082千円)
アフターコロナや物価高騰、人材不足等に対応できる経営体制の構築を促進するため、市内中小企業の業態転換や新分野進出、生産性向上等の取組に対して補助する。
- (15) 経営改善計画策定支援事業 (予算額 8,117千円)
物価高騰の影響を受けている事業者の経営改善を支援するため、融資返済の条件変更に必要となる経営改善計画の策定費用を補助する。
- (16) 商店街・地域中小企業団体等消費拡大支援事業 (予算額 46,000千円)
市内商店街等および市内の各業界・業種等を代表する団体が消費拡大を目的に実施する販売促進事業に対して補助する。
- (17) 中小企業成長支援ファンド事業 (予算額 50,000千円)
新たな事業を立ち上げるベンチャー企業や第二創業を図る企業など、本市経済の活性化に資する中小企業者に対し、投資や継続的な経営指導を行うことで成長を支援する新たなファンドを地元金融機関等と共同で設立する。

秋田市中小企業融資

市のあっせんを受けるには、市税（市民税、固定資産税、事業所税）に未納がないこと、事業に必要な許認可を受けていることが必要です。
 ⑬、⑭の制度を除き、秋田県信用保証協会の保証を得ることが必須条件となります。この場合、信用保証料については、市が補助します。

用 途	制 度 名	対 象 者（概略）	資 金 用 途	
			運 転 資 金	設 備 資 金
事業資金 が必 要な とき	① 一般事業資金	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること	運 転 資 金	設 備 資 金
	② 小口零細企業資金	次の要件を満たす従業員20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）の会社又は個人等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④申請時点において、秋田県信用保証協会保証の保証残高が2,000万円以下であること	運 転 資 金	設 備 資 金
	③ 創 業 資 金	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を有すること ③事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業歴が5年未満であること（法人は設立後5年未満） ④商工団体が経営指導を行った事業計画書を添付すること（引き続き6か月以上経営指導を受けること）	運 転 資 金	設 備 資 金
	無担保・無保証人枠 (法人で創業した者の経営者保証を免除)	次の要件を満たす小規模企業者のうち、株式会社、合同会社および企業組合 ①市内に住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を有すること ③事業歴が5年未満であり、現在も継続していること ④商工団体が経営指導を行った事業計画書を添付すること（引き続き6か月以上経営指導を受けること）		
取引先の 倒産等で お困りの とき	④ 産業活力創造資金 (緊急経営支援資金枠)	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④秋田市融資要綱で定めるセーフティネット保証4号認定・危機関連保証認定、取引先の倒産、撤退、自然災害等の被害により、経営の安定に支障を生じているもの	運 転 資 金	設 備 資 金
新製品等 を商品化 に取り組む とき	⑤ 産業活力創造資金 (新商品等開発資金枠)	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運 転 資 金	設 備 資 金
農林漁業 者と連携 して新規開 拓品等を商取 組むとき	⑥ 産業活力創造資金 (農商工連携促進資金枠)	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、農林漁業者と連携し、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運 転 資 金	設 備 資 金
会社が新 たな分野 の事業に 取り組む とき	⑦ 産業活力創造資金 (新分野進出資金枠)	次のいずれかに該当する中小企業者 ①親会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する親会社が、市内に子会社を設立し、業種の異なる事業を行うこと ②子会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する子会社が、設立後1年未満であり、親会社と異なる事業を行うこと ③既存の会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する会社が、既存の業種と異なる事業を行うこと	運 転 資 金	設 備 資 金
事 業 所 や 店 舗 等 を 改 修 し て 整 理 す る と き 港 湾 開 連 施 設 を 整 理 す る と き	⑧ 産業活力創造資金 (設備近代化資金枠)	次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中企業者および組合等 ただし、港湾輸送関連設備は、業種を限定しない ①市内に1年以上住所を有すること（組合は1年未満も可） ②市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること（組合は1年未満も可）	建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費、車両の取得費および保証金・権利金等入居に要する資金 （ただし、港湾輸送設備については、港湾輸送関連設備の整備に要する資金）	

※1 中心市街地とは、秋田市中心市街地活性化プラン（令和5年3月策定）において定める中心市街地の区域、秋田市中心市街地活性化アクションプラン（平成27年6月策定）に定める計画区域およびこれらの区域に存する商店街振興組合の区域

※2 セーフティネット保証制度（1～4および6号）又は危機関連保証を利用した場合、0.2%控除

※3 セーフティネット保証制度（1～4および6号）を利用した場合、0.2%控除

※4 創業関連保証を利用しない場合、0.2%加算

あつせん制度一覧表

主な融資内容					
限度額	利率	返済期間	償還方法	保証人・担保等	取扱金融機関
3,000万円	年1.75%（※2）	10年以内 (据置1年以内含む)	一括 又は 分割	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合 ・岩手銀行 ・北日本銀行 ・きらやか銀行 ・七十七銀行 ・商工組合中央金庫 (緊急経営支援資金枠のみ取扱)
2,000万円 (既存の保証付き貸付残高がある場合は、これを控除した額)	年1.55%	10年以内 (据置1年以内含む)	一括 又は 分割	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は原則不要	
2,000万円	年1.55%（※4） (条件付きで借入から3年間年1.0%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	一括 又は 分割	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	
1,000万円	年1.55% (条件付きで借入から3年間年1.0%の利子補給)			・不要	
3,000万円	年1.75%（※2）	10年以内 (据置2年以内含む)	一括 又は 分割	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	
3,000万円	年1.75%（※3） (借入から3年間年1.0%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合
3,000万円	年1.75%（※3） (借入から3年間年1.5%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	
3,000万円	年1.75%（※3） (借入から3年間年1.0%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人の代表者のみ ・担保は必要による	
5,000万円 組合等は 1億円	年1.75%（※3） (借入から5年間年0.75%の利子補給)	10年以内 (据置6か月以内含む) ※組合等においては、 10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合 ・商工組合中央金庫

用 途	制 度 名	対 象 者（概略）	資 金 用 涂
商店街の空き店舗を利用するとき	⑨ 産業活力創造資金（商店街空き店舗等利用資金枠）	次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中企業者および組合等 ①商店街の空き店舗等を利用すること ②市内で1年以上住所を有すること（創業は1年未満も可） ③市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること（創業は1年未満も可） ⑤店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること	内装工事費、機械の取得・改善費および保証金・権利金等入居に要する資金
組合で施設を整備するとき	⑩ 産業活力創造資金（商業施設整備資金枠）	組合等（事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・企業組合・協業組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会）	組合等の事業共同化のための共同施設または、公衆の利便に寄与する共同施設の建物建築費
中心市街地へ出店する場合や設備を整備しようとするとき（※1）	⑪ 中心市街地出店促進設備近代化資金	中心市街地へ出店する場合や設備を整備する場合であって、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中企業者および組合等 ①県内に1年以上住所を有すること（組合は1年未満も可） ②県内で1年以上事業所を有し、現に県内で事業を営むもの ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること（組合は1年未満も可）	建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費、車両の取得費および保証金・権利金等入居に要する資金
	⑫ 中心市街地出店促進空き店舗利用資金	中心市街地へ出店する場合であって、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中企業者および組合等 ①中心市街地内の空き店舗等に入居し、改築すること ②県内に1年以上住所を有すること（創業は1年未満も可） ③県内で1年以上事業所を有し、現に県内で事業を営むもの ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること（創業は1年未満も可） ⑤店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること	内装工事費、機械の取得・改善費、保証金・権利金等入居に要する資金および運転資金
製造業で設備を整備するとき	⑬ 中小製造業設備資金	①市内で同一業種を1年以上行っているもので、製造業・製造小売業の中小企業者、組合等 ②チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者である中小企業者、組合等 ③自己所有の工作物（建築物・施設）からアスベストの除去等を行うため、廃石綿の処理に係る計画書を秋田市環境部廃棄物対策課に提出する中小企業者、組合等	設備資金およびアスベスト対策工事資金
市の工業団地を取得するとき	⑭ 中小企業用地取得資金	市長が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者、組合等	市が特定する団地等（新都市・西部・豊岩）の用地取得資金

主な融資内容					
限度額	利 率	返 済 期 間	償還方法	保証人・担保等	取扱金融機関
5,000万円	年1.75%（※3） (借入から5年間 年1.0%の利子補給)	10年以内 (据置6か月以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合 ・商工組合中央金庫
5億円	年1.75% ※10年以上年2.05% (※3)	15年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は必要	
5,000万円 組合等は 1億円	年1.75%（※3） (借入から5年間 年1.25%の利子補給)	10年以内 (据置6か月以内含む) ※組合等においては、 10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合
5,000万円	年1.75%（※3） (借入から5年間 年1.5%の利子補給)	10年以内 (据置6か月以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	
1億円 (対象事業費の 85%以内)	年2.75%以下の金融機 関所定金利 (全期間2.0%を上限に 利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・取扱金融機関の定めると ころによる	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合
1億円 (用地取得金額 の85%以内)	年2.75%以下の金融機 関所定金利 (借入から3年間2.0% を上限に利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・取扱金融機関の定めると ころによる	・秋田銀行 ・北都銀行

3. 企業立地・事業拡大の推進

(1) 企業誘致と設備投資の促進

本市産業への経済的・技術的波及効果が高く、雇用の創出が見込まれる企業や学術・研究機関の立地促進を図るとともに、既存企業の事業拡大を推進するため、適切な情報収集のもと、商工業振興条例の奨励措置等を有効活用しながら、トップセールスを含めた積極的かつ効率的な誘致活動等を展開する。

ア 企業誘致活動 (予算額 8,853千円)

県等関係機関や市東京事務所との連携を図りながら、情報収集活動によりセレクトした企業の訪問を重点的に実施し、本市への進出を促進する。また、誘致済企業のフォローアップを行い、事業拡大や新増設を促す。

イ 商工業振興奨励措置事業（工業） (予算額 183,835千円)

新規企業の誘致や既存企業の振興、雇用の拡大等を奨励するため、商工業振興条例に基づく認定企業に対して、助成を行う。

ウ 工業団地の整備 (予算額 2,203千円)

快適な事業環境の提供を図るため、市工業団地の環境整備を行うとともに、用地を分譲・貸付けするための活動を行う。

エ 在京経済人交流懇談会の開催 (予算額 3,142千円)

秋田商工会議所と共に催する本市と関わりのある在京経済人との懇談会では、本市の施策、立地環境等をPRし、新規企業の誘致や既存企業の受発注拡大を促進する。

オ 新規立地企業オフィス確保支援事業 (予算額 2,767千円)

本市の誘致企業認定を受けた企業等の早期進出支援を目的に、民間事業者のレンタルオフィス等の入居費に対して補助する。

カ サテライトオフィス誘致推進事業 (予算額 30,039千円)

IT関連企業の本市進出増加に伴い、高まるオフィス需要に対応するため、デジタル田園都市国家構想交付金を活用してサテライトオフィス施設を整備しようとする事業者を支援するとともに、企業誘致プロモーション活動を実施して誘致促進を図る。

(2) 中小企業融資あっせん事業 (予算額 234,480千円)

新規設備投資や市が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者（製造業、製造小売業等）を対象に、長期・低利の融資あっせんおよび利子補給を行う。

・ 中小製造業設備資金 233,134千円

・ 中小企業用地取得資金 1,346千円

誘致企業の概要（平成元年以降の受入企業）

(令和6年4月1日現在)

No.	誘致年度	企業名	主要製品名	住所
1	平成元	広沢工業(株) 秋田工場	OA機器部品、音響機器部品	御所野湯本四丁目1-1 (秋田新都市産業区内)
2	元	ヒーハイスト精工(株) 秋田工場	特殊ペアリング、メカトロ関連部品	豊岩小山字下田454 (豊岩工業団地内)
3	元	リコーITソリューションズ(株) 秋田事業所	各種ソフト	大町三丁目5-1 秋田大町ビル
4	2	(株)五十鈴製作所 秋田工場	低圧铸造機、大型加工部品	御所野湯本四丁目1-4 (秋田新都市産業区内)
5	2	コスマモ工機(株) 秋田工場	水道用配水管継手、上下水道用機器材 (大口径管)	下浜羽川字五郎池126-2 (下浜工業団地内)
6	3	フジフーズ(株) 秋田工場	冷凍食品	新屋鳥木町1-36 (西部工業団地内)
7	3	アキタテクノス(同)	OA・FA機器用特 殊ペアリング 同機 器関連精密部品	豊岩小山字下田452 (豊岩工業団地内)
8	3	(株)ヤマテコーポレーション	自動車部品	御所野湯本四丁目1-5 (秋田新都市産業区内)
9	3	ネグロス電工(株) 技術部秋田研究所	電設資材等の研究開 発・製造	御所野湯本四丁目1-7 (秋田新都市産業区内)
10	7	秋田レアメタル(株)	ガリウム・インジウム、二酸化ゲルマニウム、五酸化タンタル	飯島字古道下川端217-9
11	7	(株)大商金山牧場	生鮮食肉各種	新屋鳥木町1-39 (西部工業団地内)
12	8	キヤノンカスタマーサポート(株)	OA機器に関する レスポンスサービス	御所野湯本六丁目2-7 (秋田新都市産業区内)
13	8	三菱マテリアル電子化成(株)	化成品(導電粉、ゲルマニウム、高純度 リン等)	茨島三丁目1-18
14	8	日本新金属(株)	タングステン粉、炭 化タングステン粉 等、粉末冶金用素材	茨島三丁目1-18
15	11	秋田ガルバー(株) 本社工場	溶融亜鉛メッキ加工	向浜一丁目7-3 (向浜金属団地内)
16	11	(株)SUMCO JSQ事業部	シリコン単結晶製造 用高純度石英ルツボ	茨島五丁目14-10
17	14	(株)プレステージ・インターナショナル 秋田BPOメインキャンパス	顧客サポートサービ ス受託	新屋鳥木町1-172 (西部工業団地内)
18	15	(株)コーセー SCM統括部オペレ ーションセンター	販売先からの受注業 務	山王六丁目1-3 コーセービル内
19	16	損害保険ジャパン日本興亜(株) C.R.ファクトリー	保険業務に関する顧 客サービス	新屋鳥木町1-188 (西部工業団地内)
20	19	(株)エス・エフ・ティー 秋田開発センター	組込ソフトなどのソ フトウェア開発	中通二丁目3-22 山二ビル5階

No.	誘致 年度	企業名	主要製品名	住所
21	20	秋田シンクリサイクリング(株)	亜鉛	飯島字古道下川端217-9
22	20	(株) U M N ファーマ	医療品製造	御所野湯本四丁目2-3 (秋田新都市産業区内)
23	20	D O W A テクノロジー(株) 秋田エンジニアリングセンター	プラント設計・建設・設備管理	飯島字古道下川端217-9
24	20	(株)バイク王&カンパニー	自動二輪車の買取・小売サービス(コーナー)	旭北錦町1-14 秋田錦町ビル7階
25	23	王子コンテナー(株) 秋田事業所	段ボール箱の製造・販売	御所野湯本六丁目2-34 (秋田新都市産業区内)
26	25	(株)エレックス極東 秋田ネットワークセンター	電気保安業務に係るコールセンター業務	山王二丁目1-53 秋田山王21ビル6階
27	26	(株)エスツー 秋田事業所	データセンターハウジング事業、サーバホスティング事業	中通三丁目3-10 秋田スカイプラザ7階
28	26	コーチープロビジョン(株) コールセンター	通信販売専用化粧品の受注業務	山王六丁目1-3 コーチビル6階
29	27	(株)テクノス秋田	I C T サポート、各種システム開発、人材育成サービス	中通三丁目2-44 秋田河北ビル5階
30	28	(株)日本財託管理サービス 秋田サテライトオフィス	コールセンター	中通二丁目4-19 商工中金第一生命ビル7階
31	28	エア・ウォーター・メディエイチ(株) 秋田サテライトセンター	医療器材等の受託滅菌業務	御所野下堤四丁目2-6
32	29	(株)ジェイテクトIT開発センター秋田	ソフトウエア開発	中通四丁目2-7 日本生命秋田中央通ビル3階
33	29	(株)パワー・オプティマイザー	ソフトウエア開発	山王中園町9-12-2
34	30	セルスペクト(株) 秋田ヘルステックサイト	医療機器の設計・開発と製造および販売	新屋町字砂奴寄4-11 県産業技術センター内
35	30	(株)ブロードバンドセキュリティ 東北セキュリティ診断センター	インターネットサポート業	中通一丁目4-32 秋田センタービル8階
36	30	(株)バイトルヒクマ 秋田事業所	システム開発	土崎港南三丁目13-52
37	令和元	みらい(株) 秋田サテライトオフィス	インターネット付随サービス、I T コンサル	下浜桂根字浜田82-18
38	元	(株) GAKI p r o A s t u d i o	アニメ・TV製作業	南通宮田9-22 ラ・ハバ2階
39	元	河村化工(株) 秋田開発センター	自動車用部品製造業	新屋町字砂奴寄4-11 秋田県産業技術センター内(予定)
40	元	(株)プライムアシスタンス 秋田センター部コンタクトセンター室	コールセンター	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ1階
41	元	(株)中藤電機産業 秋田事業所	配電盤・電力制御装置製造・開発	旭北錦町1-14 秋田ファーストビル5階

No.	誘致年度	企 業 名	主 要 製 品 名	住 所
42	元	S C S Kニアショアシステムズ(株) 秋田開発センター	システム開発	中通二丁目4-19 商工中金・第一生命秋田ビル8階
43	2	J N システムパートナーズ(株) 秋田事業所	システム受託開発	中通五丁目1-51 北都ビルディング8階
44	2	(株)つむぎ秋田アニメLab	映像情報制作・配給業	旭北栄町1-48 トランツビル5階
45	2	(株)APS 秋田コールセンター	コールセンター	中通一丁目4-32 秋田センタービル5階
46	3	(株)ショウワ 秋田イノベーションセンター	土壤改良材の開発	新屋町字砂奴寄4-11 秋田県産業技術センター内
47	3	(株)for i o Akita branch	WEBシステム開発	秋田駅周辺(予定)
48	3	こまちソフトウェア(株)	WEBシステム開発	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ2階
49	3	(株)ハルメク・ビジネスソリューションズ 秋田支店	コールセンター	中通四丁目5-6 秋銀・明治安田ビル6階
50	3	第一電材エレクトロニクス(株)	電子機器用配線・ケーブル製造	河辺戸島字七曲台120-102
51	4	(株)N S ・コンピュータサービス 秋田センター	ソフトウェア開発	中通二丁目5-21 秋田東京海上日動ビルディング2階
52	4	WAma z i n g(株)	WEBシステム開発	中通四丁目4-4 Connect Lab o OMOCE
53	4	(株)ストラテジー・コンサルティング 秋田事業所	ITコンサル	中通二丁目2-32 山二ビル6階リージャス秋田駅前ビジネスセンター
54	4	(株)ワイードビーンズ	デジタルソリューション事業	秋田駅周辺(予定)
55	4	(株)シンクワン 秋田支社	ソフトウェア開発	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ2階
56	4	(株)T & I システムズ 秋田オフィス	ソフトウェア開発	千秋明徳町明徳町1-56 Newテラス広小路
57	4	シー・スリー・アイ(株) 秋田デジタルイノベーションセンター	システム開発	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ3階
58	4	ロジスティードソリューションズ(株) 秋田R&Dセンター	ソフトウェア開発	旭北錦町1-14 秋田ファーストビル1階
59	5	佐鳥電機(株)秋田テクノロジー センター	通信モジュール製品開発	山王六丁目1-1 山王マークワン6階
60	5	ベスタスジャパン(株)秋田O&Mベース	洋上風力発電機の運転・保守サービス	土崎港穀保町130-1
61	5	(株)テラスカイ 秋田オフィス	ソフトウェア開発	中通二丁目3-8 秋田アトリオンビル12階(予定)
62	5	(株)マイティークラフト 秋田オフィス	ゲーム開発	中通二丁目2-32 山二ビル7階チャレンジオフィスあきた
63	5	コグニティ(株) 秋田サテライト	ソフトウェア開発	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ2階

No.	誘致 年度	企　業　名	主　要　製　品　名	住　所
64	5	K D D I アジャイル開発センター(株) 秋田サテライトオフィス	ソフトウェア開発	千秋明徳町明徳町1-56 Newテラス広小路
65	5	D o n u t s (株) 秋田オフィス	ソフトウェア開発	千秋明徳町明徳町1-56 Newテラス広小路
66	5	(株)ティーラボ 秋田オフィス	ソフトウェア開発	中通二丁目2-32 山二ビル7階チャレンジオフィスあきた
67	5	(株)アイ・セプト 秋田オフィス	インターネット戦略 支援	千秋明徳町明徳町1-56 Newテラス広小路 (予定)
68	5	(株)ハイテック・システムズ 秋田イノベーションセンター	半導体関連の修理再 生	雄和石田字山田89-2
69	5	(株)ライトカフェU. 秋田駅前オフィス	ソフトウェア開発	中通二丁目2-32 山二ビル6階リージャス秋田駅前ビジネスセンター
70	5	(株)デジタルワークスセンターインメント	ゲーム開発、ソフト ウェア開発	中通二丁目2-32 山二ビル9階 (予定)
71	5	(株)リンクステーション 秋田オフィス	ソフトウェア開発	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ2階

※撤退、操業の見込みのない企業は除く。

4. 雇用の拡大と質の向上

若年者の早期離職を抑制するとともに正規雇用化を促進し、雇用の安定と地元就職の促進、女性の職域拡大、障がい者雇用の拡大を図るほか、秋田市シルバー人材センターを通じて高齢者の就業を支援する。

また、勤労者に対し、秋田市勤労者総合福祉センター（秋田テルサ）、秋田市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ秋田）等の文化、教養、スポーツ等の場を提供し、勤労者福祉の向上に努めるほか、勤労者への融資の円滑化を図るため、東北労働金庫に対して原資預託を実施するとともに、勤労者の福利厚生の向上および労働者の職業訓練や雇用促進を図るため、各種事業を実施している労働福祉団体の育成に努める。

(1) 雇用対策の充実

ア 雇用機会の拡大

雇用機会の拡大を図るため、誘致企業をはじめ市内企業に対し、求人票の早期提出を働き掛けるとともに、高齢者や障がい者の雇用促進について、関係機関と連携を図りながら啓発に努める。

イ 秋田市シルバー人材センターの充実 (予算額 11,662千円)

高齢化社会にあって、臨時的・短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大を図るため、秋田市シルバー人材センターの充実および運営の安定化に努める。

ウ 出稼ぎ援護対策 (予算額 53千円)

出稼ぎ者の安全就労推進のため、健康診断を実施するほか、傷害保険の拠出金を負担する。

エ 資格取得助成事業 (予算額 13,956千円)

就職や正規雇用転換、正規雇用者のキャリアアップ等に役立つ資格の取得費用を補助する。

オ アンダー40正社員化促進事業 (予算額 86,185千円)

安定した質の高い雇用の拡大による地元定着の促進を図るため、市内の事業所に勤務する40歳未満の非正規雇用者を正社員化した事業主に対して補助する。

カ なでしこ秋田・働く女性応援事業 (予算額 13,103千円)

女性が働きやすい職場づくりや仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し、就労環境の整備に係る費用を補助する。また、出産、育児、介護等の制約があっても多様な働き方ができるよう、女性のデジタルスキル習得講座と就職マッチングイベントを開催する。

キ 新卒者地元就職促進事業 (予算額 11,581千円)

市内企業の魅力を発信し、新卒者の地元就職を促進するため、企業研究会や市内企業の情報を掲載した就活ガイドブックの作成、職場見学会等を開催する。また、高校生を対象に早期離職の抑制や地元就職の促進、職業観を醸成するための就職支援講座を実施する。

ク 就職氷河期世代就労加速化事業

就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされなかった就職氷河期世代の安定した就労を促進する。

(ア) 就職氷河期世代資格取得助成事業補助金 (予算額 3,600千円)

(イ) 就職氷河期世代安定雇用奨励金 (予算額 2,700千円)

ケ デジタル人材育成支援事業 (予算額 1,970千円)

デジタル技術が急速に発展する中で、デジタルリテラシーを持った人材の育成が必要となっていることから、講座の受講費用等を補助し、デジタル化推進を支援する。

コ 中小企業採用・人材育成支援事業 (予算額 11,582千円)

市内中小企業を対象に、Aターン希望者等の採用活動費用等の一部を補助するほか、新規学卒者等の雇用促進や若手技能者の技能訓練に取り組む団体に対して事業費を補助する。また、新卒新入社員の早期離職を抑制する「フレッシュマンの集い」と若手社員のモチベーションアップを図る「コミュニケーション研修」を開催する。

サ 障がい者雇用拡大支援事業 (予算額 2,001千円)

障がい者雇用の機会拡大等を図るため、障がい者が働きやすい職場環境の整備をした企業に対して補助する。

- シ 外国人材受入支援事業 (予算額 993千円)
市内企業の人手不足解消と地域産業の振興を図るため、外国人材の採用を希望・検討している市内企業を対象に情報提供を行うとともに、本市で就労を希望する外国人労働者や留学生等とのマッチング機会を創出する。
- (2) 労働福祉対策の強化
- ア 労働者福祉の向上
労働者の福祉向上のため、秋田市勤労者福祉サービスセンターを支援するとともに、労働福祉団体の育成強化を図るため、貸付原資を東北労働金庫に預託する。
- | | | |
|---------|---|----------------------|
| 労働金庫預託金 |  秋田市勤労者生活資金融資制度
勤労者福祉サービスセンター育成資金 | 160,000千円
5,000千円 |
|---------|---|----------------------|
- イ 労働安全衛生・労働災害防止対策の充実
労働者の安全で健康な生活を確保するため、労働安全衛生および労働災害防止対策の拡充について、関係機関と連携を図りながら働き掛けていく。
- ウ 秋田市勤労者体育センター（西部体育館） (予算額 4,996千円)
秋田市勤労者体育センターの活用により勤労者の健康増進に努める。
- (ア) 構 造 鉄骨造、地上1階建
(イ) 延床面積 996.56m²
(ウ) 施設内容 体育室、ミーティングルーム、更衣室
- エ 秋田市勤労者総合福祉センター（秋田テルサ） (予算額 142,404千円)
勤労者をはじめとする市民に教養文化の向上、健康増進の場を提供する。
- (ア) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造、地上5階地下1階建
(イ) 延床面積 10,153.51m²
(ウ) 施設内容 体育館、トレーニングルーム、エクササイズルーム、サウナ・浴室、研修室、視聴覚室、図書コーナー、実習室、多目的ホール、リハーサル室、会議室、文化教室、サークル室、あきた就職活動支援センター ((公財)秋田県ふるさと定住機構が設置)、コーヒーラウンジ等
- オ 秋田市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ秋田） (予算額 63,859千円)
中高年齢労働者の福祉に関する事業を行う。
- (ア) 構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上2階建
(イ) 延床面積 2,822.37m²
(ウ) 施設内容 研修室、講習室、クラブ室、体育館、トレーニングルーム、温水プール、サウナ・浴室、ジョギングコース
- カ 秋田市リフレッシュガーデン (予算額 7,785千円)
(ア) 面 積 93,975m²
(イ) 施設内容 ゴルフコース（9ホール1,195ヤード・パー29）、クラブハウス
- キ 技能功労者等の表彰 (予算額 438千円)
技能労働者の社会的、経済的地位と技能水準の向上および産業の発展に資するため、優秀な技能者を表彰する。
- ク 職業訓練センターの活用 (予算額 500千円)
職業訓練センター内にある共同高等職業訓練校の活用を図り、必要な基礎知識と技能の習得を促進する。

5. 貿易と物流の拡大

市内企業の貿易参入の促進および貿易の拡大等により本市産業の振興を図る。

- (1) 対岸経済交流事業 (予算額 3,786千円)
ASEAN諸国などで開催される見本市や商談会等に民間企業とともに参加することなどにより、海外における販路開拓の支援を実施する。
- (2) 海外展開促進事業 (予算額 3,000千円)
市内企業の国際コンテナ輸送料や海外での販売促進活動費に対して支援することにより、貿易関連企業の事業拡大および秋田港の利用促進を図る。
- (3) 貿易関連団体等の振興 (予算額 4,836千円)
日本貿易振興機構（ジェトロ）秋田貿易情報センターや一般社団法人秋田県貿易促進協会の運営費の一部を負担するほか、貿易関連団体等の活動に参加し、その振興を図る。
- (4) 秋田港コンテナ航路開設促進事業 (予算額 13,675千円)
秋田港の利活用と物流活性化を促進するため、秋田港の国際コンテナ貨物の利用促進に向けた支援を行うほか、秋田港への航路の誘致や維持等に向け、県や民間団体等と連携して国内外でのポートセールスを実施する。
- (5) 県施行秋田港整備事業負担金 (予算額 15,000千円)
平成30年度に改訂された秋田港港湾計画に基づき、県が施行する重要港湾改修事業に対し、事業費の一部を負担する。

II. 農林水産業の振興

1. 戰略的で多様なアグリビジネスの促進

- (1) 都市農村交流促進事業 (予算額 3,335千円)
農業や自然、地域文化等の魅力を体験するツアーなどを実施することで、都市と農村の交流を促進し、県内外の交流人口・関係人口の拡大と農山村地域の活性化を図る。
・農村の魅力体験ツアー事業
・県外からの都市農村交流事業参加者への交通費補助金
- (2) アグリビジネス普及・啓発事業 (予算額 602千円)
農林水産業と他産業との融合等による多様なビジネスを普及・啓発することにより、多様な農業形態への関心を高めるとともに、アグリビジネスに取り組む様々な人材の育成を行う。
・出前講座
・アグリビジネス総合ガイドパンフレットの作成
- (3) アグリビジネス人材育成事業 (予算額 6,783千円)
6次産業化の実践者や意欲を持つ農業者を対象に加工技術研修等を行う。
・加工技術研修
・加工研修室の運営・専任職員の雇用
- (4) 6次産業化起業・事業拡大支援事業 (予算額 14,432千円)
専任指導員によるサポートや事業化支援等により、6次産業化に取り組む農業者等の所得向上や雇用の創出を図る。
・専任指導員の雇用・活動推進
・農產品加工施設の新設・増改築、農家レストラン等の整備、商品開発・改良の経費に対する助成
・秋田市6次産業化懇話会の運営

- (5) 農商工連携ビジネス支援事業 (予算額 8,325千円)
農業者および商工業者等のマッチングを支援し、農商工連携ビジネスの推進を図るとともに、アグリビジネスへの新規参入を目指す事業家の発掘・育成を行う。
・農商工連携コーディネート・支援等
・アグリビジネス事業家育成支援
・農商工連携イベント支援
- (6) 地域特産品販売促進等事業 (予算額 10,791千円)
県内外展示会への出展支援、首都圏等への地域特産品等のセールスプロモーションの展開を通じて、地元産品の知名度向上・販路拡大を図る。
・展示会・商談会等への出展助成
・海外市場販促活動支援
・地域特産品のPR活動
- (7) 農業ブランド確立事業 (予算額 31,600千円)
本市農産品等の魅力を高め、更なる販売促進を図るため、JA秋田なまはげや男鹿市、潟上市と連携して、首都圏等におけるプロモーション活動の展開やECサイト「あきたづくし」の運営、情報の発信によるPRを行う。
・農産品等の普及活動および情報発信によるPR
・秋田中央地域地場産品活用促進協議会の活動支援
・地元有望産品を用いた商品開発と冷凍えだまめの販路開拓
- (8) 農山村地域活性化センター運営事業 (予算額 33,881千円)
本市の農山村の多様な地域資源を活用し、農業、自然、地域文化等に関する体験および学習を通じて市民の交流等を促進することにより、農山村地域の活性化を図る。
・農山村地域活性化センターさとぴあ指定管理料
・農山村地域活性化センターさとぴあ利活用経費
- (9) 農山村地域活性化センター大規模改修事業 (予算額 105,857千円)
建築から30年以上経過した農山村地域活性化センターさとぴあについて、多目的ホールの屋根の雨漏りなど老朽化が著しいことから、大規模改修を行う。
・調査費（アスベスト含有調査、構造検討作業）
・工事費
- (10) 都市農村交流エリア別整備事業 (予算額 413千円)
第2次秋田市都市農村交流マスタープランのもと、公園、遊歩道の整備などによる魅力向上を目的としたエリア別整備構想の作成等に向け、有識者による検討委員会を開催する。
- (11) 工芸振興事業 (予算額 1,293千円)
本市工芸品を新たな地域資源と捉え、そのPRや販路拡大などの支援を通じて、工芸振興と技術の伝承を図る。

2. 農林水産業経営の確立と食料の安定供給

経営状況

資料：農林業センサス

区分	年次	H 27	R 2	増 減
		6,254	6,378	124
経 営 耕 地 面 積 (ha)	1 戸 平 均 経 営 耕 地 面 積 (ha)	2.34	3.19	0.85
経 営 規 模	1 ha 未 満 (%)	28.3	27.0	△1.3
	1 ha～2 ha 未 満 (%)	33.6	30.3	△3.3
	2 ha～3 ha 未 満 (%)	15.8	15.1	△0.7
	3 ha 以 上 (%)	22.3	27.6	5.3
販 売 農 家 戸 数 (戸)	2,676	1,941	△735	

「県都『あきた』創生プラン」における農林水産業・農村分野の基本計画として策定した『第6次秋田市農林水産業・農村振興基本計画』に基づき各施策を推進する。

- (1) 優秀農業者等表彰事業 (予算額 241千円)
本市農業の持続的な発展を図るため、意欲的に農業経営や技術向上に取り組むなど、地域農業の担い手として模範的な活動や優れた業績を上げている農業者等を表彰する。
- (2) 農業経営安定資金預託金 (予算額 200,000千円)
農業者の経営安定、規模の拡大や生産性の向上を図るため、JA秋田なまはげに融資原資を預託し、低利で円滑な融資を行う。
- (3) 基盤整備関連経営体育成等促進計画策定経費 (予算額 6,136千円)
県営土地改良事業として計画している農地中間管理機構関連農地整備事業の事業採択要件となる「基盤整備関連経営体育成等促進計画書」を作成する。
- (4) 農地集積・集約化対策事業 (予算額 72,926千円)
農地の中間的受け皿である農地中間管理機構の積極的活用により、担い手への農地集積と集約化を促進する。
- (5) 担い手育成・確保事業 (予算額 4,934千円)
本市農業を担う人材を確保するため、担い手の掘り起こし活動や集落営農の組織化、法人化の支援を行う。
- (6) 新規就農支援事業 (予算額 44,070千円)
農業で自立しようとする意欲あふれる新規就農者への支援を行い、将来の本市農業を支える担い手の育成・確保を図る。
 - ・未来農業のフロンティア育成研修事業
 - ・農業次世代人材投資事業
 - ・経営発展支援事業
 - ・経営開始資金
 - ・ミドル就農者経営確立支援事業
 - ・移住就農者軽トラ導入支援事業
- (7) 人・農地計画策定促進事業 (予算額 514千円)
集落・地域が抱える人・農地の問題解決のため、集落・地域の話し合いにより、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の作成を促進する。

- (8) 農地利用効率化等支援事業 (予算額 7,476千円)
経営規模拡大等へ取り組む意欲ある経営体に対し、農業用機械等の導入を支援する。
- (9) 地産地消推進事業 (予算額 3,179千円)
市内農産物や農産加工品を活用して、学校給食等での地元農産品の使用率の向上および食育活動の推進を図るほか、地産地消推進店を認定するなどの取組を行い、本市の地産地消を推進する。
- (10) 一步先行く農業法人フォローアップ事業 (予算額 15,437千円)
法人経営の中核となる人材育成を支援し、経営力の高い農業法人を育成する。また、法人の職場環境の改善等を支援する。
 • 雇用確保の支援事業
 • 農業法人職場環境改善支援事業
- (11) 耕作放棄地解消支援事業 (予算額 3,378千円)
耕作放棄地を解消するため、認定農業者等が行う耕作放棄地の再生事業を支援し、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化を促進する。
- (12) スマート農業導入支援事業 (予算額 10,000千円)
経営力の高い農業法人等を育成するため、スマート技術等を活用した農作業の省力化・低コスト化に必要な機械・設備の導入や、農業用ドローンのオペレーター資格の取得に対し、支援する。
- (13) 経営所得安定対策推進事業 (予算額 24,000千円)
経営所得安定対策の円滑な実施を図るため、趣旨、内容の周知等の普及推進活動や対象作物の作付面積等の確認作業を行う。また、秋田市農業再生協議会が実施する取組を支援する。
- (14) 家畜衛生対策事業 (予算額 1,444千円)
獣医師による定期的な牛飼養農家への巡回や家畜伝染病予防接種に要する経費を助成する。
- (15) 乳和牛増産支援対策事業 (予算額 1,999千円)
優良な繁殖雌牛の導入や優秀な県産種雄牛の計画交配、削蹄の実施など、酪農および肉用牛の生産振興に資する経費を助成する。
- (16) 畜産経営ステップアップ支援事業 (予算額 14,572千円)
畜産経営体の確保育成を図り、複合型生産構造の転換を促進するため、意欲ある畜産経営体が行う肥育素牛の導入や堆肥関連施設の整備に対し支援する。
- (17) 栽培漁業定着推進事業 (予算額 192千円)
沿岸漁業における水産資源の維持・増殖を促進し、漁獲量の安定化を図るため、種苗の放流を支援する。
- (18) 内水面資源維持対策事業 (予算額 1,766千円)
内水面漁業における水産資源の維持・増殖を図るため、アユなどの稚魚の放流を支援する。また、新城川において児童参加による稚魚の放流体験イベントを通じて、水産資源に対する意識の醸成を図る。
- (19) 農業経営等復旧・再開支援対策事業 (予算額 34,332千円)
令和5年の豪雨および猛暑により、被害を受けた農業者等の再生産に向けた取組を支援する。
- (20) 園芸作物生産振興事業 (予算額 22,388千円)
園芸作物の生産農家や新たに取り組む農業者等に対し、生産施設の整備や作業機械等の導入を支援する。
- (21) 園芸作物担い手育成事業 (予算額 6,589千円)
園芸作物に取り組む担い手の育成と周年型農業の普及促進を図るため、新規就農研修や冬期農業研修、園芸農業チャレンジ研修等を実施する。
- (22) 園芸作物販売促進支援事業 (予算額 1,064千円)
園芸作物の販売促進のため、流通拡大に向けた取組を支援する。

(23) スマート農業推進事業 (予算額 683千円)

I C TやA I 等の先端技術を活用したスマート農業の推進により、生産性向上や労働力不足の解消に取り組むほか、G A P（農業生産工程管理）の実践と普及に取り組む。

(24) 園芸振興センター管理運営経費 (予算額 85,861千円)

新規就農者等の育成と園芸作物の生産拡大の拠点となる園芸振興センターの管理運営を行う。

- ・施設面積 研修・展示エリア4.5ha（施設1.7ha 露地2.8ha）、管理エリア1.0ha、営農エリア1.7ha
- ・建築物 管理棟、研修棟、作業棟、格納庫 各1棟
- ・生産施設 軽量鉄骨ハウス1棟、パイプハウス19棟、堆肥舎1棟

(25) 農道舗装事業 (予算額 6,000千円)

農業活動および農業生産性の向上を図るため、農道舗装を実施する。

- ・継続地区 雄和左手子、下新城
- ・舗装延長 L=328m

(26) 市単独土地改良事業補助金 (予算額 3,200千円)

国・県の補助対象とならない小規模な土地改良事業に対し助成する。

- ・水路改修2か所

(27) 県営土地改良施設等整備事業負担金 (予算額 276,376千円)

生産基盤の整備や災害の防止を図るため、ほ場、用排水路、ため池等の整備を行う県営事業の事業費の一部を負担する。

- | | |
|---------------------|------------|
| ・農地集積加速化基盤整備事業 | 大戸百崎など8地区 |
| ・農地中間管理機構関連ほ場整備事業 | 十八石堰など11地区 |
| ・ため池等整備事業 | 西の沢第1など7地区 |
| ・農業用河川工作物等応急対策事業 | 滝沢堰など5地区 |
| ・基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 四ツ小屋地区 |
| ・中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業 | 鶴養2地区 |
| ・特定農業用管水路等特別対策事業 | 小平岱地区 |

(28) 基幹水利施設改修事業費補助金 (予算額 2,515千円)

国・県の補助対象とならない基幹水利施設（ため池、揚水機、頭首工）の改修事業に対し助成する。

- ・頭首工1か所

(29) 団体営農業用水路等長寿命化事業費補助金 (予算額 1,820千円)

土地改良区が実施する農業水利施設の長寿命化対策に対し助成する。

- ・用水路1か所 秋田市旭川筋土地改良区
- ・排水路1か所 秋田市雄和中央土地改良区

(30) ため池防災対策事業 (予算額 25,300千円)

農業用ため池の健全性・安全性の確保と決壊による水害等の防止のため、施設の改修、附帯施設の整備、ため池の廃止工事等を実施する。

- ・ため池の廃止（調査設計）4か所
- ・附帯施設の整備（安全施設）1か所

(31) 県単局所防災事業 (予算額 11,500千円)

大雨等の影響により山地崩落した箇所について、人家への被害を未然に防止するため、対策工事等を実施する。

- ・雄和戸賀沢地区 1箇所

(32) 林業施設整備保全事業 (予算額 20,000千円)

林業施設の安全性・健全性を確保し、適切な森林管理と災害の未然防止のため、林道の補修等を実施する。

- ・横断管渠改良 白熊線ほか1路線
- ・路面補修等 湯の里線ほか9路線
- ・側溝土砂撤去等 金山滝線ほか2路線

(33) 林業施設長寿命化事業 (予算額 36,420千円)

林業施設等（林道橋等）の長寿命化およびライフサイクルコストの縮減を図り、安全性・信頼性を確保するため、策定した長寿命化計画により改修等を実施する。

- ・補修設計 1橋 堤沢橋
- ・補修工事 1橋 小出沢1号橋

(34) 森林整備地域活動支援事業 (予算額 1,245千円)

計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林経営計画の作成および森林境界の明確化を支援する。

(35) 森林管理受託事業 (予算額 80,808千円)

森林経営管理制度に基づき、管理の行き届かない私有人工林について、森林の経営管理に関する意向調査や市が自ら森林整備等を実施する。

- ・森林経営管理制度推進費 市集積計画作成 (雄和)
市経営管理事業 40ha (現地調査・森林施業) 河辺
9,169ha (航空レーザ計測・資源解析)
- ・森林経営管理制度推進交付金 共同申出型 河辺地域ほか

3. 農山村地域の活性化と森林整備の推進

(1) 環境保全型農業直接支援対策事業 (予算額 1,515千円)

良好な自然環境を守り、環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、環境保全型農業に取り組む農業者が組織する団体を支援する。

(2) 中山間地域等振興対策事業 (予算額 3,247千円)

中山間地域の適切な農業生産活動等を通じて、耕作放棄地の防止、農業農村の有する多面的な機能維持・発揮等を図る。

(3) 多面的機能支払交付金活動支援事業 (予算額 269,190千円)

農業・農村の有する多面的機能（国土保全、水源かん養、景観形成等）の維持・発揮を図るため、水路・農道等の地域資源の保全と質的向上を図る共同活動等を支援する。

- ・農地維持支払交付金 83組織
- ・資源向上支払交付金 65組織

(4) 森林環境保全整備事業 (予算額 34,924千円)

森林の生産性と公益的機能の向上を図るため、計画的に実施する間伐等に対して経費の一部を助成するとともに、林地残材の解消を図るために木質バイオマス原材料として出荷する未利用間伐材等に対して出荷奨励金を交付する。また、再造林対策として植林から保育施業までの経費を一部助成する。

- ・森林環境保全整備事業 間伐240ha
- ・木質バイオマス原材料出荷等奨励金 出荷4,000トン
- ・再造林対策事業 植林75ha、下刈93haほか

(5) 森林病害虫等防除事業

(予算額 13,671千円)

松くい虫・ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、薬剤散布や樹幹注入により予防対策を行うとともに、共同防除を実施する町内会に薬剤を配布する。また、秋田県水と緑の森づくり税を活用し、マツやナラの枯損木を伐採する。

- ・松くい虫防除対策事業 地上散布 4.99ha (浜田海岸林)
駆除くん蒸 30本 (24m³) (浜田海岸林)
樹幹注入 立木60本 (平和公園)
- ・ナラ枯れ防除対策事業 樹幹注入 立木769本 (浜田森林総合公園ほか)
立木くん蒸 立木50本
- ・松くい虫防除薬剤交付事業 薬剤交付 市内 7町内会
- ・マツ林・ナラ林等景観向上事業 枯損木伐採 一つ森公園、大滝山自然公園

(6) 有害鳥獣駆除捕獲対策事業

(予算額 9,074千円)

農作物被害や人身被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊によるツキノワグマ等の駆除などを実施するほか、里地周辺の緩衝帯整備による野生動物の出没抑制を図る。

(7) ヤマビル被害防止対策事業

(予算額 481千円)

ヤマビルによる吸血被害を防止するため、駆除を行う関係町内会に散布用の薬剤を交付する。

- ・ヤマビル駆除薬剤の配布 市内 8町内会

(8) 森林総合公園改修事業

(予算額 14,000千円)

利用者の利便性向上や安全の確保を図るため、森林公園内施設の改修工事等を実施する。

- ・浜田森林総合公園 (テニスコート外周ネット修繕)
- ・大滝山自然公園 (管理道横断管改修工事等)
- ・市民の森 (バイオトイレ修繕、四阿等修繕)

(9) 造林事業 (市有林会計)

(予算額 78,235千円)

公有林の持つ木材供給機能と災害防止、温暖化防止、水源の涵養といった公益的機能の維持・増進を図るため、市有林の間伐や皆伐再造林を計画的に実施する。

- ・搬出間伐 間伐60ha (雄和平尾鳥、太平八田)
- ・皆伐再造林 植林6ha、下刈8ha (雄和萱ヶ沢)
皆伐 (立木入札) 17ha (雄和萱ヶ沢)
- ・森林調査 経営計画作成に伴う現地調査、立木材積調査ほか

[保有形態別森林面積]

資料：令和4年度版秋田県林業統計

単位：ha

総 数	国 有 林			民			
	合 計	林野庁所管		総 数	公 有 林		
		国有林	官 行 造林地		小 計	県	市
62,217	25,282	25,041	241	36,935	4,863	1,459	3,376
							27

有 林						
私 有 林			公 有 林			
小 計	個 人	森 林 整 備 センター	林 業 公 社	会 社	社 寺	そ の 他
32,072	18,598	266	3,633	2,512	214	6,848

※民有林面積は、単位未満を四捨五入しているため、その合計面積と民有林面積総数は一致しない。

(10) オフセット・クレジット制度活用推進経費（市有林会計）

(予算額 195千円)

環境・地球温暖化対策の重要性について市民意識の醸成を図るため、市有林の間伐施業により認証・発行されたオフセット・クレジットの販売を推進する。

III. 公設地方卸売市場

(予算額 605,810千円)

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産および流通の円滑化を図るため、昭和50年2月17日に青果、水産物を取り扱う中央卸売市場として開設し、同年3月1日に開業。平成4年度には花き部を開設し、総合卸売市場として秋田市および県内全域における生鮮食料品等の安定供給の役割を担っている。

平成24年4月1日には、流通環境や消費者ニーズ等に柔軟に対応するため、青果部と水産物部を公設地方卸売市場へ移行し、指定管理者制度を導入したほか、市場運営の効率化を図るため、令和6年4月1日からは花き部も公設地方卸売市場に移行し、三部門において指定管理を行っている。

本市場は、開設から50年近くが経過しており、施設の老朽化が進行しているほか、現代の流通形態等への対応が困難な状況となっていることから、将来を見据えた適正な機能・規模となるよう卸売市場の再整備に取り組んでいる。

[卸売市場の概要]

○ 面 積 139,520m² (約42,279坪)

○ 市場関係業者（令和6年4月1日現在）

卸 売 業 者	……	青 果 部	2社	関 連 事 業 者	……	第 1 種	13社
		水 産 物 部	2社			第 2 種	4社
		花 き 部	1社			金 融 機 関	2行

仲 卸 業 者	……	青 果 部	5社	売 買 参 加 者	……	青 果 部	66人
		水 産 物 部	4社			水 産 物 部	77人
		花 き 部	3社			花 き 部	64人

(1) 市場使用料（規則）

種 別	金 額						
卸 売 業 者 市 場 使 用 料	卸売場の面積 1 m ² につき月額 384円（花き部にあっては、卸売金額（消費税額および地方消費税額を含む。）の1000分の3に相当する額および卸売場の面積 1 m ² につき月額 159円）						
屋 外 卸 売 場 使 用 料	1 m ² につき月額 42円						
仲 卸 業 者 市 場 使 用 料	仲卸売場の面積 1 m ² につき月額 459円（花き部にあっては、仲卸業者がその承認に係る花きを卸売業者以外の者から買い入れた場合におけるその買い入れた物品の販売金額（消費税額および地方消費税額を含む。）の1000分の3および仲卸売場の面積 1 m ² につき月額 795円）						
買 荷 保 管 積 込 所 使 用 料	1 m ² につき月額 96円（花き部にあっては、1 m ² につき月額 265円）						
関 連 事 業 者 市 場 使 用 料	<table border="1"> <tr> <td>甲</td> <td>(A) 1 m²につき月額 918円 (B) 1 m²につき月額 765円 (花き部にあっては、1 m²につき月額 1,166円)</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>1 m²につき月額 612円</td></tr> <tr> <td>丙</td> <td>1 m²につき月額 535円</td></tr> </table>	甲	(A) 1 m ² につき月額 918円 (B) 1 m ² につき月額 765円 (花き部にあっては、1 m ² につき月額 1,166円)	乙	1 m ² につき月額 612円	丙	1 m ² につき月額 535円
甲	(A) 1 m ² につき月額 918円 (B) 1 m ² につき月額 765円 (花き部にあっては、1 m ² につき月額 1,166円)						
乙	1 m ² につき月額 612円						
丙	1 m ² につき月額 535円						
卸 売 業 者 事 務 所 使 用 料	1 m ² につき月額 382円（花き部にあっては、1 m ² につき月額 636円）						
仲 卸 業 者 事 務 所 使 用 料	1 m ² につき月額 382円（花き部にあっては、1 m ² につき月額 636円）						
倉 庫 使 用 料	<table border="1"> <tr> <td>甲</td> <td>1 m²につき月額 459円（花き部にあっては、1 m²につき月額 795円）</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>1 m²につき月額 382円</td></tr> <tr> <td>丙</td> <td>1 m²につき月額 235円</td></tr> </table>	甲	1 m ² につき月額 459円（花き部にあっては、1 m ² につき月額 795円）	乙	1 m ² につき月額 382円	丙	1 m ² につき月額 235円
甲	1 m ² につき月額 459円（花き部にあっては、1 m ² につき月額 795円）						
乙	1 m ² につき月額 382円						
丙	1 m ² につき月額 235円						
保 温 庫 使 用 料	1 m ² につき月額 244円						
水 産 加 工 所 使 用 料	1 m ² につき月額 459円						
青 果 共 同 加 工 セン タ ー 使 用 料	1 m ² につき月額 459円						
事 務 室 使 用 料	1 m ² につき月額 229円						
会 議 室 使 用 料	1回（3時間以内）につき 402円（花き部にあっては、1回（3時間以内）につき 530円）						
駐 車 場 使 用 料	1 m ² につき月額 50円						
空 地 使 用 料	1 m ² につき月額 24円						
暖 房 使 用 料	1 m ² につき月額 48円（花き部にあっては、1 m ² につき月額 64円）						
運 輸 施 設 使 用 料	1 m ² につき月額 306円						

※卸売金額および販売金額に係る市場使用料以外の市場使用料については、消費税額および地方消費税額を別途徴収するものとする。

(2) 令和5年度取扱実績

(令和5年4月～令和6年3月)

種 別	区 分	取 扱 数 量 (トン・千本)	取 扱 金 額 (千円)
青 果 部	野 菜	29, 579	8, 183, 989
	果 実	8, 527	3, 288, 627
	加 工 品	466	173, 131
	計	38, 572	11, 645, 747
水 産 物 部	鮮 魚	5, 154	4, 805, 664
	冷 凍 品	1, 752	2, 113, 663
	塩 干 加 工 品	5, 038	4, 009, 350
	計	11, 944	10, 928, 677
花 き 部	切 花	20, 828	1, 649, 262
	鉢 物	67	31, 779
	植 木 ・ そ の 他	2, 512	170, 581
	計	23, 407	1, 851, 622
合 計			24, 426, 045

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

第11章 建 設 部

[建設部]

1. 道路

(1) 市道の整備

市道の整備は、都市計画道路などの幹線道路の整備の重点化を図るとともに、一般生活関連道路の改良、舗装、交通安全施設整備等についても、計画的かつ効率的に実施している。さらに、橋りょうなどの道路ストックについて、長寿命化等を目的に調査点検および補修・補強を計画的かつ重点的に実施している。

また、私道の整備は、私道等整備事業補助金交付要綱に基づいて実施している。

ア 本年度道路整備計画等（令和6年4月1日現在）

(ア) 道路改良事業	11路線	245,546千円
(イ) 側溝改良事業	12路線	143,000千円
(ウ) 私道整備補助金	2か所	8,100千円
(エ) 地方道路交付金事業	2路線	2,127,126千円
(オ) 交通安全施設等整備事業（道路反射鏡、防護柵ほか）		67,800千円
(カ) 人にやさしい歩道づくり事業		31,000千円
(キ) 除排雪関係経費		1,200,000千円
(ク) 道路維持修繕事業		237,100千円
(ケ) 地下道等改修事業		28,000千円
(コ) 消融雪施設整備事業		356,741千円
(サ) 東西歩道橋エレベーター等改修事業		13,200千円
(シ) 道路橋長寿命化修繕計画策定事業		30,000千円
(ス) 橋りょう修繕事業		114,109千円
(セ) 秋田南大橋修繕事業		10,000千円
(ソ) 冬みち安全安心対策除雪強化事業		99,145千円
(タ) 電線共同溝整備事業	2路線	218,449千円
(チ) 道路附属施設改修事業		35,500千円
(ツ) 建設機械格納庫施設改修等事業		32,000千円
(テ) 公用車更新経費		7,108千円
(ト) 公共土木施設災害復旧事業		1千円

イ 秋田市市道認定および廃止基準要綱（平成22年12月1日施行）※一部抜粋

（認定の基本要件）

第2条 市道として認定する道路は、法令その他別段の定めのあるものを除き、現に一般交通の用に供されている維持管理上支障のない道路であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次条および第4条に定める要件を備え、公共性が高いものでなければならない。

(1) 重要な公共施設に通じる道路であること。

(2) 起点および終点がともに国道、県道又は市道（以下「公道」という。）に接続している道路であること。

(3) 起点および終点のどちらか一端が公道に接続し、かつ、他端が道路の機能を有する法定外公共物に接続している道路であること。

(4) 行き止まり道路（これに準ずる道路を含む。以下同じ。）の場合は、一端が公道に接続し、かつ、

地域の生活に密着している道路であること。

(5) 国道又は県道の線路変更もしくは廃止により、市道として存置する必要があると認める道路であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市道として認定することができる。

(1) 市が施行する道路新設又は道路改良事業の予定路線

(2) 専ら自転車および歩行者の通行の用に供する道路のうち、特に必要と認められるもの
(道路構造上の要件)

第3条 市道の認定に係る道路の構造上の要件は、次のとおりとする。

(1) 道路の幅員（法敷等を除く。以下同じ。）は、6メートル以上であること。ただし、他にこれに代わる道路がない場合又は公共施設に通じる道路の場合は、4メートル以上とすることができます。

(2) 前条第1項第4号に規定する行き止まり道路の場合は、幅員が6メートル以上で、かつ、延長は35メートルを超えるものであること。

(3) 交差箇所については、原則として道路の幅員に応じて隅切りを設けること。

(道路用地の要件)

第4条 道路用地は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 道路用地と道路用地以外の土地との境界が明確であること。

(2) 寄附により、所有権が市に移転できる道路用地であること。

(3) 道路用地に植栽、建築物等で道路として使用上の支障となる物件がないこと。

(4) 道路用地に所有権以外の権利が存在しないこと。ただし、第2条第2項第1号に規定する路線を除く。

(2) 道路の現況

ア 市道

(各年度末現在)

年 度	路線数	実 延 長 (m)	舗 装 (m)	砂 利 道 (m)	舗 装 率 (%)	橋 梁	
						数	延長 (m)
H26	7,534	1,951,525	1,712,816	238,709	87.8	721	11,011
H27	7,553	1,953,247	1,714,232	239,015	87.8	707	11,288
H28	7,582	1,956,276	1,717,122	239,154	87.8	711	11,394
H29	7,604	1,958,865	1,719,507	239,358	87.8	715	11,671
H30	7,615	1,959,858	1,720,266	239,592	87.8	715	11,671
R元	7,622	1,960,342	1,720,696	239,646	87.8	720	12,122
R 2	7,654	1,963,425	1,723,588	239,837	87.8	711	12,000
R 3	7,668	1,964,670	1,724,579	240,091	87.8	711	12,000
R 4	7,678	1,965,740	1,725,571	240,169	87.8	711	12,000
R 5	7,699	1,967,424	1,727,202	240,222	87.8	711	12,000

イ 国道・県道

(各年度末現在)

年度	国 道			県 道		
	延長(m)	舗装率(%)	橋 梁 数	延長(m)	舗装率(%)	橋 梁 数
H24	59,696	100.0	37	301,524	92.0	196
H25	59,696	100.0	37	337,280	94.8	219
H26	59,696	100.0	37	337,275	94.8	219
H27	59,696	100.0	38	337,094	94.8	218
H28	59,696	100.0	38	337,094	94.8	218
H29	59,696	100.0	38	337,094	94.8	218
H30	59,696	100.0	38	338,057	94.9	220
R元	65,151	100.0	41	338,050	94.9	220
R2	65,150	100.0	58	338,050	94.9	220
R3	60,017	100.0	58	338,049	94.9	220

※令和4年度（令和5年3月31日現在）の道路状況は、県の公表が令和6年12月頃になるため未記載。

(3) 道路除排雪対策

(予算額 1,200,000千円)

誰もが安全・安心して通行できる円滑な冬期道路交通を確保するため、道路除排雪対策本部を設置し、市直営と委託業者による道路除排雪を実施する。

ア 令和5年度の状況

- ・道路除排雪対策本部の設置日 令和5年11月14日
- ・除雪の出動時期 出動の判断基準値を路面積雪深10センチメートルと定め、積雪深が基準値を超えた場合、あるいは、基準値を超えることが予想される場合に出動する。
- ・除雪体制 車道1,906km、歩道268kmを対象に、市直営と委託業者236者を配置
- ・主要な除雪機械台数 市25台、民間491台、計516台
- ・雪捨て場 10か所（大規模）、700か所（街区公園等）

(4) 都市計画道路の整備

ア 整備の基本方針

都市計画道路の基本骨格をなす都心環状道路、市街地環状道路、外周部環状道路や、それらを結ぶ分散導入路および秋田市全体から見た交通体系も考慮した、効率的な道路網の整備を図っていくものとする。

イ 整備状況（令和6年3月31日現在）

路 線 数 88路線
 計 画 延 長 275.1km
 整 備 済 延 長 214.9km
 整 備 率 78.1%

ウ 整備の進め方

都市計画道路の整備は、市街地内においては街路事業、それ以外は幹線道路整備事業などとして事業の促進を図るとともに、国、県が行う事業についても整備促進に努めている。

2. 河川

秋田市を流れる河川（1級、2級、準用、普通河川）の多くは、雄物川水系に属しており、秋田平野を潤しながら雄物川へと合流し、日本海に注いでいる。

市街地を流れる主な河川として、市の東側に位置する太平山に源を発する旭川や太平川、岩見川といった一級河川のほか、市街地（仁井田・牛島地区）を流れる普通河川古川がある。

(1) 市内の河川数と延長（令和6年3月31日現在）

区分	本数	延長(m)	河川名
1級河川（直轄）	1	35,300	雄物川（全延長 133km）
〃（県）	23	213,385	旧雄物川、旭川、太平川、新城川、道川、猿田川、八田川、草生津川、砥沢川、地蔵川、寺沢川、岩見川、梵字川、神内川、三内川、岩見杉沢川、岩見小又川、安養寺川、小友沢川、平尾鳥川、新波川、繫川、神ヶ村川
2級河川（県）	2	20,720	下浜鮎川、馬踏川
準用河川（市）	6	19,000	宝川、白熊川、船沢川、会沢川、繫沢川、小出沢川
普通河川	46	117,590	従来から川と称されていた自然河川 一般的に水路と呼ばれる農業用排水路等は除く。
計	78	405,995	

(2) 河川の整備

近年頻発する豪雨等による浸水被害を軽減するため、護岸整備や河道掘削等を実施する。

ア 本年度の事業（令和6年4月1日現在）

(ア) 河川改修事業	2河川	23,664千円
(イ) 河川環境整備事業	4河川、3水路	41,950千円
(ウ) 道路排水路等整備事業	2か所	20,000千円
(エ) 古川流域治水対策事業		1,171,951千円
(オ) 河川管理施設長寿命化整備事業		3,000千円

3. 公園緑地

(1) 都市計画公園の現況

(令和6年3月31日現在)

区分	数	面積 (ha)	区分	数	面積 (ha)
街 区 公 園	192	43.90	墓 園	2	18.46
近 隣 公 園	8	17.92	広 域 公 園	2	196.90
地 区 公 園	2	9.50	緑 地	4	43.55
総 合 公 園	5	259.93	緑 道	2	2.10
運 動 公 園	1	22.34	広 場	2	0.74
風 致 公 園	—	—			
歴 史 公 園	1	2.34	計	221	617.68

ア 都市計画公園整備率（開設面積） 28.74%

イ 都市公園のバリアフリー化率 74.4%（「秋田市緑の基本計画」目標値（2030）85%）

(2) 主な公園の概要

ア 千秋公園（開設面積18.10ha）

本公園は、藩主佐竹氏の居城であった久保田城跡を利用した本市のシンボル的な公園であるとともに百年の長い年月を刻んできた歴史と文化に培われた都市公園として、市民はもとより県民や観光客にも広く親しまれている。また、市街地の中心部となる中央街区の北側に位置し、閑静な緑の空間を提供している。

そのため、歴史性、象徴性を重視し、市民に親しまれる魅力ある総合公園として保全整備することを目的に、昭和56年に「千秋公園整備基本計画」を策定し、この計画に基づき、茶室、せせらぎ、中土橋、観光バス専用駐車場、松下坂駐車場、御物頭御番所、御隅櫓、二の丸売店、裏門坂階段等の整備、大手門・穴門堀の水質浄化、公衆便所の水洗化を実施した。

さらに、高齢者にやさしい公園づくりをテーマに、平成6年度から8年度にかけて、長坂などへの手すりの設置、階段の改良、照明灯設置、公園東側内堀の汚泥浚せつ、ベンチの設置、ポケットパーク等の整備を実施した。

また、平成8年度は、既往計画である「千秋公園整備基本計画（昭和56年）」について、時代のニーズや市民意識の変化、公園を取り巻く市街地の状況の変化等により、公園に求められる機能の見直しが急務となったことから、市民の財産である千秋公園のより一層の利用と活性化につながる方策を検討することとし、公園再整備の基本方針となる「千秋公園再整備基本計画」（マスタープラン）を策定した。

再整備計画のテーマは、「水と緑と歴史的資質を活かした市民による公園づくり」とし、基本方針「市民の参加」「自然環境の保全」「歴史的資質の活用」によって方向付けることとした。

これに基づき、平成11年度から12年度まで表門、平成13年度から17年度まで自然ゾーン、平成18年度から22年度まで歴史ゾーンを整備した。平成23年度には穴門堀の南西角地に外堀ポケットパークが完成し、平成24年度からは、市民交流ゾーン整備とさくら景観整備を実施している。平成26年度に外堀水質浄化整備および二の丸エリアが完成したことから、平成28年度は胡月池エリアの園路整備を実施した。

平成29年度には、平成8年度に策定した千秋公園再整備基本計画を社会情勢や市民ニーズ等の変化に対応した整備計画に改定した。

令和5年度は、鐘楼および大手門の堀遊歩道整備を実施したほか、内堀等水質浄化整備およびさくら景観整備などを実施した。

〔主な施設〕

(ア) 御物頭御番所（おものがしらごばんしょ）

久保田城内の二ノ門（長坂門）の開閉の管理と城下の警備、火災の消火等を担当していた物頭（足軽

の組頭）の詰所であり、城内に唯一残っている藩政時代の建物として往時の姿を今に伝えている。

- ・昭和63年4月開館 建設費 19,551千円（改修費）
- ・木造中2階建（18世紀中頃の建造物である。）

(イ) 表門

表門は久保田城本丸の玄関門で、一ノ門とも呼ばれ警備上からも重要な地点とされた。

現在の表門は、絵図や発掘調査の成果をもとに再建したもので、佐竹二十万石の正門にふさわしい壮大なものとなっている。

- ・平成13年3月完成 建設費 266,175千円
- ・建築面積 79.0m² 延べ床面積 103.30m²（一階 43.7m² 二階 59.6m²） 高さ 12.46m

イ 一つ森公園（開設面積70.08ha）

本公園は都市環境の保全、緑の空間に囲まれたレクリエーションと憩いを享受できる基幹的総合公園として都市計画決定された。全体計画面積71.7ha、事業年度を昭和53年度から平成18年度とし、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的として、緑豊かな中に静的レクリエーションと動的レクリエーションを共存させるため、それぞれの施設を配置している。

また、昭和61年10月に昭和天皇御在位60年記念健康運動公園の一つとして指定を受け、これまでにつつじ園、さくら広場、自由広場、ロックガーデン、日本庭園、多目的広場、ジョギングコース、コミュニティ体育館、弓道場、入口広場、テニスコート、公園南側園路、体育館南側広場を整備した。

[主な施設]

(ア) コミュニティ体育館

- ・平成5年8月1日開館
- ・建設費 830,000千円
- ・延床面積 2,688m²
- ・利用者 5,073人（令和5年度）

(イ) 友誼亭（ゆうぎてい）

秋田市と中国蘭州市の友好都市提携5周年を記念して、昭和62年に建てられた中国の伝統的建築様式のあずまや。朱塗りの柱に支えられた六角形の屋根、金色の相輪が青空に輝き、一つ森公園のシンボルともなっている。

ウ 太平山リゾートパーク

(ア) 太平山リゾート公園（開設面積91.01ha）

本公園は、太平山周辺の豊かで良好な自然環境と温泉を活用し、同地を四季を通じて魅力あるリゾート地として整備し、市民の健康増進や広域観光の拠点として集客力を高め、地域産業の活性化を図ることを目的に、平成元年3月策定の「秋田市太平山リゾートパーク総合整備計画調査報告書」に基づき、平成元年度から整備を進めてきた。

平成3年度には中心施設であるクアドーム「ザ・ブーン」、4年度には休憩所および太平山スキー場「オーパス」、6年度にはテニスの森、オートキャンプ場が供用を開始しているほか、これまで水鳥の池（第一調節池）、野鳥の森（第二調節池）、駐車場などを整備した。

また、その後の経済、社会情勢等の変化に対応するため、平成6年度には事業全体の見直しを行い、メインコンセプトを市民開放型・市民福祉型の「シビック・リゾート」として、市民をはじめ、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しむことができる公園を目指し整備を進めることとした。

平成9年度には、展望風呂付大広間、新オートキャンプ場内にトレーラーハウス（10台）、平成11年度には新オートキャンプ場でオートキャンプサイト18区画、平成15年度にはグラウンド・ゴルフ場（約3.3ha）の供用を開始した。花公園については、平成12年度にエントランス広場、平成20年6月にセンターガーデンが完成した。平成20年度末には、公園全体の安全を図るために施設整備と芝生広場の整備を行い、事業が完了した。

[主な施設]

施設の管理運営については、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、太平山観光開発株式会社を指定している。

a クアドーム・展望風呂付大広間「ザ・ブーン」

温泉を利用したクア施設。プール（センタープール、流れるプール、ジャグジープール、ウォータースライダー、屋外プール、露天風呂、サウナ等）、リラックス室、レストラン、売店、無料休憩所等。平成9年4月には、展望風呂（ヒノキ風呂（一部）、岩風呂、寝湯、湿式低温サウナ、露天風呂等）、大広間を開設。

・供用開始 平成3年8月29日

・建設費 約4,920,000千円（クアドーム約4,560,000千円＋展望風呂約360,000千円）

建設 設： クアドーム：第三セクター（太平山観光開発（株））

展望風呂：秋田市

・施設概要 全 体：建築面積 約 7,288.47m²

延床面積 約11,582.47m²

クアドーム：鉄筋コンクリート造、膜屋根造、地上2階地下1階

最大高さ 約24m、最大直径 約100m

建築面積 約 6,680m²

延床面積 約10,690m²（内、プール室 3,430m²）

展望風呂：鉄筋コンクリート造、地上1階地下1階

建築面積 約608.47m² 延床面積 約892.47m²

・利用料金 大人 785円、中学生・高校生 625円、小学生以下 470円、3歳未満 無料

※1年間使用券あり

・利用者 182,970人（令和5年度）

b オートキャンプ場

ピクニックの森・オートキャンプ場

・供用開始 平成6年8月1日

・建設費 約70,000千円

・施設概要 テントサイト15区画、電源、炊事棟、シャワー等

新オートキャンプ場

・供用開始 平成11年4月27日

・建設費 約100,000千円

・施設概要 テントサイト18区画、電源、炊事棟、シャワー等

・利用料金 宿泊：3,235円／1区画（市民以外は6,470円／1区画）

日帰り：1,615円／1区画（市民以外は3,235円／1区画）

・利用者 3,177人（オートキャンプ場のみの利用者）（令和5年度）

c テニスの森

・供用開始 平成6年8月1日

・建設費 約280,000千円

・施設概要 砂入り人工芝7面（内4面ナイター設備完備）、クラブハウス、シャワー等

・利用料金 一般 310円／1面／1時間、高校生以下 無料（秋田市在住、在学の18歳未満）

・利用者 6,506人（令和5年度）

d トレーラーハウス

- ・供用開始 平成19年8月1日
- ・利用料金 宿泊：17,285円／1台（市民以外は20,425円／1台）
- ・施設概要 家型トレーラーハウス5台（冷暖房、キッチン、冷蔵庫、バス、トイレ）
- ・利用者 1,640人（令和5年度）

e グラウンド・ゴルフ場

- ・供用開始 平成15年11月1日
- ・建設費 約210,000千円
- ・施設概要 常設4コース32ホール（芝生面積約2.8ha）、休憩所（210m²）（休憩スペース・売店・トイレ・事務所等）、四阿^{あずまや}、水飲み場、放送設備、休憩ベンチほか
- ・利用料金 大人 470円／1回、高校生以下 無料（秋田市在住、在学の18歳未満）
- ・利用者 15,497人（令和5年度）

f 森林学習館「木こりの宿」

- ・供用開始 昭和63年4月
- ・建設費 約240,000千円
- ・施設概要 研修室、和室6室（宿泊定員29名）、浴室、食堂、事務室
- ・利用料金 1泊 大人（中学生以上）4,705円（素泊まり）、小人（小学生）3,615円（素泊まり）
入浴：大人 310円、小人（小学生）155円
研修室：4時間まで 2,410円／1室、4時間超 5,970円／1室
和室：4時間まで 1,780円／1室、4時間超 3,560円／1室
- ・利用者 12,721人（令和5年度）

g ピクニックの森

- ・供用開始 昭和56年（家族旅行村）
- ・施設概要 バンガロー4棟（800円／1棟）、フリーテントサイト、炊事場、トイレ、運動広場、水の広場、子供の広場、郷土料理広場、休憩所等
- ・利用者 バンガロー 339人（令和5年度）

h 植物園

- ・供用開始 平成元年6月
- ・施設概要 植栽樹木約250種（約4,000本）、自然林452種（高木109種）、四阿^{あずまや}
- ・利用者 2,268人（令和5年度）

i スキー場「オーパス」

- ・供用開始 平成4年12月20日
- ・建設費 約3,030,000千円
- ・施設概要 スキー場面積 約118ha、標高差 195m（標高 330m～135m）、最大斜度25°、ゲレンデ6コース（総延長 6km）、高速クロッドリフト1基、ペアリフト2基、人工降雪機4台、ナイター設備、圧雪車2台、スキーセンター（公園休憩所）等
- ・利用料金 11回券：大人 3,150円、小学生以下 1,550円、高齢者（60歳以上） 2,350円
1日券：大人 3,140円、小学生以下 1,570円、高齢者（60歳以上） 2,355円
4時間券：大人 1,885円、小学生以下 940円、高齢者（60歳以上） 1,410円
- ・利用者 13,040人（令和5年度）

エ 雄物川河川緑地

1級河川である雄物川の自然環境の保全と河川景観に配慮しつつ、河川敷の有効利用を図り、スポーツやレクリエーションの場として市民に提供するため、昭和63年度に整備基本計画を策定し、平成2年度から「スポーツゾーン」の整備を実施しており、これまでに多目的広場、野球場、テニスコート、ゴルフ場「秋田リバーサイドグリーン」、ゲートボール場、花壇、園路等が完成している。

オ 新屋海浜公園

新屋海浜公園は本市南西部に位置し、平成4年度から連絡道の舗装、モニュメント整備、あずまや築造等、園路広場整備を実施した。

カ 竹の花公園

竹の花公園は、昭和51年に旧雄和町が開設し、自然に囲まれた環境の中で、地域住民の憩いの場として親しまれてきた。バーベキューコーナー、炊事場などがある。

4. 都市緑化

(1) 都市緑化の条例体系等

第14次秋田市総合計画では、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を将来都市像の一つとして設定しており、潤いと安らぎを得られる景観の形成を目指すこととしている。

これまで、「公園都市秋田市をつくる条例」（昭和48.10・昭和61.3一部改正）に基づき都市の緑化に努めてきたが、本市をめぐる環境の変化、市民ニーズの多様化により新たな制度体系に再構築する必要があったため、平成14年7月、「良好な生活環境を確保すること」を目的とする「秋田市都市緑化の推進に関する条例」を制定し、平成15年3月には、「秋田市都市緑化の推進に関する基本方針」を定め、都市緑化の推進や市民の主体的な取組を支援する基本的事項について方向性を示した。

都市緑地法に基づく緑に関する総合計画である「秋田市緑の基本計画」については、人口増による都市化の進行に対し、良好な都市環境を確保することを目的に、平成10年に当初計画を策定した。

その後、河辺町、雄和町との合併を経て、平成20年に改定した計画では、当初計画に掲げた「守る」「つくる」「育てる」の3つの視点を継承しつつ、新たに身近な緑の「量」と「質」に関する目標水準を設け、また市民の自発的な緑化活動を支援する「緑のまちづくり活動支援基金」制度を位置付けるなど、市民協働による身近な緑の充実を目指してきた。

しかしながら、計画改定からさらに10年が経過し、緑を取り巻く社会情勢の変化により、地球温暖化対策や生物多様性の保全、防災・減災、さらには観光拠点など、緑が持つ多機能性に対する期待や求められる役割、重要性が高まってきたことから、平成31年3月に「秋田市緑の基本計画」を改定し、これまでの、緑の量的な確保や保全といった取組にとどまらず、本市が有する多彩な緑を活かすことに視点を広げ、市民の心に潤いを与え、より魅力ある住みよいまちづくりを推進することとしている。

○ 「秋田市都市緑化の推進に関する条例」の主な制度

ア 街区等の緑化

特に緑化が必要な街区を「緑化街区」として指定し、必要なルールづくりや支援を重点的に行う。道路を築造したときや、工場等を設置したときは、これらの敷地の緑化に努めなければならない。

緑地協定（令和6年3月31日現在）

(ア) 町内緑化 5町内会 231戸

イ 保存樹の指定

歴史のある樹木、樹林、美観上優れた樹木等を保存樹として指定し、その保存に努める。保存樹の保存に影響を及ぼす、枝条の切除、剥皮、断根、伐採等を規制する。

ウ 空閑地の美化

空閑地等を放置して、雑草が繁茂するなど著しく美観を損ない、又は良好な生活環境の確保に支障があるときは、所有者等に対して雑草の除去等の必要な協力を要請する。

エ 開発行為の届出

法令で土地利用上の制限を受けない区域で、開発行為をしようとするときは、あらかじめ届出を也要り、必要により助言、又は指導を行い、緑化の推進等を図る。

(2) 都市緑化推進事業

ア 空閑地美化事業

空閑地除草指導実績

単位：件

年 度	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
除 草 指 導 件 数	43	50	52	35	51	49

イ 保存樹管理事業

指定保存樹（令和6年3月31日現在）

(ア) 単独樹木 210本 (116か所)

(イ) 貴重樹木 457本 (34か所)

(ウ) 並 木 240本 (14か所)

(エ) 樹 林 1,006本 (5か所)

計 1,913本 (169か所)

ウ 緑のまちづくり活動の支援

平成20年度より(財)秋田市総合振興公社が創設した「緑のまちづくり活動支援基金」により、地域が行う緑のまちづくり活動に支援している。

なお、秋田市総合振興公社は、平成25年4月に財団法人から公益財団法人に移行している。

第12章 都市整備部

[都市整備部]

1. 都市計画

(1) 都市計画のあゆみ

ア 秋田市総合都市計画の策定

都市計画法に基づくまちづくりとしては、昭和2年、旧都市計画法適用都市としての指定を受け、昭和5年に都市計画区域12,970haを指定したことに始まる。

しかし、戦前の都市計画事業は、土崎～秋田～新屋を結ぶ幹線道路（通称：新国道）などの整備や、局部的な下水道事業、工業団地の造成を目的とする区画整理事業等にすぎなかった。

その後、土崎の一部を除き、大きな戦禍を被ることもなく終戦を迎えたが、社会的なしくみが大きく変わりゆくなかで、新しい時代にふさわしいまちづくりの総合的な指針が必要とされるところとなった。

このため、昭和27年、総合都市計画基礎調査実施対象都市として国の指定を受け、昭和32年には「秋田市総合都市計画」を策定。この計画は先進的な取組として全国的にも高い評価を得た。その後も、昭和40年、昭和56年、平成3年、平成13年、平成23年と、おおむね10年ごとに見直しを行い、令和3年6月、都市計画法に基づく都市計画マスタープランとして、第7次秋田市総合都市計画を策定した。

イ 土地利用の規制・誘導

法定都市計画についても、上記の計画を基本に決定・変更を加えるものとしており、昭和45年の新都市計画法施行を受けて、昭和46年に秋田市と周辺3町で構成される秋田都市計画区域37,758ha（うち秋田市30,900ha）および市街化区域6,310ha、市街化調整区域24,590haを定めるとともに、昭和48年には8種類からなる用途地域を指定。現在の法定都市計画の骨格が築かれた。

なお、用途地域については、平成4年の都市計画法および建築基準法の改正を受けて平成8年4月2日、秋田都市計画の区域の全面的な指定替え（8種類から12種類）を行った。

その後、平成17年1月には1市2町の合併により新たに河辺都市計画区域（区域区分なし）10,450haが市域に加わり、2つの都市計画区域を有することとなった。

これを受け、平成23年3月に策定した第6次秋田市総合都市計画において、本市が目指す地域拠点を核に既存の都市機能の活用・連携を強化した集約型都市構造の実現を図るため、同一の土地利用規制のもとで適切に誘導するとした方針により、平成26年7月に河辺都市計画区域を秋田都市計画区域と統合して、引き続き区域区分制度による規制誘導を行うこととした。

また、令和3年6月に策定した第7次秋田市総合都市計画では、区域区分制度や用途制限等に基づく土地利用の規制・誘導を基本としつつ、多核集約型コンパクトシティの形成を推進するため、秋田市立地適正化計画（平成30年3月策定）で位置付けた居住・都市機能の各誘導区域への居住や都市機能の誘導や、自然災害リスクを踏まえた規制誘導を行うこととした。

現在の都市計画区域は、行政区域の約46%にあたる41,437haを指定し、うち7,586haを市街化区域、33,851haを市街化調整区域として開発誘導を行っている。

ウ 市街地の整備

戦後、旧都市計画法時代には、昭和36年の秋田国体をはずみとして、一団地の官公庁施設の整備、駅前、城南、川尻、駅東地区の土地区画整理事業、手形陸橋、臨海バイパス（国道7号）の整備などが進められ、現在の都市部が形成された。

また、新都市計画法が施行された昭和45年には、八橋終末処理場が完成し、下水道事業が本格化。さらに昭和48年には「公園都市秋田市をつくる条例」が、昭和49年には「秋田市宅地造成事業指導協議要綱」が制定され、公園整備や都市緑化など、身近な生活環境の整備にも力が注がれるようになった。

昭和50年代に入ってからは、秋操地区土地区画整理事業、秋田駅前市街地再開発事業、秋田新都市開発事業（御所野ニュータウン）等の新しい事業に着手したほか、街路事業の積極的な推進が図られてきた。

平成に入ってからは、秋田自動車道や秋田新幹線、秋田中央道路など広域交通体系が整備されたほか、秋田駅東第三地区、西北地区、拠点地区（H18完了）の土地区画整理事業に着手し秋田駅周辺のリニューアルを図るとともに、中通一丁目地区市街地再開発事業の完成等により中心市街地の活性化を推進しているところである。

(2) 第7次秋田市総合都市計画の概要

ア 策定年度 令和3年6月

イ 目標年次 令和22年

ウ 目的・位置付け

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、おおむね20年後を展望した「目指すべき都市の姿」を描き、その実現に向けた土地利用の方針、都市施設の整備方針等を示すまちづくりの長期的、総合的な指針である。

エ 「まちづくりの基本理念」と4つのまちづくりの目標

まちづくりの基本理念「暮らしの豊かさを次世代につむぐ 持続可能な活力ある都市」

4つのまちづくりの目標

- 市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティの形成
- 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり
- 多様な資源をいかした緑豊かな都市環境の形成
- 安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成

(3) 都市計画決定状況

ア 都市計画区域

指定年月日	行政区域		都市計画区域		※ ² 市街化区域(ha)	調整区域(ha)
	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	※ ¹ 人口(人)		
平成26・7・1 秋田都市計画区域	90,607	295,065	41,437	290,692	7,586	33,851

※1 人口は、令和6年4月1日現在の数値を以下により算定

・都市計画区域人口 295,065人 × R2国勢調査時の秋田都市計画区域内人口割合 = 290,692人

※2 市街化区域および市街化調整区域の面積は、平成31年2月1日の県告示による

イ 地域地区

(ア) 用途地域

決定年月日	第1種低層 住居専用地域	第2種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域
令和4・9・28 告示	2,106 (27.8)	13 (0.2)	717 (9.5)	488 (6.4)	1,489 (19.6)	91 (1.2)

準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
5.8 (0.1)	355 (4.7)	390 (5.1)	828 (10.9)	281 (3.7)	822 (10.8)	7,586 (100.0)

(イ) 防火地域 16.8ha (中央街区)

(ウ) 準防火地域 1,608.9ha

(エ) 特別用途地区 861ha (大規模集客施設制限地区、特別工業地区)

(オ) 高度利用地区 6.2ha (駅前、中通一丁目)

(カ) 臨港地区 663ha (秋田港)

(キ) 風致地区 1,664.5ha (城跡ほか8地区)

ウ 都市施設

(ア) 道路 88路線 275.125km

(イ) 公園・緑地・広場 263か所 2,121.88ha

(ウ) 下水道

秋田市公共下水道（秋田地域） 排水区域 7,384ha

秋田市公共下水道（河辺地域） 排水区域 239ha

秋田市公共下水道（雄和地域） 排水区域 228ha

(エ) 河川 9,400m（雄物川）

(オ) その他 一団地の官公庁施設（1）、汚物処理場（1）、ごみ処理場（1）、学校（6）、市場（1）、火葬場（1）、駐輪場（1）、と畜場（1）

エ 市街地開発事業

(ア) 土地区画整理事業 14地区 1,053.1ha

(イ) 市街地再開発事業 2地区 6.0ha

オ 地区計画 20地区 412.5ha

(4) 秋田市立地適正化計画の概要

ア 策定年度 平成30年3月

イ 目標年次 令和22年

ウ 目的・位置付け

都市再生特別措置法に基づく居住および都市機能の立地の適正化を図るための計画であり、本市では、都心・中心市街地と6つの地域中心を核とする多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を図るための実施計画となるもの。

エ 計画の目標

目標1 高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による、生きがいのある暮らしの実現

目標2 子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現

目標3 集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による、県都「あきた」の新たな都市型生活の実現

オ 誘導区域

(ア) 居住誘導区域 3,009ha

(イ) 都市機能誘導区域 630ha

2. 景観の創造および保全

(1) 景観形成のための制度の流れ

昭和61年4月、自然景観と調和のとれた都市景観形成を推進するため「公園都市秋田市をつくる条例」に都市景観の整備に関する事項を追加した。

昭和63年5月、全国19都市とともに「都市景観モデル都市」に指定されたことを受けて、秋田市の景観の現状と今後の課題、目標、方針を内容とする「秋田市都市景観形成指針」を平成元年に策定した。

平成6年3月、魅力ある街なみを創り出すため、都市景観形成についての検討が行われ、都市景観形成推進委員会から「みんなの愛する美しいあきたをめざしての提言書」が提言された。

平成7年3月、市民が親しみと愛着をもてる、また訪れる人々に誇れる、美しい風格のある都市景観の形成を図るための実行計画として、「都市景観整備プログラム」を策定した。

平成14年7月、目指すべき都市の姿の実現と、市民主体のまちづくりを支える仕組みとして、新しいまち

づくりの制度体系をつくり、「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」、「秋田市都市景観条例」を公布し、平成15年3月に「秋田市都市景観形成に関する基本方針」を定めた。

平成15年4月、「秋田市都市景観条例」の規定に基づく大規模行為等の届出制度を開始した。

平成21年3月、景観法に基づき「秋田市景観計画」を策定した。

平成21年10月、景観法および秋田市景観計画に基づく景観施策を展開するため、「秋田市都市景観条例」を全部改正するとともに、名称を「秋田市景観条例」に改めた。

令和4年3月、「秋田市景観計画」を一部改訂した。

(2) 景観形成のための施策

市民の景観に対する意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年度から「市民が選ぶ都市景観賞」、昭和58年度から道路愛護推進事業により「市民に親しまれる道路愛称」を募集し、決定してきた。

また、平成3年度から景観に関するデザインコンテストなどの「景観イベント」を実施している。

- 市民が選ぶ都市景観賞 98施設（内景観活動賞1）（昭和57年度から平成21年度）
- 市民に親しまれる道路愛称 34件（昭和58年度から令和元年度）

平成21年3月には、市民や事業者と行政が一体となって、秋田らしい魅力ある景観づくりに取り組むとともに、より良い景観を次世代に引き継ぐため、景観法に基づく秋田市景観計画を策定した。

- 秋田市景観計画に関するこれまでの主な取組

19年度 本市の景観資源を発掘するため、市内7地域で「景観ミーティング」を開催

20年度 「景観に関するアンケート調査」を実施

景観ミーティングの結果を基に「秋田市景観マップ2008」を作成

21年度 景観法および秋田市景観計画に基づく景観施策を展開するため、「秋田市都市景観条例」を全部改正するとともに、名称を「秋田市景観条例」に改めた

これまでの「秋田市都市景観条例」の規定に基づく大規模行為等の届出制度から景観法に基づく届出制度へ移行（11月から）

22年度 地域の景観まちづくり活動を自主的かつ継続的に行う1団体に対し、「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

23年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

地域の景観まちづくりに関する自主的な活動を行う1団体を「景観まちづくり団体」に登録

歴史的建造物や樹木等を地域の貴重な景観資源と位置付け、保存していくための修理や修景等に対して補助する「景観重要建造物等保存事業費補助金」制度により、2件の歴史的建造物の修理に対し補助金を交付

24年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1団体を「景観まちづくり団体」に登録

3件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

25年度 2団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

26年度 2団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

3件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

27年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

28年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

29年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

3件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付
 元年度 1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付
 2年度 1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付
 3年度 3団体を「景観まちづくり団体」に登録
 1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付
 アンケート結果を基に「秋田市景観マップ」を更新
 4年度 3団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付
 1団体を「景観まちづくり団体」に登録
 1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付
 5年度 3団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付
 1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

(3) 地区計画

通町ほか19地区の地区計画は、地区の特性を考慮し、周辺環境との調和を図るため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、建蔽率、容積率、壁面の位置および建築物の高さ、建築物の意匠、垣柵の構造、屋外広告物などの規制・誘導を行い、良好なまちづくりの創出維持に努めている。

(4) 屋外広告物関連事業

良好な景観形成を図るために、屋外広告物の適正な維持管理、表示への規制・誘導や景観阻害要因となる違法広告物の防止策を行い、周辺景観との調和に努めている。

平成17年7月から、屋外広告業の登録制度を行い、平成30年4月から、屋外広告物の安全点検を義務化している。

3. 市街地の開発整備

(1) 宅地開発の指導

宅地開発については、開発許可制度および秋田市宅地開発に関する条例等に基づく指導により、開発事業者の協力を得て、公共施設等の計画的な整備を促進し、良好な住環境の整備に努めている。

また、開発許可の対象とならない小規模な宅地開発についても、建築基準法の道路位置指定制度に基づいた指導等により良好な宅地水準を確保している。

(2) 土地区画整理事業

令和6年度は、秋田駅東第三地区（公共団体区画整理補助事業約45.5ha）は、都市計画道路2路線（延長205m）、区画道路9路線（延長741m）の築造工事および本工事に係る建物24戸の移転補償等を行う。

秋田駅西北地区（公共団体区画整理補助事業約5.8ha）は、都市計画道路1路線の築造工事等を行う。

土地区画整理事業施行一覧表

(令和6年4月1日現在)

地区名	事業主体	施行期間	施行面積 (ha)	減歩率			総事業費 (百万円)
				公共(%)	保留地(%)	合算(%)	
秋田駅東第三	市	H5～R12	45.47	25.01	—	20.43	48,300
秋田駅西北	市	H6～R10	5.78	36.89	—	22.05	14,900

施行期間は清算期間5か年を含まない。

土地区画整理事業完了分

(令和6年4月1日現在)

事業主体	箇所	施行面積(ha)
市	13	664.60
組合	9	168.42
個人	49	551.28
共同	5	36.96
県	3	30.45
合計	79	1,451.71

(3) 市街地再開発事業

ア 秋田駅前地区

昭和49年に都市計画決定を行い、事業の推進に努めてきている。

施行地区3.1haのうち、合意形成された部分から順次事業を進め、昭和55年11月には南地区（本工区、駐車場工区）、同59年4月には中央地区と広場が、それぞれオープンした。

イ 中通一丁目地区

平成12年に都市計画決定を行い、施行区域のうち1.7haについて事業に着手、平成24年7月に「エリアなかいち」としてオープンした。

(4) 中心市街地活性化の推進

第1期中心市街地活性化基本計画（平成20年7月～平成26年6月）では、歩行者・自転車通行量が増加するなど、にぎわいの創出には一定の効果があったものの、その効果は限定的なものであったことから、第2期中心市街地活性化基本計画（平成29年4月～令和4年3月）に基づき、中心市街地の活性化に向けた取組を推進してきた。その結果、秋田駅西口商業地の地価上昇や、中心市街地人口の社会増加等、一部に明るい兆しが見えてきたことから、令和4年度に策定した秋田市中心市街地活性化プラン（令和5年4月～令和10年3月）に基づき、引き続き活性化に取り組んでいる。

4. 住環境の整備

(1) 建築確認申請の状況

令和5年度の建築確認件数（指定確認検査機関含む）は、1,333件であり、その内専用住宅に係る件数は1,045件と約78%を占めている。

専用住宅確認件数

単位：件

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新築	1,335	1,255	1,170	1,239	1,106	916
改築	1	2	2	2	1	2
増築	133	138	93	151	169	127
計	1,469	1,395	1,265	1,392	1,276	1,045

(2) 秋田市住生活基本計画の推進

住環境整備の支援、住宅の耐震診断・改修に関する事等については、本市のホームページによる周知のほか、パンフレットにより情報提供を行い、普及啓発に努めている。また、空き家の利活用推進を図るために、民間不動産取引業団体等と連携した空き家所有者等に対する相談会を実施している。

住生活基本計画推進経費 362千円

(3) 既存住宅リフォームへの助成

市民の居住環境の向上および建設業をはじめとする関連業者への経済波及効果を図ることを目的として、住宅の増改築やリフォームに対して助成を行っている。

住宅リフォーム支援事業補助金 110,482千円

(4) 空き家利活用による定住への助成

空き家利活用による定住促進を目的に、空き家バンクに登録された空き家又は不動産関係団体加盟事業者が取扱う物件を購入又は賃借して、市外から移住し、定住する方等（秋田市中心市街地活性化基本計画で定めていた区域内および秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内の登録物件は市民も利用可）へ改修費用等の一部を助成している。

空き家定住推進事業補助金 30,253千円

(5) 多世帯同居による定住への助成

子育てや高齢者世帯が安心して暮らせる環境づくりを目的に、多世帯家族が同居する場合に住宅改修費用の一部を助成している。

多世帯同居推進事業補助金 35,513千円

(6) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転等を行う者に対し、必要な助成を行うことにより、がけ地近接等危険住宅の移転を促進し、住民の災害防止と生命の安全を確保する。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 1,599千円

(7) 危険な空き家等への対応

空家等対策の推進に関する特別措置法および秋田市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、危険度の高い空き家等について、倒壊等による事故や資材の飛散による通行人等への被害を防止するため、空き家等の所有者等への指導等を行うとともに、必要に応じて危険な空き家等への緊急安全措置および所有者等へ除却費に係る補助金の交付を行っている。

老朽危険空き家等対策経費 4,222千円

(8) 賃貸型応急住宅借上事業

令和5年7月14日からの豪雨により住宅が全壊等の被害を受け、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、災害救助法に基づき応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を提供する。

賃貸型応急住宅借上事業 43,573千円

(9) 被災住宅の応急修理制度

令和5年7月および9月の豪雨により半壊等、一定規模以上の被害を受けた住宅のうち、自ら修理する資力がない世帯を対象に、被災した住宅の日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を市が業者に依頼し、修理費を直接業者に支払う制度。

被災住宅応急修理事業 275,538千円

5. 公的住宅の整備

(1) 公的住宅の建設

公的住宅の建設については、居住水準の向上、団地敷地の有効活用を図るため、老朽化した既存住宅の建替えを中心に行っている。

平成27年度から、老朽化が著しい高梨台市営住宅の建替えを行い、平成29年度までに60戸の供用を開始している。さらに、平成30年度は集会所や駐車場などの共同施設の整備を行った。

[市営住宅管理戸数] (令和6年4月1日現在)

単位：戸

種別 建設年度	木造		簡易耐火構造		中層耐火構造			高層	計
	平屋建	2階建	平屋建	2階建	3階建	4階建	5階建	6～8階建	
S 29～H元				160	226	304	634		1,324
H 2		8			23		54		85
3					20	25	37		82
4	10					25	37		72
5		4			21	25	37		87
6					38	43		23	104
7							64		64
8						29	32		61
9					24				24
10					24				24
11		7							7
12					18				18
14					30				30
16						42			42
20						76		54	130
21							58	72	130
27	8	10							18
28	8	10							18
29	4	20							24
計	30	59	0	160	424	569	953	149	2,344

(2) 既存市営住宅の改修

既存市営住宅の居住性の向上や長寿命化を図るため、旭南・高清水市営住宅の上水道直結切替工事を行う。

既設市営住宅改修経費 91,462千円

(3) 特定公共賃貸住宅等

中堅所得者のファミリーや単身者向けの住宅として特定公共賃貸住宅等を管理している。

単位：戸

種別 建設年度	木造		簡易耐火構造		中層耐火構造			高層	計
	平屋建	2階建	平屋建	2階建	3階建	4階建	5階建	6～8階建	
H元		2							2
2		6							6
3		4				24			28
6	4								4
計	4	12				24			40

6. 交通政策

令和2年度に策定した「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、誰もが自由に移動できる、将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現に向けた取組を進めている。

(1) 地方バス路線維持対策経費

市中心部の路線バスを運行する事業者に対し補助金を交付し、路線の維持・確保を図っている。

(2) マイタウン・バス運行事業

市郊外部における市民の移動手段の確保のため、下浜・浜田・豊岩地区において秋田市マイタウン・バス西部線、金足・下新城・上新城・外旭川地区において北部線、雄和・河辺地区において南部線、上北手・太平木曽石地区において東部線、下北手地区において下北手線を運行している。

また、各地区において運行協議会を開催し、マイタウン・バスの利便性の向上や効率的な運行について協議を行っている。

(3) 中心市街地循環バス運行事業

秋田駅周辺とエリアなかいちで創出されたにぎわいを中心市街地全体に波及させ、中心市街地の一体的活性化を図るため、中心市街地循環バスを運行している。

(4) 交通系ICカード運用経費

公共交通利用者の利便性向上やバス事業者による効果的な運行を図るため、令和4年3月26日に運用を開始した交通系ICカード（地域連携ICカード）Akica（アキカ）の運用等に係る経費について、マイタウン・バス分を負担するとともに、路線バス分の一部をバス事業者へ支援している。

(5) 公共交通研究事業

将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現を図るため、公共交通の目指すべき姿等に関する調査・研究を行うとともに、データ分析に基づく現況路線の評価や実証事業の実施により、公共交通網の再編を進めている。

また、第3次秋田市公共交通政策ビジョンに位置づけた小型車両を活用した面的交通として、タクシー事業者と連携し、「秋田市エリア交通」の運行を行っている。

(6) バスロケーションオープンデータ化事業

中心市街地循環バス「ぐるる」および予約制を除く秋田市マイタウン・バスにおいて、利便性向上を図るため、バス車両の現在位置情報を取得しオープンデータとして公開するとともに、スマートフォンなどで車両の現在位置を確認できるウェブサイトを公開している。

(7) 買物タクシー事業

公共交通の利用が不便な環境にある高齢者などの、運転免許証を持たない市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、タクシー事業者やスーパー・マーケットと連携し、一部地域で買物タクシーを運行している。

(8) タクシー事業者運行対策支援事業

市のタクシー運転士確保に向けた新たな取組として、タクシー業界のPRや運転業務の紹介などのプロモーション動画を制作し、SNSで発信するための経費の一部を補助している。

7. 交通安全対策等

令和3年度に策定した「第11次秋田市交通安全計画」に基づき、交通安全知識の普及に努めるほか、交通安全施設の整備・充実を促進し、歩行者・自転車利用者の安全を図る。

(1) 交通安全意識の高揚

子どもと高齢者等の交通安全意識の高揚を図るため交通安全指導員2人を配置し、各種交通安全教室を開催している。また、「交通指導隊」への支援を行い、市民総ぐみの交通安全運動の推進を図っている。

ア 交通安全教室開催（令和5年度）

幼児 — 247回・13,068人 その他（未就園児等） — 49回・2,483人

高齢者 — 23回・323人

イ 交通指導隊（秋田中央地区、秋田臨港地区、秋田東地区） 36人（令和6年4月1日現在）

(ア) 活動実績 街頭立哨等 1人年間 92回

(2) 令和5年中（1月～12月）の市内における交通事故発生件数

件数 583件 死者 4人 負傷者 682人

(3) 放置自転車等対策

「秋田市自転車等の放置防止に関する条例」により秋田駅周辺を自転車等の放置禁止区域、放置規制区域に指定し、市民の生活環境の保全に努めている。

ア 自転車等駐車場設置状況

本年4月1日現在の収容台数は、7,070台となっており、JR各駅周辺での駐輪需要に対処している。

(ア) 有料自転車等駐車場

名 称	収容台数	位 置
秋田駅西地下自転車駐車場	800	秋田市中通二丁目10番1号
秋田駅東自転車等駐車場	2,650	秋田市東通仲町4番3号

(イ) 無料自転車等駐車場

名 称	収容台数	位 置
牛島駅東自転車等駐車場	147	秋田市牛島西一丁目312番3および537番2
牛島駅西自転車等駐車場	46	秋田市牛島西一丁目308番3および699番
新屋駅前自転車等駐車場	489	秋田市新屋扇町3番3
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	86	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林23番7
下浜駅前自転車等駐車場	53	秋田市下浜羽川字下野1番107
追分駅前自転車等駐車場	501	秋田市金足追分字海老穴216番6
追分駅東自転車等駐車場	196	秋田市金足追分字海老穴257番6
土崎駅前自転車等駐車場	314	秋田市土崎港中央六丁目375番38、83番17および83番19
土崎図書館前自転車等駐車場	332	秋田市土崎港中央六丁目375番12および375番13
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場	581	秋田市土崎港北一丁目87番6および79番1
上飯島駅自転車等駐車場	182	秋田市飯島鼠田一丁目86番3
大張野駅自転車等駐車場	10	秋田市河辺神内字四国14番3
アトリオン広場地下自転車駐車場	260	秋田市中通二丁目3番27号
四ツ小屋駅東自転車等駐車場	120	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林62番6および61番2
泉駅前広場第一自転車等駐車場	102	秋田市泉菅野二丁目3番4、71番5および124番3
泉駅前広場第二自転車等駐車場	66	秋田市泉菅野二丁目21番14および21番45 秋田市泉北四丁目131番
泉駅前広場第三自転車等駐車場	10	秋田市泉菅野二丁目3番30
外旭川駅前広場第一自転車等駐車場	72	秋田市外旭川字大畑122番1、121番8、122番4、 123番1および124番3
外旭川駅前広場第二自転車等駐車場	53	秋田市外旭川字大畑121番5 秋田市泉菅野7番3、7番6および9番3

イ 令和5年度撤去実施状況

秋田駅周辺の自転車等放置禁止・規制区域における放置自転車等の状況

(ア) 警告札付け 自転車 8,928台

(イ) 整理移動 自転車 253台

(ウ) 引取り 自転車 162台

(4) 違法駐車等の防止対策

「秋田市違法駐車等の防止に関する条例」により、秋田駅前周辺を違法駐車防止重点地域に指定し、交通の妨げや交通事故の原因ともなる違法駐車等を防止し、快適な交通環境と市民の安全な生活環境の整備と保全に努めている。

(5) 自転車等駐車場改修経費

老朽化している土崎図書館前自転車等駐車場の屋根等構造物の撤去等を行う。

第13章 教 育 委 員 会

[教育委員会]

1. 学校教育

秋田市立学校児童・生徒数

(令和6年5月1日現在)

区分	校数(校)	児童生徒数(人)	区分	校数(校)	児童生徒数(人)
小学校	40	12,419	専修学校	1	84
中学校	19	6,457			
高等学校	2	878	計	62	19,838

(1) 学校施設・設備の充実

児童生徒の安全安心な学校生活を確保するため、「秋田市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的・効果的な老朽化対策および安全対策を図る。

・本年度の主な事業計画 (予算額)

日新小学校増改築等事業	1,983,861千円
小学校森林病害虫等防除事業	8,749千円
中学校森林病害虫等防除事業	2,149千円
小学校施設等改修経費（外壁改修ほか）	323,889千円
中学校施設等改修経費（外壁改修ほか）	195,225千円
小学校トイレ環境改善事業	236,183千円
中学校トイレ環境改善事業	249,989千円
小学校空調設備維持管理経費	185,545千円
中学校空調設備維持管理経費	15,788千円

(2) 学校プールの設置状況 (令和6年5月現在)

区分	学校数(校)	プール設置数
小学校	40	37
中学校	19	17
高等学校	2	1

(3) 小・中学校図書更新経費 (予算額 17,134千円)

児童生徒が読書活動を通じて豊かな人間性や感性、読解力を育むために、学校図書館図書の整備充実を図る。

(4) 「人権の花」運動実施経費 (予算額 1,550千円)

児童に、命の大切さや相手への思いやりといった人権尊重思想を育み、より豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的として、「人権の花」運動を実施する。

(5) 就学奨励事業 (予算額 361,809千円)

ア 就学援助

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。

イ 特別支援教育就学奨励

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、必要な援助を行う。

(6) 学校給食

ア 学校給食費管理費 (予算額 1,443,753千円)

学校給食費の収納管理を適正に行うとともに、学校給食物資について効率的・安定的に供給する。令和6年度は、物価高騰対策として児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、学校給食費の改定に伴う増額分を支援する。

イ 給食実施状況表

(令和6年5月1日現在)

区分	学校数(校)	児童生徒数(人)	1食当たり 給食費 (円)	栄養教諭および 学校栄養職員 (人)	技能技師 (調理員)(人)
小学校	40	12,419	315	16	25
中学校	19	6,451	370	10	7
計	59	18,870		26	32

※令和6年度児童生徒の学校給食費については、改定による差額分を市が負担し、保護者負担額は改定前の額（小学校：287円、中学校：340円）に据え置き。

(7) 児童生徒・教職員の健康管理

ア 児童生徒の健康管理

学校医（88人）、学校歯科医（60人）、学校薬剤師（62人）による定期健康診断、健康相談、保健指導および学校環境衛生諸検査等を実施し、健康の保持増進に努めている。

結核の感染や発病を予防するため「秋田市小中学校結核対策委員会」を設置し、り患者の早期発見や精密検査・観察の指示等に関する専門的検討を行っているほか、脊柱側わん症の早期発見、早期治療を図るため、小学校6年生および中学校2年生（女子）を対象にモアレ検査を実施している。

健康診断実施予定

(令和6年4月1日現在)

定期健康診断	実施期間	対象児童生徒数
		(秋田商業高校、御所野学院高校、美大附属高等学院含む)
定期健康診断	4～6月	19,826人
就学時健康診断	10～11月	1,962人

イ 小・中学校フッ化物洗口事業

歯質強化に効果があると見込まれるフッ化物洗口を、希望した児童生徒に対し週1回行う。

ウ 教職員の健康管理

7～8月に定期健康診断を実施し健康の保持増進に努めている。また、健康管理医（各校1人）による検診結果等に対する指導や相談の実施など、教職員の執務環境の充実に努めている。

(8) 通学支援事業

(予算額 358千円)

遠距離や身体的状況等により徒歩での通学が困難な児童生徒の保護者に対して、公共交通機関を利用した通学に要する経費の負担軽減を図るため、通学費の一部を補助する。

ア 補助対象者

(ア) 小学校

- a 片道の通学距離が4km以上の児童
- b 片道の通学距離が4km未満の児童のうち、校長が通学上の安全等を確保するため、公共交通機関を利用する必要があると認める第1学年から第3学年までの児童
- c 片道の通学距離が4km未満の児童のうち、身体的理由により、校長が公共交通機関を利用する必要があると認める第1学年から第6学年までの児童

(イ) 中学校

- a 片道の通学距離が6km以上の生徒

(9) 学校におけるICT環境の充実

(予算額 130,577千円)

GIGAスクール構想に基づき小・中学校に整備した児童生徒一人1台のタブレット端末や、高速大容量の校内LAN等の通信環境の管理・運用を行うとともに、機器のメンテナンスや授業のサポート等を行うICT支援員を配置する。

(10) 学校適正配置推進事業

(予算額 1,400千円)

将来の小・中学校の望ましいあり方（適正配置）の実現に向け、保護者や地域住民の代表者等で構成する

「地域ブロック協議会」「学校統合検討委員会」「学校統合準備委員会」を開催し、学校統合の方向性について、具体的な検討を行う。

- (11) 学校統廃合準備等経費 (予算額 19,778千円)
統合を予定している学校の児童生徒や保護者の負担軽減を図り、統合を円滑に行うため、交流事業の実施、閉校記念式典の開催、体育着等の支給、学校備品等の移転・整備などを行う。
- (12) 「はばたけ秋田っ子」教育推進事業 (予算額 234千円)
市内の中学生が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を開催する。
- (13) 中学校部活動外部指導者派遣事業 (予算額 1,639千円)
各中学校の派遣希望を基に、専門的な技術を有する外部指導者を中学校の運動部および文化部に派遣する。
- (14) 外国語指導助手活用経費 (予算額 17,087千円)
英語教育の充実を図るため、外国語指導助手を雇用し、小学校、中学校、高等学校等に配置する。
- (15) 小学校外国語活動外部指導者派遣事業 (予算額 2,673千円)
小学校における外国語活動の充実に資するため、市内在住のネイティブスピーカーや海外生活経験者などを外部指導者として各校に派遣する。
- (16) 小・中学校教育活動経費 (予算額 23,500千円)
市立小・中学校において、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて、体験的な学習等の一層の充実が図られるよう、特色ある教育活動を支援する。
- (17) 特別支援教育の推進 (予算額 342,050千円)
ア 学校行事等支援
障がいのある児童生徒が長時間の学校行事、校外学習等に参加する際にサポーターを派遣する。
イ 学級生活支援
通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度、学級の実情等に応じてサポーターを派遣する。
ウ 日本語指導支援
国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒に対してサポーターを派遣する。
エ 医療的ケア児等支援
医療的ケア児が在籍する学校に、看護師資格を有する医療的ケア看護職員を派遣する。
- (18) 教育支援センター「すくうる・みらい」の運営 (予算額 5,121千円)
「すくうる・みらい」を中心として、不登校児童生徒に対して集団に適応できるよう個別指導するほか、保護者・教職員に対する支援を行う。
- (19) 教職員研修推進経費 (予算額 2,152千円)
教職員として求められる資質や能力の向上を図るため、教職キャリア指標に応じた体系的な研修や、喫緊の教育課題に対応する能力を高める研修を実施する。
- (20) いじめ防止対策推進事業 (予算額 318千円)
いじめの未然防止に係る取組の充実や早期発見の工夫、解決に向けた誠意ある対応など、本市におけるいじめ防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進する。
- (21) 学校給食支援員配置事業 (予算額 28,380千円)
学校給食の安全確保および食育の推進を図るため、栄養士免許等を有する支援員を配置する。
- (22) スクールカウンセラー配置経費 (予算額 924千円)
臨床心理士資格保有者をスクールカウンセラーとして学校に配置し、不登校やいじめなどの生活上の問題で心に悩みを抱える生徒とその保護者等に対する相談体制の充実を図る。
・配置校 秋田商業高等学校、御所野学院高等学校、秋田公立美術大学附属高等学院
- (23) 学校司書配置事業 (予算額 31,955千円)
学校図書館の環境整備や読書活動の一層の充実を図るため、学校司書を配置する。

- (24) コミュニティ・スクール推進事業 (予算額 1,264千円)
 保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」を設置し、学校、家庭、地域が互いに協力し合う体制づくりを支援する。
- (25) 部活動指導員配置事業 (予算額 8,658千円)
 中学校部活動を担当する教員の多忙化を解消するとともに、部活動の質的向上を図るため、専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置する。
- (26) 中学校部活動地域移行推進事業 (予算額 10,101千円)
 休日の中学校部活動の地域移行を円滑に進めるため、総括コーディネーターを配置するとともに、合同地域スポーツ活動に指導者を派遣する。
- (27) スクールロイヤー相談事業 (予算額 750千円)
 いじめ問題や学校事故等に係る学校からの相談に応じ、法的側面から助言・指導を行う弁護士（スクールロイヤー）を配置する。

2. 社会教育

- (1) 生涯の各時期に対応した学習機会の提供
 青少年を主体とした講座や、高等教育機関等との連携による専門講座を開設するほか、市民の社会教育活動の拠点である市民サービスセンターおよび図書館等の社会教育施設を中心に、各種の学級や講座を開設するなど、各種事業を実施する。
 乳幼児期の教育については、乳幼児学級および家庭教育学級を開設するほか、電話による個別相談ならびに幼稚園および保育所等を訪問して親の悩みなどの解決にあたる教育相談事業を実施して、家庭の教育力の向上を支援する。
- (2) 二十歳（はたち）のつどい開催経費 (予算額 1,975千円)
 人生の節目となる二十歳の門出を祝福し、大人としての責任と自覚を促す機会とする「二十歳（はたち）のつどい」を開催する。
- (3) 市民サービスセンターにおける社会教育活動
 中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の各市民サービスセンターにおいて、地域に密着した学習活動を展開する。
 ア 各種学級、講座、研修会等の開催
 イ グループ、サークルの育成
 ウ 成長段階別（乳幼児、青少年、成人、高齢者）による学習活動の推進
 エ 文化、スポーツ、レクリエーション活動の充実
 オ 地域関係団体との学習活動の連携
 カ 市民憲章活動の推進
- (4) 視聴覚ライブラリー (予算額 543千円)
 社会教育と学校教育に利用される視聴覚機器・教材を整備し、貸出し、視聴覚教育の相談および機器の操作技術の指導を行い、学習方法の改善と効率化に努めている。

開館時間および休館日は、中央図書館明徳館河辺分館と同じである。

教材利用状況（令和5年度）

種 別	利用本数（本）	利用人数（人）
16ミリフィルム	13	389
ビデオテープ	0	0
D V D	116	2,122

(5) 将軍野高齢者学習センター（松林館）

高齢者に自主的な学習の場を提供し、自ら学ぶ喜びと生きがいづくりや市民の地域活動の推進を図っている。

開館時間は午前9時～午後10時、休館日は年末年始（12月29日～1月3日）

利用状況（令和5年度） 学習活動、レクリエーション等 542件 3,131人

(6) 社会教育関係団体等の育成・活性化

社会教育関係団体が行う社会教育事業等に対して補助金を交付し、自主的かつ適切な活動をするための支援を行う。

社会教育関係補助団体等（令和5年度実績）

名 称	会 員 等	補助額（千円）
2023年度東北ブロック・ユネスコ活動研究会秋田大会	大会参加者数 125人	100
秋田市PTA連合会	単位団体 63 会員 18,792世帯	80

(8) 太平山自然学習センター（まんたらめ）

（予算額 77,939千円）

自然豊かな太平山リゾート公園内に開設した宿泊研修施設で、青少年の心身の健全育成および市民の生涯学習の推進を図っている。

ア 令和5年度利用実人数 宿泊利用 97団体 5,514人 日帰り利用 44団体 1,755人

イ 利用案内

・利用対象 教育活動の一環としての学習を目的とした学校および生涯学習の推進を図ることを目的とした団体や個人

・休館日 毎月第2・4月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）

(9) 自然科学学習館（秋田市民交流プラザ内）

（予算額 23,513千円）

市民の科学に対する関心と次代を担う青少年の知的好奇心を高めるため、科学に親しむ場と目的に応じた多様な学習機会を提供している。

ア 令和5年度総来館者数 140,410人

イ 利用案内

・開館時間 午前9時～午後6時

・休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は次の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）

(10) 市立図書館

（予算額 159,571千円）

中央図書館明徳館を中心とした図書館サービス網を形成し、中央図書館明徳館文庫（フォンテ文庫）、河辺分館、土崎、新屋、雄和図書館および移動図書館イソップ号で、迅速な貸出、返却、調査相談等を行っているほか、24時間365日利用可能な電子書籍貸出サービスを行っている。また、市民の日常生活に必要な資料の収集保存と読書活動の普及拡大に努めるとともに、各種講座、講演会、資料展示等を隨時行っている。

ア 図書館資料の充実・整備

市民の生涯学習に必要な各種の資料を広く収集し、蔵書の充実に努める。

イ 各種行事の開催

読書や学習活動の場としてより親しんでもらうため、講座、講演会、子ども向け行事などを開催する。

ウ かぞくぶっくぱく事業

子どもから大人まで、幅広い世代の生涯にわたる読書活動を支援するため、様々な内容の本を複数詰め合わせたパックを用意して貸し出す。

エ 子どもの読書活動の推進

読書意欲の向上等を図るため、児童生徒を対象として選書体験事業を実施するほか、乳幼児や児童向けに貸出履歴を自ら印字できる「読書の記録帳」を発行する。

オ 利用案内

・開館時間 平 日	中央図書館明徳館	午前 9 時 ~ 午後 7 時 (7月は午後 8 時まで)
	中央図書館明徳館文庫 (フォンテ文庫)	午前10時 ~ 午後 8 時 (子どもライブラリーは午後 6 時まで)
	中央図書館明徳館河辺分館	午前10時 ~ 午後 6 時
	土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館	午前10時 ~ 午後 7 時
土・日・祝日	中央図書館明徳館	午前 9 時 ~ 午後 5 時
	中央図書館明徳館文庫 (フォンテ文庫)	午前10時 ~ 午後 8 時 (子どもライブラリーは午後 6 時まで)
	中央図書館明徳館河辺分館	午前10時 ~ 午後 5 時
	土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館	午前10時 ~ 午後 5 時

・休館日 月曜日 (祝日・振替休日の場合はその翌日)

毎月末日 (土・日・祝日・振替休日の場合は直前の平日)

年末年始 (12月29日～1月 4 日)

特別整理期間 (11月下旬)

※中央図書館明徳館文庫 (フォンテ文庫) の休館日は、12月29日～1月 3 日のみ

カ 令和5年度入館者数	中央図書館明徳館	208,419人
	移動図書館 (イソップ号)	7,474人
	中央図書館明徳館文庫	84,228人
	中央図書館明徳館河辺分館	9,628人
	土 崎 図 書 館	74,012人
	新 屋 図 書 館	58,768人
	雄 和 図 書 館	7,732人
	電子書籍貸出サービスログイン数	7,262人

キ 令和5年度貸出点数	中央図書館明徳館	397,673点
	移動図書館 (イソップ号)	32,523点
	中央図書館明徳館文庫	8,020点
	中央図書館明徳館河辺分館	27,471点
	土 崎 図 書 館	134,460点
	新 屋 図 書 館	111,156点
	雄 和 図 書 館	17,117点

※貸出点数は雑誌・視聴覚資料を含み、電子書籍3,336点を含まない。

◎ 社会教育関係・文化施設

施設名	開設年	設度	構造	面積(m ²)	備考
太平山自然学習センター (まんたらめ)	平15		鉄筋コンクリート 一部3階建	5,336.97	宿泊棟本館、大屋根研修棟、炊事棟、物置
自然科学学習館	平16		拠点センター内	645.58	4Fフロア(科学実験、ワークショップ等) 5Fフロア(展示物、解説デジタル情報等)
将軍野高齢者学習センター(松林館)	昭64		木造平屋建	274.93	和室、茶室、陶芸室、トレーニング室
中央図書館明徳館 (きららとしょかん 明徳館)	昭58		鉄筋コンクリート2階建、 塔屋2階建	4,806.43	蔵書点数 396,385点 (令6.3.31現在・イソップ号の67,698点を含み、電子書籍4,844点を含まない。)
中央図書館明徳館 文庫(フォンテ文庫)	平23		フォンテAKITA内	450.00	蔵書点数 4,855点 (令6.3.31現在)
中央図書館明徳館 河辺分館 (きららとしょかん 明徳館河辺分館)	平19		河辺総合福祉交流センター内	378.10	蔵書点数 30,227点 (令6.3.31現在)
土崎図書館 (きららとしょかん 土崎図書館)	明35		鉄筋コンクリート2階建	1,603.20	蔵書点数 124,472点 (令6.3.31現在) 平3.4.10現在地に移転
新屋図書館 (きららとしょかん 新屋図書館)	昭37		本館鉄筋コンクリート平屋建(一部鉄骨)、倉庫棟木造2階建	1,672.71	蔵書点数 98,434点 (令6.3.31現在) 平10.4.17現在地に移転
雄和図書館 (きららとしょかん 雄和図書館)	昭61		鉄筋コンクリート2階建	727.50	蔵書点数 49,938点 (令6.3.31現在) 平17.1.11 合併承継
視聴覚ライブラリー	昭34		河辺総合福祉交流センター内	70.90	平19.4.25現在地に移転

第14章 公 嘗 企 業 (上 下 水 道 局)

[公 営 企 業]

1. 上下水道事業

平成17年4月1日から水道局と下水道部を統合した「秋田市上下水道局」がスタートし、料金徴収部門の窓口の一本化、災害や事故発生時における一体的な対応体制の整備が図られた。また、平成22年4月からは、農林部で行っていた「農業集落排水事業」と「個別排水処理事業」を引き継ぎ、生活排水処理事業の一元化を図った。平成26年4月からは、一層のサービスの向上とコストの縮減、業務の効率化を図るため、お客様サービスに関する業務全般（料金等の収納に関する業務や、検針・メーター・漏水修理などの水道管等の管理業務）を対象に包括的民間委託を導入した。

人口の減少や節水意識の向上により、収入の減少が続く厳しい経営環境のなか、いつまでも良質なサービスを提供できるよう、より一層効率的な事業経営に努めているところである。

I 水道事業

本市の水道事業は、明治36年創設工事に着手、同40年10月に給水を開始した全国的にも古い歴史を持っている。

その後、市勢の発展に合わせて数次の拡張工事を行い、昭和58年7月に豊岩浄水場、平成3年8月には仁別地区簡易水道の運転を開始、仁井田浄水場と併せた施設能力は191,360m³/日となった。

さらに、平成17年1月には、河辺町、雄和町との合併により給水区域が大きく広がったことから、より一層の経営効率化を目指し、平成19年3月に両町の5つの水道事業と仁別地区簡易水道事業を秋田市水道事業に統合し、平成19年度からは一つの事業として経営している。

このように、市勢の発展とともに水道施設の整備を行ってきたが、引き続き良質な給水サービスを提供していくためには、減少する水需要、高度化する利用者ニーズ、施設の更新・耐震化など、様々な課題に適切に対応していく必要がある。

平成28年度には、これまで以上に効率的な事業経営をするため、長期的な視点で事業を捉えた「秋田市上下水道事業基本計画」を策定した。現在は、計画の基本理念である「いつでも いつまでも秋田市の上下水道」の実現に向け、適切な事業選択と効率的な事業運営に努めているところである。

また、本市の水道水の約8割を作っている仁井田浄水場の全面更新については、令和9年度の稼働を目指し、整備を進めている。

令和6年度事業では、配水管整備事業として、配水管布設1,410m、布設替え18,790m、計20,200mを整備するほか、配水幹線である土崎環状線等を370m整備する。さらに、仁井田浄水場等整備事業として、取水・導水施設整備工事等を行う。

(1) 水道事業の実績

(各年度末)

事項	年度	1	2	3	4	5
行政区域内人口(A)(人)	304,026	302,005	303,245	300,257	296,828	
給水区域内人口(B)(人)	303,946	301,932	303,177	300,189	296,769	
給水人口(C)(人)	302,165	300,173	302,215	299,299	295,906	
普及率	(C)/(A) (%)	99.4	99.4	99.7	99.7	99.7
	(C)/(B) (%)	99.4	99.4	99.7	99.7	99.7
給水世帯数	135,874	136,803	137,149	137,573	137,671	
年間総給水量(m ³)	35,329,597	35,325,396	34,842,496	34,212,128	34,029,597	
1日平均給水量(m ³)	96,529	96,782	95,459	93,732	92,977	
1人1日平均給水量(L)	319	322	316	313	314	
1日最大給水量(m ³)	107,954	106,305	104,470	107,971	104,157	
1人1日最大給水量(L)	357	354	346	361	352	
年間有収水量(m ³)	32,216,556	32,231,539	31,997,170	31,439,781	30,862,535	
有収率(%)	91.2	91.2	91.8	91.9	90.7	

(2) 水道料金（月額）

(平成8年4月改定)

用途 (口径別)	段階 基本料金	従量料金(1m ³ につき)					
		1~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51~100m ³	101~200m ³	201m ³ 以上
一般用	13mm	700円	55円	135円	190円	220円	245円
	20	1,200円					271円
	25	2,700円		190円		220円	245円
	40	7,800円					271円
	50	13,300円					
	75	30,000円					
	100	50,000円					
	150	110,000円					
	200	160,000円					
浴場用	同上	口径による			61円		

※水道料金は、上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額

(3) 水道加入金

(昭和56年5月1日改定)

メーターの 口径(mm)	金額(円)
13	70,000
20	160,000
25	230,000
40	670,000
50	1,120,000
75	2,880,000
100	5,700,000
150以上	管理者が別に定める額

※ 水道加入金は、上記表に定める額に
消費税等相当額を加えた額

(4) 手数料(令和元年10月1日改定)

ア 設計審査手数料

(ア) 新設又は改造(便所の水洗化のみのものを除く。)

に係る審査(1回につき)

給水管の 口径	25mm以下	25mmを超える50mm まで	50mmを超える もの
金額(円)	2,500	3,700	4,500

(イ) 改造(便所の水洗化のみのものに限る。)又は撤去

に係る審査1回につき 1,700円

イ 工事検査手数料

(ア) 現地検査(1回につき)

給水管の 口径	25mm以下	25mmを超える50mm まで	50mmを超える もの
金額(円)	3,500	4,300	5,500

(イ) 書類検査 1回につき 1,200円

ウ 指定給水装置工事事業者指定手数料1件につき10,000円

エ 指定給水装置工事事業者更新手数料1件につき10,000円

II 下水道事業

本市の下水道事業は、昭和7年に市内中心部を流れる「旭川」周辺の下水道を整備したのが始まりで、昭和40年頃までは生活排水を河川等に放流していた。

しかし、この頃から高度経済成長による産業活動の進展等により公共用水域の水質汚濁が環境上大きな問題となり、本市でも水質保全の観点から本格的な処理計画を定め、昭和40年から「八橋下水道終末処理場」の建設に着手し、昭和45年に運転を開始した。

一方秋田県では、広域的な観点から河川や湖沼等の水質汚濁防止のため効率的な下水道整備を図ることを目的に、昭和48年に流域別下水道整備総合計画を策定し、特に汚濁が進んでいる「秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区」について、昭和50年から2市12町1村を対象とした事業に着手した。

これにより、本市は、単独公共下水道八橋処理区と流域関連公共下水道臨海処理区の両事業を推進することとなった。また、平成17年1月には河辺町・雄和町との合併により、処理区域は大きく広がった。

昭和63年から平成2年にかけては、湖沼等の水質保全や地域環境改善を目的とした特定環境保全公共下水道事業として、「小泉潟」「羽川」「太平山」処理区の整備に努めた。

また、市街地における雨水や雑排水を排除し、浸水の防止や公衆衛生の向上を目的とした都市下水路事業についても、昭和28年の「古川都市下水路」の建設を端緒に、全16路線を整備し、平成11年度までに公共下水道に切り替えた。

そのほか、緊急に下水道整備が必要な地域に対して、既存施設を活用するフレックスプランの導入や、下水道処理水を有効活用する等のアメニティ下水道モデル事業の実施、より親水性のある水辺空間を創り出す水循環・再生下水道モデル事業等にも積極的に取り組んできた。

平成28年度には、これまで以上に効率的な事業経営をするため、長期的な視点で事業を捉えた「秋田市上下水道事業基本計画」を策定した。現在は、この計画の基本理念である「いつでも いつまでも 秋田市の上下水道」の実現に向け、安全で快適な生活環境の整備と、公共用水域の水質保全に努めている。

令和2年度には、老朽化が著しくなっていた「八橋下水道終末処理場」の汚水処理機能を廃止し、秋田県が管理する「秋田臨海処理センター」に、汚水処理機能を統合した。

令和6年度事業では、管渠建設事業として、未普及地域解消のための污水管2,170mを整備するほか、古川流域の浸水対策として、令和8年度からの供用開始を目指し、引き続き雨水排水ポンプ場等の整備を進める。また、下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠改築5,490m、既設管渠の改良工事および他事業に伴う管渠の移設工事等1,160m、樋門・樋管の更新7か所を行う。

特定環境保全公共下水道事業としては、未普及地域解消のための污水管280m、農業集落排水を公共下水道へ接続するための污水管1,960mおよび他事業に伴う管渠の移設工事等180mを整備する。

(1) 公共下水道事業の計画と現況

(令和6年3月31日現在)

区分	事業計画	現況	進捗率
事業年度	昭和7年度から令和6年度	昭和7年度から令和5年度	
事業費	2,706億円	2,650億円	
処理面積	8,120ha	6,638ha	81.7%
処理人口	283,840人	282,153人	
ポンプ場	17か所	16か所	
処理場	1か所	1か所	
排除方式	分流一部合流式	分流一部合流式	
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法他	

(2) 下水道普及率の推移

(単位：%)

年 度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
秋 田 市	91.4	92.3	92.7	93.0	93.3	93.6	93.8	94.1	94.7	95.1	95.6
秋 田 県	61.6	62.6	63.3	63.9	64.5	65.5	66.2	67.1	67.8	68.4	—
全 国 平 均	77.0	77.6	77.8	78.3	78.8	79.3	79.7	80.1	80.6	81.0	—

(3) 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）事業計画

(令和6年4月1日現在)

区分	全体計画		事業計画	
	臨海処理区全体	秋田市関係分	臨海処理区全体	秋田市関係分
目標年度	令和27年度	令和27年度	令和7年度	令和7年度
対象市町村	3市4町1村		3市4町1村	
計画人口	276,735人	223,795人	357,661人	281,090人
計画面積	12,868.8ha	8,477.7ha	12,263.8ha	8,042.5ha
計画汚水量	131,010m³/日	106,989m³/日	163,230m³/日	130,017m³/日
終末処理場	1か所		1か所	
管渠延長	127,270m	41,082m	127,270m	41,082m
ポンプ施設	28か所	7か所	28か所	7か所
排除方式	分流式	分流一部合流式	分流式	分流一部合流式
処理方式	標準活性汚泥法		標準活性汚泥法	

(4) 下水道使用料（月額）

(平成15年4月改定)

種別	区域	水量段階 10m³まで	従量使用料（1m³につき）					
			11～30m³	31～50m³	51～ 100m³	101～ 500m³	501～ 1,000m³	1,001m³ 以上
一般 汚水	処理区域	1,020円	181円	226円	249円	305円	352円	427円
	処理区域外	577円	107円	123円	138円	169円	195円	235円
公衆浴場 汚水	処理区域	1,020円			48円			
	処理区域外	577円			27円			

※下水道使用料は、上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額

(5) 手数料

ア 指定排水設備工事業者指定手数料1件につき10,000円

イ 指定排水設備工事業者更新手数料1件につき5,000円

III 農業集落排水事業

本市の農業集落排水事業は、平成25年度で計画区域の整備が終了しており、現在は施設の更新に合わせて、近隣の農業集落排水処理区への統合や公共下水道への接続を実施しながら、老朽化施設の統廃合や機能強化を進めている。

また、公共下水道と農業集落排水の計画区域外を対象に、市が浄化槽を設置し維持管理を行う個別排水処理事業に取り組んでいるところである。

令和6年度事業では、農業集落排水事業として、マンホールポンプ等の老朽化した施設の更新6工事を行う。また、個別排水処理事業として、設置要望者に対し計5基の浄化槽の設置を行う。

2. 公営企業経営成績の推移

項目		損	益	収	支	実
会員別	年	総 収 益 (円)	すう勢比率 (%)	総 費 用 (円)	すう勢比率 (%)	
水 道 事 業	2	7,018,556,341	100.0	6,093,469,725	100.0	
	3	7,133,789,200	101.6	5,984,812,532	98.2	
	4	7,039,791,509	100.3	6,162,957,733	101.1	
下 水 道 事 業	2	10,297,463,373	100.0	9,929,337,781	100.0	
	3	10,146,951,920	98.5	9,768,078,639	98.4	
	4	10,194,517,355	99.0	9,570,216,363	96.4	
農 業 集 落 排 水 事 業	2	732,531,206	100.0	713,956,251	100.0	
	3	683,664,673	93.3	663,031,431	92.9	
	4	623,641,079	85.1	595,855,656	83.5	

績 純 利 益 (円)	処分額 (円)	利益剰余金 (円) (△欠損金)	総 収 益 対 総費用比率 (%)	営 業 収 益 対 営 業費用比率 (%)
925, 086, 616	925, 086, 616	4, 281, 045, 533	115. 2	110. 4
1, 148, 976, 668	1, 148, 976, 668	5, 021, 496, 702	119. 2	112. 7
876, 833, 776	876, 833, 776	5, 436, 243, 862	114. 2	108. 1
368, 125, 592	368, 125, 592	1, 545, 305, 592	103. 7	77. 6
378, 873, 281	378, 873, 281	746, 998, 873	103. 9	77. 2
624, 300, 992	624, 300, 992	1, 003, 174, 273	106. 5	76. 9
18, 574, 955	18, 574, 955	39, 448, 824	102. 6	19. 8
20, 633, 242	20, 633, 242	39, 208, 197	103. 1	19. 4
27, 785, 423	27, 785, 423	48, 418, 665	104. 7	17. 7

第15章

農業選舉委員會

[行政委員会]

1. 選挙管理委員会

(1) 選挙人名簿登録者数

単位：人

年(月日現在)	総 数	男	女
H21(9月2日現在)	268,059	124,613	143,446
H22(〃)	267,740	124,342	143,398
H23(〃)	267,448	124,103	143,345
H24(〃)	267,122	123,844	143,278
H25(〃)	266,491	123,504	142,987
H26(〃)	265,878	123,325	142,553
H27(〃)	264,898	122,883	142,015
H28(〃)	269,768	125,546	144,222
H29(9月1日現在)	268,255	124,835	143,420
H30(〃)	266,470	123,994	142,476
R元(〃)	264,905	123,234	141,671
R2(〃)	263,462	122,605	140,857
R3(〃)	262,342	122,020	140,322
R4(〃)	260,722	121,357	139,365
R5(〃)	258,452	120,300	138,152

(2) 選挙概要(主要)

単位：人

選挙の種類	執行年月日	定数	立候補者数	当 日 有 権 者 数			投 票 者 数			投票率 (%)
				総 数	男	女	総 数	男	女	
県議会議員	19.4.8	13	18	265,975	123,802	142,173	155,495	72,105	83,390	58.46
市議会議員	19.4.22	42	56	265,704	123,615	142,089	150,824	69,747	81,077	56.76
参議院議員 (秋田県) (比例代表)	19.7.29		1 48	270,730 270,730	126,370 126,370	144,360 144,360	171,883 171,869	80,886 80,880	90,997 90,989	63.49 63.48
知事	21.4.12	1	4	264,034	122,396	141,638	166,153	77,222	88,931	62.93
市長	21.4.12	1	3	263,911	122,310	141,601	164,210	76,293	87,917	62.22
衆議院議員 (小選挙区) (比例代表)	21.8.30		1 14	267,441 267,441	124,279 124,279	143,162 143,162	183,081 183,068	86,611 86,603	96,470 96,465	68.46 68.45
参議院議員 (秋田県) (比例代表)	22.7.11		1 48	267,268 267,268	124,150 124,150	143,118 143,118	164,994 164,979	77,979 77,974	87,015 87,005	61.73 61.73
県議会議員	23.4.10	13	19	264,128	122,322	141,806	142,558	66,505	76,053	53.97
市議会議員	23.4.24	39	50	263,881	122,166	141,715	132,993	62,048	70,945	50.40
衆議院議員 (小選挙区) (比例代表)	24.12.16		1 14	266,508 266,508	123,509 123,509	142,999 142,999	159,725 159,717	76,224 76,219	83,501 83,498	59.93 59.93

選挙の種類	執 行 年月日	定数	立候 補者数	当 日 有 権 者 数			投 票 者 数			投票率 (%)
				総 数	男	女	総 数	男	女	
県議会議員補欠	25. 4. 7	1	2	263,077	121,574	141,503	129,269	60,063	69,206	49.14
市 長	25. 4. 7	1	3	263,056	121,559	141,497	129,301	60,076	69,225	49.15
参 議 院 議 員 (秋 田 県) (比例代表)	25. 7. 21	1 48	4 162	265,787 265,787	123,053 123,053	142,734 142,734	143,218 143,205	67,770 67,768	75,448 75,437	53.88 53.88
衆 議 院 議 員 (小選挙区) (比例代表)	26. 12. 14	1 14	4 69	265,311 265,311	123,019 123,019	142,292 142,292	143,489 143,281	68,613 68,611	74,876 74,670	54.08 54.00
県 議 会 議 員	27. 4. 12	12	16	265,225	122,994	142,231	132,072	61,643	70,429	50.51
市 議 会 議 員	27. 4. 26	39	47	265,245	123,008	142,237	124,425	57,898	66,527	47.61
参 議 院 議 員 (秋 田 県) (比例代表)	28. 7. 10	1 48	3 164	269,559 269,559	125,313 125,313	144,246 144,246	156,347 156,331	73,708 73,703	82,639 82,628	58.00 58.00
知 事	29. 4. 9	1	3	264,709	122,761	141,948	138,478	64,037	74,441	52.31
市 長	29. 4. 9	1	2	264,580	122,669	141,911	136,966	63,300	73,666	51.77
衆 議 院 議 員 (小選挙区) (比例代表)	29. 10. 22	1 13	3 67	267,740 267,740	124,483 124,483	143,257 143,257	150,995 150,979	70,975 70,972	80,020 80,007	56.40 56.39
県 議 会 議 員	31. 4. 7	12	14	261,531	121,266	140,265	122,159	57,071	65,088	46.71
市 議 会 議 員	31. 4. 21	36	46	261,209	121,077	140,132	117,346	54,740	62,606	44.92
参 議 院 議 員 (秋 田 県) (比例代表)	元. 7. 21	1 50	3 155	264,185 264,185	122,782 122,782	141,403 141,403	143,673 143,659	67,659 67,654	76,014 76,005	54.38 54.38
知 事	3. 4. 4	1	4	259,209	120,226	138,983	137,900	63,712	74,188	53.20
県議会議員補欠	3. 4. 4	1	3	259,126	120,177	138,949	136,666	63,127	73,539	52.74
市 長	3. 4. 4	1	3	259,148	120,193	138,955	136,296	62,930	73,366	52.59
市議会議員補欠	3. 4. 4	1	2	259,148	120,193	138,955	136,166	62,857	73,309	52.54
衆 議 院 議 員 (小選挙区) (比例代表)	3. 10. 31	1 13	2 58	261,956 261,956	121,836 121,836	140,120 140,120	152,408 152,394	71,691 71,682	80,717 80,712	58.18 58.18
参 議 院 議 員 (秋 田 県) (比例代表)	4. 7. 10	1 50	6 178	260,558 260,558	121,208 121,208	139,350 139,350	139,784 139,773	65,856 65,851	73,928 73,922	53.65 53.64
県 議 会 議 員	5. 4. 9	12	15	255,555	118,536	137,019	121,929	56,702	65,227	47.71
市 議 会 議 員	5. 4. 23	36	50	255,151	118,301	136,850	112,770	52,530	60,240	44.20

(3)-1 期日前投票者の推移（国政選挙）

選挙の種類	期日前投票者数（人）	全投票者数に占める期日前投票者の割合（%）
H19：参議院議員（県）	54,681	31.81
H21：衆議院議員（小）	60,754	33.18
H22：参議院議員（県）	57,431	34.81
H24：衆議院議員（小）	58,888	36.87
H25：参議院議員（県）	60,945	42.55
H26：衆議院議員（小）	63,194	44.04
H28：参議院議員（県）	70,776	45.27
H29：衆議院議員（小）	75,596	50.07
R元：参議院議員（県）	73,363	51.06
R3：衆議院議員（小）	74,352	48.78
R4：参議院議員（県）	69,132	49.46

(3)-2 期日前投票者の推移（県の選挙）

選挙の種類	期日前投票者数（人）	全投票者数に占める期日前投票者の割合（%）
H19：県議会議員	34,884	22.43
H21：知事	44,810	26.97
H23：県議会議員	44,819	31.44
H25：県議会議員補欠	51,769	40.05
H27：県議会議員	54,866	41.54
H29：知事	58,433	42.20
H31：県議会議員	54,663	44.75
R3：知事	63,038	45.71
R3：県議会議員補欠	61,751	45.18
R5：県議会議員	58,494	47.97

(3)-3 期日前投票者の推移（市の選挙）

選挙の種類	期日前投票者数（人）	全投票者数に占める期日前投票者の割合（%）
H19：市議会議員	36,192	24.00
H21：市長	42,843	26.09
H23：市議会議員	42,828	32.20
H25：市長	51,762	40.03
H27：市議会議員	49,197	39.54
H29：市長	56,828	41.49
H31：市議会議員	52,081	44.38
R3：市長	61,315	44.99
R3：市議会議員補欠	61,250	44.98
R5：市議会議員	53,207	47.18

2. 農業委員会

(1) 委員数

農業委員	農地利用最適化推進委員					
	第一区域	第二区域	第三区域	第四区域	第五区域	合計
19人	6人	5人	6人	6人	6人	29人

(2) 専門委員会

運営委員会

会長

会長職務代理者

会長が指名する農業委員（7人以内）

農地利用最適化委員会

会長が指名する農業委員（12人以内）

各区域から推薦された推進委員（5人）

参与（2人）

農地利用最適化区域部会（5区域部会）

部会長

副部会長

農業委員

農地利用最適化推進委員

(3) 審議（取扱）内容別件数・面積（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

単位：件・m²

項目 内容	適用法令	件数	面積		
			田	畠	計
農地の権利移動 (所有権移転)	農地法第3条	30	35,013	2,696	37,709
	農業経営基盤強化促進法第18条	55	194,716	37,045	231,761
農地の権利設定等 (賃貸借権設定等)	農地法第3条	4	21,763	2,553	24,316
	農業経営基盤強化促進法第18条	218	1,411,502	60,088	1,471,590
相続等権利取得の届出	農地法第3条の3	1,156	6,901,210	62,183	6,963,393
		223	1,468,932	190,138	1,659,070
農地転用 (市街化区域外の場合)	農地法第4条第1項 (自己転用)	1	647	0	647
	農地法第5条第1項 (権利移転等有)	12	16,609	3,845	20,454
農地転用 (市街化区域の場合)	農地法第4条第1項第7号 (自己転用)	0	0	0	0
	農地法第5条第1項第6号 (権利移転等有)	58	30,836	14,511	45,347
競(公)売等適格証明申請	その他	0	0	0	0
非農地証明申請		37	93,079	13,608	106,687
農地転用事実に関する照会		96	—	—	—
諸証明交付申請		520	—	—	—

(4) 適用法令別審議（取扱）件数・面積（令和5年4月1日～令和6年3月31日） 単位：件・m²

項目 適用法令	内容	件数	面積		
			田	畠	計
農地法第3条	所有権移転	30	35,013	2,696	37,709
	賃貸借権設定等	4	21,763	2,553	24,316
農業経営基盤強化促進法第18条	所有権移転	55	194,716	37,045	231,761
	賃貸借権設定等	218	1,411,502	60,088	1,471,590
農地中間管理事業法第19条の2	賃貸借権設定	1,156	6,901,210	62,183	6,963,393
農地法第3条の3	相続等権利取得の届出	223	1,468,932	190,138	1,659,070
農地法第4条	農地転用(農地法第4条第1項) (自己転用－市街化区域外)	1	647	0	647
	農地転用(農地法第4条第1項第7号) (自己転用－市街化区域)	0	0	0	0
農地法第5条	農地転用(農地法第5条第1項) (権利移転等有一市街化区域外)	12	16,609	3,845	20,454
	農地転用(農地法第5条第1項第6号) (権利移転等有－市街化区域)	58	30,836	14,511	45,347
農地法第18条第6項	賃貸借の合意解約等の通知	186	883,024	14,562	897,586
農地法第25条	農地の和解仲介	0	—	—	—

(5) 区域別・目的別農地転用状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日） 単位：件・m²

目的	市街化区域			市街化区域外			合計					
	件数	面積		件数	面積		件数	面積				
		田	畠		田	畠		田	畠			
住宅用地	44	19,899	5,150	25,049	2	781	0	781	46	20,680	5,150	25,830
工・礦業用地	9	8,659	9,047	17,706	6	3,513	2,187	5,700	15	12,172	11,234	23,406
学校用地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公園・運動場用地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道水路用地	2	251	70	321	2	108	744	852	4	359	814	1,173
その他建物用地	3	2,027	244	2,271	3	12,854	914	13,768	6	14,881	1,158	16,039
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	58	30,836	14,511	45,347	13	17,256	3,845	21,101	71	48,092	18,356	66,448

(6) 農地利用最適化推進事業 (予算額 1,695千円)

遊休農地の発生防止や解消に向けた取組を進めるため、農地利用最適化推進委員を中心に実態調査を行うほか、担い手への農地集積を促進する。また、認定農業者や若手農業者等の地域農業の担い手の確保・育成を図るため、複式簿記の導入、家族経営協定の締結等の農業経営改善に必要な支援を行う。

[令和5年度未利用権設定面積（ストック値）4,100ha]

[5年度実績]

- ・パソコン農業簿記講習会 参加人数9名
- ・家族経営協定締結実績 37組（更新中29組）

(7) 農業者年金業務 (予算額 753千円)

農業者年金基金法による業務で、担い手の老後の生活安定を図るため、加入促進に努める。また経営移譲年金および老齢年金受給に関わる業務等を実施する。

ア 加入者数 97人（令和6年3月31日現在）

イ 農業者年金受給状況調（令和6年3月31日現在）

経営移譲年金受給者（人）	老齢年金受給者（人）	合 計（人）
200	198	398

3. 監査委員

(1) 委員数

議見を有する者 3人、議員から選任された者 1人

(2) 監査等執行状況

ア 定期監査

各課所室の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、令和5年4月6日から令和6年2月9日まで実施した。

イ 内部統制評価報告書審査

市長から審査に付された令和4年度秋田市内部統制評価報告書について、令和5年5月8日から7月28日まで審査した。

ウ 決算審査

市長から審査に付された令和4年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算ならびに基金の運用状況報告について、令和5年6月28日から8月31日まで審査した。

また、令和4年度秋田市水道事業会計、秋田市下水道事業会計および秋田市農業集落排水事業会計決算について、令和5年6月5日から7月28日まで審査した。

エ 健全化判断比率等審査

市長から審査に付された令和4年度の健全化判断比率および資金不足比率について、令和5年8月1日から8月31日まで審査した。

オ 財政援助団体等監査

令和4年度に市から財政的援助を受けた団体の中から1団体を抽出し、2件の補助金および1件の交付金に係る出納その他の事務の執行について、令和5年10月13日から令和6年2月29日まで実施した。

カ 例月現金出納検査

毎月1回、一般会計、特別会計および公営企業会計の収支状況、現金保管状況を検査した。

第16章 消防

[消 防]

都市化の進展により、複雑多様化する災害から市民の生命と財産を保護するため、消防車両・消防用無線機の更新、消火栓等消防水利・消防庁舎の整備、地震等の大規模災害発生時における緊急消防援助隊の活動体制の強化を図る。また、高齢化社会が進み、救急需要の増加に対応するため、救急車の計画的更新と救急救命士の養成を行うとともに応急手当の普及啓発および医療機関との連携強化に努め、救急業務の高度化推進を図る。

消防団の強化および活性化のため、器具置場の改築およびホース乾燥塔の新設を行うとともに、団員の被服貸与等福利厚生を図る。

(当初予算額 4,622,876千円)

1. 現有消防力（令和6年4月1日現在）

(1) 常備

ア 消防本部組織および消防水利

1本部・4署・3分署・7出張所 定数 445人 現員 419人

所 属 別	所管分署・出張所	現員数(人)	消 火 栓	防 火 水 槽
消防本部		75		
秋田消防署	3（うち分署1）	102	公 設 1,119 私 設 211	公 設 130 私 設 15
土崎消防署	4	99	公 設 892 私 設 292	公 設 132 私 設 23
城東消防署	1	64	公 設 738 私 設 15	公 設 88 私 設 19
秋田南消防署	2（うち分署2）	79	公 設 1,110 私 設 15	公 設 214 私 設 32
合 計	10（うち分署3）	419	公 設 3,859 私 設 533	公 設 564 私 設 89

※耐震性貯水槽を除く

イ 常備現有車両

消防ポンプ車	8台	支援車	1台	査察車	4台
水槽付消防ポンプ自動車	8台	資機材搬送車	2台	活動支援車	1台
化学車	4台	救急指揮支援車	1台	人員輸送車	1台
梯子付消防ポンプ自動車	3台	原調車	4台	団災害活動車	1台
大型化学高所放水車	1台	広報車	4台	団予備車	1台
泡原液搬送車	1台	水難、山岳救助車	2台		
救助工作車	5台	指揮車	4台		
津波大規模風水害対策車	1台	パトロール車	2台		
指令車	1台	本部警防	1台		
救急車	12台	公用車	1台		

(2) 非常備

ア 消防団組織および団員数（令和6年4月1日現在）

1団本部・5方面隊・32分団・78部・148班

定員 2,100人 実員 1,521人

イ 非常備現有車両等

消防ポンプ車	1台
救助資機材搭載型消防ポンプ自動車	5台
救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車	4台
小型動力ポンプ積載車	95台
小型動力ポンプ	140台

2. 消防団員の報酬

(1) 年額報酬

団長	112,300円	部長	35,000円	団員 基本団員	30,000円
副団長	81,900円	班長	32,500円	機能別団員	10,000円（1号団員）
分団長	50,500円			機能別団員	5,000円
副分団長	43,000円				（その他のもの2、3号団員）
(2) 出動報酬	1日につき2,000円から8,000円				

3. 令和5年中の火災・救急・救助統計

(1) 火災

ア 火災発生件数	54件（死者 5人、負傷者 12人）
イ 火災損害額	161,485千円
ウ 焼損面積	建物 2,606 m ² 、林野 20 a

(2) 救急

ア 救急車出動件数	14,773件
イ 搬送人員	13,573人

(3) 救急救命士活動状況・実績

ア 搬送心肺停止（C P A）傷病者数	364人
イ 1か月生存者数	13人（国指標による1か月生存率 3.57%）
ウ 救急救命士数	81人（令和6年4月1日現在）

(4) 救助

ア 救助出動件数	245件
イ 救助活動件数	243件
ウ 救助人員	453人

4. 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年1月の阪神淡路大震災後、国内で地震等の大規模災害が発生した場合、全国の消防機関が相互に応援可能な体制を構築するため、平成7年6月に創設された。その後、平成15年6月に消防組織法が大幅に改正され、緊急消防援助隊は、同法に基づく活動隊として位置付けられ、平成16年4月に新たな制度のもとでの緊急消防援助隊として発足している。

秋田市では、車両および資機材を導入して、秋田県大隊指揮隊、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊に登録し、秋田県代表消防機関として県内消防本部の中核を担い、広域応援体制の整備を図っている。

緊急消防救援隊の応援活動としては、平成15年9月に発生した「出光興産北海道製油所タンク火災」をはじめとして、平成20年6月に発生した「平成20年岩手宮城内陸地震」、同年7月に発生した「岩手県沿岸北部地震」、平成23年3月に発生した「東日本大震災」、平成30年9月に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」、さらに令和元年10月に発生した「令和元年東日本台風」に出動した。

5. 国際消防救助隊

昭和61年、総務省消防庁は、海外で大規模災害が発生した場合に備え、国際的な緊急援助体制の整備を進め、全国の消防機関の消防・救助隊員で編成された国際消防救助隊（インターナショナル・レスキュー・チーム／I R T）を発足させた。

平成12年、消防庁では国際消防救助隊登録本部および登録隊員を拡充することとし、秋田市では、高度救助隊員6人を国際消防救助隊員として消防庁に登録している。

平成27年4月25日に発生したネパール地震災害では、消防庁からの派遣要請を受け、首都カトマンズでの救助活動のため、隊員1名を14日間派遣した。

6. 高度救助隊

平成7年3月に発生した地下鉄サリン事件や、平成13年9月に発生したニューヨーク同時多発テロ事件以降、国内外でテロに対する脅威と社会的関心が高まるとともに、消防機関が行う救助活動の対象は、火災や交通事故、自然災害はもとより、鉄道・航空機等の重大事故、放射性物質や有害化学物質、生物剤の散布・漏洩事故等、特殊化・専門化傾向を強め、これら特殊災害に対応する資機材の開発整備と専門的知識を有する職員の育成が急務となった。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震や、平成17年4月に発生したJR西日本福知山線脱線事故では、土砂崩落や爆発・可燃性ガスの漏洩等、二次災害発生の危険を伴う重大な活動障害が生じ、救助活動が大きな制約を受けたことから、より高度な技術や資機材を整備する必要性が生じた。

このように、多様化・複雑化の様相を呈する大規模災害や特殊災害に対して、救助体制を強化し、より迅速かつ効果的な救助活動を実現するため、総務省消防庁は、平成18年4月に救助省令を改正し、新たな高度救助用資機材を装備した「高度救助隊」を各中核市の消防本部に設置することとした。

秋田市では、安心・安全なまちづくりに資するため、平成19年4月1日に高度救助隊（通称アサート／A S R T : Akita Super Rescue Team）を設置し、救助技術および資機材の高度化を推進するとともに、職員の能力開発を行い、災害対応能力の向上を図っている。

7. 消防総合通信指令システム

火災をはじめ救急、救助や地震等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、「より早く・より正確に・より安全に」を主眼とした消防指令業務の効率的運用を図ることを目的とする。

運用開始 平成28年4月1日

主な装置 指令台4式（自動出動指定装置・地図等検索装置搭載）

指揮台1式（自動出動指定装置・地図等検索装置搭載）

無線統制台1式

長時間録音装置・非常指令設備・指令制御装置・表示盤・指令電送装置・気象観測装置・災害状況等自動案内装置・順次指令装置・音声合成装置・出動車両運用管理装置・システム監視装置・電源装置・ネットワーク装置・統合型位置情報受信システム・Eメール指令装置・消防OAシステム・指令用放送アンプ

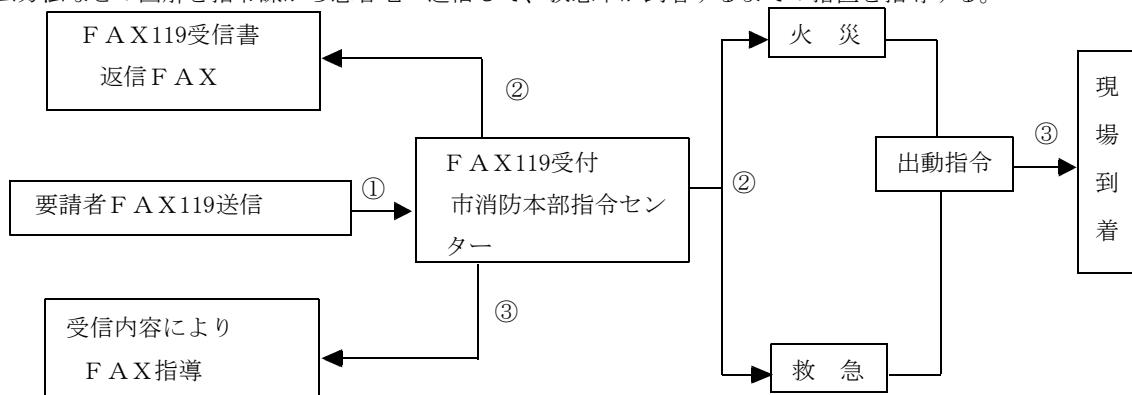
8. カメラ機能付携帯電話画像伝送システム

迅速・確実な情報収集および指揮体制、応援体制の強化を図ることを目的に導入し、平成15年4月1日から運用を開始している。

このシステムは、各消防署および指令課に配置されたカメラ機能付携帯電話機と指令センターに設置したテレビ電話機を接続することで、災害現場の映像をリアルタイムで指令センターに伝送するものである。

9. FAX（ファックス）119

音声による通報が困難な方が119番回線を利用して緊急通報ができるとともに、心肺蘇生法や異物除去方法などの図解を指令課から患者宅へ送信して、救急車が到着するまでの措置を指導する。



10. Web（ウェブ）119緊急通報システム

音声による通報が困難な方で、事前に申請し登録された方が携帯電話のインターネット接続機能を利用し、文字によるチャット形式で119番通報ができるシステムで、平成28年4月1日から運用を開始している。

11. 無人航空機

各種災害発生時における迅速な状況把握および被害の拡大防止、行方不明者の捜索等を目的に導入し、平成29年2月3日から運用を開始している。

12. モバイル映像伝送システム

迅速・確実な情報収集および指揮体制、応援体制の強化を図ることを目的に導入し、平成30年8月1日から運用を開始している。

このシステムは、指令課に配置された無人航空機とカメラ付スマートフォン、指令センターに設置した受信機を接続することで、各種災害現場の映像をリアルタイムで指令センターに伝送するものである。

13. 多言語三者通話サービス

秋田市内に暮らす外国人や外国人観光客など、日本語による会話が困難な方からの119番や、救急・災害現場で活動する隊員が迅速的確に対応できるよう、コールセンターを介した同時通訳によるサービスで、令和元年6月1日から運用を開始している。

第17章 公　　社　　等

(公財)秋田市総合振興公社
(一財)秋田市駐車場公社
太平山観光開発(株)
(一財)秋田市勤労者福祉振興協会
(公財)秋田観光コンベンション協会
河辺地域振興(株)
(株)雄和振興公社
(一財)秋田市学校給食会

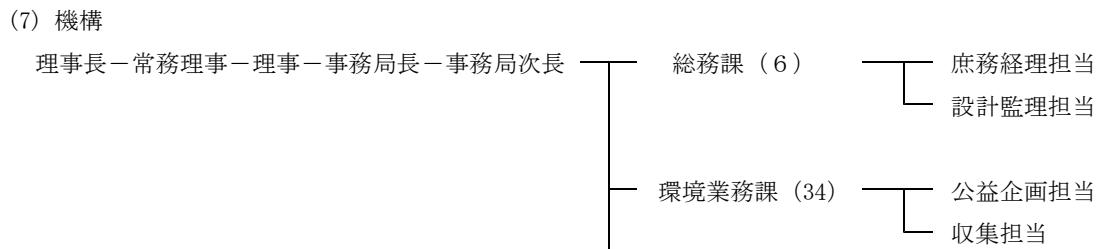
[公社等]

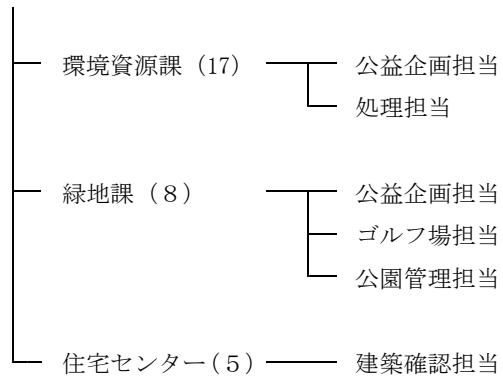
1. (公財) 秋田市総合振興公社

秋田市の公社改革の方針のもと、組織の抜本的な見直しや合理化を進め、経営の健全化および組織強化を図るため、平成17年4月1日に秋田市環境保全公社と秋田市緑地管理公社を統合したほか、平成25年4月1日からは公益財団法人として、循環型社会や緑あふれる地域社会を構築するための事業や地域社会の健全な発展を促進するための事業を行うなど、快適で豊かな市民生活の実現を図ることを目的とする事業を推進している。

また、平成27年4月1日には、廃棄物収集業務などの類似業務を行っていた一般財団法人雄和環境保全公社を経営の健全化・合理化を図るため吸収合併した。

- (1) 設立年月日 昭和54年4月26日（平成25年4月1日付けで公益財団法人へ移行）
(2) 組織 公益財団法人
(3) 基本財産 30,000千円
(4) 市出捐金 30,000千円
(5) 役員構成 理事6人（理事長、常務理事各1人）、監事2人、評議員6人
(6) 事業内容
ア 資源化物等の収集・処理事業
イ 調査・資料収集事業
ウ 緑のまちづくり活動支援基金事業
エ 地域安全安心活動事業
オ ふれあいイベント開催事業
カ 公園管理運営事業
キ 健康づくり体験事業
ク コミュニティ施設等管理運営事業
ケ ゴルフ場の管理運営に関する事業
コ 建築確認検査に関する事業
サ 住宅性能評価に関する事業
シ 建築物のエネルギー消費性能適合性判定に関する事業
ス 溶融飛灰等運搬、埋立作業に関する事業
セ 一般廃棄物の計量、処理手数料収納事業
ソ 粗大ごみ収集事業
タ 公園及び河川緑地等維持管理に関する事業
チ 病害虫駆除に関する事業
ツ 冬期除排雪対策に関する事業
テ 公共施設管理に関する事業
ト 自記録データ回収及び集計に関する事業
ナ 土地区画整理に関する事業
ニ 特定建築物等の定期報告に関する事業
ヌ 土地の貸付に関する事業
ネ その他この法人の目的を達成するために必要な事業





2. (一財) 秋田市駐車場公社

秋田駅前地区市街地再開発事業の一環として設置された大型駐車場ビル（地下1階、地上5階の自走式駐車場、自動車537台、自転車250台、バイク60台、貸店舗9店舗）の管理運営と、交通安全の推進を図り、都市機能の増進と市民生活の向上に寄与するために設立したものである。

- (1) 設立年月日 昭和54年10月31日（平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行）
(2) 組織 一般財団法人
(3) 基本財産 11,000千円
(4) 市出捐金 8,000千円
(5) 役員構成 理事5人（理事長1人、副理事長1人）、監事2人、評議員5人
(6) 事業内容
ア 交通安全の推進
イ 自動車駐車場の設置および管理
ウ 自転車・バイク駐車場の設置および管理
エ その他前項の目的を達成するために必要な事業
(7) 機構
理事長 — 副理事長 — 事務局長 — 事務局次長

```
graph TD; Director[理事長 — 副理事長 — 事務局長 — 事務局次長] --- GA[総務課 (2)]; Director --- BMR[業務管理室 (7)]
```

(8) 駐車料金等

区分	駐車料金（消費税含む）	利用台数（5年度）	備考
自動車	1時間まで 200円 30分増すごと 100円 夜間最大料金 600円 (16:00 ~ 翌10:30)	485,524 台 回転率 2.5	全日定期・平日定期・夜間定期 24時間営業
自転車	1日1回 100円 (24時間以内)	19,794 台 回転率 0.2	定期有り（1・2・3か月） (一般・学生別)
バイク	1日1回 200円 (24時間以内)	2,142 台 回転率 0.1	定期有り（1・2・3か月）

3. 太平山観光開発（株）

秋田市仁別、太平木曽石地区一帯の観光開発を目的として、秋田市観光協会役員が発起人となり秋田市からも出資を受け、昭和43年に設立された。

その後、秋田市が計画した「秋田市太平山リゾートパーク総合整備事業」を推進する第三セクターとして資本の充実と組織を強化し、平成18年4月から太平山リゾートパーク内のアドーム「ザ・ブーン」、ピクニックの森、オートキャンプ場、テニスの森、グラウンド・ゴルフ場、太平山スキー場「オーパス」および森林学習館「木こりの宿」等の管理を代行する指定管理者として、施設の管理運営を行っている。

(1) 設立年月日 昭和43年8月

(2) 組織 株式会社

(3) 資本金 50,000千円

(4) 市出資金 235,100千円

(5) 役員構成 代表取締役1人、取締役5人、監査役1人（令和6年4月1日現在）

(6) 主な事業内容

ア 公園施設等の管理運営受託事業

イ 飲食店・売店などのサービス事業

ウ 旅客索道事業

エ 造園、土木、植栽及び緑化事業

オ 各種イベントの企画、制作、管理運営

カ 農・林業およびその生産物の加工、販売

キ 労働者派遣事業

ク 酒類の販売

(7) 機構（令和6年4月1日現在）

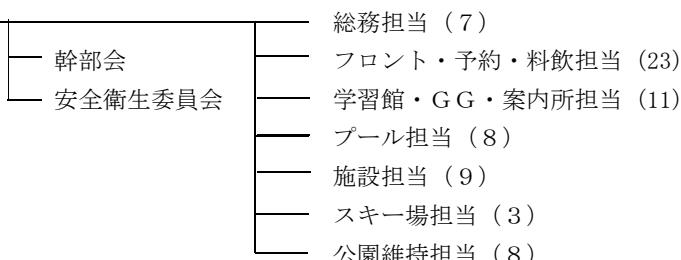
・決議機関

株主総会

役員会（取締役会、監査役会）

・執行機関

代表取締役社長



4. (一財) 秋田市勤労者福祉振興協会

勤労者に、教養・文化研修およびスポーツ等の活動の場を提供することにより、福祉の充実と勤労意欲の向上を図り、雇用の促進と職業の安定に資することを目的として設立したもので、指定管理者として秋田市勤労者総合福祉センター（秋田テルサ）、秋田市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ秋田）、秋田市勤労者体育センター（西部体育館）、秋田県勤労身体障害者スポーツセンターの4施設の管理運営を受託しているほか、秋田市勤労者福祉サービスセンター（ワークパル）において勤労者のための福利厚生事業を行っている。

(1) 設立年月日 平成4年3月26日（平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行）

(2) 組織 一般財団法人

(3) 基本財産 20,000千円

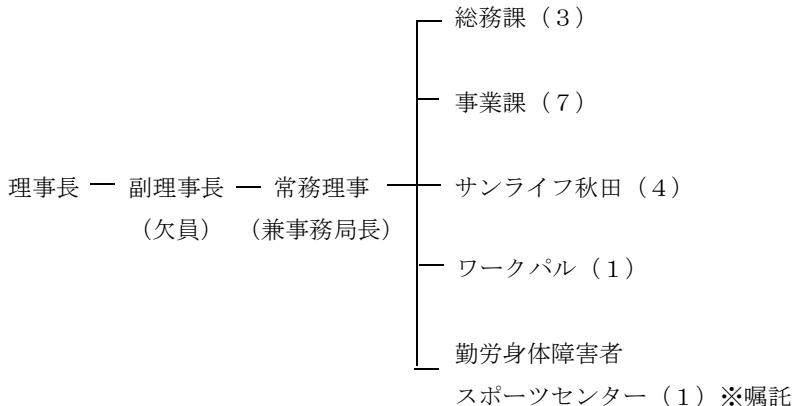
(4) 市出捐金 20,000千円

(5) 役員構成 理事5人、監事2人、評議員5人（令和6年4月1日現在）

(6) 主な事業

- ア 貸館事業
- イ 健康体力増進事業
- ウ 文化交流事業
- エ 職業教育研修事業
- オ 中小企業勤労者の福利厚生事業

(7) 機構（令和6年4月1日現在）



5. (公財) 秋田観光コンベンション協会

秋田市およびその周辺の市町村が有する文化的・社会的・経済的特性を活かして、国内外のコンベンションを誘致し、コンベンション開催の支援を行うことにより、地域におけるコンベンションの振興を目指すとともに、観光客誘致に努め、地域経済の活性化を図る。

平成9年7月、(財) コンベンションビューロー秋田と秋田市観光協会が組織合併した。また、平成17年1月11日の市町合併に伴い、河辺・雄和両町の観光協会と合併した。平成25年4月、公益財団法人へ移行した。令和3年4月1日から「秋田市まちなか観光案内所」の指定管理者となり、当所内に事務所を移転した。

(1) 設立年月日 平成9年7月1日

(2) 組織形態 公益財団法人

(3) 基本財産 387,125千円

(4) 市出捐金 300,000千円

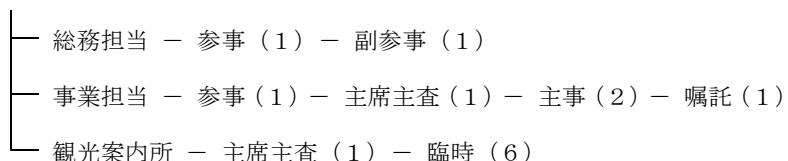
(5) 役員構成 理事12人（理事長1人、副理事長1人、専務理事1人）、監事2人

(6) 主な事業

- ア コンベンションの誘致および主催者への支援
- イ 観光客の誘致および受入れ
- ウ コンベンションおよび観光に関する広報および宣伝
- エ コンベンションおよび観光の調査・企画および開発
- オ コンベンションおよび観光に関する情報の収集および提供
- カ コンベンションおよび観光に係る人材育成および啓発

(7) 機構（令和6年4月1日現在）

理事長（1）—副理事長（1）—専務理事（兼事務局長）（1）—事務局次長（1）



6. 河辺地域振興（株）

県民の健康増進を積極的に推進するため、県と旧河辺町が平成9年に開設した、クアハウスタイプの健康増進施設「秋田県健康増進交流センターユフォーレ」と健康の森等で構成される「秋田市河辺ユフォーレ公園施設」等を管理運営することを目的に設立された。平成18年度からは、公の施設への指定管理者制度導入に伴い、「秋田市河辺高齢者健康づくりセンター」を含む当エリア全体の施設の指定管理を行っている。

- (1) 設立年月日 平成9年2月18日
- (2) 組織形態 株式会社
- (3) 資本金 81,350千円
- (4) 市出資金 52,000千円
- (5) 役員構成 代表取締役1人（社長1人）、取締役4人、監査役2人
- (6) 主な事業
 - ア 宿泊施設、レストラン、キャンプ施設、レクリエーション施設の経営
 - イ 酒類、清涼飲料、食品、観光土産品等の販売
 - ウ 公共的施設の管理運営受託
 - エ イベントの企画、立案、実施運営
 - オ 各種商品の企画、開発
 - カ ホームページの企画、制作およびメンテナンス業務
 - キ ビデオソフトの企画、制作、販売
 - ク チラシ、ポスター等の印刷物のデザインおよび制作
 - ケ 除雪業務
 - コ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - サ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - シ 介護保険法に基づく施設サービス事業
 - ス 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - セ 上記各号に付帯関連する一切の業務
- (7) 機構（令和6年4月1日現在）
 - 取締役会 - 代表取締役社長（1） - 支配人（1）
 - 総務・経理部門（3）
 - 健康増進部門（9）
 - クリンネス部門（12）
 - サービス部門（14）※厨房含む
 - 営業企画部（2）

7. (株) 雄和振興公社

旧雄和町が所有（所管）する公営施設および秋田県の施設について、効率的な管理運営を図るとともに、地域の振興発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として設立された。

管理運営については、県立中央公園エリアの秋田市雄和サイクリングターミナル、華の里エリアの秋田市雄和観光交流館「Villa・フローラ」、秋田市雄和里の家、秋田市雄和観光農産物加工所、大正寺エリアの秋田市雄和ふるさと温泉「ユアシス」および秋田市雄和コテージの指定管理を行っているほか、県営トレーニングセンター宿泊棟・食堂の管理を行っている。

- (1) 設立年月日 平成8年2月23日
- (2) 組織形態 株式会社
- (3) 資本金 30,000千円

- (4) 市出資金 30,000千円
- (5) 役員構成 代表取締役 1人（社長1人）、取締役3人、監査役2人
- (6) 主な事業
- ア スポーツ施設の経営および受託経営
 - イ 温泉利用による保養施設および宿泊施設の経営および受託経営
 - ウ 食堂・レストランの経営および受託経営
 - エ 土産品店の経営および受託経営
 - オ 観光に関する調査研究および各種イベントの企画・制作・実施
 - カ 農産物の加工、販売およびその研究開発
 - キ キャンプ場、モトクロス競技場等の経営および受託経営
- (7) 機構（令和6年4月1日現在）
社長（1）－総支配人（1）－支配人（2）－副支配人（3）－主任（3）－社員（1）－パート（28）

8. (一財) 秋田市学校給食会

秋田市内における小・中学校等への安全・安心を確保した給食物資の安定供給を通して、学校給食の充実発展に努め、児童生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

- (1) 設立年月日 昭和53年5月10日（平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行）
- (2) 組織 一般財団法人
- (3) 基本財産 21,000千円
- (4) 市出捐金 5,000千円
- (5) 役員構成 理事6人（理事長1人）、監事2人、評議員5人
- (6) 事業内容
- ア 学校給食物資の安定供給
 - イ 食の安全・食材に関する情報提供
 - ウ 地産地消の推進
 - エ 食育の支援
- (7) 機構（令和6年4月1日現在）
理事長 —— 事務局長
└─ 庶務係（1）
└─ 業務係（1）

第18章 統 計

[統 計]

1. 人口、世帯の推移（国勢調査結果）

年 次	人 口 (人)	増 加 率 (%)	世 帯 数 (世帯)	増 加 率 (%)
昭 30	190,202	50.9	36,902	46.3
35	203,661	7.1	44,304	20.1
40	216,607	6.4	53,569	20.9
45	235,873	8.9	65,248	21.8
50	261,246	10.8	79,120	21.3
55	284,863	9.0	92,576	17.0
60	296,400	4.1	97,972	5.8
平 2	302,362	2.0	104,833	7.0
7	311,948	3.2	115,050	9.7
12	317,625	1.9	122,971	6.9
17	333,109	4.9	131,213	6.7
22	323,600	-2.9	131,318	0.1
27	315,814	-2.4	135,318	3.0
令 2	307,672	-2.6	136,952	1.2

2. 産業別就業人口の推移（国勢調査結果）

単位：人 (%)

年 次	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分 類 不 能	合 计
昭 55	6,895 (5.2)	27,593 (21.0)	97,019 (73.7)	117 (0.3)	131,624 (100.0)
60	6,315 (4.7)	27,312 (20.3)	100,787 (74.8)	360 (0.3)	134,774 (100.0)
平 2	4,951 (3.5)	29,651 (21.1)	105,650 (75.1)	375 (0.3)	140,627 (100.0)
7	3,897 (2.6)	31,927 (21.3)	113,945 (75.8)	508 (0.3)	150,277 (100.0)
12	2,927 (1.9)	31,144 (20.5)	117,632 (77.3)	533 (0.4)	152,236 (100.0)
17	4,286 (2.8)	27,313 (17.7)	120,550 (78.1)	2,275 (1.5)	154,424 (100.0)
22	3,066 (2.1)	23,583 (16.0)	114,459 (77.9)	5,910 (4.0)	147,018 (100.0)
27	2,893 (2.1)	22,567 (16.0)	110,438 (78.5)	4,809 (3.4)	140,707 (100.0)
令 2	2,634 (1.8)	22,106 (15.5)	113,683 (79.6)	4,364 (3.1)	142,787 (100.0)

3. 令和2年国勢調査の結果

単位：人

人口			世帯		面積 (km ²)	人口 密度 (人/km ²)	人口集中地区	
総数	男	女	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員			面積 (km ²)	人口
307,672	145,411	162,261	136,952	2.25	906.07	339.6	54.85	245,611

年少人口 (0~14歳) (年齢不詳を除く)	生産人口 (15~64歳) (年齢不詳を除く)	老人人口 (65歳以上) (年齢不詳を除く)	15歳以上人口の労働力状態				
			総数	労働力人口			非労働力 人口
				総数	就業者	完全失業者	
32,809	172,755	95,949	268,704	148,771	142,787	5,984	102,538

資料 国勢調査

※ 「15歳以上人口の労働力状態」の総数には労働力状態「不詳」を含む。

4. 学校数および生徒数等の推移

(各年5月1日現在)

区分 年度	幼稚園・幼保連携型認定こども園		小学校		中学校		高等学校	
	園数	園児数(人)	学校数	児童数(人)	学校数	生徒数(人)	学校数	生徒数(人)
25	31	4,091	46	15,643	26	8,522	14	8,906
26	31	4,033	46	15,440	26	8,328	14	8,785
27	32	4,563	46	15,098	26	8,226	14	8,551
28	32	4,014	43	14,949	27	8,034	14	8,443
29	33	4,065	43	14,666	27	7,854	14	8,229
30	36	4,947	43	14,446	27	7,595	14	8,083
元	37	4,812	43	14,257	27	7,485	14	7,927
2	38	4,731	43	14,046	27	7,423	14	7,828
3	38	4,511	43	13,862	27	7,416	14	7,696
4	40	4,531	42	13,594	27	7,342	14	7,720
5	40	4,395	42	13,309	24	7,188	14	7,643

区分 年度	高等専門学校		短大		大学		専修学校	
	学校数	学生数(人)	学校数	学生数(人)	学校数	学生数(人)	学校数	生徒数(人)
25	1	894	5	1,018	6	8,251	15	1,316
26	1	880	5	801	6	8,439	15	1,295
27	1	862	5	740	6	7,519	16	1,261
28	1	855	4	733	6	7,620	15	1,227
29	1	858	4	685	6	7,545	15	1,213
30	1	847	4	633	6	7,603	14	1,135
元	1	802	4	592	6	7,584	14	1,089
2	1	816	4	583	6	7,537	15	1,104
3	1	796	4	577	6	7,534	13	1,139
4	1	840	4	606	7	7,425	13	1,251
5	1	812	4	559	6	7,324	13	1,271

区分 年度	特別支援学校	
	学校数	児童・生徒数(人)
25	5	476
26	5	487
27	5	485
28	5	480
29	5	466
30	5	445
元	5	449
2	5	437
3	5	450
4	5	445
5	5	443

5. 市立小・中学校校舎面積の推移（屋内運動場除く）

(各年5月1日現在)

区分 年度	小学校			中学校		
	総面積	木造(構成比)	鉄筋鉄骨(構成比)	総面積	木造(構成比)	鉄筋鉄骨(構成比)
16	192,243m ²	2,065m ² (1.1%)	190,178m ² (98.9%)	116,526m ²	1,980m ² (1.7%)	114,546m ² (98.3%)
17	215,501m ²	2,313m ² (1.1%)	213,188m ² (98.9%)	128,599m ²	1,815m ² (1.4%)	126,784m ² (98.6%)
18	215,472m ²	2,296m ² (1.1%)	213,150m ² (98.9%)	127,815m ²	1,815m ² (1.4%)	126,000m ² (98.6%)
19	216,313m ²	3,760m ² (1.7%)	212,553m ² (98.3%)	128,028m ²	2,691m ² (2.1%)	125,337m ² (97.9%)
20	214,820m ²	3,770m ² (1.8%)	211,050m ² (98.2%)	127,988m ²	2,691m ² (2.1%)	125,297m ² (97.9%)
21	214,973m ²	3,780m ² (1.8%)	211,193m ² (98.2%)	128,450m ²	2,400m ² (1.9%)	126,050m ² (98.1%)
22	209,687m ²	3,537m ² (1.7%)	206,150m ² (98.3%)	127,088m ²	2,445m ² (1.9%)	124,643m ² (98.1%)
23	209,487m ²	3,439m ² (1.6%)	206,048m ² (98.4%)	124,841m ²	2,338m ² (1.9%)	122,503m ² (98.1%)
24	207,987m ²	3,531m ² (1.7%)	204,456m ² (98.3%)	128,748m ²	2,346m ² (1.8%)	126,402m ² (98.2%)
25	207,537m ²	3,325m ² (1.6%)	204,212m ² (98.4%)	125,257m ²	2,195m ² (1.8%)	123,062m ² (98.2%)
26	207,887m ²	3,318m ² (1.6%)	204,569m ² (98.4%)	124,657m ²	1,487m ² (1.2%)	123,170m ² (98.8%)
27	207,686m ²	3,365m ² (1.6%)	204,321m ² (98.4%)	124,986m ²	1,490m ² (1.2%)	123,496m ² (98.8%)
28	200,317m ²	3,187m ² (1.6%)	197,130m ² (98.4%)	122,317m ²	1,532m ² (1.3%)	120,785m ² (98.7%)
29	199,398m ²	3,187m ² (1.6%)	196,211m ² (98.4%)	123,095m ²	1,532m ² (1.2%)	121,563m ² (98.8%)
30	198,862m ²	2,635m ² (1.3%)	196,227m ² (98.7%)	123,050m ²	1,532m ² (1.2%)	121,518m ² (98.8%)
元	199,096m ²	2,635m ² (1.3%)	196,461m ² (98.7%)	123,050m ²	1,532m ² (1.2%)	121,518m ² (98.8%)
2	199,096m ²	2,635m ² (1.3%)	196,461m ² (98.7%)	123,050m ²	1,532m ² (1.2%)	121,518m ² (98.8%)
3	199,109m ²	2,635m ² (1.3%)	196,474m ² (98.7%)	123,050m ²	1,532m ² (1.2%)	121,518m ² (98.8%)
4	197,195m ²	2,602m ² (1.3%)	194,593m ² (98.7%)	123,113m ²	1,532m ² (1.2%)	121,581m ² (98.8%)
5	198,514m ²	2,670m ² (1.3%)	195,844m ² (98.7%)	116,550m ²	1,329m ² (1.1%)	115,221m ² (98.9%)

6. 事業所数・従業者数の推移

年 次	事 業 所 数	従 業 者 数 (人)
昭 50	13,028	126,200
53	14,465	137,083
56	16,246	143,878
61	17,355	145,977
平 3	17,426	156,624
8	17,968	168,232
13	17,293	162,710
18	16,886	163,170
21	16,570	168,590
24	15,607	145,013
26	15,402	148,966
28	14,983	146,415
令 3	13,961	140,892

資料 事業所統計調査・経済センサス基礎調査・経済センサス活動調査

※調査日は、昭和50年：5月1日、昭和53年：6月15日、昭和56・61・平成3・21・26年：7月1日、
平成8・13・18年：10月1日、平成24年：2月1日、平成28年・令和3年：6月1日

7. 製造業の推移

(各年12月31日現在)
平成28年以降の事業所数および従業者数は翌年6月1日現在

年 次	事 業 所 数			従 業 者 数 (人)	出 荷 額 (万円)	対前年比 (%)
	市	県	全県に占める 割合(%)			
平 12	417	3,194	13.1	13,924	34,843,870	99.8
13	385	2,913	13.2	12,972	32,623,456	93.6
14	350	2,688	13.0	11,630	28,320,905	86.8
15	349	2,685	13.0	11,927	27,706,772	97.8
16	333	2,512	13.3	11,659	30,253,757	109.2
17	353	2,492	14.2	12,443	33,038,329	109.2
18	329	2,346	14.0	12,829	32,216,524	97.5
19	351	2,346	15.0	13,410	34,884,687	108.3
20	345	2,369	14.6	12,784	32,701,664	93.7
21	314	2,164	14.5	11,704	27,478,964	84.0
22	300	2,080	14.4	11,515	29,900,124	108.8
24	302	2,002	15.1	11,381	26,467,266	88.5
25	300	1,940	15.5	11,371	26,218,883	99.1
26	293	1,897	15.4	10,888	29,199,831	111.4
28	267	1,800	14.8	10,244	27,998,193	95.9
29	269	1,758	15.3	10,782	29,146,386	104.1
30	260	1,711	15.2	10,613	30,175,235	103.5
令 元	257	1,648	15.6	10,807	28,328,051	93.9
2	252	1,535	16.4	9,974	26,366,615	93.1

資料 秋田市の工業

- ※ 1. 秋田市独自集計結果および秋田県公表値による。
- 2. 従業員4人以上。
- 3. 平成23・27年は工業統計調査を実施せず。
- 4. 平成24・28年の対前年比は、それぞれ平成22・26年との対比。

8. 商店数、従業者数、販売額の推移

卸 売 ・ 小 売 業						一 般 飲 食 店			
年 次	総 数 (店)	卸 売 (店)	小 売 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	年 次	総 数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
昭 49	4,682	810	3,872	27,541	545,882	昭 49	1,038	4,161	9,395
51	5,176	1,118	4,058	30,530	914,140	51	960	4,229	14,168
54	5,462	1,184	4,278	32,654	1,148,580	54	1,212	5,220	19,057
57	5,841	1,316	4,525	34,635	1,339,760	57	1,255	4,819	19,099
60	5,473	1,254	4,219	32,671	1,473,324	61	1,113	4,561	20,414
63	5,746	1,413	4,333	34,507	1,653,109	平 元	1,032	4,736	21,646
平 3	5,756	1,544	4,212	36,966	1,810,104	4	991	4,943	25,143
6	5,406	1,458	3,948	36,812	1,849,309				
9	5,092	1,337	3,755	36,435	1,945,356				
14	4,765	1,314	3,451	35,276	1,400,508				
16	4,692	1,346	3,346	33,994	1,341,898				
19	4,352	1,154	3,198	32,759	1,255,197				
24	4,167	1,293	2,874	31,815	1,048,352				
28	4,070	1,282	2,788	32,956	1,147,819				
合 3	3,068	950	2,118	26,560	1,104,968				

資料 秋田市の商業、平成28年経済センサス活動調査

※1. 調査日は昭和49・54・63・平成9・14・16・19・28年・令和3年：6月1日、

昭和51・60年：5月1日、昭和57、平成3・6年：7月1日、平成24年：2月1日。

平成16年は簡易調査である。また、平成5年以降、飲食店の調査は行われていない。

2. 平成28年・令和3年の年間販売額については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計している。

9. 農家数と耕地面積の推移

(各年2月1日現在)

区 分 年 次	総農家数 (戸)	専業農家 (戸)	兼 業 農 家			総経営 面 積 (ha)	田 (ha)	畠 (ha)	樹園地 (ha)
			総 数 (戸)	農家主 (戸)	専業主 (戸)				
昭 50	6,369	254	6,115	1,681	4,434	6,294	5,707	540	47
55	5,932	248	5,684	1,434	4,250	6,075	5,576	453	46
60	5,453	304	5,149	1,084	4,065	5,862	5,424	396	42
平 2	4,939	419	4,520	784	3,736	5,448	5,118	290	40
7	4,341	452	3,889	822	3,067	5,006	4,691	279	36
12	3,203	453	2,750	430	2,320	4,623	4,382	211	31
17	4,303	680	3,623	483	3,140	7,446	7,059	338	50
22	3,495	788	2,707	377	2,330	7,032	6,649	344	40
27	2,676	716	1,960	328	1,632	6,254	5,952	257	45
合 2	1,941	-	-	-	-	5,187	4,984	176	27

資料 世界農林業センサス・農業センサス、秋田県統計書

※農家数のうち、専業および兼業は令和2年から調査していない。

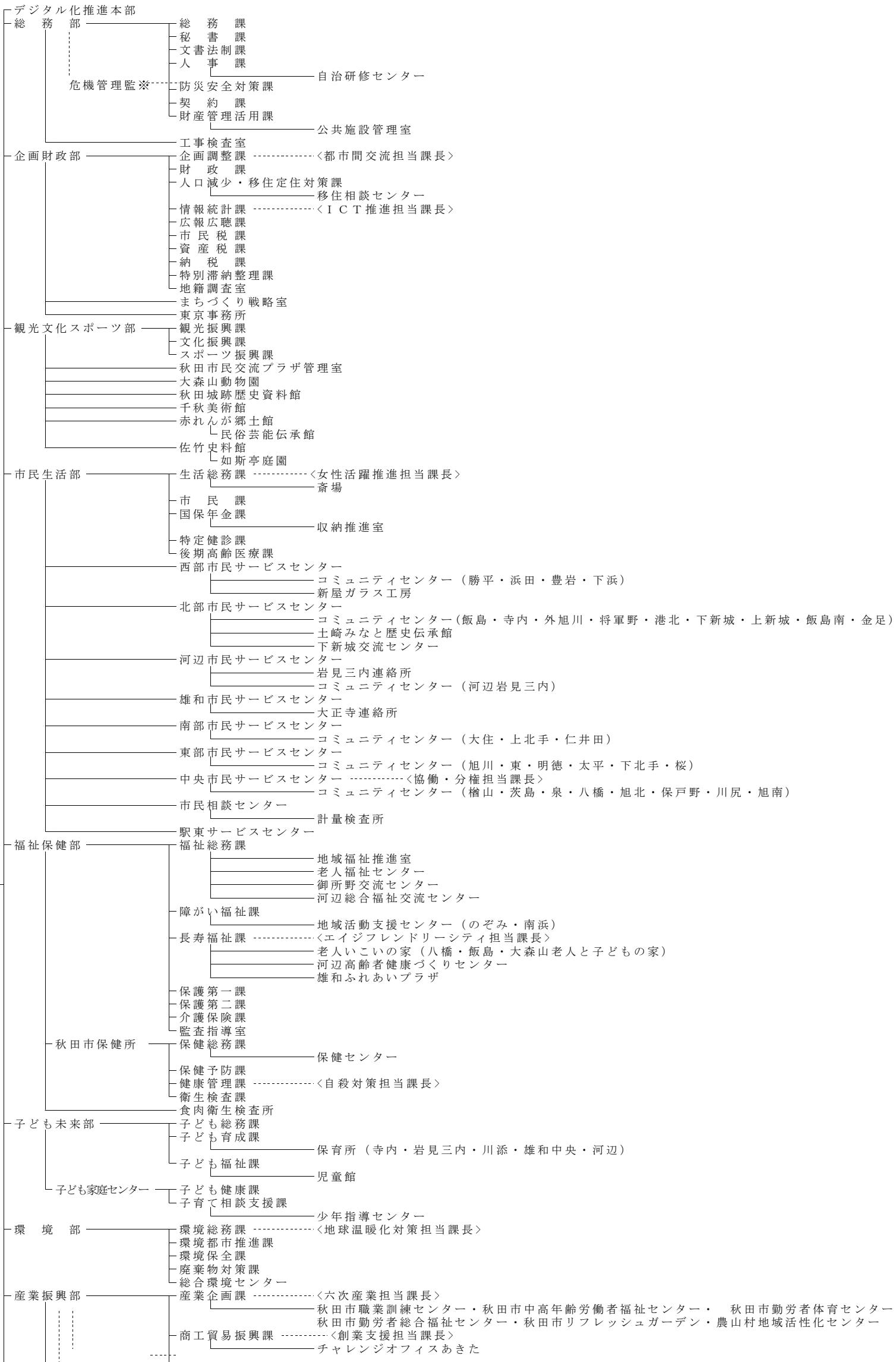
秋田市機構等一覧表 (令和6年4月3日現在)

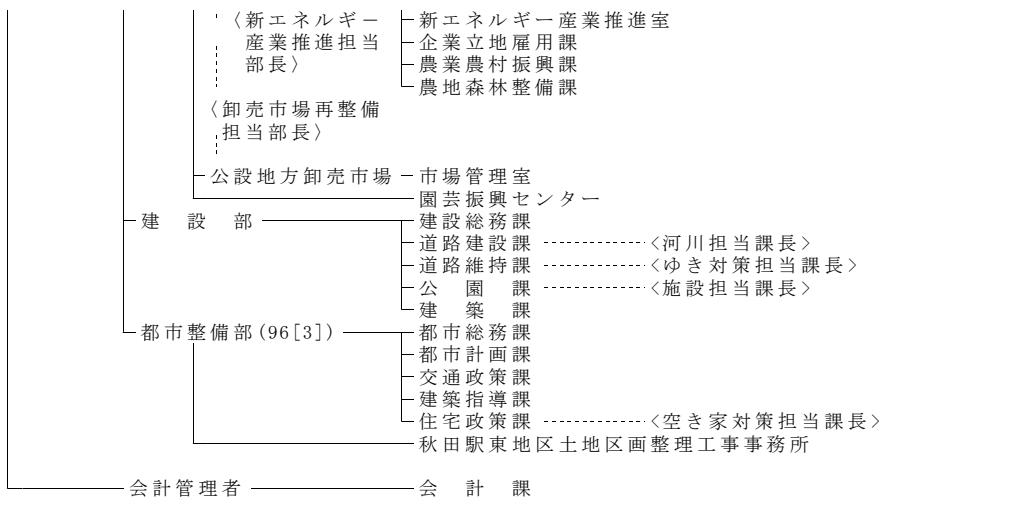
○職員数2,648人
○△内は当該組織に所属する担当部長または担当課長
※危機発生時に市長・副市長の指示のもと危機対応

議決機関

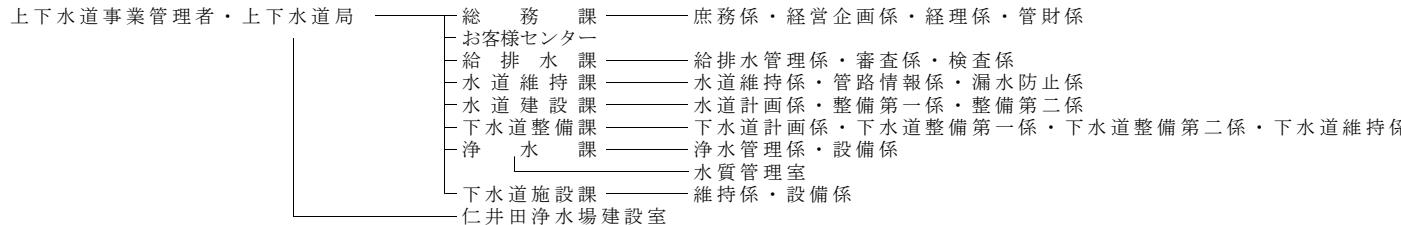
市議会——事務局——総務課
——議事課

執行機関

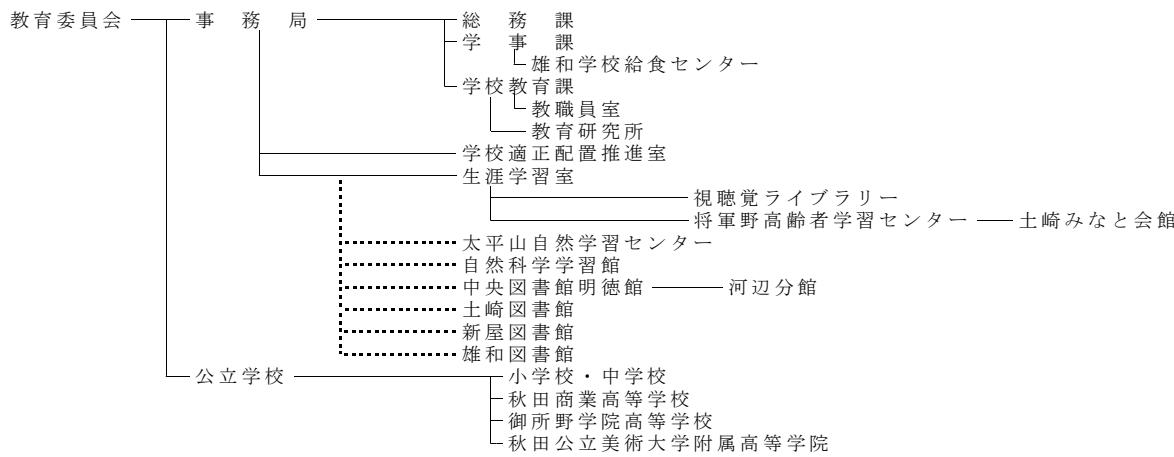




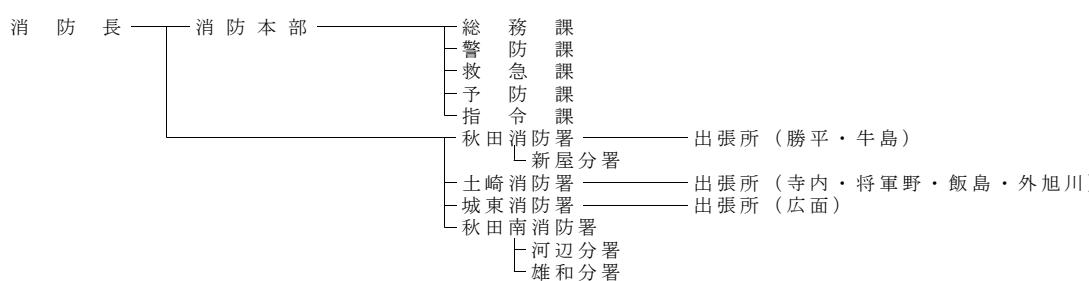
公 営 企 業



執行機関たる行政委員会



消 防



(参考)

公立大学法人 秋田公立美術大学

地方独立行政法人 市立秋田総合病院

令和6年度版 秋田市のあらまし

編集 秋田市議会事務局
秋田市山王一丁目1番1号
電話 018（888）5784
FAX 018（888）5783
